

令和6年度中小企業対外経済政策推進事業
(サイバーインフラ事業者に係わる責務と基本的取り組み等の調査)

調査報告書

2025年3月
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目 次

1. 事業の目的、実施内容	2
2. 国内外動向に関する文献調査	4
3. ワーキンググループの開催	34
4. ガイドライン（案）の作成	45
5. まとめ	71

1. 事業の目的、実施内容

(1) 事業目的

- 我が国のサイバーセキュリティ基本法第7条においてはサイバー関連事業者（インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者）の責務が規定されているところ。この事業者のうち、政府機関及び重要インフラ事業者が情報・通信システム、ソフトウェア製品及び ICT サービスを開発し提供する事業者並びに当該情報・通信システム等のソフトウェアのライフサイクルとサプライチェーンに関わる事業者（以下、「サイバーインフラ事業者」という。）がリスク要因に適切に対処するためには、サイバーインフラ事業者に係る官民が連携した取組の在り方や、サイバーセキュリティのリスクマネジメントにおいて不可欠となる対応策の体系的な整理とさまざまなフェーズで役立つ具体的な取組に関する調査・検討が必要である。
- 本件に関しては、これまでサイバーインフラ事業者に係わる具体的な「責務と基本的取組」の調査研究が実施されてきたところ、本件は、同調査研究の成果である具体的な「責務と基本的取組」（以下「具体的方針検討案」という。）に基づき、サイバーインフラ事業者の意見等を踏まえながら、具体的な取組の在り方や基本的取組のさらなる体系的な整理と現場の各フェーズで役立つ具体策含むガイドライン（以下「ガイドライン案」という。）を検討するための調査を行うことを通して、サイバーインフラ事業者によるレジリエンスを向上し、サイバーセキュリティの強化を推進することを目的として実施した。

1. 事業の目的、実施内容

(2) 実施内容

- 本事業で実施した調査は次表の通りである。調査結果の詳細は本報告書第2章以降で示す。

表1.1 事業の実施概要

No.	実施項目	実施内容
1	国内外動向に関する文献調査	ガイドライン案に必要な要素を検討するため、具体的方針検討案を踏まえつつ、国内外のサイバーセキュリティ対策に関する法、制度、取組、事例及び動向を調査した。
2	ワーキンググループの開催	- 顧客も含めたさまざまなサイバー関連事業者が合意し取組可能なガイドライン案とするために、本事業に関係するサイバーインフラ事業者、業界団体、学識者等12名の有識者からなる検討会を設置し、3回にわたる開催にあたっての事務局運営を担当した。 - 検討会での議論を受けて、関連するサイバーインフラ事業者等に6件のヒアリング等を実施し、検討会へインプットした。
3	ガイドライン（案）の作成	これまでサイバーインフラ事業者に係わる具体的な「責務と基本的取組」の調査研究が実施されてきたところ、同調査研究の成果である具体的な「責務と基本的取組」を踏まえ、さらに深掘した形でガイドライン（案）を作成した。

2. 国内外動向に関する文献調査

(1) 調査概要

■ 調査目的

- これまでサイバーインフラ事業者に係わる具体的な「責務と基本的取組」の調査研究が実施されてきたところ、同調査研究の成果である具体的な「責務と基本的取組」を踏まえつつ、ガイドライン（案）に必要な要素を検討するため、国内外のサイバーセキュリティ対策に関する法、制度、取組及び動向を調査する。

■ 実施方法

- 本事業で実施した調査は次表の通りである。

表2.1 文献調査の概要

対象国・地域	● 米国、欧州の他、先進的な取組を進める英国及び独国、国際的な連携の動向を把握するため日米豪印の共同原則も対象とした。
出典	● ガイドライン、共同声明、法令の他、国際標準も対象とした。 ● 諸外国の政府機関の他、業界団体、日本の政府機関や独立行政法人が公表している、サイバーセキュリティ確保の取組に関する文書も対象とした。 ● 対象範囲は業界横断的な文書のほか、特定業界の文献や、2024年度に公表された文献にも注目した。

2. 国内外動向に関する文献調査

(2) 調査結果

■ 結果概要

- 欧米を中心に、ソフトウェアサプライチェーンにおける脆弱性対策に関わる制度、ガイドライン類の整備が進む。
- セキュア・バイ・デザイン／デフォルトの概念が広まっており、サイバーインフラ事業者には、顧客との適切な役割分担のもと、自社が提供するソフトウェア製品のサイバーセキュリティ対策が求められている。

2. 国内外動向に関する文献調査

(2) 調査結果

- 本事業で実施した調査対象文献は次表の通りである。

表2.2 文献調査対象（諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組）

地域・国等	出典	文献名称
米国	OMB（Office of Management and Budget）	・ M-22-18（M-23-16に更新）
米国	NIST（National Institute of Standards and Technology）	・ SP800-218 Version 1.1
米国	NIST	・ SP800-161 Rev.1
米国	NIST	・ SP800-40 Rev.4
米国	NSA（National Security Agency）	・ SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN / Recommended Practices Guide
米国	CISA（Cybersecurity and Infrastructure Security Agency）	・ Product Security Bad Practices Version 1.0
米国	CISA	・ Secure by Demand Guide
米国	CISA	・ Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software
米国	DoE（United States Department of Energy）	・ Supply Chain Cybersecurity Principles
欧州	EU	・ Cyber Resilience Act
英国	DSIT（Department for Science, Innovation and Technology）	・ Code of Practice for Software Vendors
英国	NCSC（National Cyber Security Centre）	・ Guidelines for secure AI system development Version 1.0

2. 国内外動向に関する文献調査

(2) 調査結果

- 本事業で実施した調査対象文献は次表の通りである。

表2.2 文献調査対象（諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組）（続き）

地域・国等		出典	文献名称
国際標準	ISO	・ ISO/IEC 27002:2022	
国際標準	ISO	・ ISO/IEC 27036-1:2021, 27036-2:2022, 27036-3:2023, 27036-4:2016	
国際標準	ISO	・ ISO/SAE 21434 :2021, ISO 24089:2023（Amendment1 Edition 2024）	
日本、米国、豪州、印度	日米豪印政府	・ QUADソフトウェア・セキュリティに関する共同原則	
日本、米国、豪州、印度	日米豪印政府	・ 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則	
その他	BSA	・ The BSA Framework for Secure Software : A New Approach to Securing the Software Lifecycle Version 1.1	

2. 国内外動向に関する文献調査

(2) 調査結果

表2.3 文献調査対象（国内のサイバーセキュリティ確保の取組）

地域・国等	出典	文献名称
日本	NISC	・ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準
日本	NISC	・ 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針
日本	NISC	・ 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画
日本	NISC	・ サイバーセキュリティ基本法
日本	IPA	・ ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル 第6版

表2.4 文献調査対象（事故調査機関及び法令）

地域・国等	出典	文献名称
欧州	ENISA（The European Union Agency for Cybersecurity）	・ 欧州連合サイバーセキュリティ当局
英国	NCSC	・ 国家サイバーセキュリティ・センター
独国	BSI（Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik）	・ 連邦情報セキュリティ局

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組―

- M-22-18（M-23-16に更新）
 - 政府機関が、ソフトウェアベンダーに対して、SSDFの実装の適合性を証明する自己適合宣言書の取得を要求することを定める文書

表2.5 文献調査結果

項目		内容
文献名称	M-22-18（M-23-16に更新）	
公表年	2023年	
出所	OMB	
対象事業者	顧客、ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	政府機関（政府調達に関わる事業者）に向けた文書であり、政府機関に一般的なサイバーセキュリティ慣行で構築されたソフトウェアの使用を求める。SP800-218に整理されているプラクティスの中から、最低限必要とされるセキュリティ対策を抽出し、政府調達に関わる事業者に自己適合宣言書の提出を求めている。 自己適合宣言には以下の4項目が含まれている。 ・ ソフトウェアを安全な環境で開発及び構築すること ・ 信頼できるソースコードサプライチェーンを維持するために、自動化されたツール又は同等のプロセス等を採用すること ・ ソフトウェアコード及びサードパーティ製コンポーネントの出所を維持すること ・ セキュリティの脆弱性をチェックする自動化ツール又は同等のプロセスを採用すること	

対象事業者： ソフトウェア開発組織やソフトウェアを含むサプライヤー等を「ソフトウェア開発者」、政府機関やソフトウェアの利用・購入組織を「顧客」として表記した。

対象範囲： 文献の対象範囲が製品などソフトウェアを含む場合に「ソフトウェア」と表記。そのほかに組織体制も識別した。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

■ SP800-218

- ソフトウェアライフサイクル全体でセキュアなソフトウェアを開発するためのソフトウェア開発者向けフレームワーク（Secure Software Development Framework：SSDF）

表2.6 文献調査結果

項目		内容
文献名称	SP800-218 Version 1.1	
公表年	2022年	
出所	NIST	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	セキュリティに配慮したソフトウェア開発手法を既存の標準やガイドライン等を参照する形でまとめたフレームワーク（Secure Software Development Framework (SSDF)）である。各手法を「組織の準備」「ソフトウェアの保護」「セキュアなソフトウェアの作成」「脆弱性への対応」の4つに分類の上、実施すべき事項（プラクティスータスクの2階層）、想定実装例、参照文書として体系化している。 ・プラクティス ：プラクティスの名前と一意の識別子に加えて、プラクティスとは何か、なぜそれが有益なのかについての説明 ・タスク ：プラクティスを実行するために必要なアクション ・想定実装例 ：タスクの実装を支援するために使用できるツール、プロセス、その他のメソッドの想定例 ・参照文献 ：セキュアな開発プラクティス文書への参照と、特定のタスクへのマッピング	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- SP800-161
 - 米国連邦政府機関とその関係機関に対する、サプライチェーンリスク管理のためのガイドライン

表2.7 文献調査結果

項目		内容
文献名称	SP800-161 Rev.1	
公表年	2024年	
出所	NIST	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア、組織体制	
概要	対象は、一般の事業者全体であるため、OT関連のサプライヤ、開発者、システムインテグレーター、外部システムサービスプロバイダ、その他のICT/OT関連のサービスプロバイダ等を含む。組織階層に応じたサプライチェーンリスク管理と評価の枠組みを提供することを目的としている。サプライチェーン全体のサイバーセキュリティリスクを管理し、適切な対応戦略、ポリシー、プロセス、及び手順を策定するためのフレームワークと管理策を整理している。 ・ AC：アクセス制御 アカウント管理、最小特権等 ・ AT：意識向上と訓練 セキュリティ教育等 ・ AU：監査と説明責任 否認防止など ・ CA：セキュリティ評価、承認、及び監視 継続した監視等 ・ CM：構成管理 構成及び変更管理等 ・ CP：コンティンジェンシー・プランニング 代替サイト等 ・ IA：識別と認証 識別子管理等 ・ IR：インシデント対応 インシデント対応等 ・ MA：保守 管理保守等 ・ MP：メディア保護 媒体の廃棄等 ・ PE：物理及び環境的保護 物理的アクセス制御等 ・ PL：システムセキュリティ計画等 ・ PM：プログラム管理 脅威認識プログラム等 ・ PS：人的セキュリティ ・ PT：個人を特定できる情報の処理と透明性 ・ RA：リスクアセスメント ・ SA：システム及びサービス取得 ・ SC：システムと通信の保護 ・ SI：システムと情報の完全性 ・ SR：サプライチェーン・リスクマネジメント	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

■ SP800-40

- 脆弱性とパッチの管理についてのガイドラインであり、エンタープライズ・パッチ管理計画に関する推奨事項を示すもの

表2.8 文献調査結果

項目	内容
文献名称	SP800-40 Rev.4
公表年	2022年
出所	NIST
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客
対象範囲	ソフトウェア
概要	ソフトウェア脆弱性管理の基本的なライフサイクルとして3つのフェーズを識別している。特に、パッチ適用の観点でのリスク対応の実行については、パッチの導入準備、パッチの展開、配備の確認、展開したパッチの監視として説明されている。 ・ ソフトウェア脆弱性の影響把握 ・ リスク対応の計画 ・ リスク対応の実行 また、エンタープライズ・パッチ管理計画の原則と実行可能な推奨事項を整理している。ソフトウェアサプライチェーンの観点での推奨事項を以下に示す。 ・ 他のソフトウェアと比較して、長期的に脆弱性が少ない可能性の高いソフトウェアを取得する。 ・ セキュアなソフトウェア開発プラクティスの厳格さ、パッチのリリースの速さ、パッチに関連する問題の頻度、セキュリティ関連のコミュニケーションの透明性などの要素を考慮して、ソフトウェア脆弱性が長期的に低減される可能性の高いソフトウェア開発事業者と協力する。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN : Recommended Practices
 - 供給者、開発者、顧客向けの3部構成となっており、セキュアなソフトウェアサプライチェーンを確保するために各主体に推奨されるプラクティスを整理

表2.9 文献調査結果

項目	内容
文献名称	SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN : Recommended Practices Guide for Developers SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN : Recommended Practices Guide for Suppliers SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN : Recommended Practices Guide for Customers
公表年	2022年
出所	NSA
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客
対象範囲	ソフトウェア
概要	開発者向けには、以下のプラクティスが掲載されている。 ・ セキュアな製品基準と管理 ・ セキュアなコードの開発 ・ サードパーティ製コンポーネントの確認 ・ ビルド環境の堅牢化 ・ コードの配信 顧客向けには、以下のプラクティスが掲載されている。 ・ 要件定義と製品評価、契約 ・ 製品の受入、機能テスト、レビュー、自組織への統合、アップグレード、廃棄 ・ 利用者の教育、アップデート、サプライチェーンの管理 等 供給者向けには、以下のプラクティスが掲載されている。 ・ 組織体制の整備 ・ ソフトウェアの保護 ・ セキュアなソフトウェアの開発 ・ 脆弱性への対応

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

■ Product Security Bad Practices

- ソフトウェア開発において、高リスクと見なされるプラクティスの概要を説明し、これらのリスクを軽減するための推奨事項を提供

表2.10 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Product Security Bad Practices Version 1.0	
公表年	2024年	
出所	CISA	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	対象は、重要インフラや国家重要機能（NCF）のサポートに使用されるソフトウェア製品とサービス（オンプレミスソフトウェア、クラウド サービス等）を開発する事業者である。ソフトウェア開発において、高リスクと見なされるプラクティス：Bad Practiceを以下の3つにカテゴライズしている。 ・ 製品特性 ソフトウェアの観察可能なセキュリティ品質に関わるものであり、メモリセーフでない言語での開発、既知の脆弱性のあるコンポーネントを含む製品のリリースや、脆弱性のあるオープンソースソフトウェアの利用が該当する。 ・ セキュリティ機能 ソフトウェア製品が保持すべきセキュリティ機能に関わるものであり、多要素認証やログ機能の欠落などが該当する。 ・ 組織のプロセスとポリシー ソフトウェアのセキュリティを確保するための透明性確保に関する事項である。脆弱性開示ポリシーの公表を怠ることなどが該当する。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

■ Secure By Demand Guide

- ソフトウェアの購入組織がソフトウェア・ベンダーに対してソフトウェア製品に関わるセキュリティを要求するために利用できるガイドンス

表2.11 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Secure By Demand Guide	
公表年	2024年	
出所	CISA	
対象事業者	顧客	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	ソフトウェア・ベンダーの製品セキュリティに対するアプローチを評価するための出発点として使用できる、ソフトウェア・ベンダーへの質問例が整理されている。 ・ セキュア認証 ：SSOをサポートするか、デフォルトパスワードを廃止しているか。 ・ 脆弱性の排除 ：SQLインジェクションなどのソフトウェア脆弱性を排除・予防するためのロードマップを有しているか。 ・ 侵害に関するログ ：セキュリティログ機能が追加料金なしで提供されるか。 ・ サプライチェーンセキュリティ ：ソフトウェア部品表を作成し、サードパーティとの依存関係を整理しているか。 ・ 脆弱性の開示 ：CVEレコードにCWEとCPEを含めているか、製品をテストすることを許可する脆弱性開示ポリシーを公開しているか。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組―

- Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software
 - セキュア・バイ・デザイン／デフォルトの概念に基づき、ソフトウェア開発事業者に求められる3つの原則を整理

表2.12 文献調査結果

項目	内容
文献名称	Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk : Principles and Approaches for Security by Design Software
公表年	2023年
出所	CISA
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客
対象範囲	ソフトウェア
概要	ソフトウェア開発事業者が脆弱なソフトウェアを商品化しないよう、そして顧客にセキュリティ確保の負担をできるだけ負わせないようにすることを目指す、3つの原則を示している。 ・ 顧客のセキュリティ成果に責任を負う アプリケーションのハードニング（セキュリティ強化）、セキュリティ機能やソフトウェアのデフォルト設定といった取組に投資する。デフォルトパスワードの削除、セキュアなソフトウェア開発フレームワークへの準拠の文書化等がプラクティスとして示されている。 ・ 根本的な透明性と説明責任を受け入れる ソフトウェアのセキュアな開発・保守のプロセス、ソフトウェアを成熟させていることを示すデータ等を公開する。修正プログラムの適用やセキュリティ関連の総合的な統計、ソフトウェア部品表、セキュア・バイ・デザインを担当する経営層幹部を公表すること等がプラクティスとして示されている。 ・ トップ主導で取組を進める 経営層によるリーダーシップにより、セキュリティを単なる技術上の特性ではなく経営上の優先事項とする。財務報告にセキュア・バイ・デザインのプログラム詳細を含めること、自組織の取締役会に対し定期的に報告を行うこと等がプラクティスとして示されている。 このほかに、顧客（ソフトウェアの調達者）に推奨される事項についても整理している。 なお、日本として内閣サイバーセキュリティセンターとJPCERTも署名している。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組―

- Supply Chain Cybersecurity Principles
 - 米国のエネルギー事業者とそのサプライヤー向けのサプライチェーン・サイバーセキュリティを強化するためのガイドライン

表2.13 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Supply Chain Cybersecurity Principles	
公表年	2024年	
出所	DoE	
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	対象事業者は、米国のエネルギー事業者とそのサプライヤーであり、ICS（産業制御システム）の他、情報システム、サービスも対象と想定される。サプライチェーンにおけるサイバーリスクを軽減し、エネルギーシステムの運用継続性を確保することを目的に、10種類の原則が示され、それぞれサプライヤーと顧客向けに説明されている。 ・ インパクトドリブンなリスク管理 ・ フレームワークに基づいた防御 ・ サイバーセキュリティの基礎 ・ セキュアな開発と実装 ・ 透明性と信頼の構築 ・ 導入ガイダンス ・ ライフサイクルサポートと管理 ・ プロアクティブな脆弱性管理 ・ プロアクティブなインシデント対応 ・ ビジネスと運用のレジリエンス セキュアな開発と実装の原則では、サプライヤーには、国際的に受け入れられているフレームワークと標準に基づいたセキュアなシステム開発ライフサイクルプロセスを採用することを求め、顧客には、提供されるセキュリティ機能が目的に適していることを確認するよう求めている。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

■ Cyber Resilience Act

- デジタル要素を備えた全ての製品（ソフトウェア含む）の製造者に対し、セキュリティを考慮した設計、開発の評価や適合証明書を義務化する法令

表2.14 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Cyber Resilience Act	
公表年	報告義務を除き、2027年夏頃運用開始を想定	
出所	欧州委員会	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア、組織体制	
概要	デジタル要素を備えた全ての製品（ソフトウェア含む）の製造者に対し、セキュリティを考慮した設計、開発の評価や適合証明書を義務化する法令である。事業者は、製品のライフサイクル全体を通じてセキュリティ要求への適合（ソフトウェア部品表の作成、セキュリティ更新の提供、脆弱性発見時やインシデント発生時の当局への報告など）を保証する義務を負うことになる。 製品種別に応じて保証の内容が異なり、「基本」製品（非重要カテゴリ）については、自己適合宣言（the EU statement of conformity）又は第三者機関による認証の選択が認められる。「クラスI」製品は、EUCC等の対象外の製品については第三者機関による評価を受ける必要がある。「クラスII」製品は、第三者機関による認証が必要。 求められる要件には、リスクベースのセキュリティ設計開発製造、デフォルトセキュアな構成での市場提供、セキュリティ関連情報の提供、脆弱性の対処と更新の提供等がある。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組―

- Code of Practice for Software Vendors
 - ソフトウェアサプライチェーン攻撃等のリスクに対処するためのソフトウェアベンダー向けの行動規範

表2.15 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Code of Practice for Software Vendors	
公表年	2024年	
出所	DSIT	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	顧客に対してソフトウェアを開発又は販売する事業者に合理的に期待される基本的なセキュリティ及びレジリエンス対策を概説している。 4つの原則に関する21の項目で構成される。 ・ 原則1（安全な設計と開発）： 製品又はサービスの開発においてセキュアな開発フレームワークなどを採用すること ・ 原則2（ビルド環境のセキュリティ）： ビルド環境のリスクを最小限に抑え、ソフトウェアの完全性の保護と品質確保のために適切な手順を実行すること ・ 原則3（安全なソフトウェアの導入と保守）： 製品のセキュアな配布や脆弱性情報の開示プロセスの整備を通じて、セキュアなソフトウェアの導入を進め、脆弱性を最小限に抑えること ・ 原則4（顧客とのコミュニケーション）： 効果的なリスク及びインシデント管理を可能にするために、顧客に十分な情報を提供すること	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- Guidelines for secure AI system development
 - セキュアバイデザインの観点から、ソフトウェアのうち AI に焦点を当て、セキュアな AI システムの構築を支援するための指針を整理したもの

表2.16 文献調査結果

項目		内容
文献名称	Guidelines for secure AI system development Version 1.0	
公表年	2023年	
出所	NCSC（CISAと共同開発）	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
要件	AIに関わるソフトウェアを開発する事業者を対象に、取組むべき4つの原則を示している。 ・ セキュアな設計：脅威のモデル化と評価、セキュリティを考慮したシステム設計等 ・ セキュアな開発：サプライチェーンのセキュリティ確保、関連アセットの保護等 ・ セキュアな導入：使用するインフラのセキュリティ確保、モデルや機密情報の保護のためのコントロールの実装、ユーザへの適切な使用方法の提供等 ・ セキュアな運用と保守：システムの挙動監視、自動化アップデートの実装等 なお、日本として、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び内閣サイバーセキュリティセンターも署名している。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- ISO/IEC 27002:2022, ISO/IEC 27036
 - ISO/IEC 27002:2022は、ISO/IEC 27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）における、情報セキュリティリスク対応の管理策を整理した国際規格
 - ISO/IEC 27036は、ISO/IEC 27002の推奨事項として記載されている供給者関係を扱う管理策に関する詳細な実装ガイダンス

表2.17 文献調査結果

項目	内容
文献名称	ISO/IEC 27002:2022、ISO/IEC 27036(Part1:2021, Part2:2022, Part3:2023, Part4:2016)
公表年	2022年、2016～2023年
出所	ISO/IEC
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客
対象範囲	ソフトウェア
概要	ISO/IEC 27002では、ソフトウェアに注目すると、ICT製品又はサービスを対象としており、クラウドサービスも含まれている。また、ICT製品の構成物として、ソフトウェアとハードウェア構成部品が識別されている。ソフトウェアサプライチェーンに関連して以下の事項が記載されている。 ・ ICT製品又はサービスの取得に適用する情報セキュリティ要求事項を定める。 ・ 供給者がICTサービスの一部を下請負契約に出す場合には、そのサプライチェーン全体に組織のセキュリティ要求事項を伝達するようICTサービスの供給者に要求する。 ・ ICT製品に他の供給者（下請負ソフトウェア開発者又はハードウェア構成部品供給者等）から取得した構成部品が含まれる場合には、そのサプライチェーン全体に適切なセキュリティ慣行を伝達するようICTサービスの供給者に要求する。 ・ 供給者に、製品で使用されているソフトウェア構成部品を記載した情報の提供を求める。 ISO/IEC 27036は、4部から構成される。ソフトウェアとサプライチェーンを対象としたところ、Part3ではソフトウェア、Part4ではクラウドサービスに関して、取得プロセス、供給プロセス、リスク管理プロセス等におけるリスク管理のアプローチを組み込む方法を整理している。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組―

- ISO/SAE 21434 :2021, ISO 24089
 - ISO/SAE 21434は、路上を走行する車両の電気電子システムのエンジニアリングにおける、サイバーセキュリティ観点でのプロセス定義及びリスク管理をガイドする国際規格
 - ISO 24089は、ソフトウェアアップデート及びその管理システムに関する要件を規定

表2.18 文献調査結果

項目	内容
文献名称	ISO/SAE 21434 :2021、ISO 24089:2023（Amendment1 Edition 2024）
公表年	2021年、2023～2024年
出所	ISO/SAE、ISO
対象事業者	ソフトウェア開発者
対象範囲	ソフトウェア
概要	ISO/SAE 21434の対象は、自動車のライフサイクル全体（コンセプトから廃棄まで）であり、対象となるアイテム、コンポーネントには、車両及び車両のシステム、部品、ソフトウェアに加え、ネットワークにより車両へ繋がる外部デバイス（カーナビ、ETC車載機など）も含まれる。サイバーセキュリティプロセスの要求、及びサイバーセキュリティリスクを伝達及び管理するためのフレームワークを定義している。 一方、国連の下部組織であるWP.29（自動車基準調和世界フォーラム）は、UN-R155とUN-R156という自動車サイバーセキュリティに関する法規を発行している。UN-R155は、電気電子システムのコンセプト、製品開発、生産、運用、保守、廃止措置に関するサイバーセキュリティリスク管理のエンジニアリング要件を規定するものである。また、UN-R156は、ソフトウェアアップデート及びその管理システムに関する要件を規定している。 欧州では新型車両の型式認証は2022年7月以降、登録車両は2024年7月以降適合が必須となり、適合のガイドラインとして機能する規格として、UN-R155にはISO/SAE 21434が対応し、UN-R156にはISO 24089が対応する。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- QUADソフトウェア・セキュリティに関する共同原則
 - 政府向けソフトウェアのセキュリティ向上を目的とした共同原則

表2.19 文献調査結果

項目		内容
文献名称	QUADソフトウェア・セキュリティに関する共同原則	
公表年	2023年	
出所	QUAD、外務省	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
要件	日米豪印間で策定された、政府向けソフトウェアのセキュリティ向上を目的とした共同原則であり、政府のためのソフトウェアの開発、調達及び利用の指針となる最低限のサイバーセキュリティ・ガイドラインを構築することにより、ソフトウェア・セキュリティを共同で向上するとのコミットメントを再確認している。 ・ ソフトウェアの開発については、SP800-218と同様に「組織の準備」「ソフトウェア及びソフトウェア開発環境の保護」「十分に安全が確保されたソフトウェアの作成」「脆弱性対応」の4つプラクティスが表示されている。 ・ ソフトウェアの政府調達については、セキュアなソフトウェア開発慣行にしたがっていることを示す第三者認証と自己適合申請、及び脆弱性情報の報告を取り上げている。 ・ ソフトウェアの利用については、セキュアな管理及びプロセスの確保、インシデントの検出と回復、セキュリティを推進する人材の強化を取り上げている。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則
 - 政府間及び産業界のパートナーとの間で脅威情報を迅速かつ時宜を得た形で共有すること、政府が調達するソフトウェアに対して最低限のソフトウェアセキュリティ標準を実施すること等のサイバーセキュリティ分野における協力枠組み

表2.20 文献調査結果

項目		内容
文献名称	日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則	
公表年	2022年	
出所	QUAD、外務省	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	10の原則が示されている。ソフトウェアサプライチェーンに関わる主な事項は以下の通り。 ・ 政府間及び産業界のパートナーとの間で脅威情報を迅速かつ時宜を得た形で共有することにコミットする。 ・ 重要インフラ提供事業者が依存する技術製品及びサービスのセキュリティを改善するために協働する。 ・ 潜在的なリスクを特定し、サイバーセキュリティに関連するサプライチェーンリスクの依存関係を評価するための枠組みを開発するために協働することができる。 ・ より広範なソフトウェア開発エコシステムの中で、マネージド・サービスプロバイダー及び技術製品・サービスの全体にわたって、ベースラインの標準を継続して整合していく。 ・ 政府が調達するソフトウェアに対して最低限のソフトウェアセキュリティ標準を実施するために、産業界とのオープンで協力的な関係を追求する。 ・ 我々の 共同の サイバーセキュリティ人材及び有能なサイバー専門家の 予備要員 を 強化するために協働する。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ― 諸外国のサイバーセキュリティ確保の取組 ―

- The BSA Framework for Secure Software : A New Approach to Securing the Software Lifecycle
 - ソフトウェアの購入組織がソフトウェア・ベンダーに対してソフトウェア製品に関わるセキュリティを要求するために利用できるガイドンス

表2.21 文献調査結果

項目		内容
文献名称		The BSA Framework for Secure Software : A New Approach to Securing the Software Lifecycle Version 1.1
公表年		2020年
出所		BSA
対象事業者		ソフトウェア開発者
対象範囲		ソフトウェア
概要		BSAは、（ビジネスソフトウェア産業の教育啓発、政策提言、権利保護支援活動を行っている非営利団体）である。 ソフトウェア製品（サービスとしてのソフトウェアを含む）をセキュアに開発及び維持するために、ソフトウェア開発組織によるソフトウェア製品の開発管理プロセスと、製品のセキュリティ機能の両方を考慮したフレームワーク。3つのカテゴリごとに診断事項と関連情報が整理されている。 ・ セキュアな開発：コーディング、テストと検証、プロセスとドキュメント、サプライチェーン、開発環境 ・ セキュリティ機能：IDとアクセス管理、パッチ適用、暗号化サービス、ロギング、エラー及び例外処理 ・ ライフサイクル管理：脆弱性管理、構成管理、脆弱性の管理とパッチ通知、販売終了時の考慮事項

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―国内のサイバーセキュリティ確保の取組―

- 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群
 - 統一基準群は、統一規範、統一基準、対策基準策定ガイドラインにより構成される。統一基準は、政府機関等が実施すべき対策について、目的別に3階層（部、節、款）の対策項目を分類し、3階層目（款）に対して目的、趣旨、遵守事項を示すもの。対策基準策定ガイドラインは、遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項を例示し、情報セキュリティポリシーの策定や実施に関する考え方等を解説。

表2.22 文献調査結果

項目		内容
文献名称	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群	令和5年度版
公表年	2023年	
出所	NISC	
対象事業者	顧客（政府機関等）	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	統一基準群が外部委託の調達や情報システムの開発・運用の委託において対策強化を求めるソフトウェアの範囲は以下の通り。 ・ クラウドサービス ・ 機器等（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等） ・ 情報システム（開発・運用の委託） また、統一基準群を遵守・参照する主体は、顧客つまり政府機関等である。 政府機関等は、統一規範及びその実施のための要件である統一基準に準拠するために、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」を参照しつつ、組織及び取り扱う情報の特性を踏まえて情報セキュリティポリシーを策定し、ポリシーに定めた対策事項に係る運用規程や実施手順を定め、計画的に対策を実施することが求められる。直近の統一基準群の改定においては、ソフトウェアのセキュリティ対策やサプライチェーン・リスク対策に関する強化が進められている。統一基準群（令和5年度版）改定のポイントとして、以下の項目が示されている。 ・ 情報セキュリティに関するサプライチェーン対策の強化 ・ クラウドサービスの利用拡大を踏まえた対策の強化 ・ ソフトウェア利用時の対策の強化 ・ サイバーレジリエンスの強化や脅威・技術動向を踏まえての対策の強化 ・ 組織横断的な情報セキュリティ対策の強化と情報システムの重要度に応じた対策の確保	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―国内のサイバーセキュリティ確保の取組―

- 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針
 - 各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティ確保に向けた取組が分類されて整理された文書
 - これらの取組は、原則としてサイバーセキュリティの 確保に関して、 各重要インフラ事業者等の判断や行為に関する基準又は参考となる文書類である「安全基準等」に規定されることを期待されている。

表2.23 文献調査結果

項目		内容
文献名称	重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針	
公表年	2023年	
出所	NISC	
対象事業者	顧客	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	策定指針は、安全基準等に基づき対策を実施する主体は顧客つまり各重要インフラ事業者そのものである。 策定指針を通じて安全基準等に規定すべき対象範囲は、行動計画「別紙 1 対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例」に記載された「対象となる重要システム例」や、「別紙 2 重要インフラサービスと サービス維持レベル」の内容を踏まえることとされている。対策すべきサプライチェーンの事例としてクラウドサービスが示されており、リスク管理の対象として、情報システム、制御システムや汎用機器が示されている。したがって、対象とするソフトウェアは、外部委託（調達）としての、クラウドサービス、制御システム（汎用機器を含む）、及び情報システム（開発・運用の委託）である。 ソフトウェアサプライチェーンに関わる取組を以下に例示する。 ・ 組織統治に関わるサイバーセキュリティとして、組織内外のコミュニケーション、経営リスクとしてのサイバーセキュリティリスクの管理等が示されている。 ・ リスクマネジメントの活用と危機管理として、リスクアセスメント、サイバーセキュリティリスク対応、サプライチェーン・リスクマネジメント等が示されている。 ・ 対策項目として、組織的対策、人的対策、物理的対策、技術的対策、動向を踏まえた対策が示されている。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―国内のサイバーセキュリティ確保の取組―

- 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画
 - 重要インフラ防護に係る基本的な枠組みとして、重要インフラにおけるサイバーセキュリティに関して重要インフラ事業者等の自主的な取組の促進その他の必要な施策の実施に責任を有する政府と自主的な取組を進める重要インフラ事業者等との共通の行動計画

表2.24 文献調査結果

項目	内容
文献名称	重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画
公表年	2024年（改定）
出所	NISC
対象事業者	顧客、ソフトウェア開発者
対象範囲	ソフトウェア
概要	行動計画「別紙1 対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例」に記載された「対象となる重要システム例」や、「別紙2 重要インフラサービスとサービス維持レベル」の内容を踏まえることと対象とするソフトウェアとして、外部委託（調達）としての、クラウドサービス、制御システム（汎用機器を含む）、及び情報システム（開発・運用の委託）が想定される。 関係主体として、重要インフラ事業者の他、国、サプライチェーン等に関わる事業者が示されており、重要インフラ事業者と関連事業者の責務は以下の通りである。 ● 重要インフラ事業者は、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努める。 ● サイバー関連事業者その他の事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努める。 基本的な考え方として以下の3点が示されている。 ● 重要インフラ事業者等においては、経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当者を含めた組織全体での対応を一層促進する。特に、経営の重要事項としてサイバーセキュリティを取り込む方向で推進する。 ● 自組織の特性を明確化し、経営層からシステム担当者までの各階層の視点を有機的に組み合わせたリスクマネジメントを活用し、自組織に最も適した防護対策を実施する。 ● 重要インフラを取り巻く脅威の変化に適確に対応するため、サプライチェーン等を含め、将来の環境変化を先取りした包括的な対応を実施する。

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―国内のサイバーセキュリティ確保の取組―

■ サイバーセキュリティ基本法

- サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、基本理念や国の責務、サイバーセキュリティ戦略をはじめとする施策の基本となる事項を規定したもの

表2.25 文献調査結果

項目		内容
文献名称	サイバーセキュリティ基本法	
公表年	2018年（改正）	
出所	国内法	
対象事業者	ソフトウェア開発者、顧客	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための法令である。 対象範囲は、データ、情報システム、情報通信ネットワーク等広範囲にわたりソフトウェアに限定されない。 対象事業者としては、基本理念や国の責務、サイバーセキュリティ戦略をはじめとする施策の基本となる事項を規定したものであることから、政府機関だけではなく、重要インフラ事業者等も含む。 サイバー関連事業者その他の事業者の責務として、第7条が特に関連する。 第七条 サイバー関連事業者（インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―国内のサイバーセキュリティ確保の取組―

- ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル
 - 脆弱性対策情報を必要としている利用者に情報が的確に届けられることを目的として、開発者がウェブサイト上で脆弱性情報を公表する際の方針を示すマニュアル

表2.26 文献調査結果

項目		内容
文献名称	ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル	第6版
公表年	2023年	
出所	IPA	
対象事業者	ソフトウェア開発者	
対象範囲	ソフトウェア	
概要	ソフトウェアの利用者への適切な脆弱性情報の届け方の方針を示すため、以下の3つ情報を示している。 ・ 脆弱性対策について利用者が必要としている情報 ・ 脆弱性対策情報の公表項目と公表例 ・ 脆弱性対策情報への誘導方法	

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 ―事故調査機関及び法令―

■ ENISA

表2.27 文献調査結果

項目	内容
組織	ENISA
位置付け	欧州連合のサイバーセキュリティ当局
人員	―
年間調査件数	63件（2023年）
事故調査の目的	電気通信部門のサイバーセキュリティ対策を支援すること
調査内容	インシデントの原因、ユーザにとってのロスト時間、影響を受けたサービス、影響を受けた技術的アセット等
公表有無	「Trust Service Security Incidents 2023」
関連法令	NIS法、Regulation (EU) 2019/881 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on ENISA

※人員は、公開情報では確認できない

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 — 事故調査機関及び法令 —

■ NCSC

表2.28 文献調査結果

項目	内容
組織	NCSC
位置付け	民間や諸外国のカウンターパートと対外的な活動を行う部署の機能を 1 つに集めて窓口一本化を図って設立された。
人員	—
年間調査件数	2005件の報告を受け、371件が対処の必要があると判断された。うち62件は国家レベルの対応を要するほど重大。（2023年）
事故調査の目的	インシデント対応の計画・ガイダンスを作成することで、各企業が自社のセキュリティの能力をレビューできるようにすること。
調査内容	システムの整合性や可用性に影響を与えるシステムのセキュリティポリシーの違反のほか、システムへの不正アクセス等の試み。
公表有無	「NCSC Annual Review 2023」
関連法令	NIS規制 2018

※人員は、公開情報では確認できない

2. 国内外動向に関する文献調査

(3) 調査結果詳細 — 事故調査機関及び法令 —

■ BSI

表2.29 文献調査結果

項目		内容
組織	BSI	
位置付け	連邦内務省に属する、連邦のITセキュリティ担当部門	
人員	1733名	
年間調査件数	452件（重要インフラからBSIへの報告件数）（2022年）	
事故調査の目的	情報セキュリティの問題についてアドバイスし、対象グループが適切な対策を講じられるようサポートすること。 情報セキュリティに関して重要なインフラストラクチャとデジタルサービスの運営者を監督しており、ドイツにおけるITセキュリティインシデントとサイバー攻撃の中心的な報告窓口となる。	
調査内容	ウイルスプログラムや情報セキュリティに対する攻撃等の情報を収集及び評価し、重要インフラに対する影響を分析し、重要インフラの情報セキュリティに関する現況の情報を継続的に更新。 重要インフラの事業者は、重大な情報システムの障害があった場合には、BSI に対する報告を義務付け。BSI は、当該報告を分析し、得られた知見を他の重要インフラの事業者に提供する。必要に応じて、IT 製品及び情報システムの製造者に対して協力を求めることができる。	
公表有無	「Die Lage der IT-Sicherheit in Deutschland 2024」（ドイツのITセキュリティ状況2024）	
関連法令	NIS指令の実施に関する法律、BSI法、ITセキュリティ法2.0	

3. ワーキンググループの開催

3.1 ワーキンググループの運営

(1) 有識者の選定

- 顧客も含めたさまざまなサイバー関連事業者が合意し取組可能なガイドライン案とするために、下表に示す有識者で構成される有識者会議「産業サイバーセキュリティ研究会WG 1・重要インフラ専門調査会合同ワーキンググループ サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」を設置した。

表3.1 「産業サイバーセキュリティ研究会WG 1・重要インフラ専門調査会合同ワーキンググループ サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」 構成委員

氏名（敬称略）		所属
阿部 恭一	ANAシステムズ株式会社セキュリティマネジメント部エグゼクティブマネージャー兼株式会社レオンテクノロジー相談役	
稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所 弁護士	
鴨田 浩明	株式会社NTTデータ ソリューション事業本部セキュリティ＆ネットワーク事業部長	
木谷 浩	一般社団法人 情報サービス産業協会 サイバーセキュリティ部会 部会長（キヤノンITソリューションズ株式会社 サイバーセキュリティ技術開発本部先進技術グループ）	
立石 聡明	一般社団法人 IT団体連盟理事（日本インターネットプロバイダー協会副会長・専務理事）	
津田 宏	富士通株式会社 富士通研究所 フェロー	
[座長] 土居 範久	慶應義塾大学 名誉教授	
板東 直樹	一般社団法人 ソフトウェア協会（SAJ）フェロー（Software ISAC 共同代表）	
日高 昇治	一般社団法人 日本クラウド産業協会（ASPIC）執行役員	
淵上 真一	日本電気株式会社 Corporate Executive CISO 兼 サイバーセキュリティ戦略統括部長	
古田 朋司	トヨタ自動車株式会社 情報セキュリティ・トラスト部長	
山口 雅史	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 コンサルティング事業統括本部長	
オブザーバー：		警察庁、総務省、厚生労働省、防衛装備庁、デジタル庁、一般社団法人 日本医療機器産業連合会
事務局：		経済産業省、内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

3.1 ワーキンググループの運営

(2) 有識者会議の開催状況

- (1)に示したメンバーにて、以下の計3回の検討会を開催した。
- 委員意見やヒアリング結果を踏まえて見直しを行ったガイドライン案が了承された。

表3.2 「産業サイバーセキュリティ研究会WG 1・重要インフラ専門調査会合同ワーキンググループ
サイバーインフラ事業者求められる役割等の検討会」開催状況

会議	開催日	主な議題及び会議要旨
第1回検討会	令和 6 年9月24日	【議題】 ・ 責務と要求事項、及び検討の進め方に関する議論 【会議要旨】 ・ サイバーインフラ事業者求められる「責務」と「要求事項」、及びガイドライン（案）としての検討の進め方の議論を実施
第2回検討会	令和 6 年12月17日	【議題】 ・ 文献調査及びヒアリング結果を踏まえたガイドライン（案）の審議、及びガイドライン附属書方針に関する議論 【会議要旨】 ・ ガイドライン（案）、及びガイドラインの普及施策の議論を実施
第3回検討会	令和 7 年2月18日	【議題】 ・ ガイドライン（案）の承認、及び今後の普及方針の検討に関する議論 【会議要旨】 ・ ガイドライン（案）の更新内容に関する審議、及びガイドライン（案）の活用促進に向けた取組及び普及施策の議論を実施

3.1 ワーキンググループの運営

(3) 有識者会議における主なご意見

- 「産業サイバーセキュリティ研究会WG 1・重要インフラ専門調査会合同ワーキンググループサイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」における委員の主な意見は次の通りである。

表3.3 本事業で開催した有識者会議における主な意見（ガイドライン（案）の普及）

観点	主なご意見
制度全般のインセンティブ	<政府調達> ● 政府等調達時の加点要素や、経済安全保障のリスク管理措置に対する証明文書等に活用できるといったプラス要素としての使い方があれば、普及に貢献するだろう。また、本ガイドラインで脆弱性情報の公表が多くなるであろうから、こうした情報を普及する機関・団体のリソース増強も必要ではないか。
	<補助金> ● 制度の普及に当たっては、政府の支援が必要。特に中小企業では、SBOMの導入などでツールの負担も大きいと聞き、政府がツールを無償提供している国（米国の例）もあると聞いている。 ● 調達など活用のシナリオがないと普及せず、政府機関や重要インフラ等で需要が生まれるよう政府のバックアップが必要。 ● 中小事業者向けに金銭的なものを含めた支援策が重要である。中小事業者を含めて自己適合宣言し、プライムベンダーが宣言した事業者から委託先を選定することで、自己適合宣言がメリットとなるような形態が考えられる。
	<免責> ● 実行可能性の高いガイドラインにするには、インセンティブ、メリットも必要である。責務であれば、取組による免責等も考えると良いのではないか。 ● 自己適合宣言があることで、事業者と顧客がともに判断した結果であるということの証拠とし、場合によっては、サイバー攻撃を受けた場合の損害の補填等で両者の比率を策定する仕組みがあれば、事業者も進んで自己適合宣言をしたいと思うのではないか。
タイムスコープ	● ビジネスモデルの見直しが求められるケースあるという観点も含めて、時間をかけて啓蒙していく要素がある。
費用負担	● 中小企業は、コストが掛けられず、顧客もお金が掛からないからと思っているので、政府としてももう少し取組を強化する必要があるのではないか。

3.1 ワーキンググループの運営

(3) 有識者会議における主なご意見

表3.4 本事業で開催した有識者会議における主な意見（自己適合宣言）

観点	主なご意見
自己適合宣言時の範囲、粒度	- 最低限要求パッケージと標準要求パッケージの分類について、顧客要望や対象システムとしてどこまで必要とするかケースバイケースである。ISMSは部門ごとの認証であるが、今回のガイドラインは内容がより広い。自己適合宣言を適用することができるのかさまざまなシステムに対して実証が必要ではないか。 - 制度の普及前に、自己適合宣言前後の費用感やレベル感が組織によりどの程度差が現れるのか把握した上で、適用範囲などの見定めが必要である。また、一つのソフトウェアでソースをどこまで見るのか（全てかサンプルか）、真面目に取り組む会社が損をすることにならないようにしてほしい。
自己適合宣言の責任範囲	自己適合宣言を設計する場合は、どういう限度で責任を求められるのかその範囲を示すことが使いやすさにつながる。
自己適合宣言の品質担保、評価	- 例えばCIS Benchmarksのバージョン何を使ってセキュリティの実装をしたといった具体的なものがないと、品質が確保できない。 - 具体的な成熟指標・項目を示した上での自己適合宣言にならないと、達成水準の判断ができずに制度の運用が先細りにならないかと危惧する。
自己適合宣言の効果、費用負担	自己適合宣言の制度設計に当たっては、セキュリティレベルがどのように向上したのか、費用支出、社会的支出が適正なのか、誰が負担していくのか、そういったことを併せて議論しなければ、単にセキュリティ情報の提供で終わってしまうのではないか。

3.1 ワーキンググループの運営

(3) 有識者会議における主なご意見

表3.5 本事業で開催した有識者会議における主な意見（普及・広報施策）

観点	主なご意見
ガイドライン案関連ドキュメントの整備	- このガイドラインの読者にとっての一覧性があると良い。どこから読み進めていくべきかを判別しやすくなる。 - 本ガイドラインの実施に必要な契約プロセス、そのプロセスの中で考えるべきことは何かということを充実させることが、このガイドラインが利用される前提となるだろう。一つのプロジェクトを新たに立ち上げ、取組を実施してほしい。 - ガイドラインを使用してうまくいった事例や我が国では出てきづらい失敗事例を集めて、ノウハウを蓄積し共有できると良い。 - SNSなどの電子媒体が普及しているが、紙媒体の効用も大きいので、簡単でよくわかる冊子を作ることも考えてほしい。
ガイドライン案の広報施策	- 広報をどのようにすすめるのか、特に地方の零細企業にどのようにリーチするのか非常に難しい。 - 普及啓発事業は地方で行ってほしい。できればできるだけ小さな街で、場合によっては離島など中山間地域でも工夫次第で人は集まると思われる。 - ベンダー側でどこまで取組めば良いか聞きたいというニーズがあるようである。普及策として、パイロットプロジェクトの実施結果、これをやればOKという線を引いて、これを各種イベントや講演で紹介する等が考えられる。 - ガイドラインを知っている人は研修・セミナーなどを通じて知ったという人が多い。知らない人に対してはSNS（Social Networking Service）などに情報を流すことも一つの普及策と考えられる。 - 普及策の働きかけ先は、セキュリティ担当者やシステム部門等の専門家だけではなく、調達部門を考えると良いだろう。セキュリティ調達というプロジェクトを作り、この利用について広めていくと良いのではないか。また、セキュリティプロジェクトマネジメントという言葉を作り、企業の実務の中で、プロジェクトマネジメントのときに PMO（Project Management Office）が必ず考えるべきこととして紹介してはどうか。 - 別事業のガイドラインに係る認知度や活用度のインタビューでは、顧客からの要求があれば事業者は対応するという意見が多かった。
ガイドラインの継続的な改善	- ガイドラインの適用を1回で終わらず、継続的にガイドラインが利用適用できるような仕組みがあると良い。短期的には、サイクルで誰がどのように適用状況を評価と確認をするのか（脆弱性情報等の適用継続）、中期的には、顧客とインフラ事業者側が双方でガイドラインをチェックできるようなPDCAを意識した仕組み（ソフトウェアサプライチェーンセキュリティ対策が浸透・適用の継続）があると良い。 - レジリエンス強化とサプライチェーン全体のセキュリティレベル強化というガイドラインの目的がどの程度達成されているのか有効性を意識した普及策や有効性の検証評価を進めてほしい。

3.1 ワーキンググループの運営

(3) 有識者会議における主なご意見

表3.6 本事業で開催した有識者会議における主な意見（その他のご意見）

観点	主なご意見
顧客向けのガイドライン等	- 事業者向けが主体であるものの、顧客がやるべきところにもう一步踏み込む方が次の工程に進みやすいのではないか。 - ベンダーが費用をかけるには、ユーザからの具体的なニーズがあり、ユーザがお金を出さなければならない。ユーザに対する強力な教育が考えられると良い。
ソフトウェア情報の連携	業界別ISAC（特定の業界に特化した情報共有と分析を行う組織）といった仕組みだけでなく、業界横断的にソフトウェアの構成情報や脆弱性情報をシステム化して連携する仕組みが将来的にあると良い。期間も費用もがかり、壮大であり、利権も絡むことから、政府主導でプラットフォームが作られることが望ましい。

3.2 ヒアリング

(1) 調査概要

■ 調査目的

- 検討会の議論に資するよう、関連するサイバーインフラ事業者等にヒアリングを実施した。

■ 実施状況

- 2024年11月から2025年3月まで、サイバーインフラ事業者及びサイバーインフラ事業者関連の業界団体からご紹介いただいた有識者の計7者にヒアリングを実施した。

表3.7 ヒアリングの概要

対象	概要
対象サイバーインフラ事業者	● 幅広いサイバーインフラ事業者や顧客が活用できる実行可能性の高いガイドライン案とするため、パッケージ、SI、クラウドサービス等の幅広いソフトウェア・サービスの提供実績を有する事業者を対象にヒアリングを実施した。プライム事業者だけではなく、2次請け以降の受託実績を有する事業者なども対象とし、企業規模にも留意した。 - 親事業者からの受託実績、自社ソフトウェアパッケージの開発実績を有する事業者 - 2次請け以降のSI実績、自社ソフトウェアパッケージの開発実績を有する事業者 - クラウドサービスの提供事業者 - パッケージ、SI、クラウドサービスの開発実績を有するプライム事業者
有識者	● ガイドライン案に整理する責務と要求事項の内容に関する意見を把握する観点から、ヒアリングを実施した。 ・ セキュリティコンサルティングに従事する有識者 ・ セキュリティコンサルティング及び運用に従事する有識者

3.2 ヒアリング

(2) ヒアリングの結果概要

- 主に、ガイドライン（案）全般、要求事項、要求パッケージ分類、取組例に関するご意見を頂いた。

表3.8 ヒアリングの結果概要

分類	概要
ガイドライン（案）全般	顧客の概念、用語等について、わかりやすさを求める意見が多い。
要求事項	- 要求事項に過不足があるとの意見はなく、運用の要求事項が盛り込まれていることの違和感の指摘はない。 - 自己適合宣言を念頭におくと、要求事項の達成度合いを判断できるよう、詳細な粒度を求める意見が多い。
要求パッケージ分類	- 対策の必要性の観点から、標準要求から最低限要求への変更意見あり。（経営層の関与、予算確保等に関わる要求事項） - 対策の実効性の観点から、最低限要求から標準要求への変更意見あり。（セキュリティバイデフォルト等に関わる要求事項）
取組例	記載の充実を求める意見が多い。

3.2 ヒアリング

(3) ヒアリングの結果詳細

表3.9 ガイドライン（案）全般へのご意見

概要	主なご意見
事業者と顧客別の参照箇所 の明確化	・ 自社が顧客の立場になるケースもあり、参照すべき箇所がわかりにくい。
用語・説明の追加	・ 「特定のシステム・サービスのソフトウェア」等の対象がわかりにくい。 ・ サイバーインフラ事業者視点での「顧客の責務」に対する考え方として、責務について顧客と合意形成を図るといったような補足説明があった方がよいのではないか。 ・ 1.3章の適用対象、1.4章の役割分担の考え方、1.5章の代表的なユースケース例、3.1章の要求事項の全体像に示される図が複雑である。

表3.10 要求事項へのご意見

概要	主なご意見
要求事項に関する追加情報	・ S(1)-1.1で、リスク分析やリスク評価をどのように行うか考えなければならないので、参考となる情報等を記載した方がよい。
誤解の少ない表記	・ 主語の記載が省かれている要求事項は、解釈が難しい。 ・ 「組織」の表記は、複数の解釈が可能であり、具体的に記載した方がよい。
記載粒度	・ 要求項目を細分化して対応を求めた方が分かりやすい要求事項がある。例：S(4)-1.5の役割とトレーニングは、要求事項を分割し、レベル設定を行うのが望ましい。 ・ 要求事項の達成度合いを判断できるよう、詳細な粒度が必要ではないか。 例：S(4)-1,(4)-2：「定期的」、S(4)-2.1：「特定方法」、S(5)-1：「連携」、S(2)：体制、対象とする「脆弱性」

3.2 ヒアリング

(3) ヒアリングの結果詳細

表3.11 要求パッケージ分類へのご意見

概要		主なご意見
予算確保		• S(4)-2.3、S(6)-2.4の予算確保は、実施の前提であることから、最低限要求が望ましい。
経営層の取組		• (4)-1.2の経営層のコミットメントは、最低限要求ではないか。
セキュリティ要求と設計との関係		• S(1)-1.1でセキュリティ要件を定義しないと、S(1)-1.2の設計レビューの実施は難しい。
セキュアバイデフォルト		• S(2)-4.1に示されるセキュリティバイデフォルトは、セキュリティバイデザインとセットとなる考え方である。企業の現状を踏まえると現段階で最低限要求とすることは難しい。
運用中のレビュー		• S(3)-1.4の運用フェーズでの定期的なレビュー実施は難しい。
運用の要求事項		• S(1)-4の運用に関する個別要求事項が明確に判断できない。また、運用フェーズの取組は開発フェーズより進んでいる所感であり、基本的に考慮が必要である。
商用製品の出所管理		• S(2)-1.3のコンポーネントのリスク管理において、OSSと商用製品の対策は異なる。商用製品の出所管理は、現状の商慣行等を踏まえると標準要求パッケージが良い。
脆弱性の根本対応		• S(3)-3.1の脆弱性の根本原因の対応は、最低限要求が望ましい。

3.2 ヒアリング

(3) ヒアリングの結果詳細

表3.12 取組例へのご意見

概要	主なご意見
記載の充実	- セキュアコーディング等、ソフトウェアサプライチェーンの契約形態に応じてセキュアな開発方法が変わるのであれば、その特性や気を付けておくべき事項を記載してほしい。 - 業界団体の連携の仕方等については、弊社とお客さま、関連会社とやりとりする際の方法（メール、インターネット経由）でマルウェアが仕込まれたものをもらわないことや、こちらからも出さないための方法の正しいありかた、仕方などを知りたい。 - 特に重要と考えられる措置については、具体的な内容に踏み込んでほしい。 - コロナ禍以後、ソフトウェア開発・サービス運用においてもリモート作業が急速に浸透したのではないか。リモート作業における、リスクの分析と対策に関するステートメント若しくはプラクティスも検討してはどうか。
表記の見直し	「生産性向上」といった記載があるが、本ガイドラインの責務もしくは要求事項に相対する記載のみにすべき。

4. ガイドライン（案）等の作成

4.1 ガイドライン（案）の作成

(1) 調査概要

■ ガイドライン（案）の位置付け

- これまでの調査結果を踏まえ、以下の方針に基づき、概念レベルとしてサイバーインフラ事業者と顧客に求められる責務（基本理念に類する事項）と責務を果たすための要求事項をガイドライン（案）として整理した。
 - ・ 国内にはサイバー関連事業者を直接規制する法律がない中で、関係者がサイバーセキュリティ対策の実効性を確保するために参考となる考え方を整理するもの。
 - ・ 具体的なHow（セキュリティ対策の方法・手順）よりも、「Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software」などの諸外国の取組を参考に、責務として何を求めていくか（What）について整理する。
 - ・ サイバーインフラ事業者と顧客に関する（広く実施が望まれる概念レベルの）責務と責務を果たすための要求事項を整理する。将来的な政府機関や重要インフラ事業者の調達等において、サイバーインフラ事業者向けの要求事項（自己適合宣言相当）として活用することも念頭に置く。

4.1 ガイドライン案の作成

(1) 調査概要

■ ガイドライン（案）作成の流れ

- ガイドライン（案）に必要な要素を検討するため、国内外のサイバーセキュリティ対策に関する法、制度、取組及び動向を調査した。
- 検討会参加者から意見を聴取し、ガイドライン（案）に反映した。
- サイバーインフラ事業者等にヒアリングを実施し、ガイドライン（案）に反映した。

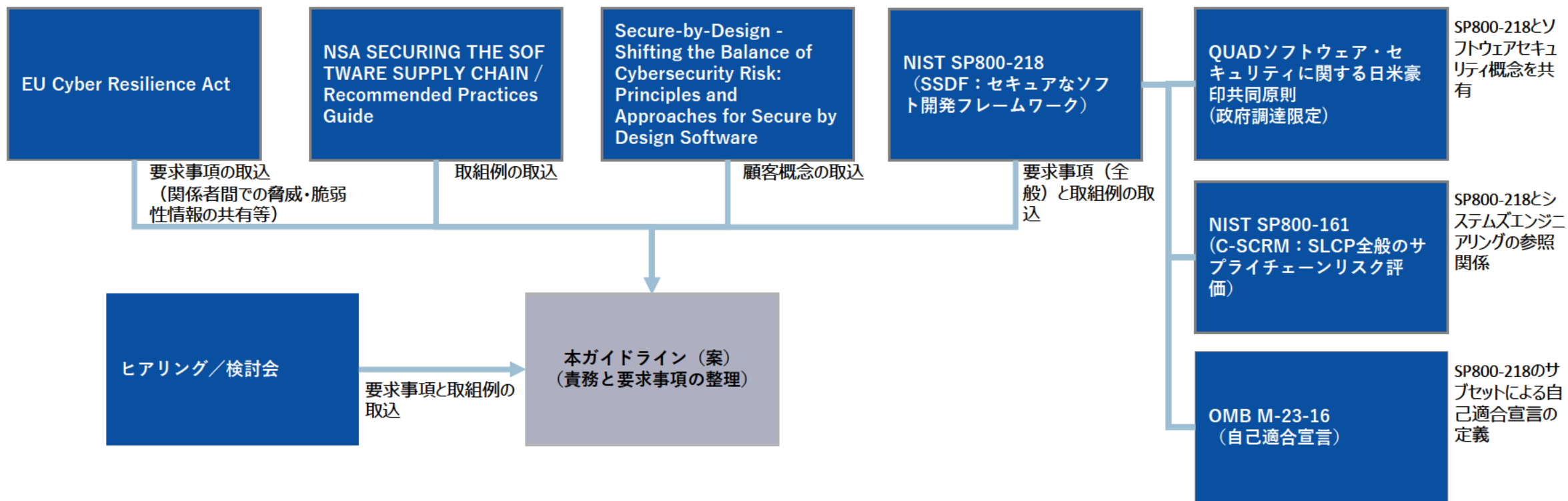


図4.1 主な調査文献とガイドライン（案）作成の流れ

4.1 ガイドライン（案）の作成

(1) 調査概要

■ 責務の整理方針

- 事業者と顧客に対して、責務として何が求められるかを広く調査した。
- 各種文献から、共通的及びポイントとされている概念を抽出し、整理した。
- ベースラインとして、ソフトウェア開発とそのサイバーサプライチェーンを主要なテーマとした先行文書である日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ、NIST SP800-218, Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software, NSA SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN等を主な対象とした。

■ 要求事項の整理方針

- （実施が望まれる）責務を果たすための要求事項（概念レベル）を責務と一対に整理した。
- 先行する米国、欧州の取組をベースラインとしつつ、サイバーインフラ事業者の取組状況が国内と異なる点等を踏まえ、要素の追加削除を行った。
- ベースラインとして、ソフトウェア開発とそのサイバーサプライチェーンを主要なテーマとした先行文書である NIST SP800-218, Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software, NSA SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAINを主な対象とした。
- ベースラインに加えて、その他の文献情報から、共通的な事項を抽出し整理した。文献によっては、方針だけではなく、プラクティスや実施例が整理されているところ、これらからも要求事項の実効性確保のために必要でありベースラインとなり得るものは、本書の参考情報として示した。
- サイバーインフラ事業者と顧客の実行可能性に配慮するため、要求の目的・目標に応じて分類（パッケージ化）した。

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ ガイドライン（案）の全体概要

ガイドライン（案）の背景

- ソフトウェアとそのサプライチェーンに潜む脆弱性を悪用するサイバー攻撃が増加
- NISC等も共同署名したセキュア・バイ・デザイン／デフォルトなどデジタル製品・サービスにおけるサイバーセキュリティ対策の強化に関する制度整備が加速

ガイドライン（案）の趣旨

- 諸外国の取組と整合した、ソフトウェアを利用してサイバーインフラを提供する「サイバーインフラ事業者」の対応を整理することが求められているところ、事業者及び関係者がサイバーセキュリティ対策の実効性を確保するために参考となる考え方を示すもの

ガイドライン（案）の概要

6つの責務 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、認識すべき基本理念	6つの要求事項 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、共通して取組むべきサイバーセキュリティ対策	対象組織
セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用	セキュアな設計・開発・供給・運用	サイバーインフラ事業者 (ソフトウェア開発ベンダー、ソフトウェア販売会社、ソフトウェア運用ベンダー 等)
ソフトウェアサプライチェーンの管理	ライフサイクル管理、透明性の確保※	
残存脆弱性への速やかな対処	残存する脆弱性の速やかな対処	
ソフトウェアに関するガバナンスの整備	人材・プロセス・技術の整備	
サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力関係の強化	サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化	
顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用	顧客経営層によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用	顧客

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ ガイドライン（案）の対象

- ソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、IT/OT/IoT機器などに組み込まれるファームウェア、IT/OTシステム又はICTサービスを構成するソフトウェアなど、ソフトウェアライフサイクル上で開発・保守されるソフトウェアを対象とする。
- 広くソフトウェアの設計を含めた開発・供給・運用に関わる「サイバーインフラ事業者」を対象として想定し、開発者、供給者、運用者の3つの主な役割で分類している。なお、ソフトウェアの効果的なサプライチェーン上のサイバーセキュリティ対策を進めるためには、サイバーインフラ事業者と顧客の適切な役割分担や、サイバーインフラ事業者が関連する業界団体等、その他の関係機関との協力関係等も求められることから、その他のステークホルダーも対象として考慮する。

ソフトウェアの範囲

名称	説明
ソフトウェア製品	製品として顧客に提供されるソフトウェア
ソフトウェアサービス	クラウドサービスなど顧客が直接利用するITサービス
組み込みソフトウェア	IT/OT/IoT機器などのハードウェア製品 として提供される組み込みソフトウェア及びファームウェア
システム・サービスを構成するソフトウェア	IT/OTシステム又はICTサービスを構成するソフトウェア。Webプログラムなどを専用に開発するアプリケーションソフトウェアのほか、OS、ソフトウェアパッケージ、ソフトウェアライブラリ、オープンソースソフトウェアなど、開発者が手配しシステムに統合した状態で、システムの構成要素として提供されるソフトウェア

想定する事業者

分類	名称	説明
サイバーインフラ事業者	開発者	ソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組み込みソフトウェア、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスの設計を含む開発又はインテグレーションに従事する事業者・人員
	供給者	顧客にソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組み込みソフトウェア（ハードウェア製品を含む）、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスを提供する事業者・人員
	運用者	顧客に対して主にシステム・サービスの運用を支援する役務を提供する事業者・人員
ステークホルダー	顧客	政府機関等及び重要インフラ事業者をはじめ、ソフトウェアの利用主体となる事業者等
	その他関係機関	サイバーレジリエンス向上の支援を担う組織

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ 責務

- サイバーインフラ事業者については、文献調査結果から、強靱なソフトウェアサプライチェーンに必要な要素として、サイバーインフラ事業者の責務（基本理念に類する事項）に相当すると考えられる概念を抽出し、5つに集約した。
- 顧客については、文献調査結果から、ソフトウェアサプライチェーンのレジリエンス向上に必要な要素として、顧客の責務（基本理念に類する事項）に相当すると考えられる概念を抽出し、1つに集約した。

(1) セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用	
責務の分類	責務
セキュアなソフトウェアの提供と対策評価	「セキュアバイデザイン」及び「セキュアバイデフォルト」の原則に則り、リスクベースのアプローチによりソフトウェア開発・運用に対する脅威を軽減するための対策を実施し、その有効性を判断する。また、ソフトウェアに対して最低限のソフトウェアセキュリティ標準を実施する。
ソフトウェアのライフサイクル全体でのサイバーセキュリティの考慮	セキュリティ要件の合意にはじまり、セキュアなビルド、テスト、運用等、顧客と合意したソフトウェアライフサイクル全体にサイバーセキュリティを考慮する。

(2) ソフトウェアサプライチェーンの管理	
責務の分類	責務
セキュリティ管理策の実施状況の共有	- 利用者がソフトウェアの調達と導入に関して、リスクに基づいたソリューションの選択を含む意思決定を行えるよう、供給者はソフトウェア開発の取組状況を開示する。 - 顧客に周知する必要があるサイバーセキュリティの側面について透明性を確保する。
ソフトウェア構成情報の共有	利用者による脆弱性対策のため、ソフトウェア部品表、設定情報をはじめとするOSSも含めたソフトウェアの構成管理による情報を活用する。
サプライチェーンを含むリスクマネジメントの推進	供給者（システムインテグレーター、外部システムサービスプロバイダ、パートナー等）、開発者、その他の関連するIT/OT/ICT関連の事業者全てをソフトウェアサプライチェーン・リスクマネジメントの活動範囲に含める。

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ 責務

(3) 残存脆弱性への速やかな対処	
責務の分類	責務
脆弱性と脅威情報の共有と対処	脆弱性開示ポリシーを整える。ベンダーは、クラウドサービス・ソフトウェアの脆弱性の特定と開示、セキュアなサービス構成と運用に必要な情報の提供、サービスのバージョンアップ、パッチの開発と配布に責務を有すること、ベンダーはバージョンアップ・パッチ適用プロセスを文書化して、顧客がプロセスへの参加方法を理解できるようにする。また、顧客に確実に通知する仕組みを整える。
(4) ソフトウェアに関するガバナンスの整備	
責務の分類	責務
ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理を企業のリスク管理に統合	- ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理は、ソフトウェアライフサイクル全体にわたる活動を対象とし、企業のリスク管理プロセスの一部として集約する。 - 自組織として許容可能なレベルまでリスクを低減するために必要なリソース（ヒト、モノ、カネ）を整える。サイバーセキュリティを経営の重要事項として位置付け、トップマネジメントがリスクマネジメント実施の責務を負う。 - 法令を遵守する。
(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力体制の強化	
責務の分類	責務
関係者間での脅威・脆弱性情報の共有と対処	脅威情報・脆弱性情報を、政府及び産業界のパートナーとの間で迅速かつ時宜を得た形で共有する。供給者がソフトウェアの脆弱性情報を関係者と共有する。
サイバーセキュリティに関わる関係者の協働	- コミュニティを含む全てのステークホルダーが健全に連携し合う。 - 潜在的なリスクを特定し、サイバーセキュリティに関連するサプライチェーン・リスクの依存関係を評価するための枠組みを開発するために協働する。 - セキュリティ対策は、プラットフォームプロバイダや消費テナント組織等も含むサプライチェーン全体で責務を共有して取組む。 - 民間部門が、政府と協力しながら、必要な要件に継続的に適応し、重要インフラを提供する事業者が依存する技術、製品及びサービスのセキュリティを改善する。 - ステークホルダーの適切で時宜を得た参加により、知識、認識等を共有でき、適切なリスクマネジメントにつながる。

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ 責務

（６）顧客の経営者のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用	
責務の分類	責務
顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理	- 顧客の独立した主体的な取組及びサイバーインフラ事業者との契約に基づく協力的な取組によるリスク管理 - 既知の脆弱性への対処及び緩和策を主体的に実施するためのリソースの割り当てと整備 - セキュリティ改善を目的とするコミュニティや協力体制の活用
顧客の経営層のリーダーシップによるソフトウェア調達・運用	- ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件の提示 - ソフトウェアの調達・導入におけるセキュリティ慣行の要求の開示 - ソフトウェアの調達・導入におけるリスク評価に基づいた意思決定 - ライフサイクルを考慮したソフトウェアの運用、リスク対応及び契約に係る予算確保

4.1 ガイドライン（案）の作成

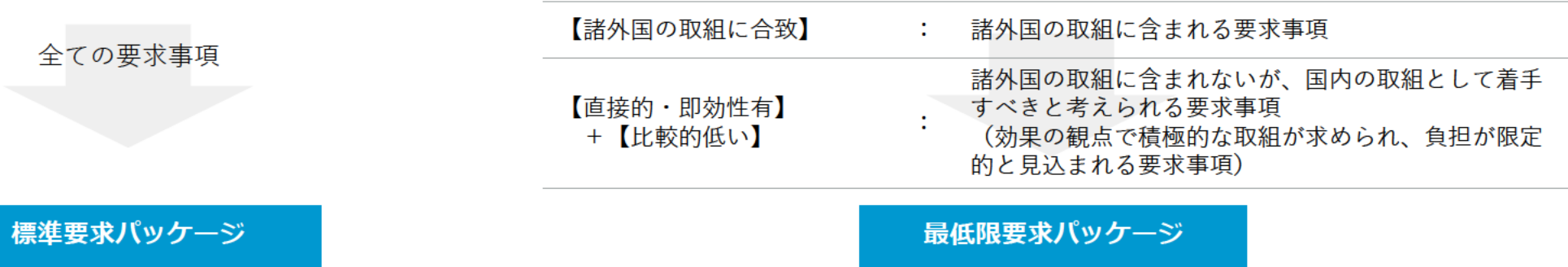
(2) ガイドライン（案）の構成

■ 要求事項の分類

- 原則として、諸外国の取組との整合・脅威への効果・実行の難易度を踏まえ、2段階に分類した上で、検討会及びヒアリングによる意見を反映した。

標準要求パッケージ	標準的に実施が求められる共通的な要求事項。組織的な取組を必要とする事項を含む 全ての 要求事項から構成。
最低限要求パッケージ	全てのサイバーインフラ事業者が最低限参照すべき要求事項。 セキュリティ対策の実施と脆弱性の対処 に関する要求事項を中心に構成。

諸外国の取組との整合	脅威への効果	実行の難易度
諸外国の取組に合致 参照する諸外国の取組の要求内容と合致する	直接的・即効性あり 脅威への直接的な対策効果が期待できる	比較的高い 採算面で懸念があり、技術的にも難易度が高い
諸外国の取組にない 参照する諸外国の取組が求めているない	能力をより高める 持続的な取組により対策効果が得られる	比較的低い 採算性があり、技術的にも対応が比較的容易

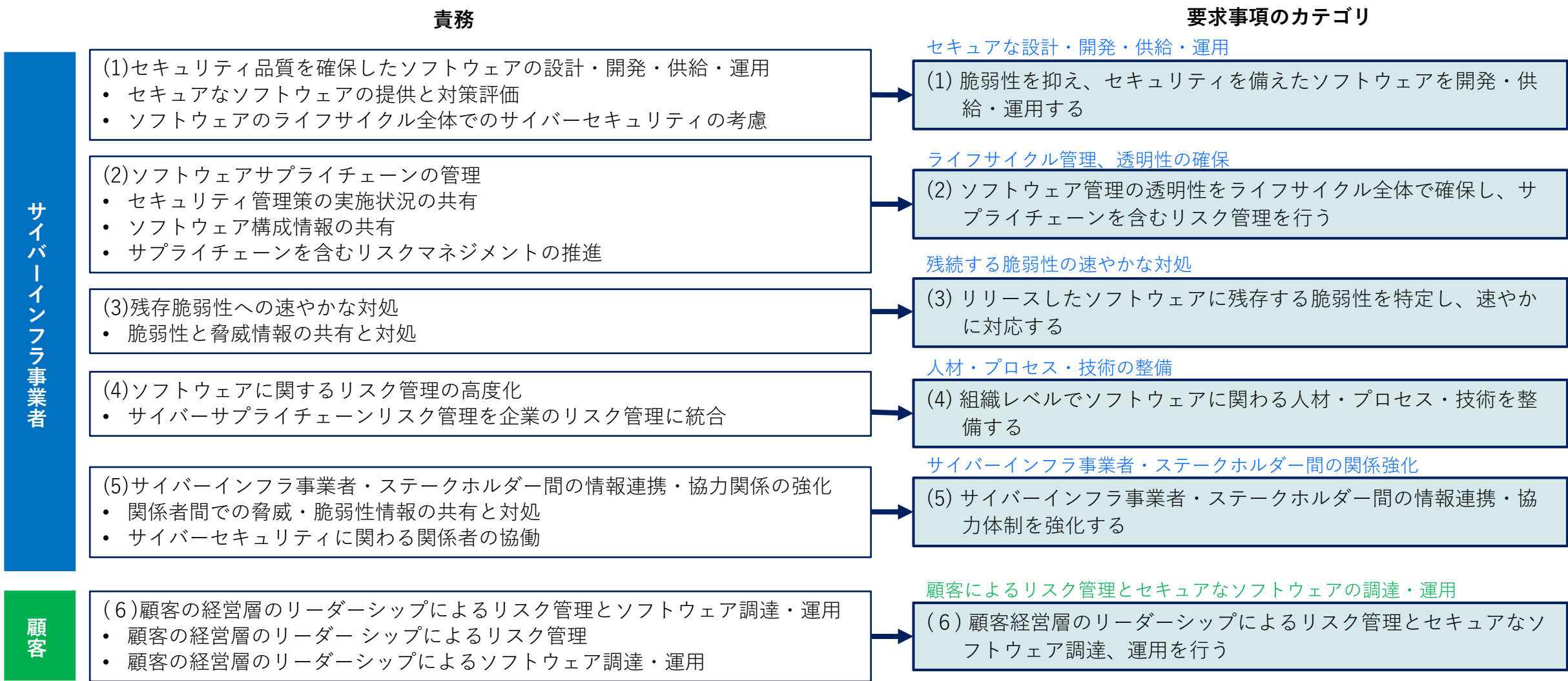


4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ 要求事項

- 責務を果たすための要求事項を責務と1対1の関係でカテゴリとして整理した。要求事項の一覧を次ページ以降に示す。



4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

要求事項	個別要求	分類
(1)-1 設計時のリスク 評価と対策の追 跡	S(1)-1.1 開発するソフトウェア、あるいはソフトウェアで構成されるシステム・サービスに対して、リスクベースの分析・評価を実施し、緩和策となるセキュリ ティ要件を定義する。	最低限
	S(1)-1.2 ソフトウェアの設計のレビューを通じて、全てのセキュリティ要件を満たし、識別されたリスク情報に対応していることを確認し、レビュー結果 を反映する。	最低限
	S(1)-1.3 設計上の決定事項、リスクへの対応、承認された例外措置に関する記録を保持し、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じて監査や保守の目的で使用 できるように維持する。	標準
	S(1)-1.4 セキュリティ要件に対して承認された全ての例外とソフトウェア設計、及びソフトウェアの設計時に作成したリスクベースの分析・評価結果をレビュー し、リスクへの対処が適切か定期的に確認する。	標準
(1)-2 セキュアなビル ド	S(1)-2.1 セキュアコーディングの観点、ビルド実施タイミングと方式、自動化ツールの利用、トレーニングなど、セキュアコーディング及びセキュアビルドに関 するプロセスを定義する。	最低限
	S(1)-2.2 実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、ビルドツールを使用し、コードを生成・ビルドする。	最低限
	S(1)-2.3 レビュー及び分析を通じて発見された問題の根本原因を特定し、その対応結果をプロセスに反映させる。	最低限
	S(1)-2.4 レビュー及び分析の対象は、ソースコードのみでなく、可読性があると組織が決定したさまざまな形式のコード（設定ファイル等）も対象とする。	最低限
(1)-3 テスト	S(1)-3.1 脅威モデルとリスク分析に基づき、テスト範囲及びテスト方式を決定し、テスト計画を立案する。	最低限
	S(1)-3.2 テスト方式には、機能テスト、脆弱性テスト、ファジング、侵入テストなどを含める。	最低限
	S(1)-3.3 テスト計画にしたがってテストを設計、実施し、結果を文書化する。	最低限
	S(1)-3.4 テストの結果、発見された全ての問題と推奨される改善策を開発チームのワークフローに組み込み、対処する。	最低限
(1)-4 サービスのモニ タリング	S(1)-4.1 運用者は、システム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産に関する資産管理手順と資産リストを整備する。	最低限
	S(1)-4.2 運用者は、リスク発生時の潜在的な影響を最小化するためにシステムを適切に分離し、ソフトウェアによる資産保護上重要なリスクを監視するモニタリ ング環境を整備する。	標準
	S(1)-4.3 ソフトウェア及びソフトウェアを適用するシステム・サービスが、動作環境又はデジタルインフラなどのリソース上にある情報資産及びデータの機密 性・完全性を保護し、監視可能とするための適切なセキュリティメカニズムを整備する。	標準
	S(1)-4.4 運用者は、重要なサービスを提供するソフトウェアに適用したメカニズムの動作状況をモニタリングするとともに、定期的にセキュリティ評価を実施し、 組織のリスク管理の枠組みに統合する。	最低限

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

要求事項	個別要求	分類
(2)-1 セキュアなコンポーネントの調達	S(2)-1.1 外部から手配する商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントは、組織が定義した要件を満たす安全性の高いものを採用する。	最低限
	S(2)-1.2 外部からソフトウェアコンポーネントを手配しない場合、組織で確立されたセキュリティ基準・プラクティスにしたがい、安全性の高いソフトウェアコンポーネントを社内で開発、維持する。	最低限
	S(2)-1.3 各ソフトウェアコンポーネントの出所情報を取得・分析し、そのコンポーネントがもたらすリスクを評価する。	最低限
	S(2)-1.4 各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間を定期的にチェックする。	最低限
	S(2)-1.5 各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンに更新するプロセスを導入する。	最低限
(2)-2 リリースファイルやデータのセキュアなアーカイブ	S(2)-2.1 全ての形式のコードを不正アクセスや改ざんから保護するために、リポジトリにコードや設定情報を保管し、承認された担当者、ツール、サービスなどのみがアクセスできるよう最小権限の原則に基づいたアクセス制御を実施する。	最低限
	S(2)-2.2 リリース後に発見された脆弱性を分析、特定し、これを排除するための仕組みを実装するため、各ソフトウェアのリリースをアーカイブして保護する。	最低限
	S(2)-2.3 各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する。	最低限
(2)-3 関係者間のセキュリティ要件の確立	S(2)-3.1 IT製品（自社のソフトウェアで再利用するための商用ソフトウェアコンポーネントを含む）又はサービスを提供するサードパーティとの契約又は共有するポリシーに、明示的なセキュリティ要件を盛り込む。	最低限
	S(2)-3.2 提供するIT製品又はサービスを受領・取得する組織が採用するサプライチェーンセキュリティ要件と同等のサプライチェーンセキュリティ要件に対応する。	標準
	S(2)-3.3 受領・取得するサードパーティ製のIT製品又はサービスが満たさないセキュリティ要件がある場合のリスクに対処するプロセスを整備する。	標準
(2)-4 利用者への適切な情報提供	S(2)-4.1 ソフトウェアをセキュアに導入・設定・操作するための情報、及び変更の影響・廃棄・提供終了・利用終了に係る情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	最低限
	S(2)-4.2 ソフトウェアの整合性・完全性の検証に必要な情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	最低限

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

要求事項	個別要求	分類
(3)-1 継続的な脆弱性調査	S(3)-1.1 ソフトウェア製品の脆弱性の開示と修復に対処するポリシーを定め、そのポリシーをサポートするための脆弱性対応（インシデント対応を含む）に関する体制を設置し、必要な役割、責務、プロセスを定義する。	最低限
	S(3)-1.2 全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を定める。	最低限
	S(3)-1.3 公知情報の探索、ソフトウェア利用者からの通知、外部脅威情報の取得、システム構成データのレビュー、その他の方法を通じて、新たな脆弱性情報を収集する。	最低限
	S(3)-1.4 継続的又は定期的に、ソフトウェアのコードのレビュー、分析、テストを実施し、今まで未検出の対処すべき脆弱性（不適切な設定などを含む）を特定する。	最低限
(3)-2 検知した脆弱性への対処	S(3)-2.1 開発者は、残存する各脆弱性の影響に伴うリスクを把握するために必要な情報を収集し、修復又はその他のリスク対応を計画するために、各脆弱性を分析する。	最低限
	S(3)-2.2 開発者は、各脆弱性に対するリスク対応を計画し、実装する。	最低限
	S(3)-2.3開発者は、セキュリティ勧告を作成し、リリースしたソフトウェアの供給先にその情報を提供するとともに、関連する制度の指定にしたがって報告する。また、運用者はセキュリティ勧告にしたがった配備を実施する。	最低限
(3)-3 対処結果を組織のプロセス改善に活用	S(3)-3.1 根本原因を決定するために、識別された脆弱性を分析し、プロアクティブに対策する。	標準
	S(3)-3.2 ソフトウェアの更新又は作成された新しいソフトウェアにより、根本原因の再発を防止又はその可能性を低減するために、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて見直す。	標準

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

要求事項	個別要求	分類
(4)-1 人材：経営層のコミットメントと人員の整備	S(4)-1.1 ソフトウェア開発ライフサイクルを網羅する役割と責務を定義する。	標準
	S(4)-1.2 全要員に対してセキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、組織にとってのセキュアな開発・運用の重要性を教育する。	最低限
	S(4)-1.3 各要員が、役割と責務を認識・同意していることを確認する。	標準
	S(4)-1.4 各役割のトレーニング計画を作成し、全要員が習熟度と役割に応じてトレーニングを実施できるように提供する。	標準
	S(4)-1.5 役割やトレーニングは定期的に見直す。	標準
(4)-2 プロセス：開発ポリシーの確立と法令順守	S(4)-2.1 ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOLに係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下SDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。	最低限
	S(4)-2.2 組織が開発するソフトウェアが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。	最低限
	S(4)-2.3 ポリシーに基づいてセキュリティを確保するために必要な予算を確保する。	最低限
(4)-3 プロセス：運用ポリシーの確立と法令順守	S(4)-3.1 ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOLに係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下SDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。	標準
	S(4)-3.2 ソフトウェアを適用したサービスが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。	標準
	S(4)-3.3 ポリシーに基づくガバナンスにより、サービス運用インフラ及びプロセスの保護、及びサービスのセキュリティ要件がSDLC全体にわたって維持されていることを監査により確認する。	標準
(4)-4 プロセス：開発運用基準の策	S(4)-4.1 ソフトウェアのセキュリティ確認基準を定義し、SDLC全体を追跡する。	最低限
	S(4)-4.2 セキュリティ確認基準に基づく意思決定をサポートするために必要な情報を収集し保護するためのプロセスや仕組みなどを実装する。	最低限
	S(4)-4.3 セキュリティ上の確認基準への適合を遵守するためのガバナンスにより、SDLC全体を追跡し意図する効果を得ていることを監査により確認する。	標準
(4)-5 技術：セキュアな開発ツールの整備	S(4)-5.1 特定されたリスクを軽減するために有効なツールを特定し、どのツールチェーンに含めることが必須若しくは必要であるか、及びツールチェーンのコンポーネントを相互に統合する方法を指定する。	最低限
	S(4)-5.2 セキュリティ慣行にしたがってツールとツールチェーンを配備、運用、及び保守する。	最低限
	S(4)-5.3 組織によって定義されたセキュアなソフトウェア開発の慣行のサポートに関する証跡を生成するようにツールを構成する。	最低限
(4)-6 技術：セキュアな開発環境の整備	S(4)-6.1 ソフトウェア開発に関係する各環境を分離して保護する。	最低限
	S(4)-6.2 リスクベースのアプローチを使用して開発関連のタスクを実行するために、各開発者向けのエンドポイントを保護、強化する。	最低限

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

要求事項	個別要求	分類
(5)-1 情報連携のための組織体制	S(5)-1.1 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。	標準
	S(5)-1.2 業界固有の必須かつ重要なセキュリティ関連情報を選別・識別して、サプライチェーン先に提供する。	最低限
	S(5)-1.3 効率的に脆弱性情報の共有を図るため、脆弱性情報の通知サービスを利用する。	最低限
(5)-2 協力体制の強化	S(5)-2.1 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、外部の事業者、顧客、及び専門機関が参加するソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。	標準
	S(5)-2.2 コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。	標準

要求事項	個別要求	分類
(6)-1 顧客経営者のリーダーシップによるリスク管理	S(6)-1.1 顧客の独立した主体的な取組とサイバーインフラ事業者との契約に基づく取組を統合したリスク管理を実施する。	最低限
	S(6)-1.2 既知の脆弱性への対処、及び緩和策を主体的に実施するためのリソースを割り当て、整備する（SBOM活用を含む）。	最低限
	S(6)-1.3 ソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。	標準
(6)-2 顧客経営者のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用	S(6)-2.1 ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件を定義し、ソフトウェアを調達・導入する前に、サイバーインフラ事業者に提示する。	最低限
	S(6)-2.2 ソフトウェアの調達・導入前に、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を開示する。	最低限
	S(6)-2.3 ソフトウェアを調達・導入する際に、リスク評価に基づいた意思決定を行う。	最低限
	S(6)-2.4 ソフトウェアのライフサイクルを考慮した導入・運用・以降・廃棄、リスク対応、及び関連する契約に係る予算を継続的に確保する。	最低限

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

■ ガイドライン（案）構成の考慮事項

以下に、ガイドライン（案）の構成に関する考慮事項を示す。

- 企業の成熟度などに応じた分類、それぞれの分類から目指すべきステップとして、要求事項の分類（パッケージ）を設定した。
- 要求事項とその分類（パッケージ）の設定にあたっては、ヒアリング及び有識者の意見を参照し、以下を検討した。
 - ・ 顧客によるリスク管理、セキュアなソフトウェアの調達・運用の観点をカバーした。
 - ・ 情報・通信システム開発、供給、保守、運用の商流の観点では、特に多層の委託先からなるサプライチェーンの実態等が把握できたことから、サプライチェーン全体をガイドラインの対象とすることを明確化した。
 - ・ 顧客からのセキュリティ要件提示の観点では、ヒアリングなどを通じて顧客からの要求が不十分であるケースが把握できたことから、本ガイドラインの位置付けを踏まえ、要求事項(1)(6)に事業者と顧客間でのセキュリティ要件の合意を上位レベルの記述として明確化した。
- 実効性を持たせるためのデファクトスタンダードとなり得る具体的手法として、本ガイドライン（案）に以下の例を盛り込んだ。
 - ・ 各政府機関と重要インフラ企業や業界団体と、サイバーインフラ事業者との関係性のグッドプラクティスとして、要求事項に係者の連携体制と窓口設置
 - ・ 政府機関、重要インフラ等を防御する観点から、政府機関とサイバーインフラ事業者との間の情報共有、分析その他の対処協力の在り方として、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」
 - ・ サプライチェーン内外における事業者同士の効果的なソフトウェアを含むさまざまな情報連携等の在り方やその業界のデファクトスタンダードとなり得る具体的手法として、ISAC、IPA届け出制度等の例示
- 設計から開発、供給、保守、運用、廃棄までの全ライフサイクルを対象領域とした。特に、検討会及びヒアリングを通じて、EOL（ライフサイクルの終了）とサポート期間の整合性等が課題となっていることが判明したため、要求事項に盛り込んだ。
- 責務及び要求事項は、汎用的・骨格となる文書として、上位レベルのサイバーセキュリティ対策要素として整理した。要求事項の実践において参考となるように、「取組例」については、個別具体的なツールの使用方法等ではなく汎用的な記載となるように、表記を工夫した。

4.1 ガイドライン（案）の作成

(2) ガイドライン（案）の構成

（前頁からつづき）

- Sler 自身のセキュリティについて、同一事業者の部門間でもセキュリティの取組に大きな差があるとの意見があり、普及施策の考慮事項として、事業者一律ではなく部門やプロジェクトを念頭に置く必要性が明確となった。
- ソフトウェア全ライフサイクルの管理状況について、以下の点を考慮した。
 - 開発時からSBOM作成を伴う資産管理の観点では、中小事業者では取組は難しく支援文書の提供等を求める意見があり、普及施策として盛り込んだ。
 - 言語ライブラリやOSS、流用、パッケージ利用等も含めたソフトウェアや設定データ、ハードウェアも含めた構成管理の観点では、OSSをはじめさまざまなソフトウェア部品からサービスを構築している事例を把握した。構成直後から脆弱性の可能性が高まることから、普及施策としての自己適合宣言の更新期間について考慮が必要であることが明確となった。
 - サイバー攻撃対応や残存脆弱性の発見などのトリガ別のソフトウェアパッチ対応フローとパッチ適用オーケストレーション（自動化）、構成管理や変更管理の情報共有の仕組の観点では、上記に示した通りOSSを中心とした構成管理に関わる考慮点を普及施策に盛り込んだ。
 - 開発、供給、保守、運用における誰がいつまでどう引き継ぐかなどの責任分担や契約の観点では、顧客が事業者の役割を担うケースなどの事例が確認できたことから、ガイドラインにそのケースがあることを盛り込んだ。
 - NIST SP800-218、SP800-161、ISO27036、Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software 等に関する取組事例を確認することはできなかった。
 - ソフトウェアのライフサイクルとサプライチェーン上での顧客、請負・委託事業者（元請、2次以降の末端までの開発、OSSやライブラリやパッケージの供給事業者など）の役割分担、契約などによる責任共有モデルの観点では、契約による役割分担の必要性やクラウドにおける責任共有モデル等について意見を収集した。これに基づき、請負と委託の契約関係、顧客と事業者間の契約の必要性等を盛り込んだ。
- これらの情報を踏まえ、要求事項のグッドプラクティスとしての参照を想定した「取組例」を整理した。
- 要求事項に基づく自己適合宣言時の考慮事項を整理し、満たすことで認定事業者となる要求仕様案の位置付けの検討を進めた。（詳細は「4.2 ガイドライン（案）の普及施策」に示す）

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(1) 調査概要

■ 概要

- ガイドラインを普及させるための普及・啓発活動に向けた案を作成する。

■ 普及施策の検討の流れ

- 以下の手順で検討を進めた。
 - ① 検討会、有識者及び事業者からのヒアリングを通じて普及施策に関する意見を収集した。具体的な取組内容を、考えられる「普及施策の例」として整理した。
 - ② これらを、類似する事項でグルーピングし、ガイドラインの普及と更新、自己適合宣言、両者に共通する広報・普及活動の3点にまとめ、「実施項目」とした。
 - ③ 「実施項目」は、その普及施策の内容を踏まえて、短期と中期の時間軸別に整理した。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策① ガイドラインの普及と更新

- 短期：ガイドラインの具体的な適用方法など事業者の負担に配慮する関連文書類の整備を先行する。
- 中期：事業者からの意見収集などを通じて、ガイドライン自体の普及と更新を進める。

【短期】ガイドラインの普及と更新：検討		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
ガイドラインの成案化	英語版とあわせてパブコメを行い意見を収集する。	- 実施事項：英語版を作成し、パブコメを実施する。 - 成果物：ガイドライン（日本語版・英語版）
関連文書類の整備（短期）	ガイドラインの利用を後押しする関連文書類を整備する。	- 実施事項：パイロットプログラム（後述）を通じ、コストや難易度の高い要求事項を特定し、優先度を踏まえ要求事項の実装を支援する関連文書類を整備する。 関係機関の既存取組との関係性を整理の上で連携して整備する。 （案）要求事項単位で、フェーズごとの具体的な取組事項と脅威を説明する文書を整備する。例えば、「リスクベース分析」の要求事項において、OS、ミドルウェア等のリスクを評価し、取るべき緩和策の手引きを整備する。 ソフトウェアの流通の意思決定に関わる調達部門向けに、本ガイドラインに売買時の検討すべき情報を加えて提供する。 紙媒体として、簡潔でわかりやすい冊子を提供する。 - 成果物：実装フレームワーク等

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策① ガイドラインの普及と更新

【中期】ガイドラインの普及と更新：運用		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
関連文書類の整備 （中期）	ガイドラインの利用を後押しする関連文書類を整備する。	- 実施事項：民間企業での利用を想定したモデル契約書、政府調達時のモデル調達仕様書等をテンプレートとして整備する。利用範囲や効果等を踏まえた優先度を設定し、実施する。関係機関と連携して整備する。 （案）ユーザとベンダーが議論のたたき台となるような保守の考え方、契約面での論点を整理する。 - 成果物：モデル調達仕様書等の関連文書 - 考慮事項：契約プロセス（サプライチェーン範囲、合意ポイントとタイミング、リスク分析のポイント等）はソフトウェアサプライチェーンに関わる取組実態を踏まえつつ、新たな調査事業の一つとして取組む。
関連文書類・制度の運用	関連文書類・制度を運用する。	- 実施事項：短期施策として整備した関連文書類を公開し、制度を運用する。関係機関と連携して配布する。 - 考慮事項：対象範囲、文書類、制度に優先順位を設定し、運用する。
効果検証と更新	- 施策の効果を検証するフェーズを設ける。 - 事業者及び顧客の現状を踏まえたガイドラインの更新を進める。	- 実施事項：サンプリングによる実態調査、アンケート等を実施し、ガイドライン、制度、関連文書類の効果を収集し、更新に活用する。 - 成果物：ガイドライン（更新版） - 考慮事項：2、3年ごとのガイドライン見直しの必要性の検討を制度として盛り込む。セキュリティレベルの向上、事業者や顧客の費用支出、負担の在り方は別途議論が必要である。
海外他制度との連携	関連する外国のガイドライン類に対して、本ガイドラインを順守すれば十分になるような制度設計と運用を行い、海外での対応が求められる事業者のインセンティブとする。	- 実施事項：制度設計、海外向けの情報発信。 - 成果物：制度 - 考慮事項：事業者ヒアリングなどを通じて、連携すべき海外のガイドラインを選定する。対象は、欧米の他、アジア（シンガポール、インドやマレーシア）も想定される。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策① ガイドラインの普及と更新

【中期】ガイドラインの普及と更新：運用		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
国内他制度等との連携	他のガイドライン類との関係を整理の上で、連携する。	- 実施事項：分野別に他のガイドラインとの平仄・関係性の補足情報を附属書等を通じて提供する。 他のガイドラインと連携する。 （案）外部機関と連携し、要求事項の実装方法に関するガイドを整備する。 ISO 27002との対応関係を示すことで、顧客に気づきをもたらす。 - 成果物： 補足文書 - 考慮事項：政府調達・重要インフラの関連文書を優先して整理する。関係機関、業界団体の取組、経済産業省の関連取組（地場ベンダー手引等）も想定する。 下請法を踏まえた、サプライチェーンの取組強化の関連文書の検討も必要。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策② 自己適合宣言

- 短期：政府調達での活用を目指し、評価基準整備やパイロットプログラム試行を通じ、実効性の高い制度を検討する。
- 中期：分野別に自己適合宣言制度の普及を進める。

【短期】自己適合宣言：検討		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
制度検討	自己適合宣言の範囲、評価基準等を含む制度を整理する。	- 実施事項：各種文献を参照しつつ、実効性と事業者負担軽減を考慮した制度を検討する。 - 成果物：評価基準等 - 考慮事項： - 一宣言範囲：全社だけではなく、プロジェクトや部門単位での宣言を可能とする。 - 一評価基準：例えば、経済産業省SWタスクフォースのSSDFの検討内容等も活用し得る。業界ごとの評価基準（業界別のガイド）も定義されると良い。 - 一宣言主体：米国事例等を参考にしつつ、我が国の商習慣を踏まえる。 - 一更新期間：事業者負担、技術進展を考慮する。1～2年程度が想定される。 - 一保証方法：内部監査を中心とする。クラウド事業者やオフショア先の保証は、プライム事業者に宣言を求め、サブ事業者に間接的に対応を求める。 - 一情報開示：NDAに基づく個別検討、監査法人を活用する。テンプレートとして開示範囲とエビデンス例を整理する。 - 一例外事項：自己適合が満たされていないことが判明した場合の取扱いを整理する。損害賠償等に直結するため新たな調査事業の中で精緻に検討する。
関連文書類整備	自己適合宣言を活用するための関連文書類を整備する。	- 実施事項：事業者の負担軽減と効果的な宣言に資する関連文書類を整理する。 - 成果物：自己適合宣言の導入手引き等 - 考慮事項：宣言を行うことに伴う法的責任の検討が必要等の考慮点を盛り込む。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策② 自己適合宣言

【短期】自己適合宣言：検討		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
制度の実効可能性調査	パイロットプログラム、ヒアリングを実施する。	- 実施事項：本調査の初期ターゲットである政府調達の実績を有するプライム事業者などを対象に自己適合宣言の試行、及び事業者へのヒアリングを実施する。 その際、コスト上昇、自己適合判定の可否、手抜きする組織でアンバランスにならないか、顧客の責務対応の状況、委託先のスコープ等を確認・評価する。 - 成果物：パイロットプログラム評価結果等

【中期】自己適合宣言：運用		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
制度の拡大・普及	制度の拡大・普及を促進する方法と対象を検討し、実施する。	実施事項：普及の端緒（イノベーターの獲得）とするため、特に政府調達を対象とし、制度の活用を推奨するとともに、活用事例としてアナウンスする。 その後、さらに普及を拡大（アーリーアダプター獲得）するため、重要インフラ事業者や地方公共団体等の調達での制度の活用を推奨するよう働きかける。
制度の効果・効率の向上	（次ページ、施策③ご参照）	（次ページ 施策③ご参照）

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策③ 広報・普及活動

- 短期：自己適合宣言やガイドラインの活用を広めるための広報活動を進める。
- 中期：サイバーインフラ事業者の取組を支援する活動を進める。

【短期】 広報・普及活動		
実施項目	概要	考えられる普及施策の例
ガイドライン及び制度自体の啓発活動	- サイバーインフラ事業者への啓発活動を行う。 - 広く社会認識の醸成を図る。	- 実施事項：キャンペーンサイトや関連機関を通じたアナウンスを行う。 有識者等を招待した講演会等のイベントを開催する。 - 成果物：広報・普及案 - 考慮事項：リソースの限られる事業者、地方の中小事業者を念頭におく。 経営者へのアプローチも想定する。 事業者と顧客のコスト分担についての社会認識の醸成を図る。 事業者がガイドラインを2度、3度と利用することによるメリットを周知する。 セキュリティプロジェクトマネジメントという言葉を作り、PMOが必ず考えるべき事項として周知を図る。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策③ 広報・普及活動

【中期】広報・普及活動

実施項目	概要	考えられる普及施策の例
ガイドライン・制度を活用する事業者の間接的な支援	サイバーインフラ事業者の活動・取組を周知することで間接的に支援する。	- 実施事項：自己適合宣言や取組結果を公表するサイト（リスト）を整備する。 自己適合宣言のマークの利用を許可し、事業者のモチベーション向上を促す。 - 成果物：情報提供サイト（リスト） - 考慮事項：情報の開示範囲を検討する。必要に応じて関連機関と連携する。
ガイドライン・制度を活用する顧客の間接的な支援	サイバーインフラ事業者の活動・取組を周知することで間接的に支援する。	- 実施事項：ベンダー側で取組むには、顧客側にお金が必要であるため、顧客への教育を進める。 - 成果物：広報・普及案、教育プログラム
ガイドライン・制度を活用する事業者の直接的な支援	特にリソースの乏しいサイバーインフラ事業者の取組を支援する。	- 実施事項：情報安全確保支援士やシステム監査技術者などの知見を有する事業者が、サイバーインフラ事業者を支援できる仕組みを整える。 - 成果物：支援取組案
制度設計	ガイドラインの普及につながるインセンティブを設計する。	- 実施事項：事業者の自主的な契約を中心とした取組を促すインセンティブを設計する。 - 成果物：政府調達での活用、他制度との関連の整理、他制度と連携した一部評価免除、レーティング等の制度 (案) 中小事業者向けに（補助を含む）自己適合宣言取得支援策を提供する。 プライムベンダーが、自己適合宣言先から選定することで、関係者がメリットを得られる仕組みとする。 顧客との合意があれば、自己適合宣言済の事業者は、損害の補填等における顧客との比重が軽減される。 顧客側は、自己適合宣言先を確認することで事業者を選定しやすくする。

4.2 ガイドライン（案）の普及施策

(2) 普及施策

■ 施策③ 広報・普及活動

【中期】 広報・普及活動

実施項目	概要	考えられる普及施策の例
ガイドライン及び制度自体の啓発活動	- サイバーインフラ事業者への啓発活動を行う。 - 広く社会認識の醸成を図る。	- 実施事項：キャンペーンサイトや関連機関を通じたアナウンスを行う。 - 成果物：広報・普及案 - 考慮事項：ガイドライン公表後に発生したインシデントに関して、このガイドラインとの因果関係を明確にすることで、本ガイドラインに記載した対策を実施することが推奨されるという社会認識を醸成する。

5. まとめ

- 本事業では、サイバーインフラ事業者によるレジリエンスを向上し、サイバーセキュリティの根本的確保を推進することを目的として、国内外動向に関する文献調査、ワーキンググループの開催、及びガイドライン（案）の作成業務を実施した。
- 文献調査では、ガイドライン（案）に必要な要素を検討するため、欧米を中心にサイバーセキュリティ対策に関する法、制度、取組、事例及び動向を調査した。欧米を中心に、ソフトウェアサプライチェーンにおける脆弱性対策に関わる制度、ガイドライン類の整備が進んでおり、特にセキュア・バイ・デザイン／デフォルトの概念が広まり、サイバーインフラ事業者には、顧客との適切な役割分担のもと、自社が提供するソフトウェア製品のサイバーセキュリティ対策が求められている。
- ワーキンググループの運營業務では、ガイドライン（案）を構成する要求事項及び要求事項の分類を中心とした意見が出され、当該意見に基づきガイドライン（案）を更新した。普及施策に関しても、ガイドライン（案）そのものの普及に加えて、自己適合宣言の在り方、広報施策についての意見が出された。
また、サイバーインフラ事業者及び有識者のヒアリングにおいても、要求事項及び要求事項の分類を中心とした意見が出された。
- ガイドライン案等の作成業務では、文献調査及びワーキンググループの意見を踏まえ、サイバーインフラ事業者と顧客に求められる責務の考え方と責務を果たすための要求事項を整理した。本ガイドライン（案）をサイバーインフラ事業者と顧客が活用することで、自社の取組を高度化するとともに、将来的な自己適合宣言への活用を通じて国内のサイバーセキュリティ取組の高度化も期待される。
- ワーキンググループで審議された普及施策を基に、次年度以降の普及施策検討を実施した。ガイドライン（案）の成案化、自己適合宣言の仕組み化の検討、政府機関や重要インフラ事業者での調達等での参照・推奨、関連機関との連携、他制度との関連を整理した上での連携、海外展開等の普及施策などが想定される。

「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン（案）」

— ソフトウェアの開発、供給、運用におけるサイバーセキュリティ確保とレジリエンス向上のための
顧客とサイバーインフラ事業者の適切な役割分担と責務の在り方について—」

の概要

令和7年3月

「サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」の概要

- ・ ソフトウェア・サプライチェーンのサイバーセキュリティ対策強化のため、令和6年9月から重要インフラ専門調査会及び、経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会の下に共同開催として、産学の有識者からなるワーキンググループを立ち上げ、ソフトウェアを利用する顧客等の保護を目的としたサイバーインフラ事業者に求められる役割等について検討。
- ・ 令和6年度中に、ガイドライン（案）としてとりまとめ、令和7年度、自己適合宣言の仕組み化、政府機関や重要インフラの調達等での参照といった普及策等を検討予定。

背景・課題

- ・ ソフトウェアの脆弱性を悪用するサイバー攻撃の脅威が増加
 - ⇒ ソフトウェアの開発・供給・運用を行う「サイバーインフラ事業者」のそれぞれがより一層の責任をもって対応する必要性
 - ⇒ セキュア・バイ・デザイン／デフォルトに関する国際文書にNISCも共同署名

- ・ 他方、サイバーインフラ事業者に求められる役割等を整理した国内のガイドラインなし

検討中のガイドライン（案）のイメージ

- ・ サイバーインフラ事業者と顧客に求められる責務、責務を果たすための要求事項（具体的取組）を整理※

サイバーインフラ事業者	○ソフトウェア（クラウド上のものを含む）の ・ 開発者 ・ 供給者 ・ 運用者	(1) セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用 (2) ソフトウェアサプライチェーンの管理 (3) 残存脆弱性への速やかな対処 (4) ソフトウェアに関するガバナンスの整備 (5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力関係の強化
	○顧客（政府機関、重要インフラ等）	(6) 顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用

※諸外国の関連ガイドライン等を参照



サイバーインフラ事業者及びステークホルダーについて①

- 本ガイドライン（案）では、広くソフトウェアの開発・供給・運用に関わる「サイバーインフラ事業者」を対象として想定し、開発者、供給者、運用者の3つの主な役割で分類。
- ソフトウェアのサイバーセキュリティに関わるレジリエンスを向上するためには、サイバーインフラ事業者は、インシデントの防御を対象とした関わりだけではなく、インシデントの事前対処と事後対処における情報収集、分析、対処調整の協力者として、さまざまな面で関係を強化していくことが求められる。

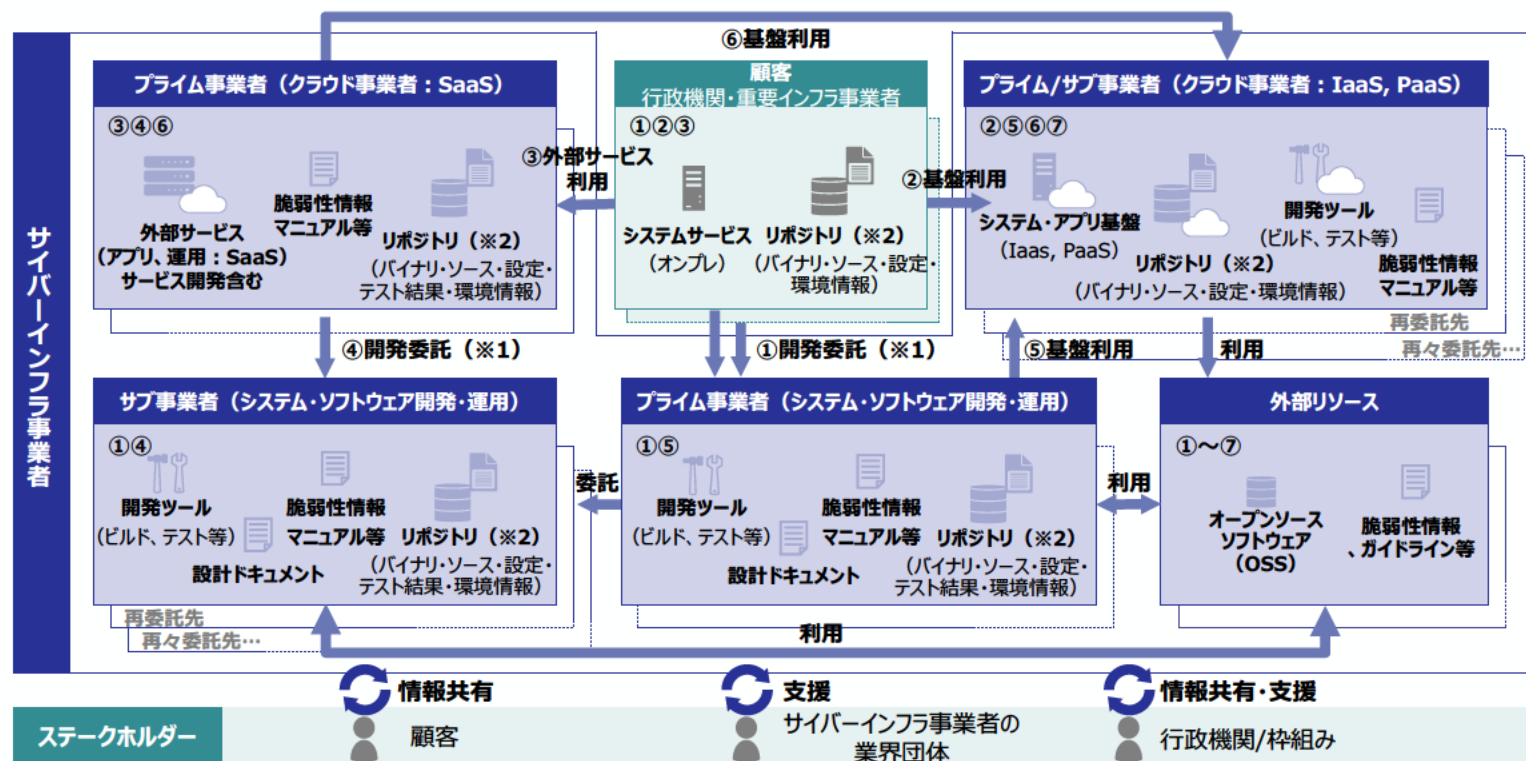
分類	名称	説明
サイバーインフラ事業者	開発者	ソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組込みソフトウェア、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスの設計を含めた開発又はインテグレーションに従事する事業者・人員 ソフトウェア開発ベンダー、ソフトウェアサービスプロバイダ、機器開発ベンダー、ソフトウェアやシステムの開発請負事業者、ソフトウェアコンポーネント開発事業者、インフラ事業者、自社開発ソフトウェアの開発部門などにおいて、ソフトウェアの開発又はインテグレーションを行う事業者等が対象となる。
	供給者 ^[1]	顧客にソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組込みソフトウェア（ハードウェア製品を含む）、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスを提供する事業者・人員 ソフトウェア製品やソフトウェアを含む機器の販売会社、ソフトウェアサービスプロバイダ、システムの開発運用請負事業者、インフラ事業者、ソフトウェア開発ベンダーなどにおいて、ソフトウェアやシステム・サービスを提供する事業者等が対象となる。
	運用者	顧客に対して主にシステム・サービスの運用を支援する役務を提供する事業者・人員
ステークホルダー	顧客	政府機関等及び重要インフラ事業者をはじめ、ソフトウェアの利用主体となる事業者等
	その他関係機関 ^[2]	サイバーレジリエンス向上の支援を担う組織

^[1] 供給者内に、開発者・運用者が含まれるケースもある。また、サイバーインフラ事業者に販売会社が含まれるケースでは、供給者に準じた責務が求められる。

^[2] ソフトウェアの利用主体である顧客がソフトウェアを運用することが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合も多い。ここでは、顧客との契約により、サイバーインフラ事業者がソフトウェアの運用（又はその一部）を支援する場合を想定する。

サイバーインフラ事業者及びステークホルダーについて②

- 本ガイドライン（案）が対象とするサイバーインフラ事業者が扱うソフトウェアの資産について、ソフトウェアで構成するシステムの開発・契約形態・利用形態を踏まえた関係は以下の図のとおり。
- システムの開発・契約・利用の観点から、サイバーインフラ事業者には、以下の2つの役割を想定。
プライム事業者：顧客と直接契約を結びシステムやクラウドサービスの開発・供給・運用を実施する1次請け事業者
サブ事業者：プライム事業者と契約を結びシステム・クラウドサービスの開発・供給・運用を実施する2次請け以降の事業者



※1 ①④にて下請けを使用しないケースもある。顧客がサイバーインフラ事業者として自ら開発するケースもあり。

※2 サービス及びシステム開発や契約形態等によりソフトウェアの所有権が異なるが、所有権については表記していない。

【システムの開発・運用・利用形態の例】

- ①：オンプレミスのシステム（プライム事業者が開発委託）
- ②：顧客がIaaS, PaaSを利用
- ③：SaaSを利用したシステムの利用
- ④：クラウド事業者（SaaS）が開発委託
- ⑤：プライム事業者（SIer等）がIaaS, PaaSを利用
- ⑥：クラウド事業者（SaaS）がIaaS等を利用
- ⑦：クラウド事業者（IaaS, PaaS）が相互利用

サイバーインフラ事業者求められる役割等に関するガイドライン（案）全体概要

ソフトウェアサプライチェーンのサイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、サイバーインフラ事業者と顧客に求められる責務(基本理念に類する事項)、及び責務を果たすための要求事項を6つに整理。今後は活用促進に向けた自己適合宣言等の制度検討等の取組を実施予定。

ガイドライン（案）の背景

- ソフトウェアとそのサプライチェーンに潜む脆弱性を悪用するサイバー攻撃が増加
- NISC等も共同署名したセキュア・バイ・デザイン／デフォルトなどデジタル製品・サービスにおけるサイバーセキュリティ対策の強化に関する制度整備が加速

ガイドライン（案）の趣旨

- 諸外国の取組と整合した、ソフトウェアを利用してサイバーインフラを提供する「サイバーインフラ事業者」の対応を整理することが求められているところ、事業者及び関係者がサイバーセキュリティ対策の実効性を確保するために参考となる考え方を示すもの

今後の取組例

- 活用促進に向けた自己適合宣言等の制度検討、ツール類の整備、広報活動などを検討

ガイドライン（案）の概要

6つの責務 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、認識すべき基本理念		6つの要求事項 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、共通して取組むべきサイバーセキュリティ対策	対象組織 サイバーインフラ事業者 (ソフトウェア開発ベンダー、ソフトウェア販売会社、ソフトウェア運用ベンダー 等)
セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用		セキュアな設計・開発・供給・運用	
ソフトウェアサプライチェーンの管理		ライフサイクル管理、透明性の確保※	
残存脆弱性への速やかな対処		残存する脆弱性の速やかな対処	
ソフトウェアに関するガバナンスの整備		人材・プロセス・技術の整備	
サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力関係の強化		サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化	顧客
顧客の経営者のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用		顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用	

※「ライフサイクル管理、透明性の確保」のうちSBOM関連の内容については、経済産業省の「ソフトウェア管理に向けたSBOM（Software Bill of Materials）の導入に関する手引|ver2.0」を参考とすることができる。

サイバーインフラ事業者の責務①

- サイバーセキュリティに関するレジリエンスを向上させるためには、サイバーインフラ事業者と顧客がそれぞれの責務を果たすことで、相補的な効果を得ることができる。
- サイバーインフラ事業者は、サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のために、以下の5つの責務を認識することが求められる。これらの全ての責務は、サイバーインフラ事業者の経営層が認識し、経営層のリーダーシップにより責務を果たす取組を実施することが求められる。

1 セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用

- **セキュアなソフトウェアの提供と対策評価**
 - 「セキュアバイデザイン」及び「セキュアバイデフォルト」の原則に則り、リスクベースのアプローチにより、ソフトウェア開発・運用に対する脅威を軽減するための対策を実施し、その有効性を判断する。
 - ソフトウェアに対して最低限のソフトウェアセキュリティ標準を実施する。
- **ソフトウェアのライフサイクル全体でのサイバーセキュリティの考慮**
 - セキュリティ要件の合意にはじまり、セキュアなビルド、テスト、運用等、顧客と合意したソフトウェアライフサイクル全体にサイバーセキュリティを考慮する。

サイバーインフラ事業者の責務②

2 ソフトウェアサプライチェーンの管理

● セキュリティ管理策の実施状況の共有

- ・ 利用者がソフトウェアの調達と導入に関して、リスクに基づいたソリューションの選択を含む意思決定を行えるよう、供給者はソフトウェア開発の取組状況を開示する。顧客に周知する必要があるサイバーセキュリティの側面について透明性を確保する。

● ソフトウェア構成情報の共有

- ・ 利用者による脆弱性対策のため、ソフトウェア部品表（SBOM）、設定情報をはじめとするOSSも含めたソフトウェアの構成管理による情報を活用する。

● サプライチェーンを含むリスクマネジメントの推進

- ・ 供給者（システムインテグレーター、外部システムサービスプロバイダ、パートナー等）、開発者、その他の関連するIT/OT/ICT関連の事業者全てをソフトウェアサプライチェーン・リスクマネジメントの活動範囲に含める。

3 残存脆弱性への速やかな対処

● 脆弱性と脅威情報の共有と対処

- ・ 脆弱性開示ポリシーを整え、脆弱性対応に関する体制を整備する。
- ・ ベンダーは、クラウドサービス・ソフトウェアの脆弱性の特定と開示、セキュアなサービス構成と運用に必要な情報の提供、サービスのバージョンアップ、パッチの開発と配布に責務を有すること、ベンダーはバージョンアップ・パッチ適用プロセスを文書化して、顧客がプロセスへの参加方法を理解できるようにする。
- ・ 顧客に確実に通知する仕組みを整える。

サイバーインフラ事業者の責務③

4 ソフトウェアに関するガバナンスの整備

● ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理を企業のリスク管理に統合

- ・ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理は、ソフトウェアライフサイクル全体にわたる活動を対象とし、企業のリスク管理プロセスの一部として集約する。
- ・自組織として許容可能なレベルまでリスクを低減するために必要なリソース（ヒト、モノ、カネ）を整える。サイバーセキュリティを経営の重要事項として位置付け、トップマネジメントがリスクマネジメント実施の責務を負う。
- ・法令を遵守する。

5 サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力体制の強化

● 関係者間での脅威・脆弱性情報の共有と対処

- ・脅威情報・脆弱性情報を、政府及び産業界のパートナーとの間で迅速かつ時宜を得た形で共有する。
- ・供給者がソフトウェアの脆弱性情報を所管する機関と共有する。

● サイバーセキュリティに関わる関係者の協働

- ・コミュニティを含む全てのステークホルダーが健全に連携し合う。
- ・潜在的なリスクを特定し、サイバーセキュリティに関連するサプライチェーン・リスクの依存関係を評価するための枠組みを開発するために協働する。
- ・セキュリティ対策は、プラットフォームプロバイダや消費テナント組織等も含むサプライチェーン全体で責務を共有して取り組む。
- ・民間部門が、政府と協力しながら、必要な要件に継続的に適応し、重要インフラを提供する事業者が依存する技術、製品及びサービスのセキュリティを改善する。
- ・ステークホルダーの適切で時宜を得た参加により、知識、認識等を共有でき、適切なリスクマネジメントにつながる。

サイバーインフラ事業者の顧客に求められる責務

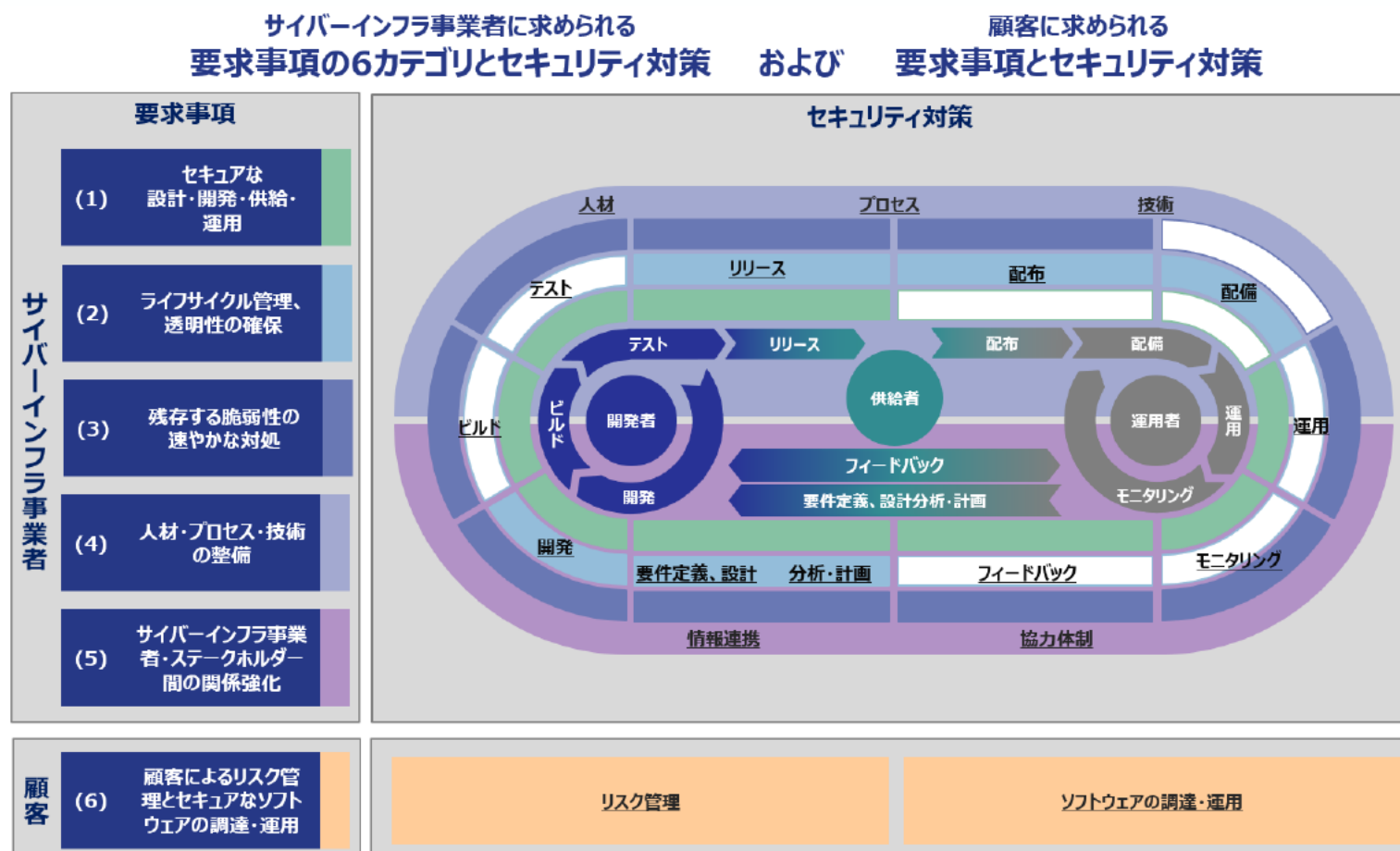
- 顧客がオーナーシップを持つシステムを構成するソフトウェアのセキュリティに関わる活動において、顧客には以下の責務が求められる。

6 顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用

- **顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理**
 - 顧客の独立した主体的な取組及びサイバーインフラ事業者との契約に基づく協力的な取組によるリスク管理
 - 既知の脆弱性への対処及び緩和策を主体的に実施するためのリソースの割り当てと整備
 - セキュリティ改善を目的とするコミュニティや協力体制の活用
- **顧客の経営層のリーダーシップによるソフトウェア調達・運用**
 - ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件の提示
 - ソフトウェアの調達・導入におけるセキュリティ慣行の要求の開示
 - ソフトウェアの調達・導入におけるリスク評価に基づいた意思決定
 - ライフサイクルを考慮したソフトウェアの運用、リスク対応及び契約に係る予算確保

サイバーインフラ事業者及び顧客に求められる要求事項（全体像）

- サイバーインフラ事業者と顧客は、サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上の責務を果たすために、対象となるソフトウェアの特性や組織に適した方法で、以下のサイバーセキュリティ対策の要求事項（6のカテゴリ、21の要求事項）を実施することが求められる。
- これらを実現するため、組織のリスクマネジメントを担う経営層のリーダーシップの下、リスクに応じた対策の実施方針、予算や人材の割り当て、実施状況の確認や問題の把握と対応、その他の関係機関との協力等を的確に進めることが求められる。



サイバーインフラ事業者及び顧客に求められる要求事項（一覧）

- 責務を果たすための要求事項は、責務と1対1の関係でカテゴリとして整理。
- サイバーインフラ事業者に求められる5つの要求事項、顧客に求められる1つの要求事項を以下に示す。

	要求事項のカテゴリと概要	要求事項
サイバーインフラ事業者	(1) セキュアな設計・開発・供給・運用 脆弱性を抑え、セキュリティを備えたソフトウェアを開発・供給・運用する	(1)-1 設計時のリスク評価と対策の追跡 (1)-2 セキュアなビルド (1)-3 テスト (1)-4 サービスのモニタリング
	(2) ライフサイクル管理、透明性の確保 ソフトウェア管理の透明性をライフサイクル全体で確保しサプライチェーンを含むリスク管理を行う	(2)-1 セキュアなコンポーネントの手配 (2)-2 リリースファイルやデータのセキュアなアーカイブ (2)-3 関係者間のセキュリティ要件の確立 (2)-4 利用者への適切な情報提供
	(3) 残続する脆弱性の速やかな対処 リリースしたソフトウェアに残存する脆弱性を特定し、速やかに対応する	(3)-1 継続的な脆弱性調査 (3)-2 検知した脆弱性への対処 (3)-3 対処結果を組織のプロセス改善に活用
	(4) 人材・プロセス・技術の整備 組織レベルでソフトウェアに関わる人材・プロセス・技術を整備する	(4)-1 人材：経営層のコミットメントと人員の整備 (4)-2 プロセス：開発ポリシーの確立と法令順守 (4)-3 プロセス：運用ポリシーの確立と法令順守 (4)-4 プロセス：開発・運用基準の策定 (4)-5 技術：セキュアな開発ツールの整備 (4)-6 技術：セキュアな開発環境の整備
	(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化 サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力体制を強化する	(5)-1 情報連携のための組織体制 (5)-2 協力体制の強化
顧客	(6) 顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用 顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理とセキュアなソフトウェア調達、運用を行う	(6)-1 顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理 (6)-2 顧客経営層のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用

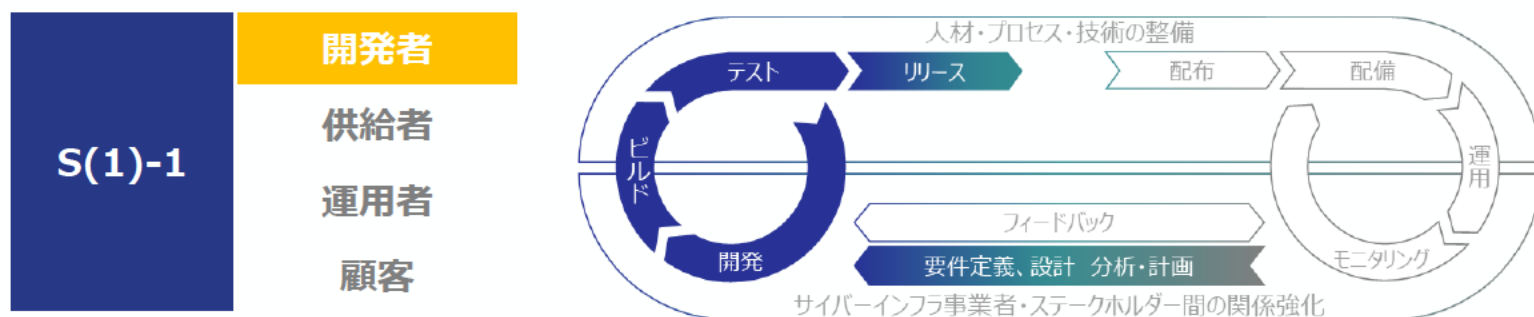
＜参考＞

**サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関する
ガイドライン（案）の要求事項（全体）**

【サイバーインフラ事業者 要求事項 1】セキュアな設計・開発・供給・運用①

設計時のリスク評価と対策の追跡

「セキュアバイデザイン」及び「セキュアバイデフォルト」の原則に則り、開発するソフトウェアのリスクを分析・評価し、リスク対応、セキュリティ要件、設計上の決定事項を追跡し、対策を維持する。



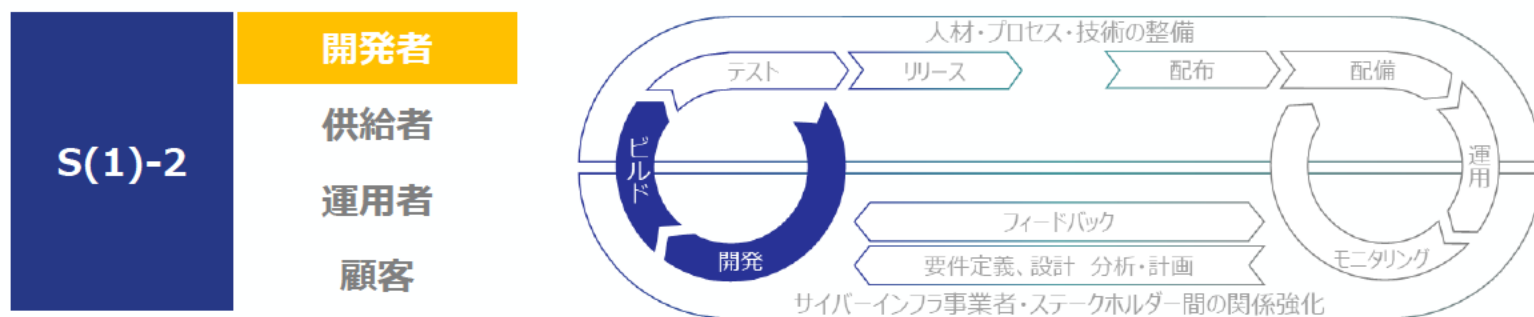
個別要求

- **S(1)-1.1 リスクベースのセキュリティ要件の定義**
開発するソフトウェア、あるいはソフトウェアで構成されるシステム・サービスに対して、リスクベースの分析・評価を実施し、緩和策となるセキュリティ要件を定義する。
- **S(1)-1.2 設計レビュー**
ソフトウェアの設計のレビューを通じて、全てのセキュリティ要件を満たし、識別されたリスク情報に十分に対応していることを確認し、レビュー結果を反映する。
- **S(1)-1.3 リスク対応の記録**
設計上の決定事項、リスクへの対応、承認された例外措置に関する記録を保持し、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じて監査や保守の目的で使用できるように維持する。
- **S(1)-1.4 リスクベースの定期的確認**
セキュリティ要件に対して承認された全ての例外とソフトウェア設計、及びソフトウェアの設計時に作成したリスクベースの分析・評価結果をレビューし、リスクへの対処が適切か定期的に確認する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 1】セキュアな設計・開発・供給・運用②

セキュアなビルド

開発言語や開発環境に適したセキュアコーディング及びシステム構築のプロセスを定義し、これにしたがいコードを生成・ビルドする。設定を含むコードのレビュー及び分析を実施し、対応結果をプロセスにフィードバックする。



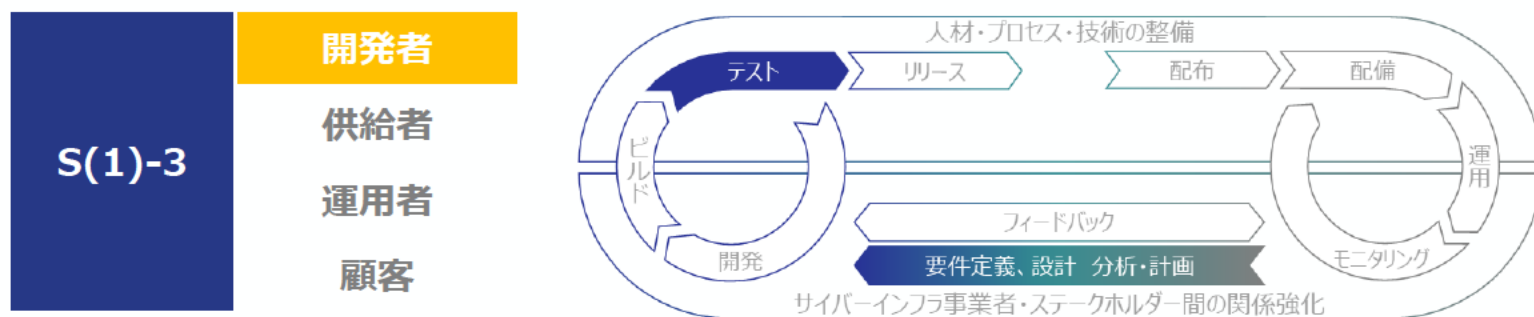
個別要求

- **S(1)-2.1 セキュア開発プロセス定義**
セキュアコーディングの観点、ビルド実施タイミングと方式、自動化ツールの利用、トレーニングなど、セキュアコーディング、セキュアビルド及びデフォルトセキュアに関するプロセスを定義する。
- **S(1)-2.2 セキュアビルド**
実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、及びビルドツールを使用し、コードを生成・ビルドする。
- **S(1)-2.3 検証とフィードバック**
レビュー及び分析による検証により発見された問題の根本原因を特定し、その対応結果をプロセスにフィードバックする。
- **S(1)-2.4 コードベース**
レビュー及び分析の対象は、ソースコードのみでなく、可読性があると組織が決定したさまざまな形式のコード（設定ファイル等）も対象とする。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 1】セキュアな設計・開発・供給・運用③

テスト

ビルドフェーズまでのレビュー及び分析で特定されなかった脆弱性を発見するために、機能テストに加え、脆弱性テスト、侵入テストを設計・実施し、発見された脆弱性への対策を実施する。



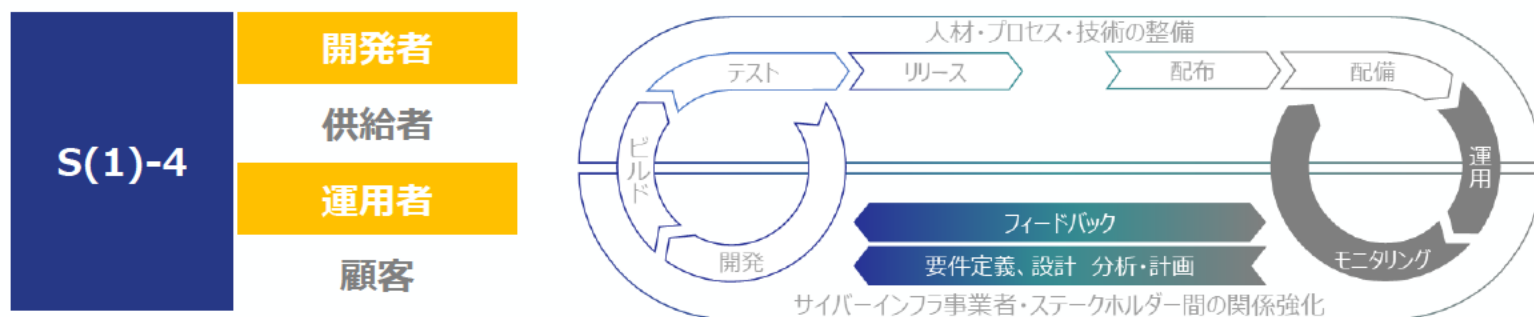
個別要求

- **S(1)-3.1 テスト計画**
脅威モデルとリスク分析に基づき、テスト範囲及びテスト方式を決定し、テスト計画を立案する。
- **S(1)-3.2 テスト方式**
テスト方式には、機能テスト、脆弱性テスト、ファジング、侵入テストなどを含める。
- **S(1)-3.3 テスト実施**
テスト計画にしたがってテストを設計、実施し、結果を文書化する。
- **S(1)-3.4 問題への対応**
テストの結果、発見された全ての問題と推奨される対応策を開発チームのワークフローに組み込み、対処する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 1】セキュアな設計・開発・供給・運用④

サービスのモニタリング

ソフトウェアがその導入環境（ネットワーク、プラットフォーム、サービスなど）と整合性をもって情報資産を保護、維持することをモニタリングするプロセス及びシステムを整備し、実施する。



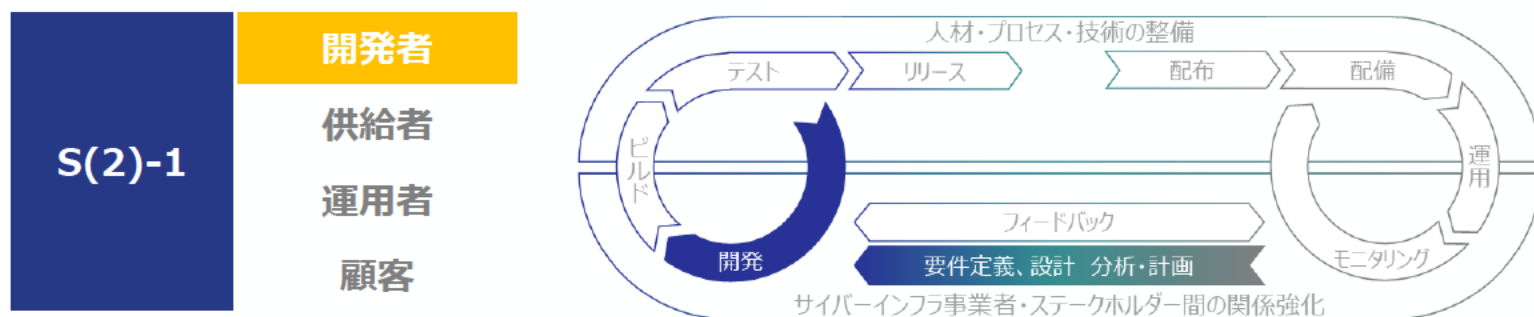
個別要求

- **S(1)-4.1 資産管理**
運用者は、システム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産に関する資産管理手順と資産リストを整備する。
- **S(1)-4.2 モニタリング環境の整備**
運用者は、リスク発生時の潜在的な影響を最小化するためにシステムを適切に分離し、ソフトウェアによる資産保護上重要なリスクを監視するモニタリング環境を整備する。
- **S(1)-4.3 セキュリティメカニズムの整備**
ソフトウェア及びソフトウェアを適用するシステム・サービスが、動作環境又はデジタルインフラなどのリソース上にある情報資産及びデータの機密性・完全性を保護し、監視可能とするための適切なセキュリティメカニズムを整備する。
- **S(1)-4.4 モニタリングと評価**
運用者は、重要なサービスを提供するソフトウェアに適用したメカニズムの動作状況をモニタリングするとともに、定期的にセキュリティ評価を実施し、組織のリスク管理の枠組みに統合する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 2】ライフサイクル管理、透明性の確保①

セキュアなソフトウェアコンポーネントの手配

外部から手配した商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントが、そのライフサイクルを通じて、組織が定義した要件に準拠していることを検証する。



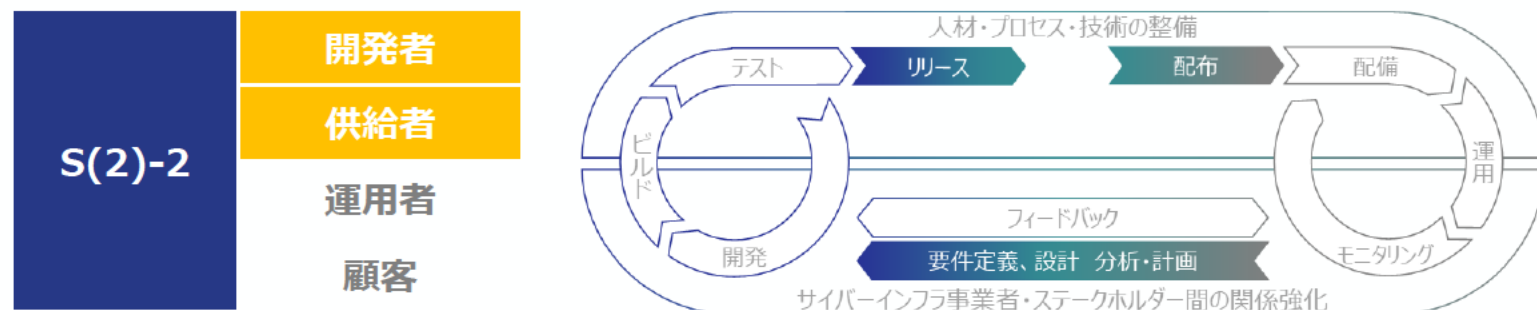
個別要求

- **S(2)-1.1 ソフトウェアコンポーネントの手配**
外部から手配する商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントは、組織が定義した要件を満たす安全性の高いものを採用する。
- **S(2)-1.2 ソフトウェアコンポーネントの開発・維持**
外部からソフトウェアコンポーネントを手配しない場合、組織で確立されたセキュリティ基準・慣行にしたがい、安全性の高いソフトウェアコンポーネントを社内で開発、維持する。
- **S(2)-1.3 ソフトウェアコンポーネントのリスク評価**
各ソフトウェアコンポーネントの出所情報を取得・分析し、そのコンポーネントがもたらすリスクを評価する。
- **S(2)-1.4 ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の確認**
各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間を定期的にチェックする。
- **S(2)-1.5 ソフトウェアコンポーネントの更新**
各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンにセキュアに更新するプロセスを導入する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 2】ライフサイクル管理、透明性の確保②

リリースファイルやデータのセキュアなアーカイブ

ソフトウェアのリリースごとに保持すべき必要なファイルやデータをアーカイブし、必要な人員、ツール、サービスのみアクセスを制限する。ソフトウェア部品表（SBOM）の段階的な採用などを通じて、各リリースの全てのコンポーネントについて、出所データを収集、保護、維持、共有する。



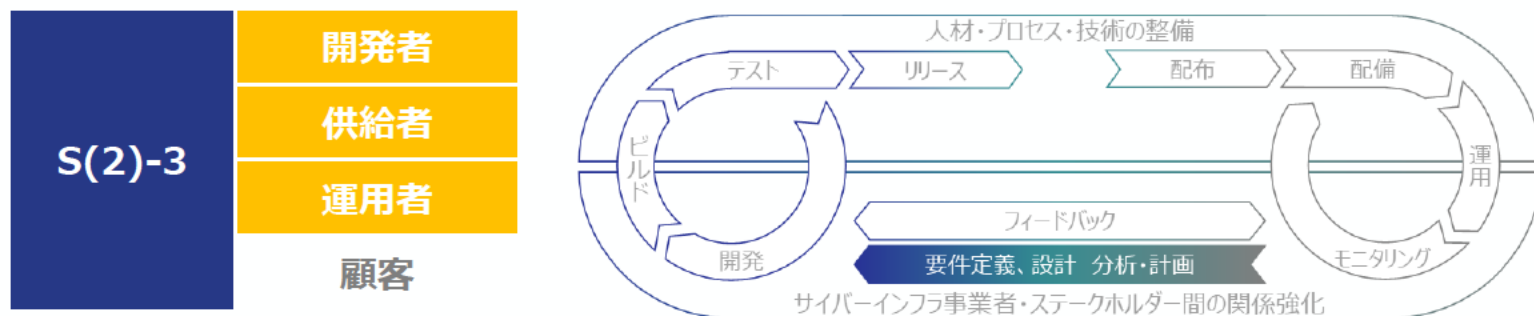
個別要求

- **S(2)-2.1 コードベースの保護**
全ての形式のコードベースを不正アクセスや改ざんから保護するために、リポジトリにコードや設定情報を保管し、承認された担当者、ツール、サービスなどのみがアクセスできるよう最小権限の原則に基づいたアクセス制御を実施する。
- **S(2)-2.2 リリースのアーカイブ**
リリース後に発見された脆弱性を分析、特定できるようにするために、各ソフトウェアのリリースをアーカイブ化して保護する。
- **S(2)-2.3 リリースの出所データの共有**
各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 2】ライフサイクル管理、透明性の確保③

関係者間のセキュリティ要件の確立

関係者間で合意すべきセキュリティ要件を確立し、契約又は共有するポリシーに盛り込む。



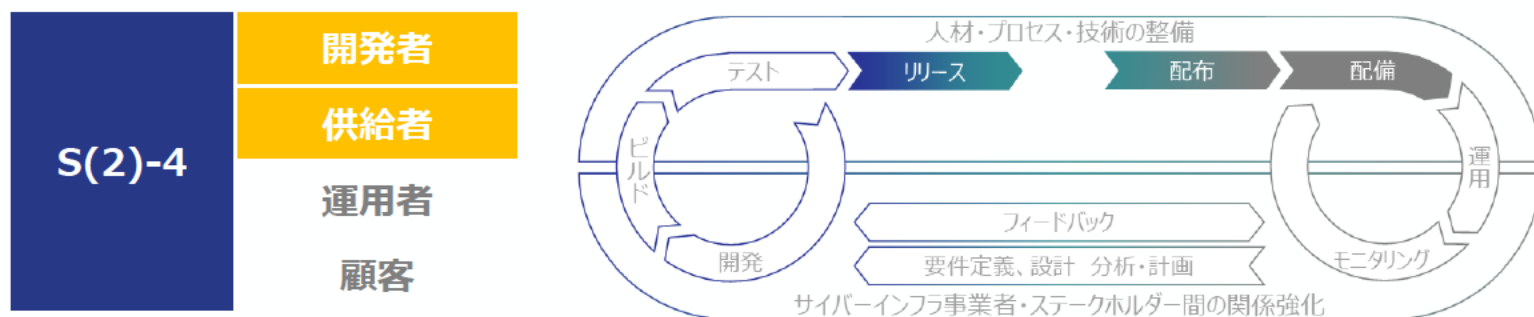
個別要求

- **S(2)-3.1 セキュリティ要件の合意**
IT製品（自社のソフトウェアで再利用するための商用ソフトウェアコンポーネントを含む）又はサービスを提供するサードパーティとの契約又は共有するポリシーに、明示的なセキュリティ要件を盛り込む。
- **S(2)-3.2 サプライチェーンセキュリティ要求への対応**
提供するIT製品又はサービスを受領・取得する組織が採用するサプライチェーンセキュリティ要件と同等のサプライチェーンセキュリティ要件に対応する。
- **S(2)-3.3 セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスの整備**
受領・取得するサードパーティ製のIT製品又はサービスが満たさないセキュリティ要件がある場合のリスクに対処するプロセスを整備する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 2】ライフサイクル管理、透明性の確保④

利用者への適切な情報提供

ソフトウェアの導入・インストールから操作、利用終了までのライフサイクル全体でセキュアな利用を容易にするガイダンスをソフトウェア利用者が確実に利用できるようにする。



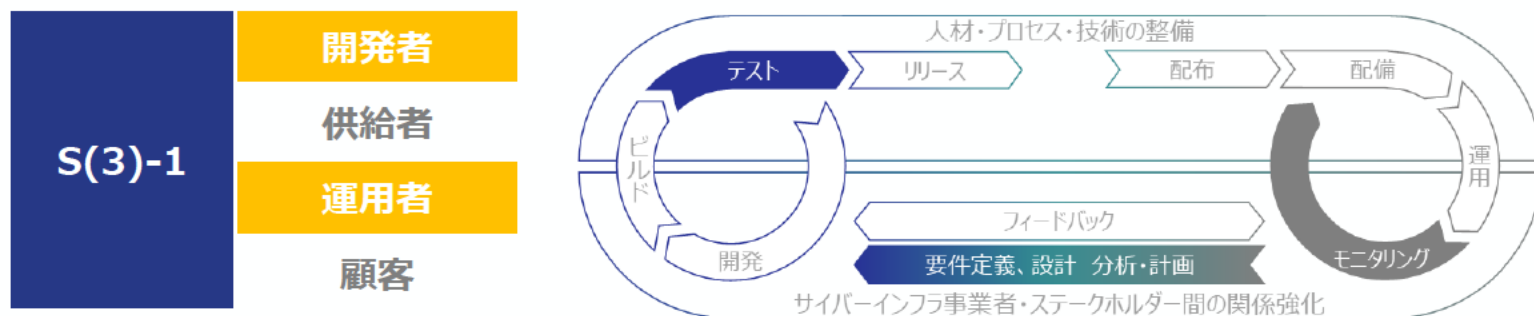
個別要求

- **S(2)-4.1 セキュアな導入・設定**
ソフトウェアをセキュアに導入・設定するための情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。
- **S(2)-4.2 整合性検証情報の提供**
ソフトウェアの整合性・完全性の検証に必要な情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 3】残続する脆弱性の速やかな対処①

継続的な脆弱性調査

ソフトウェアの脆弱性の開示と是正に関する方針を定め、その方針に必要な役割、責務、プロセスを定義し、実施する。



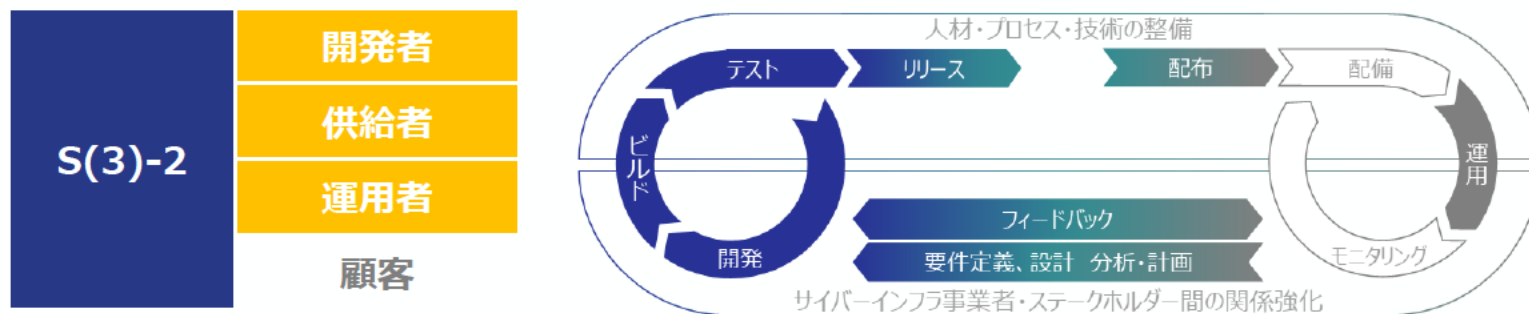
個別要求

- **S(3)-1.1 脆弱性対応体制の設置**
ソフトウェア製品の脆弱性の開示と修復に対処するポリシーを定め、そのポリシーをサポートするための脆弱性対応（インシデント対応を含む）に関する体制を設置し、必要な役割、責務、プロセスを定義する。
- **S(3)-1.2 コミュニケーション計画**
全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を定める。
- **S(3)-1.3 脆弱性情報の収集**
公知情報の探索、ソフトウェア利用者からの通知、外部脅威情報の取得、システム構成データのレビュー、その他の方法を通じて、新たな脆弱性情報を収集する。
- **S(3)-1.4 未検出の脆弱性の特定**
継続的又は定期的に、ソフトウェアのコードのレビュー、分析、テストを実施し、今まで未検出の対処すべき脆弱性（不適切な設定などを含む）を特定する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 3】残続する脆弱性の速やかな対処②

検知した脆弱性への対処

リリースしたソフトウェアに残存する脆弱性に対するリスク対応を定期的に計画し、実施する。



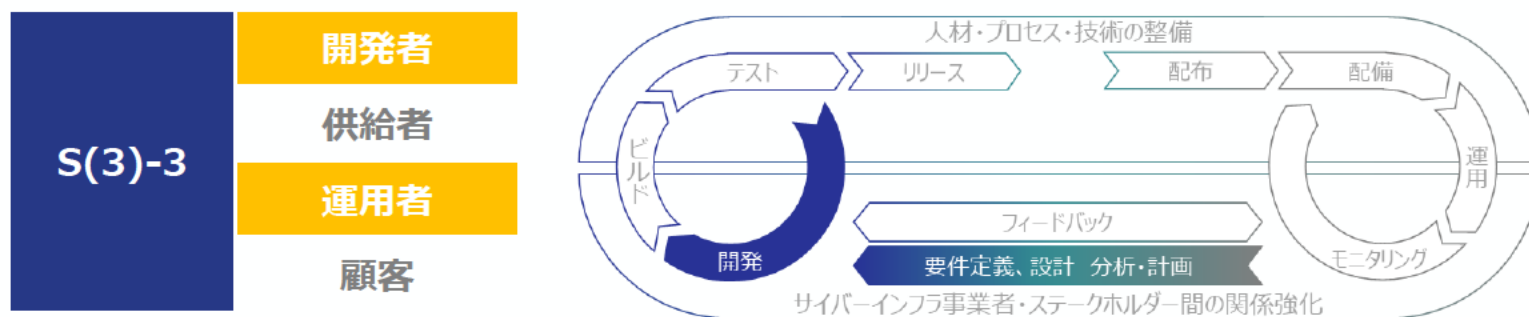
個別要求

- **S(3)-2.1 脆弱性の分析**
開発者は、残存する各脆弱性の影響に伴うリスクを把握するために必要な情報を収集し、修復又はその他のリスク対応を計画するために、各脆弱性を分析する。
- **S(3)-2.2 脆弱性へのリスク対応**
開発者は、各脆弱性に対するリスク対応を計画し、実装する。
- **S(3)-2.3 セキュリティ勧告**
開発者は、セキュリティ勧告を作成し、リリースしたソフトウェアの供給先にその情報を提供するとともに、関連する制度の指定にしたがって報告する。また、運用者はセキュリティ勧告にしたがった配備を実施する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 3】残続する脆弱性の速やかな対処③

対処結果を組織のプロセス改善に活用

ソフトウェアに発見された問題の根本原因が再発しない、若しくはその可能性を低減するよう、脆弱性に基づき、開発と運用のプロセスを見直す。



個別要求

- **S(3)-3.1 根本原因の特定**
根本原因を決定するために、識別された脆弱性を分析し、プロアクティブに対策する。
- **S(3)-3.2 プロセス改善**
ソフトウェアの更新又は作成された新しいソフトウェアにより、根本原因の再発を防止又はその可能性を低減するために、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて見直す。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備①

人材：経営層のコミットメントと人員の整備

ソフトウェアのライフサイクル全体を網羅した役割と責務を定義する。セキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、セキュリティ対策のための人材を確保し、セキュアな開発・運用に関連する全要員に、要員の習熟度と役割に応じたトレーニングを提供し、定期的に見直す。



個別要求

- **S(4)-1.1 役割と責務の定義**
ソフトウェア開発ライフサイクルを網羅する役割と責務を定義する。
- **S(4)-1.2 経営層のコミットメント**
全要員に対してセキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、組織にとってのセキュアな開発・運用の重要性を教育する。
- **S(4)-1.3 役割と責務の同意**
各要員が、役割と責務を認識・同意していることを確認する。
- **S(4)-1.4 各役割のトレーニング**
各役割のトレーニング計画を作成し、全要員が習熟度と役割に応じてトレーニングを実施できるように提供する。
- **S(4)-1.5 役割とトレーニングの見直し**
役割やトレーニングは定期的に見直す。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備②

プロセス：開発ポリシーの確立と法令順守

法令を遵守し、組織の開発インフラ及びプロセスに関するセキュリティポリシーを文書化・維持し、セキュリティ確保に必要な予算を確保する。



個別要求

- **S(4)-2.1 ソフトウェア開発ポリシーの定義**
ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件を特定し、法令遵守の下SDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。
- **S(4)-2.2 ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持**
組織が開発するソフトウェアが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。
- **S(4)-2.3 費用認識の共有と予算化**
ポリシーに基づいてセキュリティを確保するために必要な予算を確保する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備③

プロセス：運用ポリシーの確立と法令遵守

法令を遵守し、ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスに関する全てのセキュリティポリシーを文書化し、維持する。



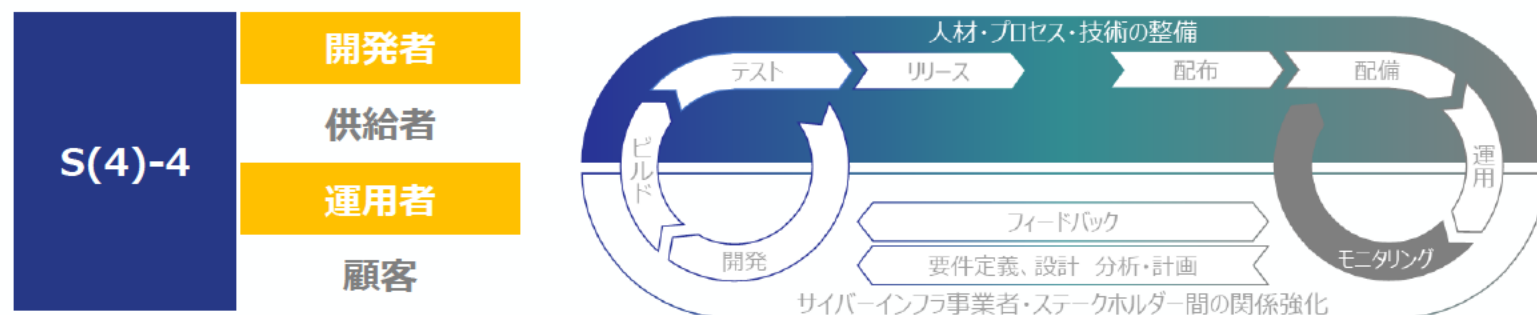
個別要求

- **S(4)-3.1 ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義**
ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスのすべてのセキュリティ要件を特定し、法令遵守の下SDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。
- **S(4)-3.2 サービスのセキュリティポリシーの定義と維持**
ソフトウェアを適用したサービスが満たすべきすべてのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。
- **S(4)-3.3 運用ポリシーに基づく監査**
ポリシーに基づくガバナンスにより、サービス運用インフラ及びプロセスの保護、及びサービスのセキュリティ要件がSDLC全体にわたって維持されていることを監査により確認する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備④

プロセス：開発・運用基準の策定

ソフトウェアの開発に関わるセキュリティ上の確認基準を定め、基準の裏付けに必要な情報を収集し、適合するためのプロセス、仕組みを実装する。ライフサイクル全体を通じて適合状況を追跡する。



個別要求

- **S(4)-4.1 セキュリティ確認基準の定義と追跡**
ソフトウェアのセキュリティ確認基準を定義し、SDLC全体を追跡する。
- **S(4)-4.2 セキュリティ確認基準に基づく意思決定のサポート**
セキュリティ確認基準に基づく意思決定をサポートするために必要な情報を収集し保護するためのプロセスや仕組みなどを実装する。
- **S(4)-4.3 セキュリティ確認基準に基づく監査**
セキュリティ上の確認基準への適合を遵守するためのガバナンスにより、SDLC全体を追跡し意図する効果を得ていることを監査により確認する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備⑤

技術：セキュアな開発ツールの整備

ソフトウェアの開発ライフサイクル全体のリスクを分析し、開発ツールにセキュリティ対策を実施する。



個別要求

- **S(4)-5.1 ツールとツールチェーンの指定**
特定されたリスクを軽減するために有効なツールを特定し、どのツールチェーンに含めることが必須若しくは必要であるか、及びツールチェーンのコンポーネントを相互に統合する方法を指定する。
- **S(4)-5.2 ツールとツールチェーンの配備・運用・保守**
セキュリティ慣行にしたがってツールとツールチェーンを配備、運用、及び保守する。
- **S(4)-5.3 ツール構成と証跡生成**
組織によって定義されたセキュアなソフトウェア開発の慣行のサポートに関する証跡を生成するようにツールを構成する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 4】人材・プロセス・技術の整備⑥

技術：セキュアな開発環境の整備

ソフトウェアの開発ライフサイクル全体のリスクを分析し、開発に関わる環境を保護強化する。



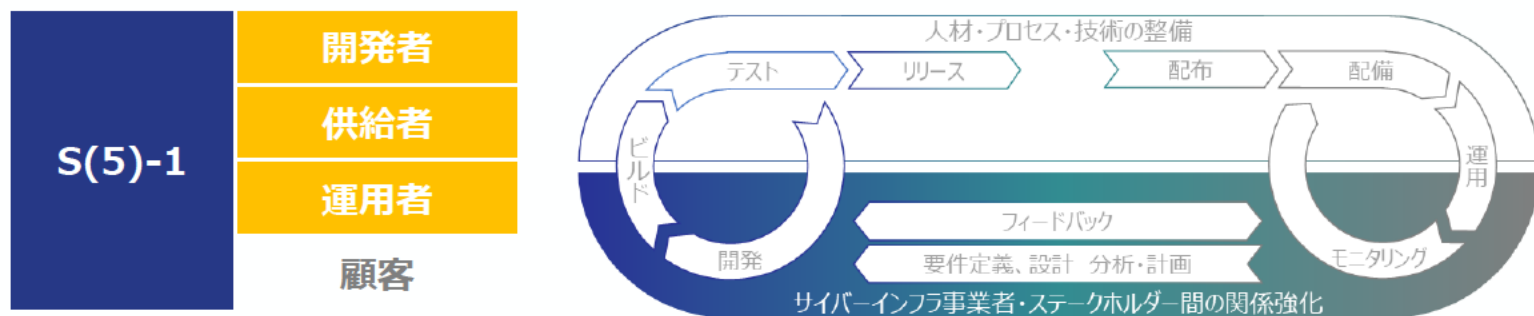
個別要求

- ☐ **S(4)-6.1 環境の分離保護**
ソフトウェア開発に関係する各環境を分離して保護する。
- ☐ **S(4)-6.2 開発用エンドポイントの保護**
リスクベースのアプローチを使用して開発関連のタスクを実行するために、各開発者向けのエンドポイントを保護、強化する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 5】ステークホルダーとの関係強化①

情報連携のための組織体制

ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。



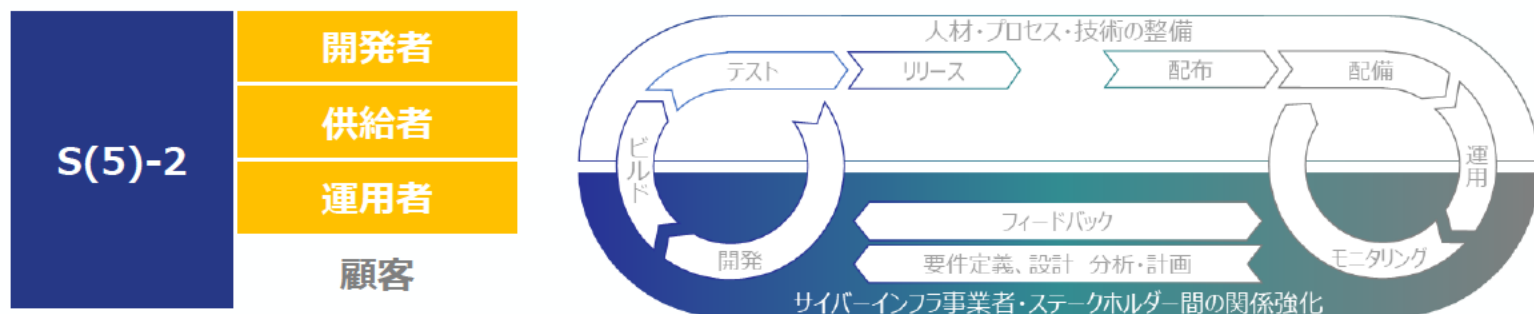
個別要求

- **S(5)-1.1 情報連携のための組織体制の構築**
ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。
- **S(5)-1.2 重要なセキュリティ関連情報の提供**
業界固有の必須かつ重要なセキュリティ関連情報を選別・識別して、サプライチェーン先に提供する。
- **S(5)-1.3 脆弱性情報の通知サービスの利用**
効率的に脆弱性情報の共有を図るため、脆弱性情報の通知サービスを利用する。

【サイバーインフラ事業者 要求事項 5】ステークホルダーとの関係強化②

協力体制の強化

ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との協力体制と枠組みを活用する。



個別要求

- **S(5)-2.1 協力体制の活用**
ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、外部の事業者、顧客、及び専門機関が参加するソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。
- **S(5)-2.2 協力体制への貢献**
コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。

【顧客 要求事項】顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用

顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理

顧客経営層のリーダーシップにより、顧客独自のリスク管理をサイバーインフラ事業者と協力して実施するリスク管理を統合する。

個別要求

- **S(6)-1.1 リスク管理**
顧客の独立した主体的な取組とサイバーインフラ事業者との契約に基づく取組を統合したリスク管理を実施する。
- **S(6)-1.2 リソース整備**
既知の脆弱性への対処、及び緩和策を主体的に実施するためのリソースを割り当て、整備する（SBOM活用を含む）。
- **S(6)-1.3 協力体制の活用**
ソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。

顧客経営層のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用

顧客経営層のリーダーシップにより、セキュアにソフトウェアを調達、運用する。

個別要求

- **S(6)-2.1 セキュリティ要件の定義**
ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件を定義し、ソフトウェアを調達・導入する前に、サイバーインフラ事業者に提示する。
- **S(6)-2.2 セキュリティ慣行の要求開示**
ソフトウェアの調達・導入前に、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を開示する。
- **S(6)-2.3 リスク評価に基づく意思決定**
ソフトウェアを調達・導入する際に、リスク評価に基づいた意思決定を行う。
- **S(6)-2.4 予算確保**
ソフトウェアのライフサイクルを考慮した運用、リスク対応、及び関連する契約に係る予算を継続的に確保する。

サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関する ガイドライン（案）

— ソフトウェアの開発、供給、運用におけるサイバーセキュリティ確保とレジリエンス向上のための
顧客とサイバーインフラ事業者の適切な役割分担と責務の在り方について—

令和7年3月

産業サイバーセキュリティ研究会WG1・重要インフラ専門
調査会合同ワーキンググループ
サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会

目次

1. 総論	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. ガイドライン（案）の位置付け	3
1.3. 適用対象	5
1.4. 役割分担の考え方	9
1.5. 代表的なユースケース例	15
2. サイバーインフラ事業者と顧客の責務と役割分担	19
2.1. 責務と役割分担の考え方	19
2.2. 責務	20
3. 責務を果たすための要求事項	23
3.1. 要求事項の全体像	23
3.2. 要求事項	26
（1）セキュアな設計・開発・供給・運用	27
（2）ライフサイクル管理、透明性の確保	32
（3）残続する脆弱性の速やかな対処	36
（4）人材・プロセス・技術の整備	39
（5）サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化	45
（6）顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用	47
4. 要求事項の利活用	49
4.1. 要求事項の要求パッケージ化	49
4.2. 役割分担に応じた要求事項の適用に関する注意点	52
5. 参考情報	53
5.1. 要求事項チェックリスト	53
5.2. セキュリティインシデントと要求事項との対応関係例	54
5.3. システムライフサイクルにおける脅威と要求事項の対応関係	55
5.4. 要求事項に対する取組例	59
（1）セキュアな設計・開発・供給・運用	59
（2）ライフサイクル管理、透明性の確保	66
（3）残続する脆弱性の速やかな対処	74

(4) 人材・プロセス・技術の整備	80
(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化	92
(6) 顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用	96
5.5. 統一基準群と本ガイドライン（案）との関係	99
5.6. 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針と本ガイドライン（案）との関係	103
5.7. 参照情報	107
(1) 参照情報のリスト	107
(2) 他の標準・ガイドライン等との関係	110
(3) NIST SP800-218 との対応関係	113
(4) NSA Software Supply Chain Guidance の 3 文書との対応関係	114
(5) CISA Secure-by-Design- Shifting the Balance of Cybersecurity Risk との対応関係	115
(6) EU Cyber Resilience Act. ANNEX I/II との対応関係	116
(7) その他の文書との対応関係	117
5.8. 用語	118
6. 本ガイドライン（案）の検討体制	122

1. 総論

1.1. 背景と目的

(1) サイバーセキュリティ¹に係るレジリエンス向上の必要性

近年、サイバー攻撃の起点は多様化し、社会活動の基盤を担うソフトウェアとそのサプライチェーン上の潜在的なあらゆる脆弱性を狙うサイバー攻撃が相次いでいる。デジタル社会の活動はさまざまな情報・通信システムやサービスを構成するあらゆるソフトウェアに深く依存しているため、サイバー攻撃は、重要インフラを含め国民生活・経済活動に甚大な被害をもたらすデジタル社会の信頼性を損なうことになる。表 1 に代表的な事例を示す。

表 1 サイバー攻撃の代表的な事例

事例	概要
Apache Log4J の脆弱性	Apache Log4J は、ログを出力するソフトウェアライブラリであり、世界中で利用されている。2021 年に遠隔から任意の実行できるという深刻な脆弱性が発見され、悪用された事例である。 多層のソフトウェアサプライチェーンの中で、さまざまなソフトウェアに組み込まれ利用されていることから、脆弱性を発見、追跡、改修するという管理の重要性を示唆している。
ソフトウェアベンダー A 社のソフトウェアアップデートの改ざん	正規のソフトウェアアップデートが改ざんされたことで、本ソフトウェアの利用組織全体に影響が及んだ事例である。 ソフトウェアベンダーに侵入されたことで、正規のソフトウェアアップデートが改ざんされたものであり、ソフトウェアサプライチェーンの開発・運用環境のセキュリティ確保の重要性を示唆している。
B 病院が保有する患者情報の暗号化・漏えい	脆弱性が改修されないままの VPN 装置を介して、院内ネットワークへ侵入されたことで、診療業務に支障がでた事例である。 ソフトウェアセキュリティに関する病院（顧客）の主体的な管理と、事業者による情報提供の重要性を示唆している。

このように、あまたのソフトウェアのサイバー攻撃の要因となるものは、システムやサービスの設計を含めた

¹ サイバーセキュリティとは、電磁的な方式による情報の漏えい、滅失、毀損を防ぎ、かつそれらの情報を扱うシステムやネットワークの安全性と信頼性を確保するために講じられる措置、及びその維持管理のことをいう。サイバーセキュリティ基本法第 2 条を参照。

開発フェーズ、構築や保守・運用フェーズ、利用ユーザとソフトウェア開発者や供給者間のサプライチェーンとその契約フェーズなど多種多様なところに広く潜在しているため、全ての対策を網羅するのは容易なことではない。これらのリスク要因を適切に対処するためには、サイバーインフラ事業者に係る官民が連携した取組や、コストとのバランス、及びサイバーセキュリティリスクを考慮したリスクマネジメントが求められている。この点、米国においては、近年、ソフトウェア開発やソフトウェアサプライチェーンのセキュリティ強化に向けた基準やガイドラインが作成された。また、EU においてはサイバーレジリエンス法が 2024 年に発効、2027 年に全面的に施行予定であるなど、デジタル製品・サービスにおけるサイバーセキュリティ対策の強化に関する制度整備が加速している。また、セキュアバイデザインの概念が国際的に支持を集める²など、企業は自社をサイバー攻撃から守ることのみならず、自社が提供するソフトウェア製品・サービスのサイバーセキュリティ対策についても問われる時代になりつつある。

一方、我が国のサイバーセキュリティ基本法第 7 条においてはサイバー関連事業者³等の責務が規定されているところ、この事業者のうちソフトウェアの設計を含めた開発、供給、運用において一定の社会インフラの機能を提供している事業者（以下、「サイバーインフラ事業者」⁴という。）が、ソフトウェア製品・サービスのサイバーセキュリティ対策について、開発、供給、運用の各フェーズで果たすべき役割等を整理したドキュメントは存在しない状況にある。

本ガイドライン（案）はサイバーインフラ事業者に求められる役割等について整理・解説することにより、これら事業者によるレジリエンスの向上、及びサイバーセキュリティの根本的確保を促進することを目的とするものである。

² 2023 年 10 月、日米含む 13 か国の政府機関等が、設計段階から IT 製品（特にソフトウェア）の安全性を確保する際の推奨事項をまとめたガイダンスに共同署名している。これらのガイダンスは米国 CISA のサイトから公開している

（<https://www.cisa.gov/securebydesign>）。

³ サイバー関連事業者とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者である。

⁴ サイバーインフラ事業者とは、サイバーセキュリティ基本法において、サイバー関連事業者（インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者）等の責務が規定されている事業者のうち、政府機関等及び重要インフラ事業者をはじめ広く社会で活用される情報・通信システム、ソフトウェア製品及び ICT サービスを開発し提供する事業者並びに当該情報・通信システム等のソフトウェアのライフサイクルとサプライチェーンに関わる事業者をいう。

1.2. ガイドライン（案）の位置付け

(1) 整備体系

本ガイドライン（案）は、顧客（政府機関等及び重要インフラ事業者⁵等を含む）に IT/OT システム、ソフトウェア製品又は ICT サービスを提供するサイバーインフラ事業者とそのサプライチェーンにおいて、ソフトウェアを対象とした効果的なサプライチェーン上のサイバーセキュリティ対策を進めるため、事業者と顧客との間での適切な役割分担の下で、サイバーインフラ事業者及び顧客に求められる責務（基本理念に類する事項）を示すものである。また、サイバーセキュリティに関わるリスクを把握・評価した上で、適切なリスク対応の実践を通じて残留リスクを許容範囲以下に抑制するリスクマネジメントにおいて不可欠となる体系的な対応策を、責務を果すための要求事項として整理した。これらの事業者及び顧客に求められる責務、及び責務を果すための要求事項に基づき、事業者と顧客が互いの役割を認識し、正確な情報を共有してセキュリティを確保する対策をともに講じることで、サイバー攻撃への対応力の強化につながることが期待される。

なお、諸外国の例では、ソフトウェアサプライチェーンのセキュリティ対策として、技術的な取組のみならず、直接的に事業者に規律を課すことも行われているところではあるが、現在、国内にはソフトウェアサプライチェーンに関わるサイバー関連事業者等を直接規律する法律がない中で、本ガイドライン（案）は、事業者及び関係者がサイバーセキュリティ対策の実効性を確保するために参考となる考え方を示すものである。

6

(2) 利用方法

本ガイドライン（案）は、サイバーインフラ事業者、及び顧客による利用を想定している。利用の際には、対象とするソフトウェアの特性、ソフトウェアの利用に係る契約形態などに基づいて、ソフトウェアライフサイクル上の開発・提供・運用における各々の役割区分を定める。サイバーインフラ事業者は、必要に応じて顧客との合意形成を図り、自らに求められる責務の範囲を認識する。

● サイバーインフラ事業者

本ガイドライン（案）の要求事項をチェック項目として、自組織及びソフトウェアサプライチェーンに関連する事業者の取組の過不足を確認することで、ソフトウェアサプライチェーンのセキュリティ対策の成熟度を向上させるツールとして活用できる。

この取組を進めるには、サプライチェーン全体（ソフトウェアコンポーネントの調達先、及びソフトウェア開発の委託先（開発委託の末端まで）を含む）でセキュアなソフトウェア開発・保守のプ

⁵ 重要インフラ事業者とは、サイバーセキュリティ基本法第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者をいう。国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者である。

⁶ 本ガイドラインは、サイバーセキュリティ基本法 第7条（サイバー関連事業者その他の事業者の責務）の「サイバー関連事業者その他の事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする」に関連する考え方を整理したものであり、法的な責任や規制を意図するものではない。

プロセスを整備する必要があり、自組織及びソフトウェアサプライチェーンに関連する事業者においてもソフトウェア開発規約の変更といったプロセス変革などに相応の投資が必要になる。中長期的な目線での投資効果も念頭に、取組を進めるスタンスが不可欠である。

一方で、このようなソフトウェアの脆弱性を低減する開発を行うことで、短期的には脆弱性修正プログラムの作成コストを、長期的にはソフトウェアの保守コストを低減することが期待できる。また、セキュリティに配慮したソフトウェアを顧客が利用することで、設定ミスなどのリスクが低減すれば、顧客のセキュリティが向上し、サイバーインフラ事業者に対する信頼向上にもつながる。

- 顧客

特にソフトウェア製品やサービスの調達段階での利用が想定される。本ガイドライン（案）の要求事項を、自組織においてソフトウェアの開発、供給、運用を行う際の仕様としたり、本ガイドライン（案）の要求事項をチェック項目として、あらかじめソフトウェアやサービスの調達先であるサイバーインフラ事業者の取組を把握したりすることで、適切なソフトウェア開発事業者を選定することが可能となる。これらの取組を通じ、適切な事業者を選定することで、サイバーセキュリティのリスクを管理し、脆弱性修正プログラム導入等の運用負担軽減につながることが期待できる。

また、顧客が自ら利用するソフトウェアの開発部門、提供部門、運用部門を持つ場合、顧客としての責務に加え、自らサイバーインフラ事業者相当の責務と役割分担に基づく活動を独自に実施することで、ソフトウェアのライフサイクル全体のサイバーセキュリティのリスクに対応することができる。

サイバーインフラ事業者とともに進めるリスク対応のコストには、ソフトウェアサプライチェーンにおいて他の関連事業者が実施するセキュリティ対策が組み込まれる価値に対する対価が含まれる点は留意が必要である。また、顧客自らのリスク管理、及びセキュアな調達・運用のプロセスやリソースを整備する必要があるなど、相応の投資が必要になる。顧客においても、事業を進める上でのソフトウェアのセキュリティ確保の重要性を認識するとともに、本ガイドライン（案）の要求事項に関連した取組を特に意識し進めることで、リスク対応のコストの膨張を適正にコントロールしつつセキュリティを強化する姿勢が重要である。

1.3. 適用対象

(1) ソフトウェアの範囲

本ガイドライン（案）では、ソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、IT/OT/IoT 機器などに組み込まれるファームウェア、IT/OT システム又は ICT サービスを構成するソフトウェアなど、ソフトウェアライフサイクル上で開発・保守される表 2 のソフトウェアを対象とする。（以下、IT/OT システム、ICT システムの各々、又は総称として、「システム」、「サービス」、「システム・サービス」の用語を使用する。）

表 2 対象とするソフトウェアの分類

名称	説明
ソフトウェア製品	製品として顧客に提供されるソフトウェア
ソフトウェアサービス	クラウドサービスなど顧客が直接利用する IT サービス
組込みソフトウェア	IT/OT/IoT 機器などのハードウェア製品 ⁷ として提供される組込みソフトウェア及びファームウェア
システム・サービスを構成するソフトウェア	IT/OT システム又は ICT サービスを構成するソフトウェア。Web プログラム ⁸ などを専用に開発するアプリケーションソフトウェアのほか、OS、ソフトウェアパッケージ、ソフトウェアライブラリ、オープンソースソフトウェアなど、開発者が手配しシステムに統合した状態で、システムの構成要素として提供されるソフトウェア

(2) 想定する事業者

本ガイドライン（案）では、広くソフトウェアの設計を含めた開発・供給・運用に関わる「サイバーインフラ事業者」を対象として想定している。ソフトウェアのサイバーセキュリティに関わるレジリエンスを向上するためには、サイバーインフラ事業者は、インシデントの防御を対象とした関わりだけではなく、インシデントの事前対処と事後対処における情報収集、分析、対処調整の協力者として、さまざまな面で関係を強化していくことが求められる。本ガイドライン（案）では、サイバーインフラ事業者を、開発者、供給者、運用者の 3 つの主な役割で分類している。なお、ソフトウェアの効果的なサプライチェーン上のサイバーセキュリティ対策を進めるためには、サイバーインフラ事業者と顧客の適切な役割分担や、サイバーインフラ事業者

⁷ さまざまな接続機器が対象となる（ネットワーク機器、IoT 機器、制御装置、検査装置、輸送機器、医療機器等の各種接続機器など）。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」では、調達する「機器等」を「サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等」と定義し、これら情報システム基盤を管理又は制御するソフトウェアのセキュリティ対策を求めている。

⁸ Web デザイン業務において、スクリプト言語等を利用したプログラミングを実施することがある。そのようなケースでは、開発者に準じた責務が求められる。

が関連する業界団体等、その他の関係機関との協力関係等も求められることから、その他のステークホルダーも対象として考慮する。これらの関係者の分類を表 3 に示す。

表 3 サイバーインフラ事業者及びステークホルダーの分類

分類	名称	説明
サイバーインフラ事業者	開発者	ソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組込みソフトウェア、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスの設計を含めた開発又はインテグレーションに従事する事業者・人員 ソフトウェア開発ベンダー、ソフトウェアサービスプロバイダ、機器開発ベンダー、ソフトウェアやシステムの開発請負事業者、ソフトウェアコンポーネント開発事業者、インフラ事業者、自社開発ソフトウェアの開発部門などにおいて、ソフトウェアの開発又はインテグレーションを行う事業者等が対象となる。
	供給者	顧客にソフトウェア製品、ソフトウェアサービス、組込みソフトウェア（ハードウェア製品を含む）、あるいはこれらのソフトウェアで構成されるシステム・サービスを提供する事業者・人員 ⁹ ソフトウェア製品やソフトウェアを含む機器の販売会社、ソフトウェアサービスプロバイダ、システムの開発運用請負事業者、インフラ事業者、ソフトウェア開発ベンダーなどにおいて、ソフトウェアやシステム・サービスを提供する事業者等が対象となる。
	運用者	顧客に対して主にシステム・サービスの運用を支援する役務を提供する事業者・人員 ¹⁰
ステークホルダー	顧客	政府機関等及び重要インフラ事業者をはじめ、ソフトウェアの利用主体となる事業者等
	その他関係機関	サイバーレジリエンス向上の支援を担う組織

(3) システムを対象とした一般的な役割分担の想定

本ガイドライン（案）が対象とするサイバーインフラ事業者が扱うソフトウェアの資産について、ソフトウェアで構成するシステムの開発・契約形態・利用形態を踏まえた関係を図 1 に示す。ここでは、サイバーインフラ事業者を、システムの開発・契約・利用の観点から、以下の 2 つの役割を想定している。

⁹ 供給者内に、開発者・運用者が含まれるケースもある。また、サイバーインフラ事業者に販売会社が含まれるケースでは、供給者に準じた責務が求められる。

¹⁰ ソフトウェアの利用主体である顧客がソフトウェアを運用することが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合も多い。ここでは、顧客との契約により、サイバーインフラ事業者がソフトウェアの運用（又はその一部）を支援する場合を想定する。

- プライム事業者
顧客と直接契約を結びシステムやクラウドサービスの開発・供給・運用を実施する 1 次請け事業者
- サブ事業者
プライム事業者と契約を結びシステム・クラウドサービスの開発・供給・運用を実施する 2 次請け以降の事業者¹¹

プライム事業者とサブ事業者の関係は、グループ会社と資本関係のない外部委託先のいずれかを想定する。サブ事業者のサプライチェーンは、複数層の委託構造、かつ各層内においても複数の階層構造を成していることもある。また、外部リソースとは、OSS のようなソフトウェアの公開リポジトリであり、脆弱性情報等を含めて公開するなど、有志組織等により運用されているリソース群である。

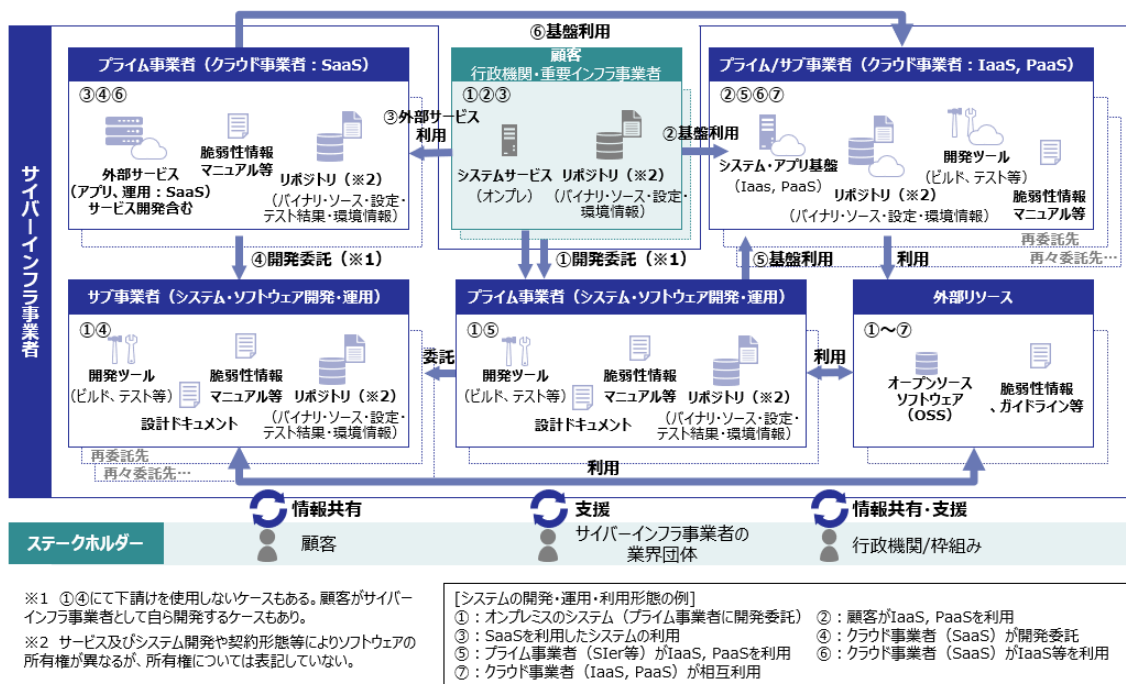


図 1 ソフトウェアで構成するシステムの関係者の概念図

(4) 想定するリスク

本ガイドライン（案）が対象とする、ソフトウェアが関係すると想定されるサイバーセキュリティリスクとは、ソフトウェアへの悪意のある攻撃や開発上の不備・設定ミス等による電磁的な情報の漏えい、滅失又は毀損などの安全管理上の懸念の度合い、あるいは電磁的な情報を扱うシステムやネットワークへの攻撃や開発上の不備・設定ミス等による安全性・信頼性の低下又は停止などの維持管理上の懸念の度合いをいう。これらのサイバーセキュリティのリスクが顕在化する要因となるものは、ソフトウェア製品、あるいはソフトウェアで構成されるシステムやサービスの分析・計画フェーズにはじまり、要件定義、設計・開発・テスト

¹¹ SaaS 事業者間では一般に「請負」の表記を用いないが、ここでは表記上ソフトウェア開発とサービスの両方に「請負」の用語を使用している。

ト、リリース、運用、廃棄にいたるまで多種多様なところに広く潜在している。分析・計画フェーズでのリスク分析の不足、要件定義フェーズでのセキュリティ要件の合意不足、開発フェーズでの不正なコードやコンポーネントの挿入、レビュー不足、ソフトウェア配布フェーズでの改ざん、運用中のサービス停止、全てのフェーズに関わるヒト・モノ・カネの整備不足やサプライチェーンの管理不足などである。本ガイドライン（案）では、これらソフトウェアの全てのフェーズにおいてソフトウェアのなりすまし、改ざん、否認、情報漏えい、サービス拒否、権限昇格に関わる脅威を想定している。

1.4. 役割分担の考え方

ソフトウェアのライフサイクルに関わる実務においては、ソフトウェアの特性、ソフトウェアの開発・供給の体制、ソフトウェアの利用、運用及び開発に係る契約形態などに基づいて、各関係者の責務と役割分担を定め、顧客であるソフトウェアの利用主体におけるサイバーセキュリティリスクへの対応を推進することが重要である。ここでは、各ソフトウェアの対象範囲における主な役割分担の例を表で示すとともに、代表的な役割分担の考え方を解説する。

本ガイドライン（案）は、ソフトウェアの供給と利用に関与する事業者等の責務区分として、「**サイバーインフラ事業者**」と「**顧客**」を区分し、かつサイバーインフラ事業者の役割分類を、開発者、供給者、運用者に分類する。自らの責務区分と役割分担を特定する際には、図 2 に示すように、対象とするソフトウェアの特性（ソフトウェアの対象範囲、各役割の分担の方針など）を念頭に、どのような立場、役割の範囲を担当するのかを理解する。その上で、担当するソフトウェアの構成上の位置付けと関連する他の開発・供給体制との役割分担、あるいは契約に基づいて規定される役割などを踏まえて、責務区分と役割分担を特定する。

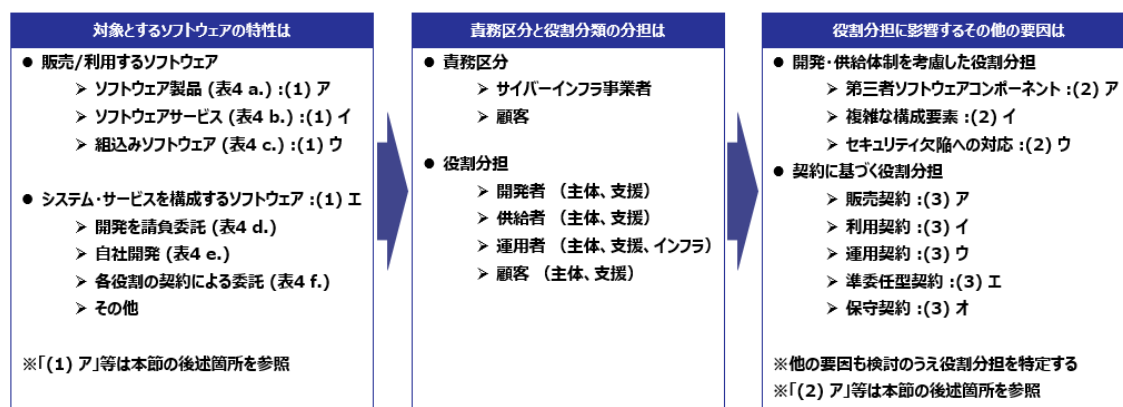


図 2 責務区分と役割分担を特定するための考え方

表 4 は、対象とするソフトウェア特性における各サイバーインフラ事業者と顧客の想定を例示するとともに、各々の責務区分において該当する役割を「✓」で示したものである。一般的に主体的な立場と支援的な立場で役割を分担することが想定されるところについては、「(主体)」、「(支援)」を付記した。また、システムが動作する基盤を提供する役割には、「(インフラ)」を付記した。なお、以下の各役割分担の考え方において、想定する関連事業者が「顧客」と「運用者」の役割を兼ねる場合、役割ごとに区別して記載している。顧客と同じ関連事業者であっても、役割が「運用者」である部門・担当の場合、サイバーインフラ事業者の「運用者」相当の責務を負うものとする。また、顧客が自組織において開発、供給を実施する場合は、顧客自身が責務区分「サイバーインフラ事業者」としての各役割である「開発者」、「供給者」の責務を自ら「(主体)」として負うものとする。

表 4 関連事業者の想定と責務区分・役割の例示

関連事業者の想定	役割分類		開発者	供給者	運用者	顧客
	責務区分					
a. ソフトウェア製品						
ソフトウェア開発ベンダー	サイバーインフラ事業者	✓				
販売会社	サイバーインフラ事業者		✓			
購入者(運用担当者)	サイバーインフラ事業者			✓		
購入者(利用者)	顧客					✓
b. ソフトウェアサービス（サービス間連携を含む場合）						
サービスプロバイダ(プライム事業者)	サイバーインフラ事業者	✓(主体)	✓	✓		
サービスプロバイダ(サブ事業者)	サイバーインフラ事業者	✓(支援)				
サービス開発支援(サブ事業者)	サイバーインフラ事業者	✓(支援)				
インフラ事業者(サブ事業者)	サイバーインフラ事業者	✓				
サービス利用者(アプリ運用担当者)	サイバーインフラ事業者			✓		
サービス利用者(アプリ利用者)	顧客					✓
c. 組込みソフトウェア						
機器開発ベンダー	サイバーインフラ事業者	✓				
組込みソフトウェア開発分門	サイバーインフラ事業者	✓				
販売会社	サイバーインフラ事業者		✓			
購入者(運用担当者)	サイバーインフラ事業者			✓		
購入者(利用者)	顧客					✓
d. システム（システムオーナーが企画、開発・運用・インフラサービスを調達）						
開発運用請負事業者	サイバーインフラ事業者	✓(主体)	✓(主体)	✓(支援)		
開発支援	サイバーインフラ事業者	✓(支援)	✓(支援)			
ソフトウェアコンポーネント開発	サイバーインフラ事業者	✓	✓			
インフラ事業者(IaaS/PaaS)	サイバーインフラ事業者	✓	✓(インフラ)	✓(インフラ)		
調達者(システム運用者)	サイバーインフラ事業者			✓(主体)		
調達者(システムオーナー)	顧客					✓
e. システム（自社開発、系列事業者が開発・供給・運用を支援）						
親事業者(開発部門)	サイバーインフラ事業者	✓(主体)	✓(主体)			
系列事業者	サイバーインフラ事業者	✓(支援)	✓(支援)	✓(支援)		
親事業者(運用部門)	サイバーインフラ事業者			✓(主体)		
親事業者(利用部門)	顧客					✓
f. システム（顧客である事業者の利用部門、運用部門、開発部門が各役割を(主体)として取り組む場合において、各役割の業務の一部分(支援)を、それぞれ調達者として準委任型委託契約で他の事業者に委託するケースの例）						
調達者(開発部門)		サイバーインフラ事業者	✓(主体)	✓(主体)		
調達者(運用部門)		サイバーインフラ事業者			✓(主体)	
調達者(利用部門)		顧客				✓(主体)
コンサル(システム化構想)	ケース	顧客				✓(支援)
調査事業者(PMO 支援)	ケース	顧客				✓(支援)
開発ベンダー(開発)	ケース	サイバーインフラ事業者	✓(支援)	✓(支援)		
運用ベンダー(運用保守)	ケース	サイバーインフラ事業者			✓(支援)	

(1) ソフトウェアの特性による役割分担の考え方

対象とするソフトウェアの特性による役割分担の考え方を示す。

ア. 対象がソフトウェア製品の場合

対象がソフトウェア製品の場合、開発者と顧客は別の事業者であり、供給者はソフトウェア製品の販売代理店又は開発者による直販（開発者が供給者を兼ねる）となるのが一般的である。また、ソフトウェア製品の運用者は、ソフトウェア製品の利用者である顧客自身若しくは顧客の運用部門等が担当する場合が一般的である。

イ. 対象がソフトウェアサービスの場合

対象がソフトウェアサービスの場合、開発者と顧客は別の事業者であり、サービスプロバイダが、開発者、供給者、及び供給するサービス階層の運用者を兼ねるのが一般的である。顧客であるサービス利用者がソフトウェアサービスを基盤として独自にアプリケーションを設定・動作させる場合、例えばクラウドサービスを利用する場合などでは、責任共有の考え方に基づいて運用者としての各ステークホルダーの責任範囲を定めるのが一般的である。その場合、サービスプロバイダがインフラ上に構築したシステムの運用を担当し、サービスの利用者はアプリケーションの運用を担当するなど、運用の責任を分担・共有する。

ウ. 対象が組込みソフトウェアの場合

対象が組込みソフトウェアの場合、そのソフトウェアを組み込んだ機器として販売し利用されることを想定し、開発者はソフトウェアの開発部門を擁する機器の開発者と捉えるのが一般的である。組込みソフトウェアを含む機器の運用者は、顧客自身若しくはユーザである顧客の運用部門等が担当する場合が一般的である。

エ. 対象がシステム・サービスを構成するソフトウェアの場合

対象がシステム・サービスを構成するソフトウェアの場合、システム・サービスの利用若しくは提供の主体となる事業者等（一般的にシステムオーナーと呼ばれる事業者）が、本ガイドライン（案）の顧客の役割を担当する。システム・サービスの開発・供給・運用は、その規模や求められる専門知識・技能により、システムオーナーとは別の事業者群が担当する場合が想定され、プライム事業者、サブ事業者、あるいはインフラ環境を提供するクラウド事業者など複数層の委託構造かつ各層内において複数の階層構造をなすことも想定される（図 1 を参照）。このような場合は、システム・サービスの構成要素や開発・供給プロセス、運用プロセスの体制を元に、開発者としての階層構造、供給者としての階層構造、運用者としての階層構造、及びそれらの相互連携の構造を踏まえ、それぞれの役割分担を定める必要がある。IT システムの運用に関しては、システムオーナー（顧客）の運用部門が、運用者としての役割の全体又は運用を外部若しくは引き入れ委託する事業者群の取りまとめを担当することが一般的であり、このような運用体制全体として運用者の役割を分担する。

(2) ソフトウェアの開発・供給体制による役割分担の考え方

ソフトウェアの開発・供給体制と役割分担の考え方の例を示す。

ア. 第三者のソフトウェアコンポーネントを含む場合の開発・供給の役割分担

ソフトウェアの構成要素に第三者のソフトウェアコンポーネントを含む場合、この第三者はコンポーネントの開発者、及びそのコンポーネントの供給先となる開発者に対するコンポーネント供給者の役割を分担する各事業者の位置付けとなる。

イ. ソフトウェアが複雑な構成要素を持つ場合の開発・供給の役割分担

ソフトウェアの構成要素の構造が複雑化し、第三者のソフトウェアコンポーネントを複数含む場合やこのようなソフトウェアのコンポーネント構造が階層的に複雑化する場合などが想定される。システム・サービスにおいては、このような構造を持つソフトウェアをさらに複数組み合わせで構成する場合などが想定される。ソフトウェアの各構成要素単位で責務を担う開発者が存在し、複数の構成要素を組み合わせで動作させるソフトウェアに対しても各ソフトウェア単位で責務を担う開発者が存在する。このようなソフトウェアの開発に関わる全ての事業者は、本ガイドライン（案）の開発者（及び担当するコンポーネントの供給者）としての責務を認識し、役割分担を果たすことが期待される。少なくとも、ソフトウェアの構成要素の全ては、いずれかの事業者の開発者としての責務が生ずる状態とすることが原則である。このような開発・供給体制の下、ソフトウェアの開発、供給、及び欠陥修正の対応の体制を定め、適切に役割を分担する。

ウ. セキュリティ欠陥への対応に関わる開発・供給の役割分担

ソフトウェアの一次的な利用者である顧客との接点において、開発者によるテスト済みソフトウェアをセキュアにリリースする役割を供給者が担い、運用時に発見されたセキュリティ欠陥のおそれ（脆弱性を含む可能性が予見されるもの）の通知受付窓口、セキュリティ勧告の提供を含む欠陥修正の一連のプロセスの責務を開発者が担う役割分担とする。

(3) ソフトウェアの利用、運用及び開発に係る契約形態による役割分担の考え方

ソフトウェアの利用、運用及び開発に係るいくつかの契約形態による役割分担の考え方の例を示す。

ア. 販売契約による製品購入の場合

顧客が製品として購入したソフトウェアの利用及び運用の主体は、原則として顧客が担当する。ソフトウェアの利用に関しては、一般的に顧客とソフトウェアの供給者との間で使用許諾（ライセンス）契約及び保守契約が締結される。開発者と供給者（主に販売者）との間には、販売契約を締結し、ソフトウェアの販売権、保守に対する役割分担などが規定される。

イ. 利用契約によるサービス利用の場合

サービスプロバイダが提供するソフトウェアサービス（クラウドサービスなど）を顧客が利用する場合、顧客の役割としては、サービスを利用する側面と、運用の一部をアウトソーシングする側面がある。特に、運用に関しては、責任共有モデルの考え方に基づき、顧客が責任を持って主体的に運用する範囲、サービスの運用責任の一部をサービス供給者であるサービスプロバイダに委ねる範囲、及びこれらの範囲の分界点を特定する。その上で、利用規約と SLA（Service Level Agreement）による利用契約を締結する。

ウ. 運用契約による運用委託の場合

顧客がソフトウェアを含むシステムの運用の全部若しくはその一部をサイバーインフラ事業者に委託する場合は、運用者となるサイバーインフラ事業者と運用契約（必要に応じて保守契約を含む）を締結し、その契約に基づいて対象ソフトウェアを含むシステムの運用の役割を分担する。

エ. 準委任型契約による役務委託の場合

顧客がソフトウェア開発を委託する場合は、窓口となるサイバーインフラ事業者（開発・供給）との間で請負型あるいは準委任型のソフトウェア開発委託契約を締結する。顧客側でセキュリティ要件を含む開発仕様が作成され、ソフトウェア開発を含むシステム開発（設計、プログラミング、テスト、設置、導入、データ移行、教育、リリース準備など）の完成責任を負う場合は請負型の契約を締結するケースが多い。一方、システム化構想など仕様検討段階の役務提供などでは準委任型の契約を締結するケースもある。また、準委任型契約により開発や運用の役務提供を受けるケースもある。請負型の開発委託契約の場合、請け側の事業者が開発者及び供給者の役割を担当する。準委任型の委託契約の場合、役務提供をどの役割範囲で実施するのかを定め、役割分担とその役割に応じた責務があることを認識し、契約において責務に応じた実施内容を明確化することが望ましい。

オ. 保守契約によるソフトウェアの開発・運用の役割分担

ソフトウェア開発を含むシステム開発の完了後、顧客はソフトウェアを含む開発システムの受入を行い、そのシステムの運用を開始するにあたり、ソフトウェアの不具合対応を含む保守契約を開発者との間に締結する（開発の契約不適合責任に関しては個別に整理が必要）。

保守契約には、問合せ対応、不具合の原因調査、規定に基づく不具合修正対応（あるいは更新したソフトウェアの提供）などが一般的に含まれるが、ソフトウェアの保守契約においては、保守に関わる実際の業務やサービスの内容に適した契約形態を選択する。情報提供を主とする契約の場合は、開発・供給側からの情報提供やバージョンアップの提供が主となり、提供された情報や更新の適用は顧客側の運用部門が担当する。一方、ソフトウェアの問い合わせ（使用方法、不明点、技術的問題に対する確認・質問など）や不具合修正を所定の範囲で対応するような保守の場合、準委任契約として締結するケースが多い。ただし、ソフトウェアの不具合対応において修復に関する完成責任を負う場合は請負契約として締結するケースもある。

本ガイドライン（案）では、ソフトウェア製品の保守契約には、欠陥修正を含む脆弱性対応の開発者責務を含むことを想定する。また、開発委託をしたソフトウェアに対しては、請負型の保守契約、若しくは準委任型の保守契約に加え、脆弱性対応の開発者責務を含む請負契約相当の保守契約を締結し、合意のうえ仕様及び費用等の変更に関する覚書を締結するなどの運用を想定する。

1.5. 代表的なユースケース例

ソフトウェアのライフサイクルに関わる実務においては、ソフトウェアの特性、ソフトウェアの開発・供給の体制、ソフトウェアの利用及び運用に係る契約形態などに基づいて、各関係者の責務と役割分担を定め、顧客であるソフトウェアの利用主体におけるサイバーセキュリティリスクへの対応を推進する。ここでは、以下の4つのユースケース例において、複数のサイバーインフラ事業者による役割分担について例示し解説する。

- ソフトウェア製品・組込みソフトウェアにおける役割のユースケース例
- ソフトウェアサービスにおける役割のユースケース例
- システム（開発を請負委託）における役割のユースケース例
- システム（自社開発）における役割のユースケース例

① ソフトウェア製品・組込みソフトウェアにおける役割のユースケース例

ここでは、ソフトウェア製品の開発・供給のユースケース例として、購入者である顧客がソフトウェア製品を調達する場合を示す（図 3 参照）。ソフトウェア製品は販売会社から調達し、販売会社は注文に応じて（又は仕入れとして）ソフトウェア開発ベンダーにソフトウェア製品を発注する。ソフトウェア製品の開発、製品化、出荷等はソフトウェア開発ベンダー（プライム事業者）が担当し、ソフトウェアコンポーネントの開発を社外のソフトウェア開発会社（サブ事業者）が担当する。

また、IoT 機器（組込みソフトウェアを含む）の開発・供給のユースケース例として、購入者である顧客が組込みソフトウェアを含む IoT 機器を調達する場合を示す。IoT 機器は販売会社から調達し、販売会社は注文に応じて（又は仕入れとして）機器開発ベンダーに IoT 機器を発注する。IoT 機器の開発、組込みソフトウェアの実装、製品化、出荷等は機器開発ベンダーが担当し、組込みソフトウェアの開発を機器開発ベンダーの組込みソフトウェア開発部門が担当する。

仮に、ソフトウェア製品を提供するソフトウェア開発ベンダーが、ソフトウェアのアップデートサービスをクラウド経由で提供する際に、そのシステム基盤としてクラウド事業者が提供する SaaS を利用する場合、このクラウド事業者は供給者であるとともに開発者・運用者の役割を担当する。また、いずれかの事業者が外部リソースを利用する場合も、その利用形態に応じて開発者、供給者、又は運用者が適切に管理することになる。

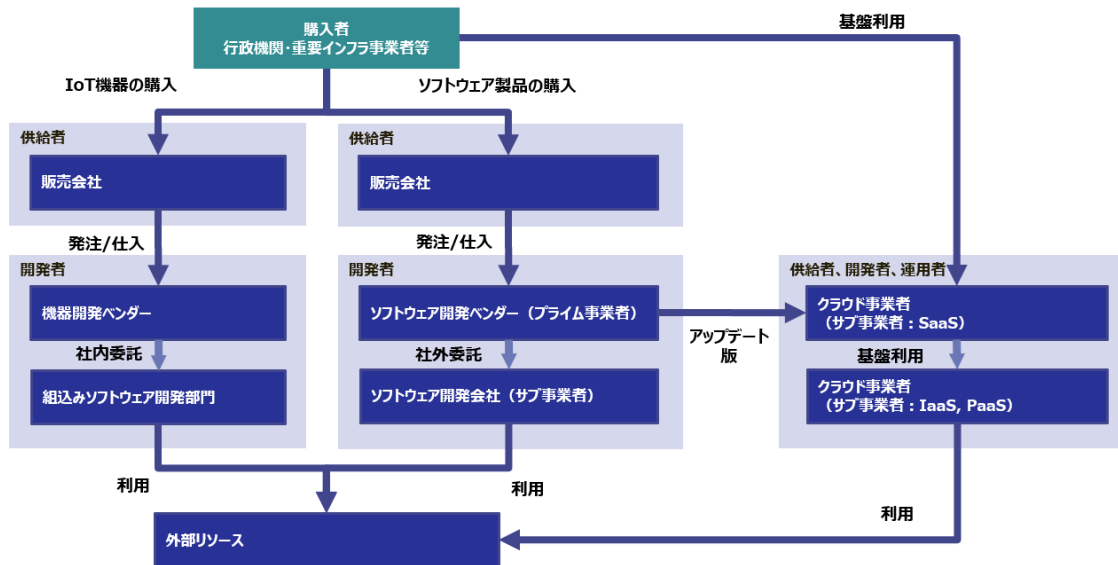


図 3 ソフトウェア製品・組込みソフトウェアにおける役割のユースケース例の概念図

② ソフトウェアサービスにおける役割のユースケース例

ここでは、ソフトウェアサービスとして、SaaS を利用したクラウドサービスを調達する場合のユースケース例を示す（図 4 参照）。SaaS サービスをプライム事業者であるサービスプロバイダが供給するとともに、開発者、運用者の役割を担当し、SaaS サービスを構成するソフトウェアの開発をサブ事業者であるサービス開発会社が担当、SaaS サービスを動作させる IaaS サービスの供給、及び開発・運用を同じ若しくは別のクラウド事業者が担当（図の①基盤利用の「インフラ事業者（サブ事業者：IaaS、PaaS）」）するユースケースなどが想定される。さらにクラウド事業者若しくはサブ事業者が外部リソースを利用する場合は、その利用形態に応じて開発者、供給者、又は運用者が適切に管理することになる。

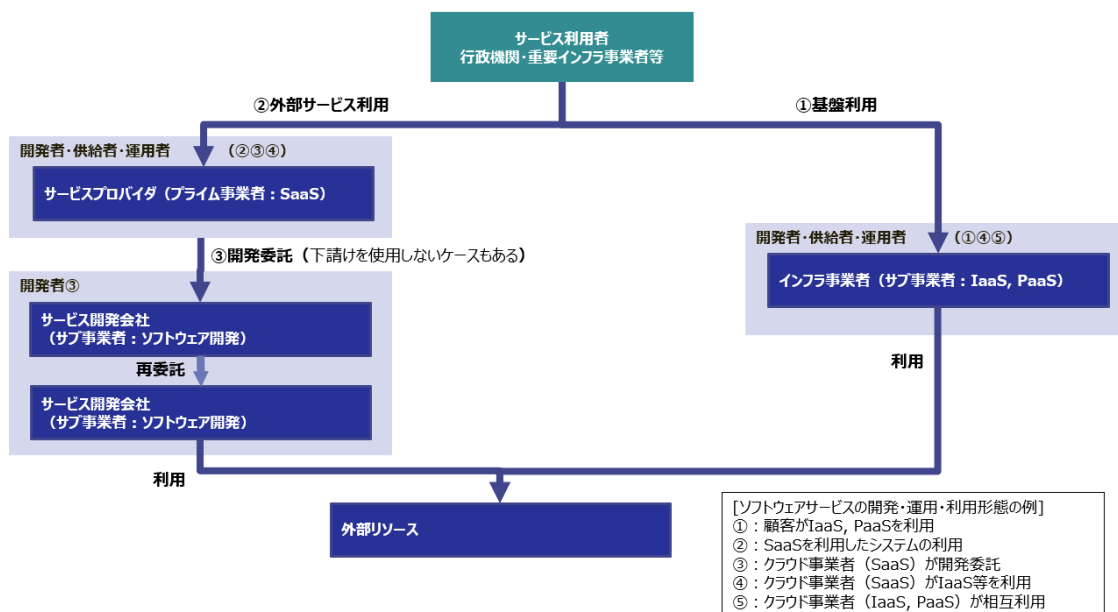


図 4 ソフトウェアサービスにおける役割のユースケース例の概念図

③ システム（開発を請負委託）における役割のユースケース例

ここでは、ガバメントクラウドを利用した業務システムの設計・開発・運用・保守の調達などで一般的にみられる IT システムの開発を請負委託する場合のユースケース例を示す（図 5 参照）。IT システムを開発・デプロイし、その IT システムの運用・保守作業の支援・代行を含めて調達する場合のユースケース例を示す。IT システムを構成するソフトウェアに対する役割として、SIer であるプライム事業者が供給者であるとともに開発者、運用者の役割を担当し（図の①開発委託先の「プライム事業者：システム・ソフトウェア開発・運用」）、開発の一部を請け負うサブ事業者や、IT システムの構成要素であるソフトウェア製品や IoT 製品の開発・製造を行うサブ事業者（図の委託先である「サブ事業者：システム・ソフトウェア開発」とその再委託先など）が、開発の役割を担当するユースケースなどが想定される。

仮に、システム基盤として、プライム事業者経由でサブ事業者であるクラウド事業者の PaaS を契約・利用する場合（図の②基盤利用の「インフラ事業者（サブ事業者:IaaS、PaaS）」）、このインフラ事業者は供給者であるとともに開発者、運用者の役割を担当する。また、外部リソースを利用する場合は、その利用形態に応じて開発者、供給者、又は運用者が適切に管理することになる。

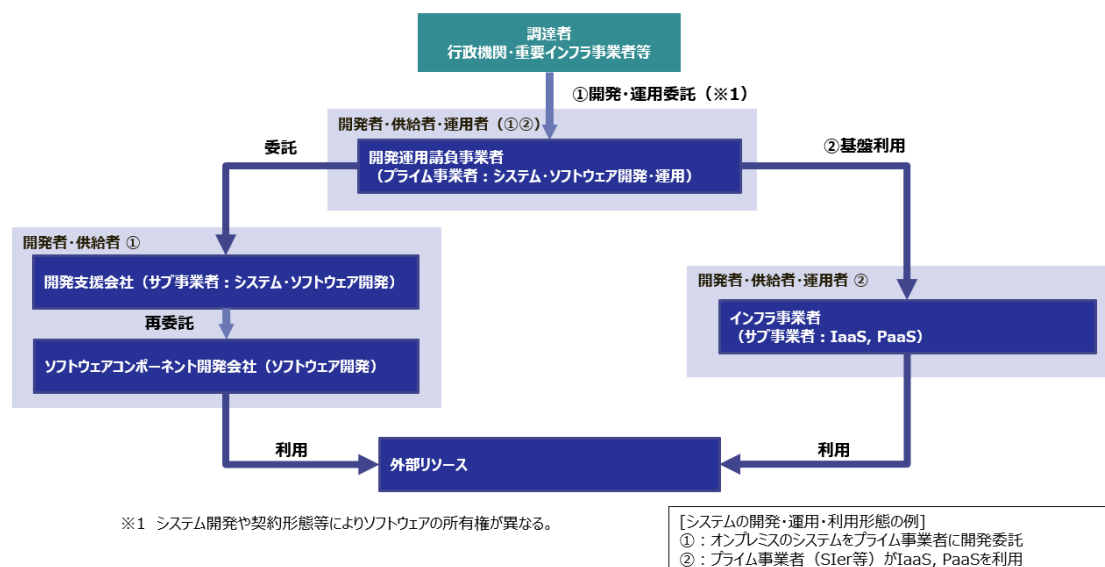


図 5 システム（開発を請負委託）における役割のユースケース例の概念図

④ システム（自社開発）における役割のユースケース例

社内で利用する IT システムのシステムオーナーである事業者が自ら開発を行う場合のユースケース例を示す（図 6 参照）。その事業者内に開発部門があり、利用部門（本ガイドライン（案）の顧客に相当）において利用する IT システムの運用をサポートする運用部門を擁するケースがある。このような場合の責務と役割分担は、利用部門（顧客）、開発部門（開発者）、運用部門（運用者）をそれぞれ担当するなどが想定される。

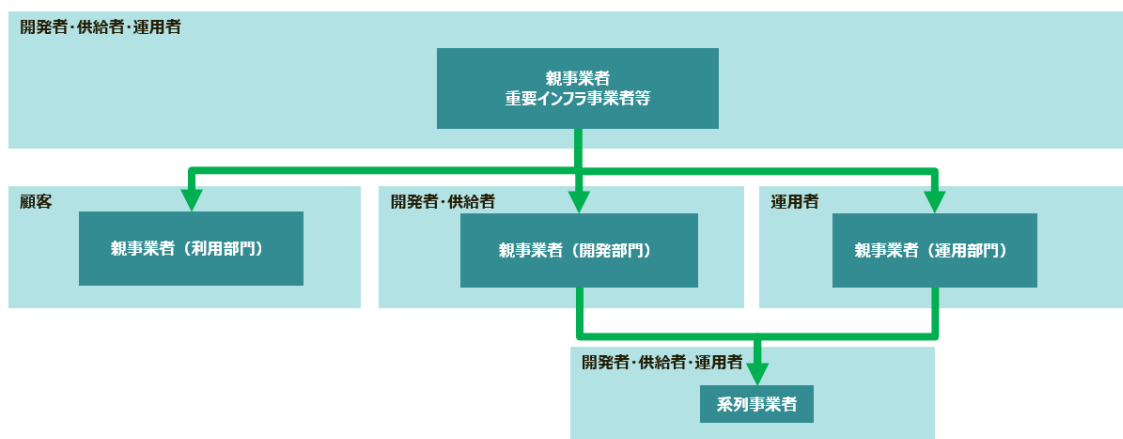


図 6 システム（自社開発）における役割のユースケース例の概念図

2. サイバーインフラ事業者と顧客の責務と役割分担

2.1. 責務と役割分担の考え方

ソフトウェアサプライチェーン上でのセキュリティリスクを軽減するには、サイバーインフラ事業者一社の単独での取組には限界があり、サプライチェーンを構成するサイバーインフラ事業者が、それぞれ又は連携して顧客と協調しつつ、それぞれの責務を果たす必要がある。要件定義フェーズを例に挙げると、事業者が適切なリスク分析を行うとともに、顧客にも自らがオーナーシップを持つシステム全体のリスク管理に関する責務があり、リスクを把握しなければ、適切なセキュリティ要件の合意は難しく、また、ソフトウェアの脆弱性が残存する一因にもなる。

つまり、顧客は、経営層のリーダーシップの下、自組織のシステムに関するリスク管理についてサイバーインフラ事業者との役割分担を明確化するとともに、ソフトウェア製品・サービスの利用者として自組織で判断や調整を行わなければならない事項を把握し、適切な製品の購入等ができるよう、サイバーインフラ事業者にセキュリティに関する要求事項を提示し、依頼した業務の結果の品質を自社で評価できる体制を整備する必要がある。

一方、サイバーインフラ事業者は、自社製品・サービスのセキュリティ対策に関する責務があり、顧客だけにセキュリティの責務を負わせないよう、経営層が主導して対策を進めることが求められていると言える。

これらの概念を責務として以下にまとめている。

2.2. 責務

サイバーセキュリティに関するレジリエンスを向上させるためには、サイバーインフラ事業者と顧客がそれぞれの責務を果たすことで、相補的な効果を得ることができる。

＜サイバーインフラ事業者が認識すべき責務＞

サイバーインフラ事業者は、サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のために、以下の5つの責務を認識することが求められる。これらの全ての責務は、サイバーインフラ事業者の経営層が認識し、経営層のリーダーシップにより責務を果たす取組を実施することが求められる。

（１） セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用

- **セキュアなソフトウェアの提供と対策評価**
「セキュアバイデザイン」及び「セキュアバイデフォルト」の原則に則り、リスクベースのアプローチによりソフトウェア開発・運用に対する脅威を軽減するための対策を実施し、その有効性を判断する。また、ソフトウェアに対して最低限のソフトウェアセキュリティ標準を実施する。
- **ソフトウェアのライフサイクル全体でのサイバーセキュリティの考慮**
セキュリティ要件の合意にはじまり、セキュアなビルド、テスト、運用等、顧客と合意したソフトウェアライフサイクル全体にサイバーセキュリティを考慮する。

（２） ソフトウェアサプライチェーンの管理

- **セキュリティ管理策の実施状況の共有**
利用者がソフトウェアの調達と導入に関して、リスクに基づいたソリューションの選択を含む意思決定を行えるよう、供給者はソフトウェア開発の取組状況を開示する。
顧客に周知する必要があるサイバーセキュリティの側面について透明性を確保する。
- **ソフトウェア構成情報の共有**
利用者による脆弱性対策のため、ソフトウェア部品表（SBOM）、設定情報ははじめとするOSSも含めたソフトウェアの構成管理による情報を活用する。
- **サプライチェーンを含むリスクマネジメントの推進**
供給者（システムインテグレーター、外部システムサービスプロバイダ、パートナー等）、開発者、その他の関連するIT/OT/ICT関連の事業者全てをソフトウェアサプライチェーン・リスクマネジメントの活動範囲に含める。

(3) 残存脆弱性への速やかな対処

- **脆弱性と脅威情報の共有と対処**

脆弱性開示ポリシーを整え、脆弱性対応に関する体制を整備する。ベンダーは、クラウドサービス・ソフトウェアの脆弱性の特定と開示、セキュアなサービス構成と運用に必要な情報の提供、サービスのバージョンアップ、パッチの開発と配布に責務を有すること、ベンダーはバージョンアップ・パッチ適用プロセスを文書化して、顧客がプロセスへの参加方法を理解できるようにする。また、顧客に確実に通知する仕組みを整える。

(4) ソフトウェアに関するガバナンスの整備

- **ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理を企業のリスク管理に統合**

ソフトウェアサプライチェーン・リスク管理は、ソフトウェアライフサイクル全体にわたる活動を対象とし、企業のリスク管理プロセスの一部として集約する。

自組織として許容可能なレベルまでリスクを低減するために必要なリソース（ヒト、モノ、カネ）を整える。サイバーセキュリティを経営の重要事項として位置付け、トップマネジメントがリスクマネジメント実施の責務を負う。

法令を遵守する。

(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力体制の強化

- **関係者間での脅威・脆弱性情報の共有と対処**

脅威情報・脆弱性情報を、政府及び産業界のパートナーとの間で迅速かつ時宜を得た形で共有する。供給者がソフトウェアの脆弱性情報を所管する機関と共有する。

- **サイバーセキュリティに関わる関係者の協働**

コミュニティを含む全てのステークホルダーが健全に連携し合う。

潜在的なリスクを特定し、サイバーセキュリティに関連するサプライチェーン・リスクの依存関係を評価するための枠組みを開発するために協働する。

セキュリティ対策は、プラットフォームプロバイダや消費テナント組織等も含むサプライチェーン全体で責務を共有して取り組む。

民間部門が、政府と協力しながら、必要な要件に継続的に適応し、重要インフラを提供する事業者が依存する技術、製品及びサービスのセキュリティを改善する。

ステークホルダーの適切で時宜を得た参加により、知識、認識等を共有でき、適切なリスクマネジメントにつながる。

＜顧客に求められる責務＞

顧客がオーナーシップを持つシステムを構成するソフトウェアのセキュリティに関わる活動において、顧客には以下の責務が求められる。

（６） 顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用

- **顧客の経営層のリーダーシップによるリスク管理**

顧客の独立した主体的な取組及びサイバーインフラ事業者との契約に基づく協力的な取組によるリスク管理

既知の脆弱性への対処及び緩和策を主体的に実施するためのリソースの割り当てと整備
セキュリティ改善を目的とするコミュニティや協力体制の活用

- **顧客の経営層のリーダーシップによるソフトウェア調達・運用**

ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件の提示

ソフトウェアの調達・導入におけるセキュリティ慣行の要求の開示

ソフトウェアの調達・導入におけるリスク評価に基づいた意思決定

ライフサイクルを考慮したソフトウェアの運用、リスク対応及び契約に係る予算確保

サイバーインフラ事業者が認識すべき責務に基づく活動において、顧客との接点を持つ活動は、上記の顧客に求められる責務を顧客が認識し、顧客がその責務を果たす活動を合理的な合意に基づいて支援することで、サイバーセキュリティのレジリエンス向上に貢献する姿勢が重要である。

3. 責務を果たすための要求事項

3.1. 要求事項の全体像

サイバーインフラ事業者と顧客は、サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上の責務を果たすために、対象となるソフトウェアの特性や組織に適した方法で、以下のサイバーセキュリティ対策の要求事項（6のカテゴリ、21の要求事項）を実施することが求められる。これらを実現するためには、組織のリスクマネジメントを担う経営層のリーダーシップの下、リスクに応じた対策の実施方針、予算や人材の割り当て、実施状況の確認や問題の把握と対応、その他の関係機関との協力等を的確に進めることが求められる。

自組織での対応が困難又は専門事業者による実施が適切と判断される取組については、その一部を外部委託によって実施することの検討も求められる。

これらの考え方に基づくサイバーセキュリティのレジリエンス向上の要求事項を以下に示す。なお、各要求事項の識別は“S(n1)-n2”の形式（n1はカテゴリ番号、n2はカテゴリ内の連番）とし、各要求事項の個別要求の識別は“S(n1)-n2.n3”の形式（n3は当該要求事項内の個別要求の連番）とする。

＜サイバーインフラ事業者に求められる要求事項＞

（１）セキュアな設計・開発・供給・運用

脆弱性を抑え、セキュリティを備えたソフトウェアを開発・供給・運用する

S(1)-1 設計時のリスク評価と対策の追跡

S(1)-2 セキュアなビルド

S(1)-3 テスト

S(1)-4 サービスのモニタリング

（２）ライフサイクル管理、透明性の確保

ソフトウェア管理の透明性をライフサイクル全体で確保しサプライチェーンを含むリスク管理を行う

S(2)-1 セキュアなコンポーネントの手配

S(2)-2 リリースファイルやデータのセキュアなアーカイブ

S(2)-3 関係者間のセキュリティ要件の確立

S(2)-4 利用者への適切な情報提供

（３）残続する脆弱性の速やかな対処

リリースしたソフトウェアに残存する脆弱性を特定し、速やかに対応する

S(3)-1 継続的な脆弱性調査

S(3)-2 検知した脆弱性への対処

S(3)-3 対処結果を組織のプロセス改善に活用

(4) 人材・プロセス・技術の整備

組織レベルでソフトウェアに関わる人材・プロセス・技術を整備する

S(4)-1 人材：経営層のコミットメントと人員の整備

S(4)-2 プロセス：開発ポリシーの確立と法令順守

S(4)-3 プロセス：運用ポリシーの確立と法令順守

S(4)-4 プロセス：開発・運用基準の策定

S(4)-5 技術：セキュアな開発ツールの整備

S(4)-6 技術：セキュアな開発環境の整備

(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化

サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力体制を強化する

S(5)-1 情報連携のための組織体制

S(5)-2 協力体制の強化

<顧客に求められる要求事項>

(6) 顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用

顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理とセキュアなソフトウェア調達、運用を行う

S(6)-1 顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理

S(6)-2 顧客経営層のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用

これらの要求事項の 6 カテゴリと一般的なセキュリティ対策の体系との関係の概念図を図 7 に示す。

サイバーインフラ事業者に求められる
要求事項の6カテゴリとセキュリティ対策 および 顧客に求められる
要求事項とセキュリティ対策

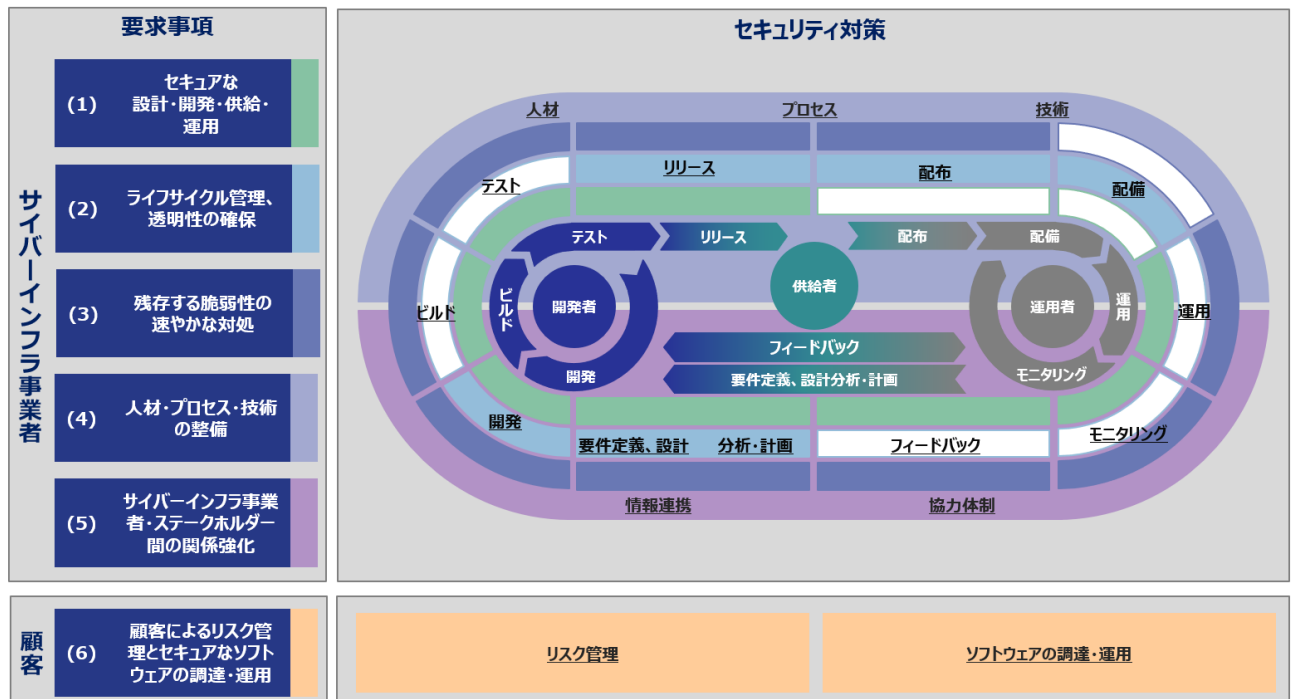


図 7 要求事項の概念図

参考情報には、本ガイドライン（案）で示す要求事項のチェックリスト、プラクティス例、関係する参照情報や用語の説明等を記載している。

3.2. 要求事項

本ガイドライン（案）において設定した各要求事項は、以下の構成で記載している。

- **識別**

要求事項を識別するために、「S」の後にカテゴリ番号、カテゴリ内の連番を「(1)-1」のように示す。

- **要求事項のタイトル、対象役割、概要、ライフサイクル上の該当箇所**

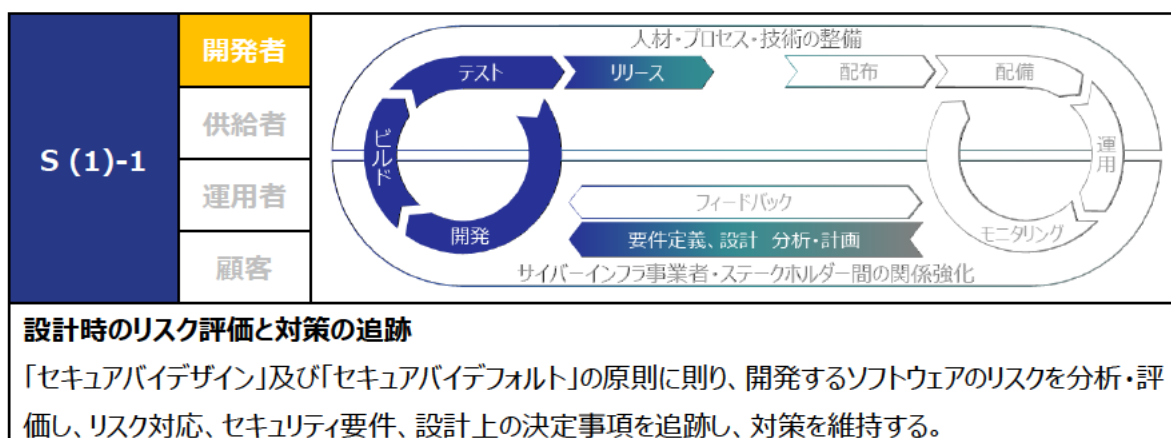
各要求事項のタイトル、その要求事項が求められる役割、タイトルに対する概要説明を示す。

下段には、上記「要求事項の概念図」のソフトウェアライフサイクルの中で、当該要求事項が該当するサイクルを「塗りつぶし」で示している。

- **個別要求**

各要求事項に対して、対象者に求められる具体的な取組を促す個別要求の内容を示す。

(1) セキュアな設計・開発・供給・運用



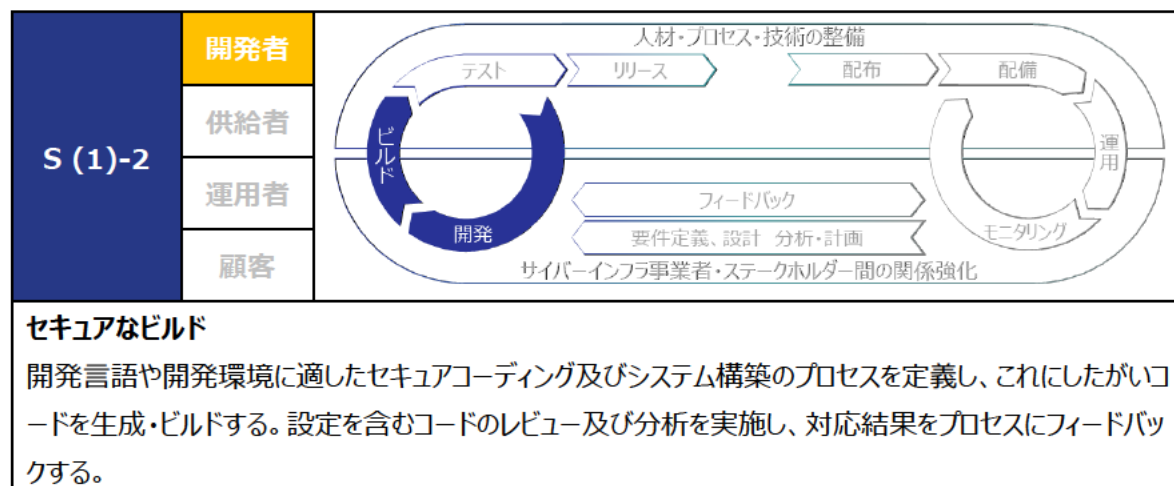
個別要求	
□ S(1)-1.1 リスクベースのセキュリティ要件の定義	開発するソフトウェア、あるいはソフトウェアで構成されるシステム・サービスに対して、リスクベースの分析・評価を実施し、緩和策となるセキュリティ要件を定義する。
□ S(1)-1.2 設計レビュー	ソフトウェアの設計のレビューを通じて、全てのセキュリティ要件を満たし、識別されたリスク情報に十分に対応していることを確認し、レビュー結果を反映する。
□ S(1)-1.3 リスク対応記録	設計上の決定事項、リスクへの対応、承認された例外措置に関する記録を保持し、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じて監査や保守の目的で使えるように維持する。
□ S(1)-1.4 リスクベースの定期的確認	セキュリティ要件に対して承認された全ての例外とソフトウェア設計、及びソフトウェアの設計時に作成したリスクベースの分析・評価結果をレビューし、リスクへの対処が適切か定期的に確認する。

S(1)-1 は、ソフトウェアの開発者に対して、セキュリティ要件を満たし、かつセキュリティリスクを軽減するように、ソフトウェアを設計することを求めている。

セキュリティ要件が既に特定されている場合、ソフトウェアの設計をレビューし、セキュリティ要件やリスクへの適合性を検証することは、ソフトウェアがセキュリティ要件を満たし、特定されたリスク情報に十分に対処できることを確認するのに役立つ。ソフトウェアの設計時からセキュリティ要件とリスクに対応すること（セキュアバイデザイン）、及びソフトウェアのセキュリティをデフォルトで組み込むこと（セキュアバイデフォルト）は、ソフトウェアのセキュリティを向上させるためのキーフアクタであるとともに、開発効率の向上にもつながる。

ソフトウェアのセキュリティ要件を導出する必要がある場合は、リスクに基づく分析を行い、セキュリティ要件を特定・評価することを求めている。ソフトウェアの運用中に直面する可能性のあるセキュリティリスクと、

それらのリスクをソフトウェアの設計とアーキテクチャによってどのように軽減すべきかを判断する。また、リスクに基づく分析によって、セキュリティ要件を緩和又は免除すべきであると判断することで、その正当性を示すことができる。



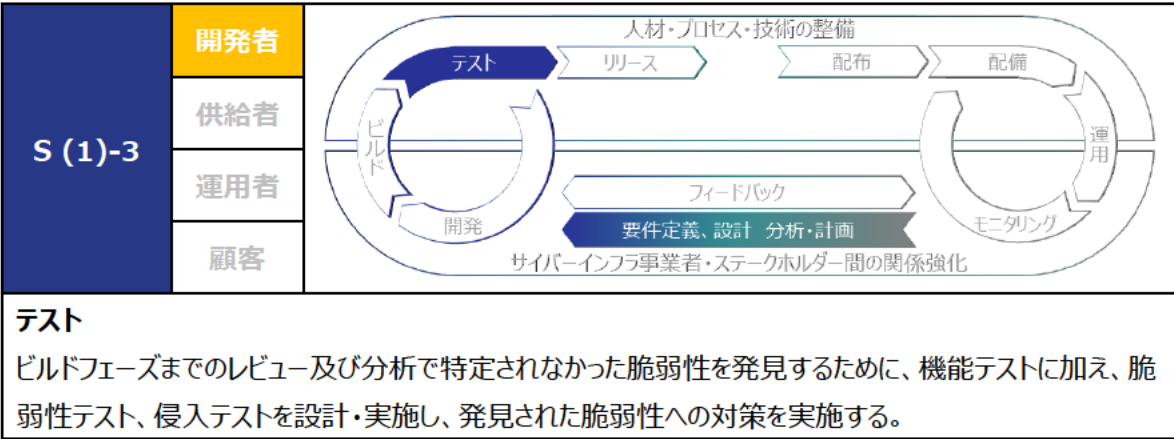
個別要求	
□ S(1)-2.1 セキュア開発プロセスの定義	セキュアコーディングの観点、ビルド実施タイミングと方式、自動化ツールの利用、トレーニングなど、セキュアコーディング、セキュアビルド及びデフォルトセキュアに関するプロセスを定義する。
□ S(1)-2.2 セキュアビルド	実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、及びビルドツールを使用し、コードを生成・ビルドする。
□ S(1)-2.3 検証とフィードバック	レビュー及び分析による検証により発見された問題の根本原因を特定し、その対応結果をプロセスにフィードバックする。
□ S(1)-2.4 コードベース	レビュー及び分析の対象は、ソースコードのみでなく、可読性があると組織が決定したさまざまな形式のコード（設定ファイル等）も対象とする。

S(1)-2 は、ソフトウェアの開発者に対して、ソフトウェアのコードベースをセキュアに生成し、かつセキュアにビルドすることを求めている。

セキュアコーディングの慣行を遵守して、ソースコードやセキュアな設定のコードベースを生成することで、ソフトウェアに含まれるセキュリティ脆弱性を低減する。また、コードベースの生成時に混入する脆弱性のうち、組織で定義された脆弱性許容度以下であることを確実にする、若しくはそれを超えるものを最小化するためのプロセスを適用することで、コストの削減にもつながる。実行可能形式のセキュリティを向上させるためには、コンパイル、リンク及びビルドプロセスを構築し、テスト実施前に脆弱性を排除することで、ソフト

ウェアのセキュリティ脆弱性を減少させ、コストを削減することにもつながる。コードをレビュー及び分析することで、セキュリティ要件への準拠を検証することができる。また、その過程で、脆弱性を特定することができた場合、ソフトウェアがリリースされる前に脆弱性を修正し、悪用されないようにすることにも役立つ。

これらのコードベースの生成やビルドの工程に自動化された手段を適用することで、脆弱性を検出するために必要な労力とリソースを削減することができる。

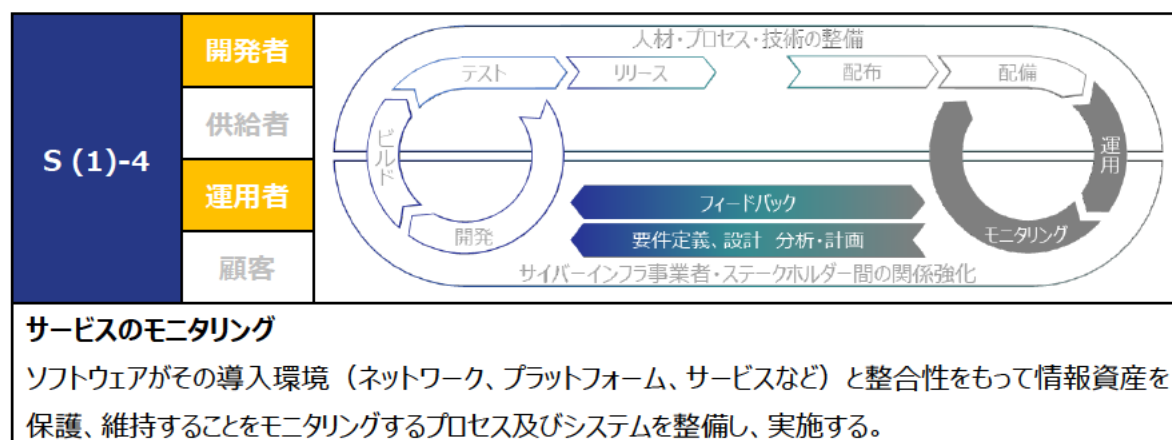


個別要求	
☐ S(1)-3.1 テスト計画	脅威モデルとリスク分析に基づき、テスト範囲及びテスト方式を決定し、テスト計画を立案する。
☐ S(1)-3.2 テスト方式	テスト方式には、機能テスト、脆弱性テスト、ファジング、侵入テストなどを含める。
☐ S(1)-3.3 テスト実施	テスト計画にしたがってテストを設計、実施し、結果を文書化する。
☐ S(1)-3.4 問題への対応	テストの結果、発見された全ての問題と推奨される対応策を開発チームのワークフローに組み込み、対処する。

S(1)-3 は、ソフトウェアの開発者に対して、テストによって脆弱性を発見し、対策することを求めている。

実行コードをテストすることで、セキュリティ要求事項への準拠を検証することができる。また、その過程で、脆弱性を特定することができた場合、ソフトウェアがリリースされる前に脆弱性を修正し、悪用されないようにすることにも役立つ。テストの工程に自動化された手段を適用し、実施形態に応じて適切な証跡や環境を整備することで、脆弱性の検出に必要な労力とリソースを低減し、追跡可能性と再現性を向上させることができる。なお、テスト方式は、対象とするソフトウェアが、自ら開発する製品やサービスなのか、受託開発するシステム・サービスなのか、あるいはその開発方法（ウォーターフォール開発、アジャイル開発）

などにより方針が異なる。リスクベースで定義されたセキュリティ要件、及び定義されたセキュア開発プロセスに基づいてテスト方式の方針を定め、テスト計画を立案する。



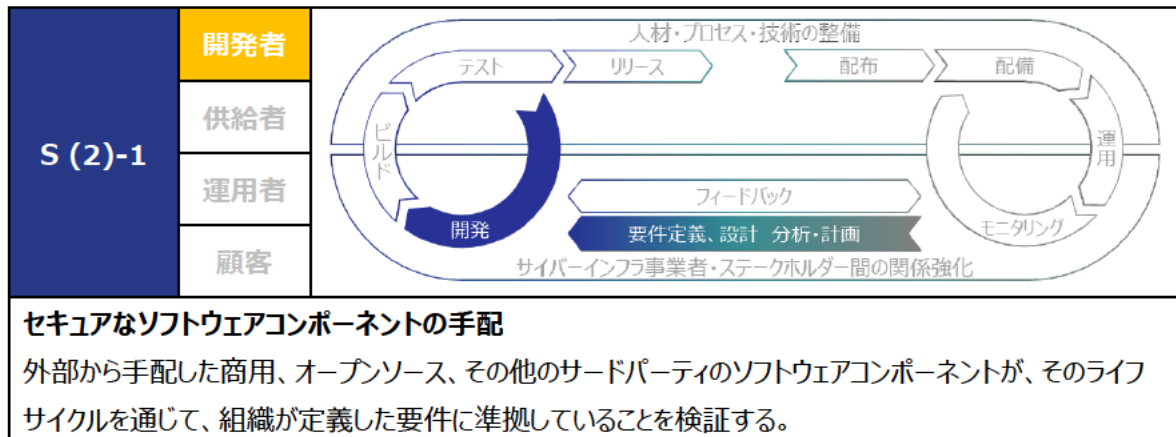
個別要求	
☐ S(1)-4.1 資産管理	運用者は、システム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産に関する資産管理手順と資産リストを整備する。
☐ S(1)-4.2 モニタリング環境の整備	運用者は、リスク発生時の潜在的な影響を最小化するためにシステムを適切に分離し、ソフトウェアによる資産保護上重要なリスクを監視するモニタリング環境を整備する。
☐ S(1)-4.3 セキュリティメカニズムの整備	ソフトウェア及びソフトウェアを適用するシステム・サービスが、動作環境又はデジタルインフラなどのリソース上にある情報資産及びデータの機密性・完全性を保護し、監視可能とするための適切なセキュリティメカニズムを整備する。
☐ S(1)-4.4 モニタリングと評価	運用者は、重要なサービスを提供するソフトウェアに適用したメカニズムの動作状況をモニタリングするとともに、定期的にセキュリティ評価を実施し、組織のリスク管理の枠組みに統合する。

S(1)-4 は、ソフトウェアの運用者に対して、ソフトウェアによるサービスがセキュアな運用状態であるかどうかをモニタリングし、情報資産及びデータがサービスにより保護、維持されることを求めている。S(1)-4 の要求事項を満たすための運用（利用ソフトウェアのモニタリングシステムの整備、及びモニタリングと評価の支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて実施する運用支援を想定する。

ソフトウェアによるシステム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産をリスト化して管理することで、インストール時及び運用時のソフトウェアのセキュリティを向上させ、ソフトウェアが脆弱なセキュリティ設定のまま導入及び運用され、危険にさらされる可能性を低減させる。

ソフトウェアの運用のためのセキュアな環境を導入し、維持することで、ソフトウェアの運用環境の全ての構成要素が、内部、外部の脅威から適切に保護されていることを確認し、環境又はその中で運用・維持されているソフトウェアの危殆化を防止することができる。また、動作状況をモニタリング及びセキュリティ評価することで、重要なサービスの運用におけるリスク管理にも効果が期待される。モニタリングする動作状況としては、ソフトウェアの持つ保護メカニズムが有効に働き、リソース上にある情報資産及びデータが保護されているか、意図的又は不用意にかかわらず、ソフトウェアの意図したセキュリティ特性が回避又は無効化されていないか、などを想定する。なお、セキュリティメカニズムを適切に設計・実装し、そのメカニズムの動作を監視可能とするためには、必要に応じて、開発者とも役割分担して対応することが望ましい。

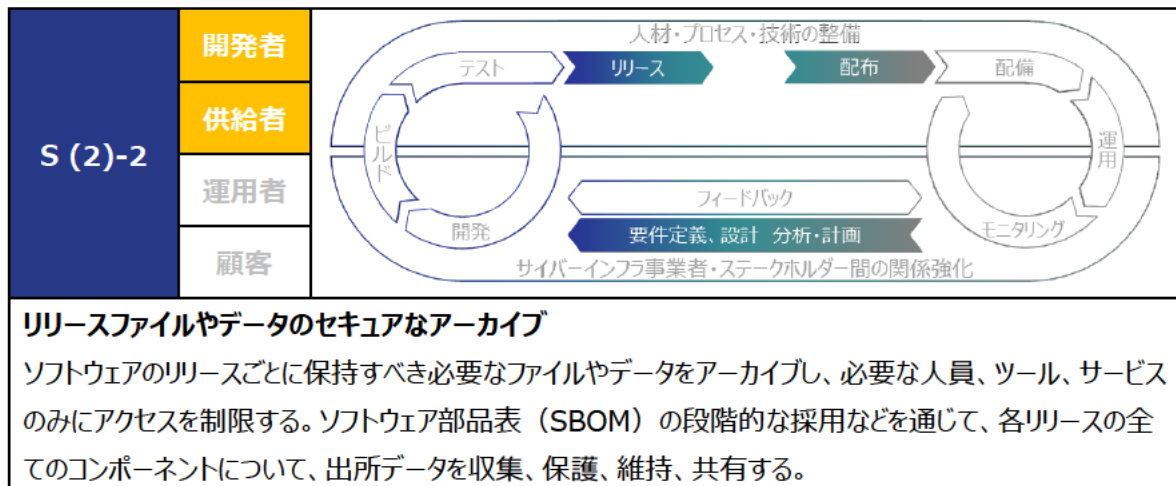
(2) ライフサイクル管理、透明性の確保



個別要求
□ S(2)-1.1 ソフトウェアコンポーネントの手配 外部から手配する商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントは、組織が定義した要件を満たす安全性の高いものを採用する。 □ S(2)-1.2 ソフトウェアコンポーネントの開発・維持 外部からソフトウェアコンポーネントを手配しない場合、組織で確立されたセキュリティ基準・慣行にしたがい、安全性の高いソフトウェアコンポーネントを社内で開発、維持する。 □ S(2)-1.3 ソフトウェアコンポーネントのリスク評価 各ソフトウェアコンポーネントの出所情報を取得・分析し、そのコンポーネントがもたらすリスクを評価する。 □ S(2)-1.4 ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の確認 各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間を定期的にチェックする。 □ S(2)-1.5 ソフトウェアコンポーネントの更新 各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンにセキュアに更新するプロセスを導入する。

S(2)-1 は、ソフトウェアの開発者に対して、サードパーティのソフトウェアコンポーネントを組織の要件に準拠するように扱うことを求めている。

できる限り開発する機能を重複させず、既存のセキュアなソフトウェアコンポーネントを利用する。セキュリティがチェック済みであり、脆弱性に対応する更新プロセスが適切に働くソフトウェアモジュールやサービスを再利用することで、ソフトウェア開発コストの削減、ソフトウェア開発の迅速化、ソフトウェアに新たなセキュリティ脆弱性を持ち込む可能性の低減を図ることができる。暗号モジュールやプロトコルなど、セキュリティ機能を実装するソフトウェアにおいては特に重要である。なお、公知脆弱性の確認においては公的機関が提供する脆弱性情報等も積極的に活用する。

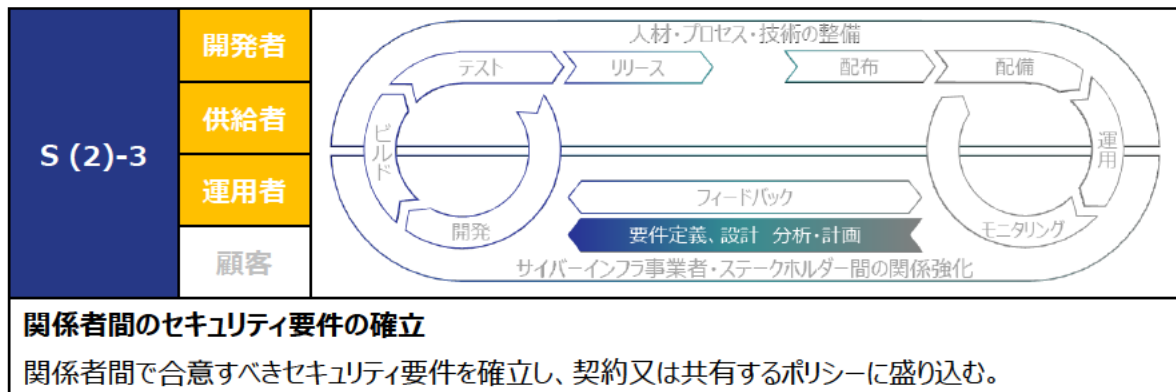


個別要求
□ S(2)-2.1 コードベースの保護 全ての形式のコードベースを不正アクセスや改ざんから保護するために、リポジトリにコードや設定情報を保管し、承認された担当者、ツール、サービスなどのみがアクセスできるよう最小権限の原則に基づいたアクセス制御を実施する。 □ S(2)-2.2 リリースのアーカイブ リリース後に発見された脆弱性を分析、特定できるようにするために、各ソフトウェアのリリースをアーカイブ化して保護する。 □ S(2)-2.3 リリースの出所データの共有 各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する。

S(2)-2 は、ソフトウェアの開発者及び供給者に対して、ソフトウェアのリリースごとに、ファイルやデータをセキュアにアーカイブして保護することを求めている。

あらゆる形態のコードベースを不正アクセスや改ざんから保護することで、意図的、不用意にかかわらず、ソフトウェアの意図されたセキュリティ特性を回避又は無効化するような、コードベースへの不正な変更を防ぐのに役立つ。公開することを意図していないコードについては、ソフトウェアの盗難を防ぐのに役立ち、攻撃者がソフトウェアの脆弱性を発見するのをより困難にすることができる。

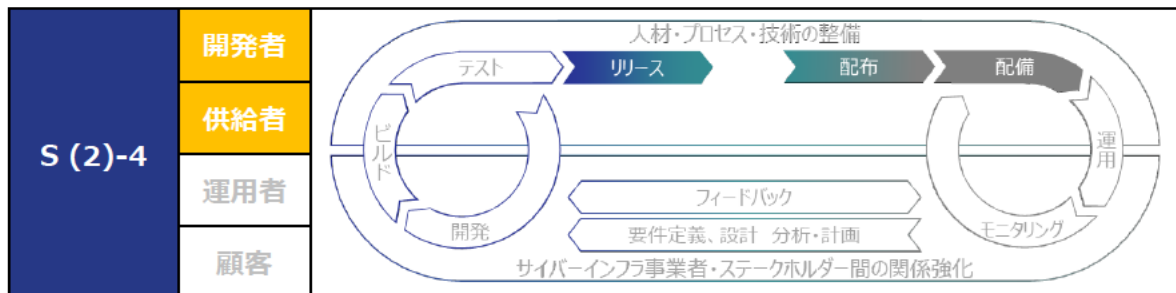
各ソフトウェアのリリースをアーカイブ化し、保護することで、リリース後のソフトウェアに発見された脆弱性の特定、分析、除去などのアクションを支援することができる。なお、ソフトウェアのリリースごとに保持すべき必要なファイル及びサポートデータ（完全性検証情報、出所データなど）をセキュアにアーカイブ化し、関係者と共有可能とするためには、SBOM 等を用いたコンポーネントリストの生成・維持・共有に関するタスクなどが有効である。



個別要求
□ S(2)-3.1 セキュリティ要件の合意 IT 製品（自社のソフトウェアで再利用するための商用ソフトウェアコンポーネントを含む）又はサービスを提供するサードパーティとの契約又は共有するポリシーに、明示的なセキュリティ要件を盛り込む。 □ S(2)-3.2 サプライチェーンセキュリティ要求への対応 提供する IT 製品又はサービスを受領・取得する組織が採用するサプライチェーンセキュリティ要件と同等のサプライチェーンセキュリティ要件に対応する。 □ S(2)-3.3 セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスの整備 受領・取得するサードパーティ製の IT 製品又はサービスが満たさないセキュリティ要件がある場合のリスクに対処するプロセスを整備する。

S(2)-3 は、ソフトウェアの開発者、供給者、及び運用者に対して、関係者間で共有すべきセキュリティ要件を確立することを求めている。

定義したソフトウェア開発及び運用のセキュリティ要件（サプライチェーンを対象に含む）を、サードパーティとの契約又は共有するポリシーにおいて明示化し、関係者が常に把握できるようにすることで、SDLC 全体を通じてセキュリティ要件（サプライチェーンを対象に含む）を考慮することができる。また、要件を完全かつ確実に共有することで、労力の重複を最小化することができる。なお、S(2)-3 の要求事項を満たすための運用（ソフトウェアの運用に必要な IT 製品やサービス等のセキュリティ要件の合意、及び関連するリスク対処プロセスの整備支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用にはサードパーティが持つ専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者がサードパーティとの契約又は共有するポリシーに基づいて実施する運用支援を想定する。



利用者への適切な情報提供

ソフトウェアの導入・インストールから操作、利用終了までのライフサイクル全体でセキュアな利用を容易にするガイダンスをソフトウェア利用者が確実に利用できるようにする。

個別要求

□ S(2)-4.1 セキュアな導入・設定・操作・変更・廃棄・終了

ソフトウェアをセキュアに導入・設定・操作するための情報、及び変更の影響・廃棄・提供終了・利用終了に係る情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。

□ S(2)-4.2 整合性検証情報の提供

ソフトウェアの整合性・完全性の検証に必要な情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。

S(2)-4 は、ソフトウェアの開発者、及び供給者に対して、ソフトウェアのセキュアな利用方法を保証するための情報を利用者に提供することを求めている。

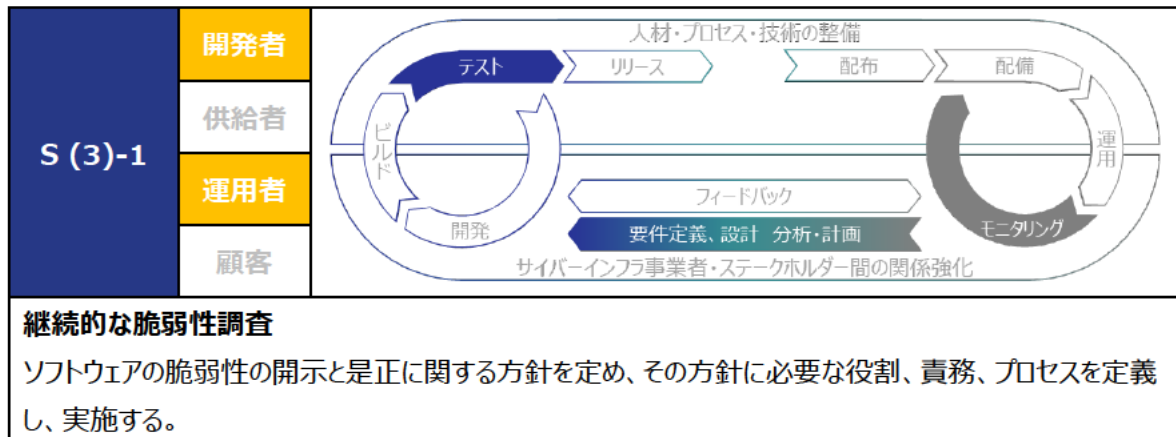
ソフトウェアをセキュアに導入・設定・操作するための情報を提供することで、インストール時にソフトウェアのセキュリティを向上させ、ソフトウェアが脆弱なセキュリティ設定のまま導入されてセキュアでない使用方法によって操作されるなど、危険にさらされる可能性を低減させる。また、製品・サービスの販売終了

(EOS: End of Sale) /製品・サービスのライフサイクル終了 (保守やサポートの終了) (EOL: End of Life) に関する情報¹²、及び変更の影響や廃棄・提供終了・利用終了に関する情報を利用できるようにすることで、ソフトウェア利用者による資産管理やそのソフトウェアのセキュアな運用に役立つ。ソフトウェアの供給後も、こうした開発者による利用者への情報提供は、継続的になされる必要がある。

さらに、ソフトウェアのセキュアなデフォルト設定 (又は該当する場合は、デフォルトコンフィギュレーションや相互に関連するデフォルト設定のグループ) を実装し、ソフトウェア管理者向けに各設定に関する情報を提供する。また、ソフトウェアリリースの完全性を検証する仕組みを提供することで、ソフトウェア利用者が、取得したソフトウェアが正規のものであり、改ざんされていないことを確認するのに役立つ。

¹² ここでは、製品・サービスの販売終了を EOS、製品・サービスのライフサイクル終了を EOL と表わしている。ライフサイクル終了に類似する表現として、EOSL: End of Service Life、EOS: End of Support、EOS: End of Service、EOE: End of Engineering など が利用されることもある。

(3) 残続する脆弱性の速やかな対処



個別要求	
☐ S(3)-1.1 脆弱性対応体制の設置	ソフトウェア製品の脆弱性の開示と修復に対処するポリシーを定め、そのポリシーをサポートするための脆弱性対応（インシデント対応を含む）に関する体制を設置し、必要な役割、責務、プロセスを定義する。
☐ S(3)-1.2 コミュニケーション計画	全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を定める。
☐ S(3)-1.3 脆弱性情報の収集	公知情報の探索、ソフトウェア利用者からの通知、外部脅威情報の取得、システム構成データのレビュー、その他の方法を通じて、新たな脆弱性情報を収集する。
☐ S(3)-1.4 未検出の脆弱性の特定	継続的又は定期的に、ソフトウェアのコードのレビュー、分析、テストを実施し、今まで未検出の対処すべき脆弱性（不適切な設定などを含む）を特定する。

S(3)-1 は、ソフトウェアの開発者、及び運用者に対して、ソフトウェアのインシデント対応を含む脆弱性対応に関する体制を整備し、脆弱性の開示と是正に関する方針に基づく継続的な脆弱性調査を求めている。特に開発者においては、継続的に自らが設計・開発を行ったソフトウェアの脆弱性に対応していく必要がある。

なお、運用に関し S(3)-1 の要求事項を満たすための取組（利用ソフトウェアのインシデント対応の支援、利用ソフトウェアの脆弱性に関する情報収集の支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて実施する運用支援を想定する。

脆弱性に対する継続的な把握と確認を実施することで、脆弱性をより迅速に特定し、リスクに応じて速やかに是正するなどの対応が可能となり、結果として攻撃者による攻撃機会の隙を減らすことに貢献する。ソフトウェアの開発者は、脆弱性の開示と是正に関する方針を定め、その方針に基づいて対応を推

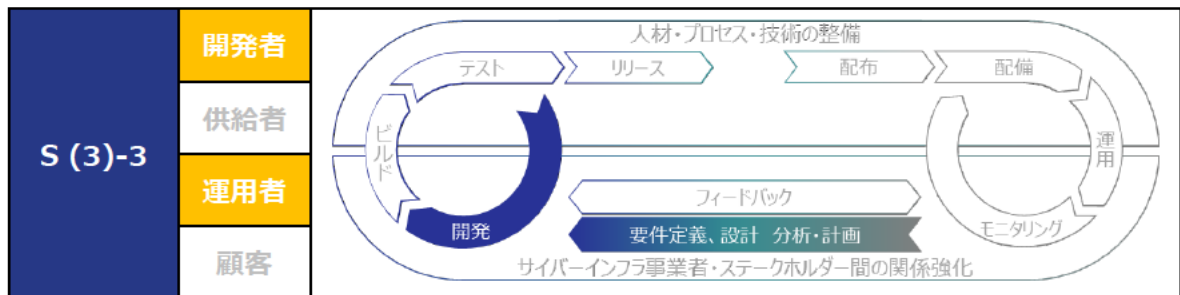
S (3)-2	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	

検知した脆弱性への対処

リリースしたソフトウェアに残存する脆弱性に対するリスク対応を定期的に計画し、実施する。

個別要求
□ S(3)-2.1 脆弱性の分析 開発者は、残存する各脆弱性の影響に伴うリスクを把握するために必要な情報を収集し、修復又はその他のリスク対応を計画するために、各脆弱性を分析する。
□ S(3)-2.2 脆弱性へのリスク対応 開発者は、各脆弱性に対するリスク対応を計画し、実装する。
□ S(3)-2.3 セキュリティ勧告 開発者は、セキュリティ勧告を作成し、リリースしたソフトウェアの供給先にその情報を提供するとともに、関連する制度の指定にしたがって報告する。また、運用者はセキュリティ勧告にしたがった配備を実施する。

各脆弱性を分析し、リスクに関する十分な情報を収集し、その是正又はその他のリスク対応を計画、及びソフトウェアの修正を実装することにより、リスクに応じて脆弱性を確実に是正し、攻撃者による攻撃機会の隙を減らすことを支援する。特に、公的機関等から悪用された脆弱性等の情報提供があった際には、パッチ開発を含めて適正かつ積極的に対応することが求められる。また、セキュリティ勧告と是正対応済みのソフトウェアを供給先に提供し、それを適用することで、セキュアなソフトウェアの運用の維持につながる。



対処結果を組織のプロセス改善に活用

ソフトウェアに発見された問題の根本原因が再発しない、若しくはその可能性を低減するよう、脆弱性に基づき、開発と運用のプロセスを見直す。

個別要求

□ S(3)-3.1 根本原因の特定

根本原因を決定するために、識別された脆弱性を分析し、プロアクティブに対策する。

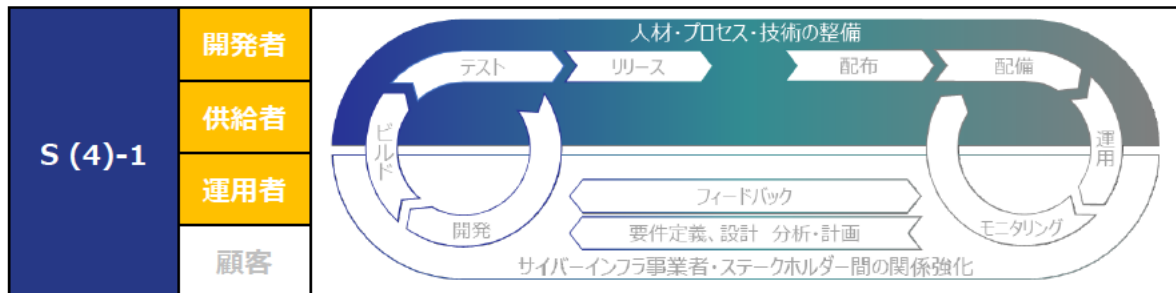
□ S(3)-3.2 プロセス改善

ソフトウェアの更新又は作成された新しいソフトウェアにより、根本原因の再発を防止又はその可能性を低減するために、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて見直す。

S(3)-3 は、ソフトウェアの開発者、及び運用者に対して、脆弱性を分析することで、その根本原因を特定し、対策することを求めている。なお、S(3)-3 の要求事項を満たすための運用（ソフトウェアの利用プロセスの改善や根本原因の分析に係る支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて実施する運用支援を想定する。

特定した脆弱性を分析し、その根本原因を特定し対策することで、今後、脆弱性が発生する頻度を減らすことに貢献する。さらに、SDLC プロセスを見直し、ソフトウェアの更新や新規に作成されるソフトウェアに根本原因が再発しないよう（又はその可能性を減らすよう）に更新することで、根本原因の再発防止又はその可能性を低減し、結果として脆弱性の発生頻度を減らすことに貢献する。

(4) 人材・プロセス・技術の整備



人材：経営層のコミットメントと人員の整備

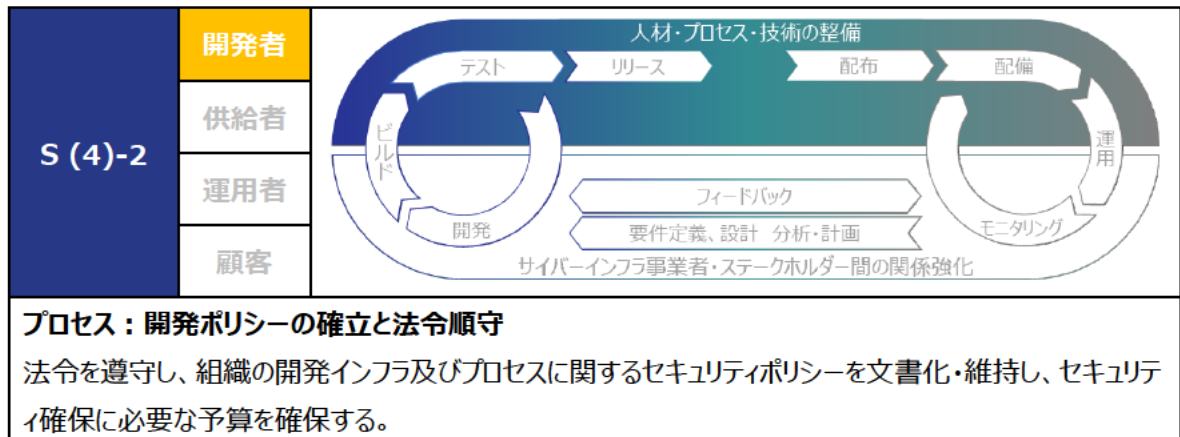
ソフトウェアのライフサイクル全体を網羅した役割と責務を定義する。セキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、セキュリティ対策のための人材を確保し、セキュアな開発・運用に関連する全要員に、要員の習熟度と役割に応じたトレーニングを提供し、定期的に見直す。

個別要求

- **S(4)-1.1 役割と責務の定義**
ソフトウェア開発ライフサイクルを網羅する役割と責務を定義する。
- **S(4)-1.2 経営層のコミットメント**
全要員に対してセキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、組織にとってのセキュアな開発・運用の重要性を教育する。
- **S(4)-1.3 役割と責務の同意**
各要員が、役割と責務を認識・同意していることを確認する。
- **S(4)-1.4 各役割のトレーニング**
各役割のトレーニング計画を作成し、全要員が習熟度と役割に応じてトレーニングを実施できるように提供する。
- **S(4)-1.5 役割とトレーニングの見直し**
役割やトレーニングは定期的に見直す。

S(4)-1 は、ソフトウェアの開発者、供給者、及び運用者に対して、SDLC 全体に関わる人員への役割と責務を明らかにし、役割に応じた適切なトレーニングを実施することを求めている。なお、S(4)-1 の要求事項を満たすための運用（運用者の役割のトレーニングなど）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて運用支援を実施する場合を想定する。

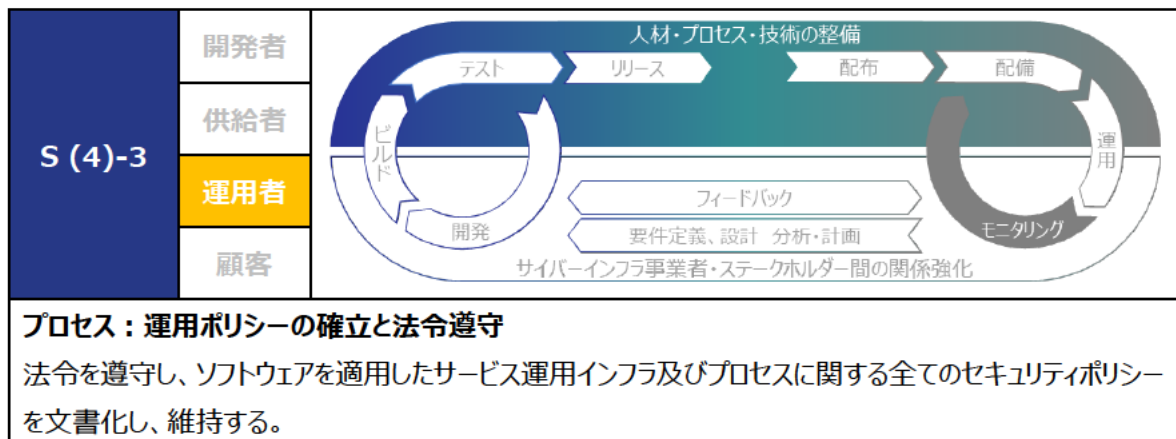
ソフトウェア開発における役割と責務を明確化し、役割に応じたトレーニングを実施することで、SDLC に関わる組織内外の全員が、SDLC 全体を通じて SDLC に関連する役割と責務を果たすための準備が整う。また、役割と責務を定期的に見直し、及び要員の習熟度と役割に応じたトレーニングを定期的に見直し、必要に応じて更新することで、SDLC 全体のセキュリティ対応能力を維持することに貢献する。



個別要求	
□ S(4)-2.1 ソフトウェア開発ポリシーの定義	ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOLに係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下 SDLC 全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。
□ S(4)-2.2 ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持	組織が開発するソフトウェアが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件を SDLC 全体にわたって維持する。
□ S(4)-2.3 費用認識の共有と予算化	ポリシーに基づいてセキュリティを確保するために必要な予算を確保する。

S(4)-2 は、ソフトウェアの開発者に対して、組織の開発インフラ及びプロセスに関するセキュリティポリシーを定め、SDLC 全体にわたって、法令を遵守した上で維持すること（予算確保を含む）を求めている。

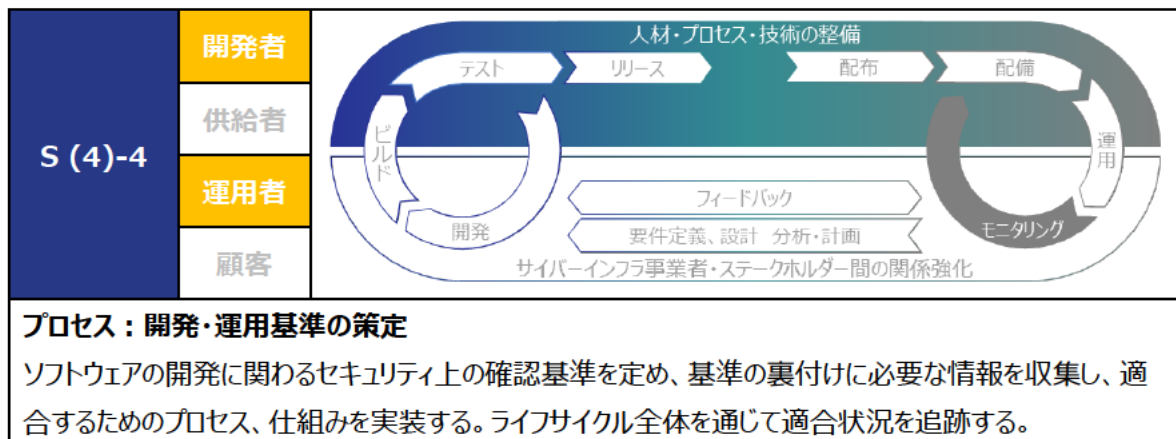
ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスにおけるセキュリティ要件、及びソフトウェアが満たすべきセキュリティ要件を特定する。SDLC 全体でこれらの要件を維持するためのポリシーを定義し、ソフトウェア開発のセキュリティ要件（EOL に係る要件を含む）を常に把握できるようにすることで、SDLC 全体を通じて考慮することができる。また、ソフトウェアの開発に関わる要件を共有することで、労力の重複を最小化することができる。また、セキュリティの確保に必要な予算の検討時において、ポリシーが関係者の理解共有の拠り所となる。



個別要求	
□ S(4)-3.1	ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義 ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOS 及び廃棄に係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下 SDLC 全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。
□ S(4)-3.2	サービスのセキュリティポリシーの定義と維持 ソフトウェアを適用したサービスが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件を SDLC 全体にわたって維持する。
□ S(4)-3.3	運用ポリシーに基づく監査 ポリシーに基づくガバナンスにより、サービス運用インフラ及びプロセスの保護、及びサービスのセキュリティ要件が SDLC 全体にわたって維持されていることを監査により確認する。

S(4)-3 は、ソフトウェアの運用者に対して、ソフトウェアの運用インフラ及びプロセスに関するセキュリティポリシーを定め、SDLC 全体にわたって、法令を遵守した上で維持すること（予算確保を含む）を求めている。なお、S(4)-3 の要求事項を満たすための運用（運用ポリシーの定義、維持、ポリシーに基づく監査支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて実施する運用支援を想定する。

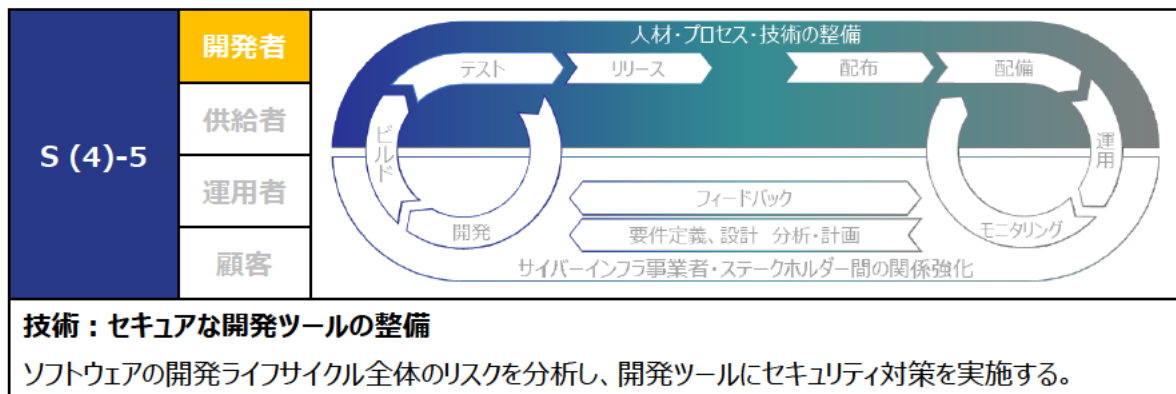
ソフトウェアを適用したサービス運用におけるセキュリティ要件、及びソフトウェアを適用したサービスが満たすべきセキュリティ要件を特定する。SDLC 全体でこれらの要件を維持するためのポリシーを定義し、ソフトウェア運用のセキュリティ要件（EOS 及び廃棄に係る要件を含む）を常に把握できるようにすることで、SDLC 全体を通じて考慮することができ、ソフトウェアの運用に関わる要件を共有できるため、労力の重複を最小化することができる。また、監査を実施することで、運用ポリシーに基づくガバナンス状況を把握し、SDLC 全体のセキュリティ要件の長期にわたる維持を実現する。



個別要求	
☐	S(4)-4.1 セキュリティ確認基準の定義と追跡 ソフトウェアのセキュリティ確認基準を定義し、SDLC 全体を追跡する。
☐	S(4)-4.2 セキュリティ確認基準に基づく意思決定のサポート セキュリティ確認基準に基づく意思決定をサポートするために必要な情報を収集し保護するためのプロセスや仕組みなどを実装する。
☐	S(4)-4.3 セキュリティ確認基準に基づく監査 セキュリティ上の確認基準への適合を遵守するためのガバナンスにより、SDLC 全体を追跡し意図する効果を得ていることを監査により確認する。

S(4)-4 は、ソフトウェアの開発者、及び運用者に対して、ソフトウェアのセキュリティを確認するための基準に基づき、情報を収集してその基準への適合状況を追跡することを求めている。なお、S(4)-4 の要求事項を満たすための運用（運用に関するセキュリティ確認基準に基づく意思決定支援や監査支援など）は、ソフトウェア利用主体である顧客が実施するのが一般的であるが、システム・サービス又はこれらを構成するソフトウェアの運用には専門的な知識や技能が必要な場合を想定し、サイバーインフラ事業者が契約に基づいて実施する運用支援を想定する。

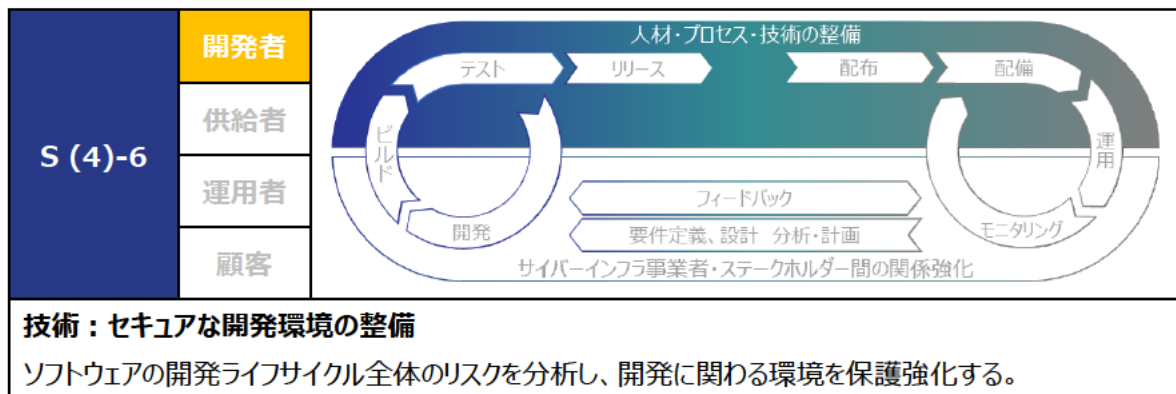
ソフトウェアのセキュリティを確認するための基準を定義し、セキュリティの実現状況を SDLC 全体にわたって追跡することで、開発及び維持するソフトウェアのセキュリティをチェックするための基準として使用することができ、ソフトウェアが SDLC から得られる組織の期待に継続して応えることの保証を支援する。また、監査を実施することで、確認基準への適合遵守のためのガバナンス状況を把握し、SDLC 全体のセキュリティ水準の長期にわたる維持を実現する。



個別要求	
☐ S(4)-5.1 ツールとツールチェーンの指定	特定されたリスクを軽減するために有効なツールを特定し、どのツールチェーンに含めることが必須若しくは必要であるか、及びツールチェーンのコンポーネントを相互に統合する方法を指定する。
☐ S(4)-5.2 ツールとツールチェーンの配備・運用・保守	セキュリティ慣行にしたがってツールとツールチェーンを配備、運用、及び保守する。
☐ S(4)-5.3 ツール構成と証跡生成	組織によって定義されたセキュアなソフトウェア開発の慣行のサポートに関する証跡を生成するようにツールを構成する。

S(4)-5 は、ソフトウェアの開発者に対して、ソフトウェアの開発ツールにセキュリティ対策を実施することを求めている。

ソフトウェア開発を支援するツールチェーンを使用して自動化を促進することで、人間の労力を削減することができる。また、これらの対策の使用を文書化して実証する方法を提供することで、SDLC 全体のセキュリティ対策の正確性、再現性、使いやすさ、及び包括性（開発の全体的なつながり具合）を向上させることができる。さらに、ツールチェーンとツールは、組織全体又はプロジェクト固有など組織のさまざまなレベルで使用することができるうえ、その一部はソフトウェア開発の実施状況の証跡の自動生成にも使用でき、SDLC の特定の部分の自動化対応のみならず、プロセス見直しのためのフィードバック効果にも貢献する。

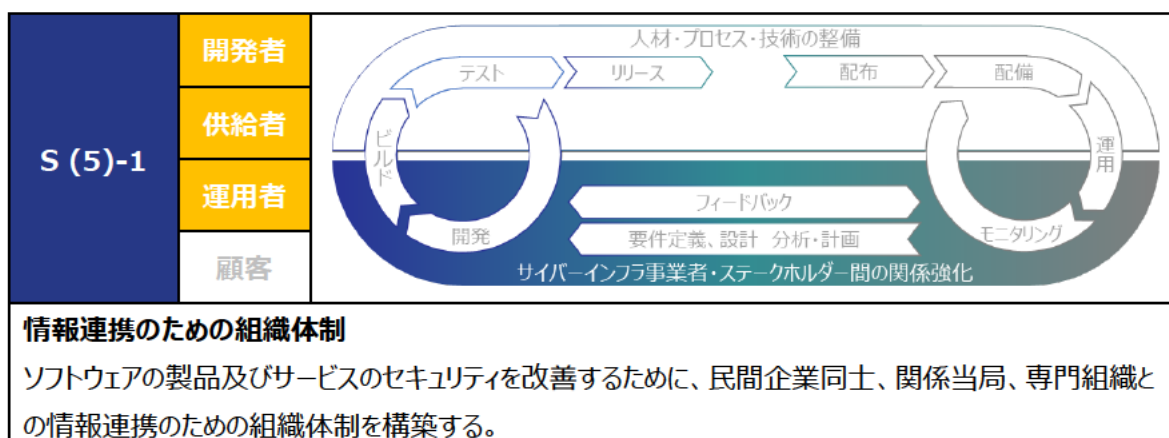


個別要求
☐ S(4)-6.1 環境の分離保護 ソフトウェア開発に関係する各環境を分離して保護する。
☐ S(4)-6.2 開発用エンドポイントの保護 リスクベースのアプローチを使用して開発関連のタスクを実行するために、各開発者向けのエンドポイントを保護、強化する。

S(4)-6 は、ソフトウェアの開発者に対して、セキュアな開発環境を整備することを求めている。

ソフトウェア開発のためにセキュアな開発環境を導入し、リスクベースのアプローチにより、開発関連のタスクを実行するための開発用エンドポイント（ソフトウェア設計者、開発者、テスターなどのためのエンドポイント）の保護された状態を維持することで、ソフトウェア開発環境の全ての構成要素が、内外の脅威から十分に保護されていることが確認でき、開発環境及びその中で開発・維持されているソフトウェアの危険化を防止することにも貢献する。

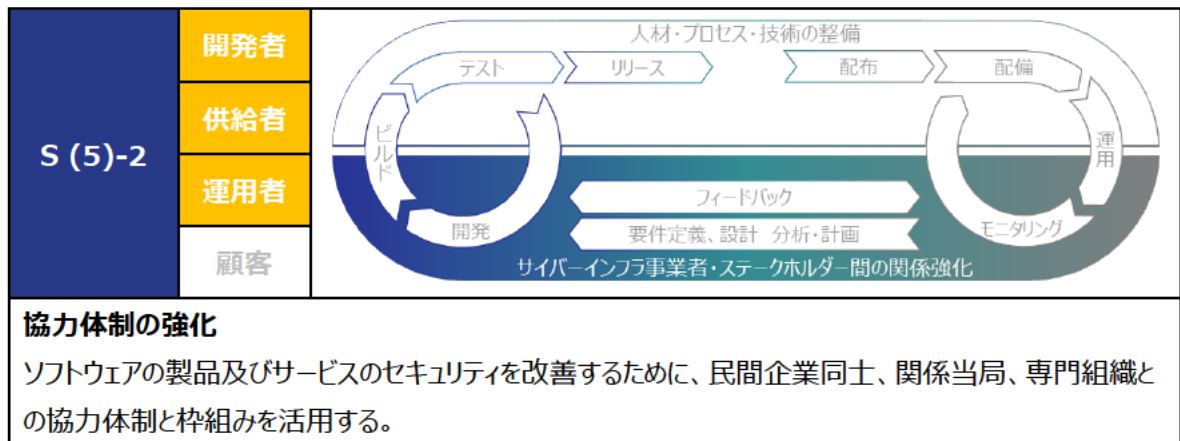
(5) サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化



個別要求	
☐ S(5)-1.1 情報連携のための組織体制の構築	ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。
☐ S(5)-1.2 重要なセキュリティ関連情報の提供	業界固有の必須かつ重要なセキュリティ関連情報を選別・識別して、サプライチェーン先に提供する。
☐ S(5)-1.3 脆弱性情報の通知サービスの利用	効率的に脆弱性情報の共有を図るため、脆弱性情報の通知サービスを利用する。

S(5)-1 は、ソフトウェアの開発者、供給者、及び運用者に対して、ソフトウェアのセキュリティを改善することを目的とする情報連携のための組織体制を構築することを求めている。

ソフトウェアのセキュリティに関わる情報は、脆弱性に係る情報（攻撃による影響や対処に関する情報、被害事例など）、法的要求事項、業界のベストプラクティスなどがあり、これらの情報を取得・提供・共有するための組織体制を整備し、ステークホルダーとの情報連携のための関係を強化することで、ソフトウェアのセキュリティの継続的な改善に役立つ。



個別要求
□ S(5)-2.1 協力体制の活用 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、外部の事業者、顧客、及び専門機関が参加するソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。 □ S(5)-2.2 協力体制への貢献 コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。

S(5)-2 は、ソフトウェアの開発者、供給者、及び運用者に対して、ソフトウェアのセキュリティを改善することを目的とする協力体制を活用することを求めている。

ソフトウェアのセキュリティを改善するためのコミュニティや協力体制に参加し、その活動に貢献することで、セキュリティの確保・維持・向上のための責務と役割に関する相互理解が深まり、セキュリティを改善するためのアクションの効果・効率が高まることで、ソフトウェアのセキュリティ確保とレジリエンス向上に役立つ。

（６）顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用

S (6)-1	開発者	供給者	運用者	顧客
顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理 顧客経営層のリーダーシップにより、顧客独自のリスク管理をサイバーインフラ事業者と協力して実施するリスク管理を統合する。				

個別要求
☐ S(6)-1.1 リスク管理 顧客の独立した主体的な取組とサイバーインフラ事業者との契約に基づく取組を統合したリスク管理を実施する。
☐ S(6)-1.2 リソース整備 既知の脆弱性への対処、及び緩和策を主体的に実施するためのリソースを割り当て、整備する（SBOM 活用を含む）。
☐ S(6)-1.3 協力体制の活用 ソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。

S(6)-1 は、顧客に対して、経営層のリーダーシップにより、顧客独自のリスク管理をサイバーインフラ事業者と協力して実施することを求めている。

顧客経営層のリーダーシップによりソフトウェアのセキュリティに関するリスク管理を推進することにより、顧客による主体的なソフトウェアのセキュリティ確保とレジリエンス向上につなげる。そのためには、取引先であるサイバーインフラ事業者とリスク対応の責務と役割を明確化し、契約により取り決めた手続にしたがって統合的にリスクを管理することが求められる。また、ソフトウェアの利用ライフサイクルを踏まえ既知脆弱性への対処と緩和策に必要なリソースの整備が求められる。また、ソフトウェアのセキュリティを改善するためのコミュニティや協力体制に参加し、その活動に貢献することで、セキュリティの確保・維持・向上のための責務と役割に関する相互理解が深まり、セキュリティを改善するためのアクションの効果・効率が高まることで、ソフトウェアのセキュリティ確保とレジリエンス向上に役立つ。

S (6)-2	開発者	供給者	運用者	顧客
顧客経営層のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用 顧客経営層のリーダーシップにより、セキュアにソフトウェアを調達、運用する。				

個別要求
□ S(6)-2.1 セキュリティ要件の定義 ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件を定義し、ソフトウェアを調達・導入する前に、サイバーインフラ事業者に提示する。 □ S(6)-2.2 セキュリティ慣行の要求開示 ソフトウェアの調達・導入前に、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を開示する。 □ S(6)-2.3 リスク評価に基づく意思決定 ソフトウェアを調達・導入する際に、リスク評価に基づいた意思決定を行う。 □ S(6)-2.4 予算確保 ソフトウェアのライフサイクルを考慮した導入・運用・移行・廃棄、リスク対応、及び関連する契約に係る予算を継続的に確保する。

S(6)-2 は、顧客に対して、経営層のリーダーシップにより、ソフトウェアの調達及び運用をセキュアに実施することを求めている。

顧客経営層のリーダーシップの下、ソフトウェアを調達、運用する際には、これらの委託先候補となるサイバーインフラ事業者に対して、定義したセキュリティ要件とサイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を示すこと、適正なリスク評価に基づいてソフトウェアの調達・導入の意思決定を行うこと、及び適正かつ継続的なリスク対応を含むソフトウェアのライフサイクルを考慮した導入・運用・移行・廃棄の各フェーズに必要な予算を確保することにより、ソフトウェアのセキュリティ確保とレジリエンス向上につながる。なお、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行（サプライチェーンセキュリティ対策を含む）は、調達・導入するソフトウェアの特性やリスク対策の許容判断に基づいて設定する。

4. 要求事項の利活用

4.1. 要求事項の要求パッケージ化

サイバーインフラ事業者と顧客（政府機関等及び重要インフラ事業者をはじめとするソフトウェア製品・サービスの利用者）に求められる、ソフトウェアを対象としたサイバーセキュリティに関するレジリエンス向上の責務を果たすために取り組むべき要求事項は、その要求の目的・目標に応じて以下の2つに分類し、要求事項（個別要求）の要求パッケージとして利用することができる。

- **最低限要求パッケージ**

全てのサイバーインフラ事業者及び顧客が最低限（ミニマム）実施すべき要求事項（個別要求）群。ソフトウェアの供給前及び運用中の脆弱性への対応、セキュアな調達、必要最小限の情報共有に限定したもの。

- **標準要求パッケージ**

標準的に実施が求められる要求事項（個別要求）群。セキュアな開発体制の確立、リスク対応態勢の確立、ステークホルダー間連携を含むもの。ソフトウェアが扱う情報やその保護の仕組みの維持、及び脆弱性への対応の即応性、確実性などの観点から、これらの欠如が対策すべきリスクと捉えられる場合は、標準要求パッケージを適用する。

要求事項と要求パッケージの対応関係を、表 5（サイバーインフラ事業者向け）及び表 6（顧客向け）に示す。

表 5 サイバーインフラ事業者に求められる要求事項と要求パッケージの対応関係

サイバーインフラ事業者に求められる要求事項 （個別要求）	開発者	供給者	運用者	最低限要求パッケージ	標準要求パッケージ
S(1)-1.1 リスクベースのセキュリティ要件の定義	✓			○	○
S(1)-1.2 設計レビュー	✓			○	○
S(1)-1.3 リスク対応記録	✓				○
S(1)-1.4 リスクベースの定期的確認	✓				○
S(1)-2.1 セキュア開発プロセスの定義	✓			○	○
S(1)-2.2 セキュアビルド	✓			○	○
S(1)-2.3 検証とフィードバック	✓			○	○
S(1)-2.4 コードベース	✓			○	○
S(1)-3.1 テスト計画	✓			○	○
S(1)-3.2 テスト方式	✓			○	○

サイバーインフラ事業者に求められる要求事項 (個別要求)	開発者	供給者	運用者	最低限要 求パッケージ	標準要求 パッケージ
S(1)-3.3 テスト実施	✓			○	○
S(1)-3.4 問題への対応	✓			○	○
S(1)-4.1 資産管理			✓	○	○
S(1)-4.2 モニタリング環境の整備			✓		○
S(1)-4.3 セキュリティメカニズムの整備	✓		✓		○
S(1)-4.4 モニタリングと評価			✓	○	○
S(2)-1.1 ソフトウェアコンポーネントの手配	✓			○	○
S(2)-1.2 ソフトウェアコンポーネントの開発・維持	✓			○	○
S(2)-1.3 ソフトウェアコンポーネントのリスク評価	✓			○	○
S(2)-1.4 ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の 確認	✓			○	○
S(2)-1.5 ソフトウェアコンポーネントの更新	✓			○	○
S(2)-2.1 コードベースの保護	✓	✓		○	○
S(2)-2.2 リリースのアーカイブ	✓	✓		○	○
S(2)-2.3 リリースの出所データの共有	✓	✓		○	○
S(2)-3.1 セキュリティ要件の合意	✓	✓	✓	○	○
S(2)-3.2 サプライチェーンセキュリティ要求への対応	✓	✓			○
S(2)-3.3 セキュリティ要件を満たさないリスクへの対 処プロセスの整備	✓	✓	✓		○
S(2)-4.1 セキュアな導入・設定・操作・変更・廃 棄・終了	✓	✓		○	○
S(2)-4.2 整合性検証情報の提供	✓	✓		○	○
S(3)-1.1 脆弱性対応体制の設置	✓		✓	○	○
S(3)-1.2 コミュニケーション計画	✓		✓	○	○
S(3)-1.3 脆弱性情報の収集	✓		✓	○	○
S(3)-1.4 未検出の脆弱性の特定	✓		✓	○	○
S(3)-2.1 脆弱性の分析	✓			○	○
S(3)-2.2 脆弱性へのリスク対応	✓			○	○
S(3)-2.3 セキュリティ勧告	✓	✓	✓	○	○
S(3)-3.1 根本原因の特定	✓		✓		○
S(3)-3.2 プロセス改善	✓		✓		○
S(4)-1.1 役割と責務の定義	✓	✓	✓		○
S(4)-1.2 経営層のコミットメント	✓	✓	✓	○	○
S(4)-1.3 役割と責務の同意	✓	✓	✓		○
S(4)-1.4 各役割のトレーニング	✓	✓	✓		○
S(4)-1.5 役割とトレーニングの見直し	✓	✓	✓		○
S(4)-2.1 ソフトウェア開発ポリシーの定義	✓			○	○

サイバーインフラ事業者に求められる要求事項 (個別要求)	開発者	供給者	運用者	最低限要求パッケージ	標準要求パッケージ
S(4)-2.2 ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持	✓			○	○
S(4)-2.3 費用認識の共有と予算化	✓			○	○
S(4)-3.1 ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義			✓		○
S(4)-3.2 サービス・セキュリティポリシーの定義と維持			✓		○
S(4)-3.3 運用ポリシーに基づく監査			✓		○
S(4)-4.1 セキュリティ確認基準の定義と追跡	✓		✓	○	○
S(4)-4.2 セキュリティ確認基準に基づく意思決定のサポート	✓		✓	○	○
S(4)-4.3 セキュリティ確認基準に基づく監査	✓		✓		○
S(4)-5.1 ツールとツールチェーンの指定	✓			○	○
S(4)-5.2 ツールとツールチェーンの配備・運用・保守	✓			○	○
S(4)-5.3 ツール構成と証跡生成	✓			○	○
S(4)-6.1 環境の分離保護	✓			○	○
S(4)-6.2 開発用エンドポイントの保護	✓			○	○
S(5)-1.1 情報連携のための組織体制の構築	✓	✓	✓		○
S(5)-1.2 重要なセキュリティ関連情報の提供	✓	✓	✓	○	○
S(5)-1.3 脆弱性情報の通知サービスの利用	✓	✓	✓	○	○
S(5)-2.1 協力体制の活用	✓	✓	✓		○
S(5)-2.2 協力体制への貢献	✓	✓	✓		○

表 6 顧客に求められる要求事項と要求パッケージの対応関係

顧客に求められる要求事項 (個別要求)	最低限要求パッケージ	標準要求パッケージ
S(6)-1.1 リスク管理	○	○
S(6)-1.2 リソース整備	○	○
S(6)-1.3 協力体制の活用		○
S(6)-2.1 セキュリティ要件の定義	○	○
S(6)-2.2 セキュリティ慣行の要求開示	○	○
S(6)-2.3 リスク評価に基づく意思決定	○	○
S(6)-2.4 予算確保	○	○

4.2. 役割分担に応じた要求事項の適用に関する注意点

サイバーインフラ事業者の役割分担と要求事項の関係に基づき、対応すべき要求事項の基本的な設定方法、及び対応すべき要求事項を適切に適用するための注意点を以下に示す。

● サイバーインフラ事業者の役割分担に応じた要求事項の基本的な設定方法

サイバーインフラ事業者は、対象とするソフトウェアに対する組織としての担当の役割範囲（開発者、供給者、運用者の各役割の有無）を明らかにし、求められる要求事項の達成度合い（要求パッケージの標準、最低限）を定め、役割に対する個別要求を満たすサイバーセキュリティ対策を検討し、実施することが期待される。一般的に、サプライチェーン全体（ソフトウェアコンポーネントの調達先、及びソフトウェア開発の委託先（開発委託の末端まで）を含む）で同一の達成度合い（要求パッケージの標準、最低限）を定めることが望ましいことから、求められる要求事項の達成度合いは、顧客自身が定める達成度合いを満たすために、サイバーインフラ事業者の役割範囲として整合するように設定する。主体的な立場で役割を担当する場合、設定された達成度合い（要求パッケージの標準、最低限）の全ての要求事項を満たすことが求められる。支援的な立場で役割を担当する場合でも、その役割の主体者と同等の達成度合い及び要求事項を満たすことが望ましいが、支援する範囲の責務に応じて、主体者に割り当てられた要求事項に限定した対応とすることも許容されるものとする。

● 顧客による CSIRT 設置

システム開発が完了し、顧客受入を経てシステムが運用フェーズに入ると、顧客がシステムインシデント対応の CSIRT を設置し、ソフトウェアの脆弱性対応を顧客が主導し、一部のソフトウェアの脆弱性対応の実働をサイバーインフラ事業者に委託する場合がある。このようなケースでは、顧客の運用部門が要求事項 S(3) を運用者として実施し、一部のソフトウェアの脆弱性対応を対象とする要求事項 S(3) の運用を委託先のサイバーインフラ事業者が運用者として実施するものと考えられる。

● 顧客によるコード生成ツールの適用

サイバーインフラ事業者が提供する開発用コード生成ツールを利用して、顧客がコードを生成するノーコードプラットフォームを用いた開発において、サイバーインフラ事業者が想定していないプログラムが生成される恐れがある。このような手順で生成されたソフトウェアの場合、コード生成ツールは開発者を代行して開発行為の一部を代行するものと考え、顧客仕様に基づくソフトウェアの適切な動作を保証するためのテストは顧客自身（顧客の開発部門など）が実施する位置付けと考えられる。この場合、サイバーインフラ事業者は、コード生成ツール（又はこれを含むノーコードプラットフォーム）をソフトウェア製品としてその開発者・供給者としての役割を担当し、このツールを適用して生成するソフトウェアの開発者としての責務は顧客自身（顧客の開発部門など）の役割を担当するなど、個別に役割分担を整理することが望ましい。

5. 参考情報

5.1. 要求事項チェックリスト

要求事項に関する情報を一覧で確認できるチェックリスト 別紙「要求事項チェックリスト」及び「要求事項チェックリスト（役割・フェーズ）」を参照のこと。

5.2. セキュリティインシデントと要求事項との対応関係例

社会に大きな影響をもたらしたセキュリティインシデントの事例に対して、本ガイドライン（案）で整理した要求事項がどのようにリスクを軽減するのか、その対応関係を参考情報として以下に示す。

■ Apache Log4J の脆弱性

Apache Log4J は、ログを出力するソフトウェアライブラリであり、世界中で利用されている。2021年に遠隔から任意の処理を実行できるという深刻な脆弱性が発見され、悪用された事例である。多層のサプライチェーンの中で、さまざまなソフトウェアに組み込まれていることから、脆弱性を簡単には発見、追跡、改修できないことが要因である。長期にわたり脆弱性が残存しているケースもある。

本インシデントでは、要求事項 S(3) の脆弱性情報を収集し対処すること、要求事項 S(5) の情報収集体制の整備を通じて、脆弱性情報を把握・対処することでリスクを軽減できる。また、脆弱性情報が公開されて以降にソフトウェア開発を開始するケースであっても、要求事項 S(2) の適切なソフトウェアの採用を通じて、脆弱性が残存するソフトウェアの利用を排除できる。

■ ソフトウェアベンダーA社のインシデント

正規のソフトウェアアップデートが改ざんされたことで、本ソフトウェアの利用組織全体に影響が及んだ事例である。ソフトウェア開発企業の開発・運用環境に侵入されることで、ソフトウェアアップデートを改ざんされており、ソフトウェアサプライチェーンの上流から下流までの開発・運用環境のセキュリティが十分に確保されていないことが要因である。

本インシデントは、要求事項 S(1) と S(4) のセキュアな開発・運用環境の維持を通じて、攻撃者の侵入を困難にすることでリスクを軽減できる。

■ B 病院が保有する患者情報の暗号化・漏えいインシデント

VPN 装置の脆弱性を悪用し、攻撃者に院内ネットワークへ侵入され、病院が保有する患者情報が暗号化・漏えいし、診療業務に支障がでた事例であり、VPN 装置の脆弱性情報が放置されていたことが要因である。

本インシデントは、要求事項 S(3) の脆弱性情報を収集し対処すること、要求事項 S(5) の情報収集体制の整備を通じて、脆弱性情報を把握・対処することでリスクを軽減できる。また、顧客側も、要求事項 S(6) のセキュアなソフトウェアの調達・運用を通じて、事業者と協力することでリスクを低減できる。

5.3. システムライフサイクルにおける脅威と要求事項の対応関係

システムライフサイクル上の脅威に対抗するために本ガイドライン（案）で整理した要求事項が必要である理由とともに、脅威と要求事項の主な対応関係を参考情報として表 7 に示す。

表 7 システムライフサイクルと脅威及び要求事項の対応関係

システムライフサイクル	脅威の概要	脅威に対抗するために要求事項が必要な理由
分析・計画	現状分析の不足 顧客と開発・供給者間で現状のシステム・サービスのリスク分析が十分になされないまま、現状の脆弱性やセキュリティを考慮しないシステム・サービスが構築されてしまう。	事業者は、S(1)-1 により、リスク分析により適切にセキュリティ要件を定義し、その分析結果を確認する。 顧客は、S(6)-2 により、リスク評価に基づいて意思決定を行う。 これらにより、適切な現状分析を実施する。
要件定義	要件の不合意 顧客及び事業者間でセキュリティ要件の合意が十分になされておらず、意図しないセキュリティ要件が定義されてしまう。セキュリティ要件の誤解、欠如を含む。	事業者は、S(1)-1 により、適切なセキュリティ要件を定め、S(2)-3 により、セキュリティ要件を事業者間で合意するとともに、要件を満たさないリスクにも対処する。 顧客は、S(6)-2 により、セキュリティ要件の定義に主体的に関与する。 これらにより、顧客と事業者間で適切なセキュリティ要件を合意する。
設計～テスト	要件の不理解・不適切な実装 ソフトウェアのセキュリティ品質の観点から、セキュリティ要件が完全に理解されていない、若しくは適切に実装されない。	事業者は、S(1)-1 により、リスク対応を記録し、リスク対応策を継続的にレビューすることで、適切なリスク対応を維持する。また、S(1)-2 により、セキュア開発プロセスを活用し適切な実装を行う。 これらにより、要件を適切に実装する。
	意図的なコード操作 セキュアでない開発環境を悪用し、攻撃者によって将来の不正アクセスを可能にするバックドア等の悪意のあるコードやコンポーネントを意図的に注入される。あるいは、攻撃者によってソースコード等の機密情報が窃取される。	事業者は、S(2)-2 により、開発環境のコードにアクセス制御を実施する。S(4)-5 と S(4)-6 により、開発ツールにセキュリティ対策を実施し、開発環境を保護する。 これらにより、開発環境の保護を通じて攻撃者からコードを保護する。
	不正なサードパーティソフトの組み込み 脆弱性のあるサードパーティのソースコードやバイナリ、出所が不明のソフトウェア又はコンポーネントが、意図的又は偶発的に組み込まれてしまう。	事業者は、S(2)-1 により、セキュアなソフトウェアコンポーネントを調達する。S(2)-2 により、各ソフトウェアリリースのコンポーネントの出所を管理する。 これらにより、不適切なサードパーティソフトの組み込みを回避する。

システムライフサイクル	脅威の概要	脅威に対抗するために要求事項が必要な理由
設計～テスト	ビルド時の不正組み込み 攻撃者によって、ビルドプロセス内の欠陥が悪用され、製品のコンポーネントに不正なソフトウェアが組み込まれてしまう。 （例：不適切なコンパイラオプション）	事業者は、S(1)-2により、セキュアなビルドツールを利用しビルドを実施する。S(4)-5により、ビルド環境の開発ツールにセキュリティ対策を実施する。これらにより、ビルド時の不正組み込みを回避する。
	正確性・再現性の低い属人的な開発プロセス PDCA 手順が順守されず、熟練していない個人作業に過度に依存した開発（実装）プロセスにより、正確性や再現性が低下しビルド環境におけるセキュリティ上の潜在的な問題が発生する。 （例：個人依存のローカルビルド）	事業者は、S(1)-2により、セキュアなビルドツールを利用しビルドを実施する。S(4)-5により、適切な開発ツールチェーンを利用する。これらにより、属人的な開発作業を回避する。
	レビュー・分析の漏れ 脆弱性の特定や基準適合のためのコードのレビューや分析が十分なされてないため、脆弱性が残存する。 （例：脆弱性テストやスキャンの不足）	事業者は、S(1)-1により、設計時にレビューを行う。S(1)-3によりテストを実施する。S(1)-2により、さまざまな形式のコードをレビューし、プロセスにフィードバックする。これらにより、適切な範囲でレビュー・分析を実施する。
	不適切な開発プロセス PDCA 手順が確立しておらず、低品質な開発プロセスを採用している。 また、市場投入までの時間短縮、コスト削減等を優先するあまり、新たな開発プロセス、アプローチが無理に採用されることで、セキュリティ上の潜在的な問題が発生する。 （例：脆弱な開発基準）	事業者は、S(4)-2により、開発ポリシーを整備し、S(4)-4により、開発基準を整備する。これらにより、セキュアな開発プロセスを維持する。
	意図的でない情報漏えい 意図せず、情報が漏えいする。 （例：開発者の不注意や、不適切な開発環境等）	事業者は、S(4)-1により、トレーニング等を通じた要員のスキル向上を図る。S(4)-2により、セキュアなソフトウェア開発インフラを整備する。S(4)-3により、ソフトウェアサービス運用ポリシーを整備する。S(4)-5とS(4)-6により、開発ツールにセキュリティ対策を実施し開発環境を保護する。これらにより、人的面及び環境面での情報漏えいを低減する。
	不適切なサービス利用（※クラウドのみ） （スケジュールやコストの制約から）セキュリティを考慮しない SaaS サービスが導入若しくは実装されてしまう。 （例：単一の SaaS ソリューション内の異なるモジュール間でセキュリティ要件が異なるため全コンポーネントの検証が不十分になる）	事業者は、S(2)-1により、適切なソフトウェアコンポーネントからなるサービスを導入する。S(2)-3により、セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスを整備する。これらにより、適切なサービスを導入・利用する。

システムライフサイクル	脅威の概要	脅威に対抗するために要求事項が必要な理由
配布	配布時の不正組込み ソフトウェアの配布経路・配信メカニズムにおいて、顧客に配布されたオリジナルのソフトウェアパッケージ、更新プログラム、アップグレード製品内に悪意のあるソフトウェアが注入される。（例：プログラムの改ざん、ドキュメントの改ざん）	事業者は、S(2)-4 により、利用者がセキュアにソフトウェアの利用を開始するための情報と仕組みを提供する。 これにより、配布時の不正を回避する。
運用	サービス妨害 攻撃者等によって、SaaS 等の外部サービスが停止させられる、セキュリティパッチ等の供給が停止させられる。	事業者は、S(4)-3 により、ソフトウェアサービス運用ポリシーを整備する。S(1)-4 により、サービス運用のモニタリング環境を整備する。S(3)-2 により、脆弱性のリスク対応を実施する。 これらにより、要因となる脆弱性に対処するとともに、サービス妨害を検知しその影響を低減する。
	アーカイブの不正操作 開発者により意図せず、あるいは攻撃者により意図して、アーカイブが不正操作、上書き・破壊される。リリース後に発見された脆弱性の分析と対処が困難になる。	事業者は、S(2)-2 により、アーカイブを保護する。 これにより、アーカイブの不正操作を回避する。
	脆弱性の放置 発見されたソフトウェアの脆弱性情報が顧客に伝わらないまま、ソフトウェアの利用が継続されてしまう。	事業者は、S(3)-1 により、脆弱性の開示方針を定める。S(2)-4 により、利用者に脆弱性対策に必要な情報を提供する。S(3)-2 と S(3)-3 により、根本原因を含めて脆弱性に対処する。S(2)-1 によりソフトウェアコンポーネントの更新プロセスを導入する。 これらにより、顧客に適切な情報と脆弱性の対応策を提供することで、脆弱性の解消を図る。
	構成・設定不全 適切な構成や設定を完了しないまま、ソフトウェアが使用されてしまうことで、脆弱性が顕在化してしまう。 （例：デフォルトでフルアクセスを許可、真正性が確認できないソフトウェアの実行等）	事業者は、S(1)-2 により、デフォルトセキュアなソフトウェア開発を推進する。S(2)-4 により、利用者にセキュアな構成・利用方法を提供する。 これらにより、適切に構成されたソフトウェアの利用を進める。
廃棄	廃棄物を介した情報漏えい・不正アクセス 機密情報が残存する廃棄機材を通じて、攻撃者によってソースコード等の機密情報が窃取される、残置された廃棄予定の機器を介して不正アクセスされる。	事業者は、S(4)-2、S(4)-3 により、ソフトウェアサービス運用ポリシーを整備する。 これにより、適切に廃棄対象機材を処分する。

システムライフサイクル	脅威の概要	脅威に対抗するために要求事項が必要な理由
ライフサイクル共通	プロセス・リソースの未整備 プロセス・リソース（ヒト・モノ・カネ）が整備されていないため、セキュアなソフトサイクルやソフトウェアサプライチェーンが維持されない。 （例：脅威又はリスクの評価を実施するための訓練が不十分である、セキュリティが経営課題となっていない、過剰な業務量等）	事業者は、S(4)-1により、人材を整備する。 S(4)-2により開発ポリシーを整備する。S(4)-3により、ソフトウェアサービス運用ポリシーを整備する。S(4)-4により、プロセスとリソース体制を監査する。顧客は、S(6)-1により、事業者の体制を適切に判断する。S(6)-2により、適切な予算を確保する。 これらにより、開発インフラ、開発プロセスのセキュリティ要件や基準といった、セキュリティ確保に必要なヒト・モノ・カネの整備をはかる。
	情報・資産管理の不備 必要な情報が把握されていないため、セキュリティの取組に着手できていない。	事業者は、S(5)-1により、情報連携を進める。S(5)-2により、協力体制の活用を進める。 これらにより、セキュリティ対策に必要な情報の収集・管理を進める。
	不完全な合意連鎖 供給者、サードパーティの供給者、及び顧客間のセキュリティに関わる契約合意事項が適切に連鎖していないため、セキュリティ要件が満たされない、若しくは要求を拒否される。	事業者は、S(2)-3により、関係者間で適切なセキュリティ要件の合意を図る。S(1)-1により、リスク対応を維持する。 顧客は、S(6)-1により、主体的にリスク管理を行う。S(6)-2により、顧客は事業者を求めるセキュリティ慣行をあらかじめ開示する。 これらにより、関係者間で適切なセキュリティ要件を合意する。
	選定条件の不備 供給者（再委託先）及びソフトウェアの選定時に、供給者の特性を考慮されない。 （例：過去の実績等）	事業者は、S(2)-3により、関係者間でセキュリティ要件を合意し、契約に盛り込む。 これにより、適切な供給者を選定する。

5.4. 要求事項に対する取組例

要求事項（個別要求）を実現するために対応すべき実施事項の例を参考情報として以下に示す。要求事項を満たすために、対象ソフトウェアに対して組織として実現すべき手段は、組織に適した方法を選択・適用することになる。これらの取組例は、そのような手段の候補がイメージできるように参考情報として示している。したがって要求事項（個別要求）に対して対応すべき取組を網羅的に示したものではないことに留意すること。要求事項を実現する手段を検討する際には、必要に応じて 5.5 などを参考とすることを推奨する。

（１）セキュアな設計・開発・供給・運用

S (1)-1	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
設計時のリスク評価と対策の追跡 「セキュアバイデザイン」及び「セキュアバイデフォルト」の原則に則り、開発するソフトウェアのリスクを分析・評価し、リスク対応、セキュリティ要件、設計上の決定事項を追跡し、対策を維持する。		
□ S(1)-1.1 リスクベースのセキュリティ要件の定義 開発するソフトウェア、あるいはソフトウェアで構成されるシステム・サービスに対して、リスクベースの分析・評価を実施し、緩和策となるセキュリティ要件を定義する。		
取組例	- リスクベースのアプローチの適用効果を高めるために、攻撃モデリング、脅威モデリングなどのリスクモデリングを使用したリスク分析手法によるリスク評価を実施する。 - リスクベースのアプローチの適用効果を高めるために、開発チームをトレーニングするか、リスクモデリングの専門家の協力を得る。 - 守るべき機密データや個人情報、認証、アクセス制御、クレデンシャル管理など、リスクの高い領域に対してより厳密にリスク評価を実施する。 (システム・サービスのソフトウェアの場合) - 顧客と合意すべきセキュリティ要件を全社ルールとして事前に定める。要件の提示がない顧客に対しては、ヒアリングを通じて適切なセキュリティ要件を合意する。 - セキュリティ対策に伴う費用に関する顧客の理解を得るために、顧客のセキュリティ向上による効果を提案する。その際、増加費用の必要性を明細に基づいて顧客に説明する。 - 事業者と顧客間の役割分担、開発環境や用語の整備による業界内の共通化・標準化、コミュニケーションの方法を含む、システムライフサイクル全体の協力体勢を構築する。	

□ S(1)-1.2 設計レビュー ソフトウェアの設計のレビューを通じて、全てのセキュリティ要件を満たし、識別されたリスク情報に十分に対応していることを確認し、レビュー結果を反映する。	
取組例	- ソフトウェアを設計の観点（アーキテクチャ、設計、重要コード、脆弱性など）から、それぞれに適した方法（ピアレビュー、リードレビュー、ウォークスルーなど）でレビューする。 - ソフトウェアを開発のさまざまな観点（統合開発環境（IDE）、ビルドパイプライン、静的・動的セキュリティなど、ツールチェーンでインスタンス化された自動プロセス）から、それぞれに適した方法（ピアレビュー、リードレビュー、ウォークスルー、静的・動的スキャン、脆弱性スキャンなど）でレビューする。
□ S(1)-1.3 リスク対応記録 設計上の決定事項、リスクへの対応、承認された例外措置に関する記録を保持し、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じて監査や保守の目的で使えるように維持する。	
取組例	- 設計上の決定事項、リスク軽減の達成方法やセキュリティ要件に対する承認された例外の根拠など、各リスクへの対応を記録する。 - 各リスクへの対応に関する記録を維持する。
□ S(1)-1.4 リスクベースの定期的確認 セキュリティ要件に対して承認された全ての例外とソフトウェア設計、及びソフトウェアの設計時に作成したリスクベースの分析・評価結果をレビューし、リスクへの対処が適切か定期的に確認する。	
取組例	- 承認された全ての例外措置を定期的に再評価し、必要に応じて然るべき変更を実装する。 - リスクモデルをレビューし、リスクへの対処が適切か定期的に確認し、必要に応じて変更を実装する。（sp800-218 PW1.2 notional implementation example）

■ 脅威モデリングとリスク管理

脅威モデリングとは、ソフトウェアの潜在的な脅威と脆弱性を特定し、実施すべきセキュリティ対策を検討しリスク管理につなげるための分析手法である。

対象のソフトウェアと守るべき資産を明確化し、資産に悪影響を与える脅威と脆弱性を分析する。

さまざまなフレームワークが公開されており、代表的なものにマイクロソフト社が開発した STRIDE モデルがある。このモデルは、「Spoofing（なりすまし）、Tampering（改ざん）、Repudiation（否認）、Information disclosure（情報漏えい）、Denial of service（サービス妨害）、Elevation of Privilege（特権の昇格）」の観点で脅威を特定し、セキュリティ対策を検討するための方法論として活用されている。（関連する要求事項：S(1)-1.1）

コラム	“悪しき慣行”のガイダンス
	さまざまな組織において、ソフトウェアセキュリティについての Best Practice（優れた慣行）が整理されているが、この対極の概念として、米国では、CISA（サイバーセキュリティ・社会基盤安全保障庁）と FBI（連邦捜査局）から、「Product Security Bad Practices Guidance（製品セキュリティの悪しき慣行）」が公開されている。このガイダンスでは、ソフトウェアベンダーにとって、リスクが高いと考えられる製品セキュリティに係る不適切な行為を示し、ソフトウェアベンダーがこれらのリスクを軽減するための推奨事項を以下の3つにカテゴライズして提供している。本ガイドライン（案）との関連が深いものは、1番目と2番目である。 ① 製品特性： ソフトウェアの観察可能なセキュリティ品質に関わる事項であり、メモリセーフでない言語での開発などが該当する。本ガイドライン（案）に直結するものとして、既知の脆弱性を含むコンポーネントを含むソフトウェア製品をリリースすること、脆弱性のあるオープンソースソフトウェアを利用することが該当する。 ② 組織的プロセスとポリシー： ソフトウェアセキュリティのための透明性確保に関する事項であり、脆弱性開示ポリシーの公表を怠ること等が該当する。 ③ セキュリティ機能： ソフトウェア製品が保持すべきセキュリティ機能に関わる事項であり、多要素認証やログ機能の欠落等が示されている。

■ 開発するソフトウェアのリスク評価を実施する主体

この文書が対象とする「開発するソフトウェア」は、システム・サービスの機能性を実現するソフトウェア、IoT 機器等に組み込まれるソフトウェア、チップに搭載されるファームウェアなどである。

システム・サービスレベルのリスクモデリング及び分析・評価は、システム・サービスの運用主体が実施する。また、IoT 機器やチップレベルのリスクモデリング及び分析・評価は、IoT 機器やチップの設計・製造主体が実施する。

一方、S(1)-1 でフォーカスするリスクは、開発するソフトウェアに関するリスクであり、開発者が主体的にリスクモデリング及び分析・評価を実施する。専用のソフトウェアの場合、利用環境が特定された上位レベルのリスクを考慮することが求められる。また、汎用のソフトウェアの場合、想定される利用環境におけるソフトウェアの使用法に基づいたリスクを考慮することが求められる。

■ セキュリティ対策に伴う費用の考え方

セキュリティ対策に伴う費用について顧客の理解を得るためには、サイバーインフラ事業者自身の利益配分だけではなく、顧客のセキュリティ向上を踏まえた提案が必要となる。また、顧客への費用に関する啓発活動とともに、増加費用の明細（システム開発又は改修の場合は、かかるコストの見積、クラウドの場合は適用するサービスメニューの追加）と必要性に関する顧客への説明責任が求められる。

顧客とサイバーインフラ事業者の両者が、セキュリティ対策の必要性やコストについて、相互の認識を合わせることが重要であり、顧客とサイバーインフラ事業者との間の役割分担、開発環境や用語整備による業界内の共通化・標準化、対象システムのライフサイクルにわたるコミュニケーションなどにより、理解を醸成することが望まれる。（関連する要求事項：S(1)-1 全般）

S (1)-2	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
セキュアなビルド 開発言語や開発環境に適したセキュアコーディング及びシステム構築のプロセスを定義し、これにしたがいコードを生成・ビルドする。設定を含むコードのレビュー及び分析を実施し、対応結果をプロセスにフィードバックする。		
□ S(1)-2.1 セキュア開発プロセスの定義 セキュアコーディングの観点、ビルド実施タイミングと方式、自動化ツールの利用、トレーニングなど、セキュアコーディング、セキュアビルド及びデフォルトセキュアに関するプロセスを定義する。		
取組例	- 開発言語や開発環境に共通する脆弱性をチェックし、プロセスにこれらの脆弱性が組み込まれないようにする。 - 実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、及びビルドツールを使用する。（sp800-218 PW.6.1 task） - 開発手法及び開発環境における自動化支援（品質向上）を導入する。 - 開発における中間成果物、及び構成ベースラインを管理するための構成管理ツールを適用する。 - セキュアコーディング手法の使用、及び自動化された機能を備えた開発環境を使用する前に、適切なトレーニングを行う。（sp800-218 PW.5.1 notional implementation example） - セキュアなデフォルト設定を実装するとともに、デフォルトの構成を使用可能な形式で保存し、変更管理の慣行にしたがった変更を可能とする。 - ソフトウェアを利用するユーザ（システム管理者など）向けにセキュアな設定とその操作に関するガイドを文書化する。 - 開発手法及び開発環境における AI サポートによる自動化支援（静的解析への AI 適用による品質向上など）を導入する。	

□ S(1)-2.2 セキュアビルド 実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、及びビルドツールを使用し、コードを生成・ビルドする。	
取組例	- コンパイラ、インタプリタ、ビルドツールの機能と構成を決定し、承認された構成を CaC (Configuration-as-Code)として使用可能とする。 - コンパイラ、インタプリタ、ビルドツールを導入・更新するための変更管理プロセスを整備し、真正性と整合性を定期的に検証する。 - ソフトウェアのデプロイに使用するコンテナなどの仮想化技術は、保護された構成を適用する。
□ S(1)-2.3 検証とフィードバック レビュー及び分析による検証により発見された問題の根本原因を特定し、その対応結果をプロセスにフィードバックする。	
取組例	- ソフトウェアのライフサイクルの段階に応じて、コードのレビュー及び分析の方法を選択する。(sp800-218 PW.7.1 notional implementation example) - バックドアやその他の悪意のあるコードの有無を検査するために、専門のレビュアーの協力を得る。 - 静的コード分析ツールなど、ツールを使用した場合は、その分析結果を文書化する。 - 静的分析ツールを使用して、コードの脆弱性と組織のセキュアコーディング標準への準拠を自動的に点検し、ツールによって報告された問題を人間がレビューし、必要に応じて是正する。(sp800-218 PW.7.2 notional implementation example) - レビュー及び分析によるセキュリティ要件準拠性を検証し、発見された問題の根本原因を特定、文書化し、その対応結果を、セキュアコーディング、セキュアビルド及びデフォルトセキュアに関するプロセスにフィードバックする。(statement から派生)
□ S(1)-2.4 コードベース レビュー及び分析の対象は、ソースコードのみでなく、可読性があると組織が決定したさまざまな形式のコード（設定ファイル等）も対象とする。	
取組例	- 組織のセキュアコーディング標準に基づいて、コードのレビュー及び分析を実行し、発見された全ての問題と推奨される対応案を、開発チームのワークフロー又は問題追跡システムに記録し、優先順位付けする。(sp800-218 PW.7.2 task) - レビュー対象とする開発環境の設定対象には、一般的な脆弱性と弱点を防ぐためのコンパイラ構成、開発言語や環境、必要に応じて、サードパーティのコードや組織内で書かれた再利用可能なコードモジュールも含める。

S (1)-3	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
テスト ビルドフェーズまでのレビュー及び分析で特定されなかった脆弱性を発見するために、機能テストに加え、脆弱性テスト、侵入テストを設計・実施し、発見された脆弱性への対策を実施する。		
□ S(1)-3.1 テスト計画 脅威モデルとリスク分析に基づき、テスト範囲及びテスト方式を決定し、テスト計画を立案する。		
取組例	- レビュー、分析、又はテストで特定されていない脆弱性を見つけるために、実行可能コードのテストを実行する必要があるかどうかを判断する。(sp800-218 PW.8.1 task) - 実行可能コードのテストを実行する場合、テスト範囲及びテスト方法を決定し、テスト計画を立案する。(sp800-218 PW.8.1 task) - テストの対象には、バイナリ、直接実行されるバイトコード、ソースコード、及び組織が実行可能であるとみなすその他の形式のコード、ソフトウェアを含める。 - コードのテストの対象には、サードパーティの実行可能コード、及び社内で作成された再利用可能な実行可能コードモジュールを必要に応じて含める。 (システム・サービスのソフトウェアの場合) - 委託元企業がテストに関するガイドラインやテンプレートを配布する場合は、これらを含めてテスト計画を立案する。	
□ S(1)-3.2 テスト方式 テスト方式には、機能テスト、脆弱性テスト、ファジング、侵入テストなどを含める。		
取組例	- デフォルト設定を含む各設定が期待通りに動作し、不用意にセキュリティ上の弱点や運用上の問題などを引き起こしていないことを確認するためのテスト方式を含める。 - ソフトウェア内部の入出力処理の問題を発見するためには、ファジングテストをテスト方式に含める。 - 攻撃者がリスクの高いシナリオでソフトウェアを侵害しようとする方法をシミュレートする侵入テスト（ペネトレーションテスト）をテスト方式に含める。 - 静的・動的脆弱性テストや、改修の悪影響を除去する回帰テストを、プロジェクトの自動テストスイートに統合する。	
□ S(1)-3.3 テスト実施 テスト計画にしたがってテストを設計、実施し、結果を文書化する。		
取組例	デフォルト設定を含む各設定が期待通りに動作することを確認できるように、マニュアルにしたがい、本番の利用環境を考慮したテストを実施する。	

□ S(1)-3.4 問題への対応 テストの結果、発見された全ての問題と推奨される対応策を開発チームのワークフローに組み込み、対処する。	
取組例	• テストの結果、発見された全ての問題と推奨される対応策を、開発チームのワークフロー又は問題追跡システムに記録し、優先順位付けして文書化する。(sp800-218 PW.8.2 task) • 発見された問題の根本原因を特定して記録する。(sp800-218 PW.8.2 notional implementation example) • 脆弱性分析、脆弱性のリスク軽減策及びツールの分析結果を、レビューの求めに応じて提示できるように整理する。

S (1)-4	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
サービスのモニタリング ソフトウェアがその導入環境（ネットワーク、プラットフォーム、サービスなど）と整合性をもって情報資産を保護、維持することをモニタリングするプロセス及びシステムを整備し、実施する。		
□ S(1)-4.1 資産管理 運用者は、システム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産に関する資産管理手順と資産リストを整備する。		
取組例	- システム・サービスの資産管理に、変更管理と構成管理を統合し、セキュアな構成を維持する。 - セキュリティポリシーに基づき、システム・サービスのセキュリティを保守するための手順を整備、維持する。	
□ S(1)-4.2 モニタリング環境の整備 運用者は、リスク発生時の潜在的な影響を最小化するためにシステムを適切に分離し、ソフトウェアによる資産保護上重要なリスクを監視するモニタリング環境を整備する。		
取組例	- サービスの管理用システムは、専用で使い、他の業務と混在しないようにする。 - 重要なリスクを判定するための診断ツールを適用する。	
□ S(1)-4.3 セキュリティメカニズムの整備 ソフトウェア及びソフトウェアを適用するシステム・サービスが、動作環境又はデジタルインフラなどのリソース上にある情報資産及びデータの機密性・完全性を保護し、監視可能とするための適切なセキュリティメカニズムを整備する。		
取組例	機密性・完全性を保護するためのメカニズムとして、ファイアウォール、暗号化、署名等を用いる。	

□ S(1)-4.4 モニタリングと評価 運用者は、重要なサービスを提供するシステムに適用したメカニズムの動作状況をモニタリングするとともに、定期的にセキュリティ評価を実施し、組織のリスク管理の枠組みに統合する。	
取組例	- 重要なサービスに適用したソフトウェアのメカニズムの動作状況をモニタリングし、ソフトウェアの動作に関連するネットワーク、プラットフォーム及び連動する他のサービスと整合して保護、維持されていることを確認する。(statement から派生) - システム・サービスに関するセキュリティ評価の実施タイミングに、新システム導入時、及び運用システムの大きな変更時を含める。

(2) ライフサイクル管理、透明性の確保

S (2)-1	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
セキュアなソフトウェアコンポーネントの手配 外部から手配した商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントが、そのライフサイクルを通じて、組織が定義した要件に準拠していることを検証する。		
□ S(2)-1.1 ソフトウェアコンポーネントの手配 外部から手配する商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントは、組織が定義した要件を満たす安全性の高いものを採用する。		
取組例	- サードパーティのソフトウェアコンポーネント（暗号モジュールや標準プロトコルなど、標準化されたセキュリティ機能・サービスの提供を含むソフトウェアライブラリ、モジュール、ミドルウェア、フレームワークなどを含む）を、利用環境を想定してレビュー及び評価する。 - サードパーティのソフトウェアコンポーネントの安全な構成を決定し、開発者がその構成を configuration-as-code などにより簡単に使用できるようにする。（sp800-218 PW.4.1 notional implementation example） - サードパーティのソフトウェアコンポーネントの想定利用環境における安全性を検証するために、ソースコードからのビルド（セキュリティスキャン含む）、静的解析（バイナリスキャン）、動的解析などを必要に応じて実施する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 顧客の要求に応じて、SSDF への準拠を示す自己適合証明書の提出と、その準拠を示す成果物として必要に応じて SBOM を提出する。	

□ S(2)-1.2 ソフトウェアコンポーネントの開発・維持 外部からソフトウェアコンポーネントを手配しない場合、組織で確立されたセキュリティ基準・慣行にしたがい、安全性の高いソフトウェアコンポーネントを社内で開発、維持する。	
取組例	- コンポーネントを開発及び維持する際は、組織が確立したセキュリティ慣行にしたがって、安全なソフトウェア開発を行う。(sp800-218 PW.4.2 notional implementation example) - 開発したソフトウェアコンポーネントの安全な構成を決定し、開発者がその構成を configuration-as-code などにより簡単に使用できるようにする。(sp800-218 PW.4.2 notional implementation example)
□ S(2)-1.3 ソフトウェアコンポーネントのリスク評価 各ソフトウェアコンポーネントの出所情報を取得・分析し、そのコンポーネントがもたらすリスクを評価する。	
取組例	- 組織が承認した商用ソフトウェアコンポーネントとコンポーネントバージョンの一覧を、それらの出所データ (SBOM など) とともに維持する。(sp800-218 PW.4.1 notional implementation example) - 各ソフトウェアコンポーネントの構成分析 (ソースコード、バイナリコード) を実施し、安全な構成を簡単に使用できるようにリポジトリを整備する。 - 各ソフトウェアコンポーネントの出所情報 (SBOM、ソース構成分析、バイナリソフトウェア構成分析など) を取得、分析して、コンポーネントがもたらす可能性のあるリスクを評価する。(sp800-218 PW.4.1 notional implementation example) - デジタル署名又は他のメカニズムにより、ソフトウェアコンポーネントの完全性を検証・確認する。その際、使用される証明書を識別・検証し、使用する暗号規格・標準についても検証する。 - サプライチェーン上でのソースコード、構成情報、変更情報の管理の共有、及び必要に応じて SBOM を共有する。
□ S(2)-1.4 ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の確認 各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間を定期的にチェックする。	
取組例	- 各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間の定期的なチェックは、必要に応じて、外部の診断サービス又は審査サービスの活用も検討する。 - 導入したソフトウェアコンポーネントの既知の脆弱性の自動検出をツールチェーンに組み込む。
□ S(2)-1.5 ソフトウェアコンポーネントの更新 各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンにセキュアに更新するプロセスを導入する。	
取組例	- 導入した各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンに更新するプロセスを実装し、それらのバージョンからの全ての移行が正常に完了するまで、古いバージョンのソフトウェアコンポーネントを保持する。(sp800-218 PW.4.1 notional implementation example) - 導入した各ソフトウェアコンポーネントに存在する、発見された対応すべき脆弱性 (公知脆弱性を含む) は、当該ソフトウェアコンポーネントのサプライチェーン上で情報共有し、迅速なパッチ適用等により対処する。 - 取得したバイナリの整合性又は出所を確認できない場合は、ソースコードの整合性と出所を検証した後に、ソースコードからバイナリをビルドする。(sp800-218 PW.4.1 notional implementation example)

■ セキュアなソフトウェアコンポーネントを調達する目的と情報共有の必要性

ソフトウェアで実現する機能は、その機能を個別にスクラッチ開発する代わりに、十分にセキュリティが保護された既存のシステムコンポーネントや標準化されたソフトウェアコンポーネント（標準に準拠したログ管理、アクセス制御など）といったセキュリティが確保された既存のソフトウェアを再利用することで、脆弱性がもたらされるリスクを低減することができる。

ソフトウェアの脆弱性は、開発段階において可能な限り対策することとし、その後発見された残存脆弱性も以降のライフサイクルとサプライチェーンにおいてパッチ適用等により迅速に対処する必要がある。これを実現するためには、安全なソフトウェア開発手法（SSDF）やサイバーセキュリティ・サプライチェーン・リスクマネジメント（C-SCRM）に基づいた、持続的に維持されたソフトウェアの開発・維持環境下における構成管理・変更管理を通じてソフトウェアに関する情報共有を実現する必要がある。（関連する要求事項：S(2)-1.1）

■ SBOM の活用・共有によるセキュアなソフトウェア流通の仕組み構築に向けて

開発者又は供給者から調達したソフトウェアに脆弱性が発見された場合、調達者側（顧客側）でそのソフトウェアを修正するなどの対策を自ら行うためには、そのソフトウェアのソースコードや SBOM を入手し、これらの構成管理及び変更管理を自ら実施することが望ましい。

一方、供給・開発者側にソースコードの権利を留保したまま、供給・開発者がソースコードと SBOM を管理し、適切に構成管理及び変更管理することを契約で定め、必要に応じて証跡を追跡できるようにするなど、脆弱性が管理されたソフトウェア（バイナリやソフトウェアが組み込まれた IoT 機器など）が流通する標準的な仕組みが実現できるのであれば、納品とともにソースコードや SBOM を流通させることを求める必要はないかもしれない。また、脆弱性の影響範囲の迅速な特定を検討するために、自社製品のトレーサビリティ（組み込み先）を追跡する仕組みや、CISA による拘束力のある運用指令（BOD）や EU Cyber Resilience Act のように、政府から重要インフラ事業者、あるいは顧客・運用組織からサイバーインフラ事業者に対して、脆弱性有無の報告を求めるような枠組みができれば、より効果的となるかもしれない。

このように、SBOM の活用・共有の必要性は高まってきており、一部の業界では統ルール検討を進めている。SBOM を導入し組織間で本格的に共有するために、経済産業省が 2024 年 8 月 29 日に公表した「ソフトウェア管理に向けた SBOM(Software Bill of Materials)の導入に関する手引 ver2.0」等を参考に仕組みを検討し、構築することが望まれる。具体的には、SBOM を含むセキュアなソフトウェア流通に関する仕組みの実現可能性や制約事項、及び取組の優先度などを十分に把握した上で、セキュアなソフトウェア流通の仕組みを定め、契約などで合意することが重要である。（関連する要求事項：S(2)-1.3）

■ 欧米における政府関係機関が導入するソフトウェアへの要件

欧米を中心に、安全なソフトウェア開発手法（SSDF）に関する取組が進みつつあり、米国では、米国行政管理予算局(OMB)から「M-22-18「安全なソフトウェア開発の実践によるソフトウェアサプライチェーンのセキュリティの強化」（及び M-23-16 同更新版）が発表されている。

この文書では、連邦政府関係機関に、安全なソフトウェア開発手法（SSDF：SP800-218）を実装していることを証明できるソフトウェアベンダーを採用することを求めており、ソフトウェアベンダーに、SSDF の実装の適合性を証明する自己適合証明書の提出と、その準拠を示す成果物として必要に応じて SBOM を提出することを求めている。

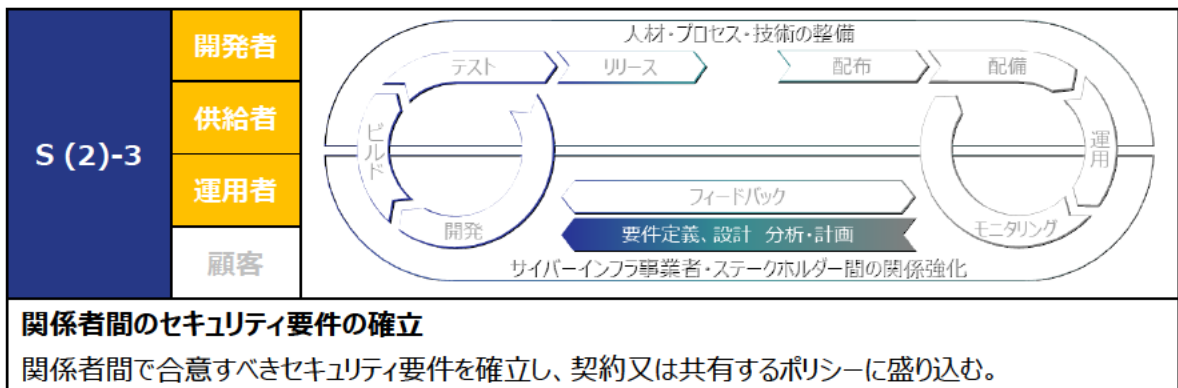
自己適合証明書とは、EO14028 に基づく SSDF への準拠を示す書面であり、脆弱性開示やその対応等、安全なソフトウェア開発が継続的に行われたプロセスと手順を証明するものである。（関連する要求事項：S(2)-1.1）

（参考）以下 URL、経済産業省のソフトウェアタスクフォース資料の p31 には、OMB 覚書(M-22-18)において、SSDF 自己適合証明書、SBOM 要求に関する記載がある。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_bunyaodan/software/pdf/010_03_00.pdf

S (2)-2	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
リリースファイルやデータのセキュアなアーカイブ ソフトウェアのリリースごとに保持すべき必要なファイルやデータをアーカイブし、必要な人員、ツール、サービス のみにアクセスを制限する。ソフトウェア部品表（SBOM）の段階的な採用を通じて、各リリースの全ての コンポーネントについて、出所データを収集、保護、維持、共有する。		
□ S(2)-2.1 コードベースの保護 全ての形式のコードベースを不正アクセスや改ざんから保護するために、リポジトリにコード や設定情報を保管し、承認された担当者、ツール、サービスなどのみがアクセスできるよう 最小権限の原則に基づいたアクセス制御を実施する。		
取組例	- コードベースのリポジトリには、ソースコード、実行可能コード、設定、リソースファイル、コンテナメー ジ、コードとしての構成（CaC）などの全ての形式のコードを保存する。また、オープンソースや言語 クラスの部品群、完全性検証情報、出所データなども対象とする。 - ソースコードや実行可能コードのファイルの正当性や整合性を保護するために暗号化技術（コード 署名、コミット署名、ハッシュなど）を使用する。 - コードに加えられた全ての変更を別の人がレビューし、コード所有者が承認する。	

□ S(2)-2.2 リリースのアーカイブ リリース後に発見された脆弱性を分析、特定できるようにするために、各ソフトウェアのリリースをアーカイブ化して保護する。	
取組例	- 確立された組織ポリシーにしたがって、リリースファイル、関連するイメージなどをリポジトリに保存する。必要な担当者による読み取り専用アクセスを許可し、他の人によるアクセスを禁止する。(sp800-218 PS.3.1 notional implementation example) - 機能拡張時には関連するコードと実行可能ファイルを保存し、全ての変更を確認して承認する。
□ S(2)-2.3 リリースの出所データの共有 各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する。	
取組例	- SBOM などを使用して、ソフトウェアを受領・取得した組織の運用・対応チームが出所データを利用できるようにする。 - 開発者が直接取得してソフトウェアに組み込んだ全てのサードパーティ製コンポーネントを文書化し、可能な限り元のソースを追跡する手段を採用する。 - サードパーティ製バイナリのスキャン、及びサードパーティ製コンポーネントのセキュリティに関するリスク評価を行う。 - オープンソースライブラリのチェックシステムを導入し、定期的にチェックする。 - 供給者と開発者の両者が協力して、完全性検証のための署名サーバの整合性を確保する。



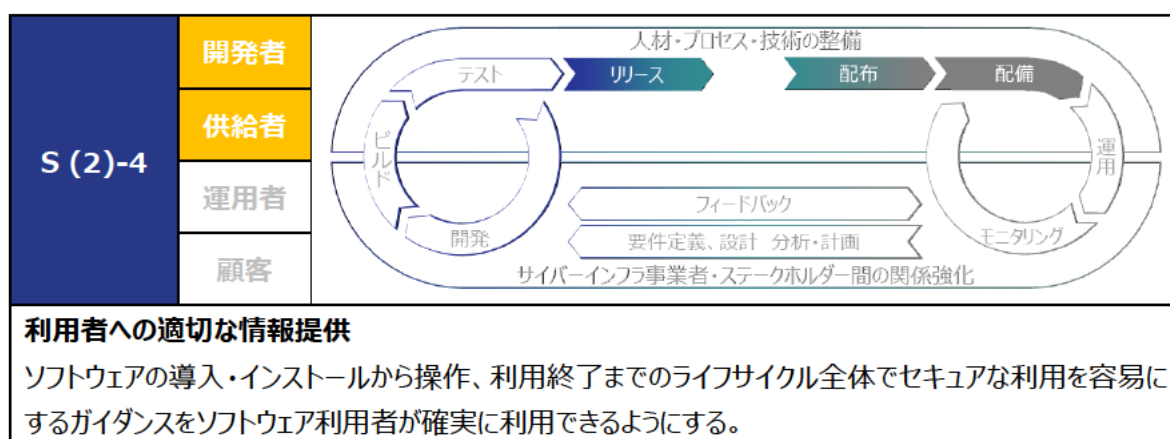
□ S(2)-3.1 セキュリティ要件の合意 IT 製品（自社のソフトウェアで再利用するための商用ソフトウェアコンポーネントを含む）又はサービスを提供するサードパーティとの契約又は共有するポリシーに、明示的なセキュリティ要件を盛り込む。	
取組例	- サードパーティ（供給者）との契約又はポリシーに盛り込む要件の例は以下の通り。 ➤ 供給者の情報セキュリティ順守事項の監視と開示（ソフトウェアのセキュリティ要件） ➤ 供給者との間で生じる可能性のある問題の情報を共有する規則 ➤ セキュア開発プロセスの実行（第三者によるプロセス検証、侵入テスト等の脆弱性の検証を含む） ➤ 脆弱性の管理（脆弱性の開示、パッチ管理を含む） ➤ SBOM の提供 ➤ 供給者からの構成部品が真正であることを確実にするプロセスの実行（サプライチェーン関連のデータの転送中に不正アクセスから保護する） ➤ 供給者の製品及びサービスに関連する脆弱性への対処 ➤ 供給者の可用性確保と回復の対策 ➤ サポートの提供、SLA の定義、苦情対応 ➤ その他、両者の責務と役割の定義、契約完了・終了の要件など
□ S(2)-3.2 サプライチェーンセキュリティ要求への対応 提供する IT 製品又はサービスを受領・取得する組織が採用するサプライチェーンセキュリティ要件と同等のサプライチェーンセキュリティ要件に対応する。	
取組例	- サプライチェーンセキュリティ要件に基づいたサードパーティ製コンポーネントの供給者の選定プロセスを整備し、選定のエビデンスを取得する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - ソフトウェア品質に対する顧客からの要求仕様を満たすことを示すために、顧客が指定するソースコード診断ツールを実行し、エビデンスを提出する仕組みを採用する。
□ S(2)-3.3 セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスの整備 受領・取得するサードパーティ製の IT 製品又はサービスが満たさないセキュリティ要件がある場合のリスクに対処するプロセスを整備する。	
取組例	- サプライチェーン・リスクを軽減するための取得戦略、取得方法を定める（購入用途を明確化しない、信頼できる配布先の選定、契約内容及び管理状態の良い供給者へのインセンティブ付与など）。 - サードパーティから入手した SBOM を検証、更新する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - サプライチェーンを管理監督するために、構成管理、変更管理、開発・維持環境のハードニングなどを実施・提供する。

■ 委託先である供給者・開発者への支援・協力

サプライチェーン全体のセキュリティの確立・維持を目指すために、委託元である顧客は、供給者や開発者への支援・協力の一環として、合意したサプライチェーンセキュリティ要件を満たすことができるように、可能な支援・管理を行う。例えば、以下のような支援・管理が考えられる。

- 供給者・開発者に開発環境を提供する、又は利用を許可する。その際、委託先人員の受講とテストの合格をもって開発環境の利用を許可する。
- 重要なセキュリティ要件から段階的に合意する。
- プライム事業者が委託先を支援・管理する。サイバーインフラ事業者が複数関わるケースでは、全体の脆弱性は、顧客あるいは統括し全体の上流工程を担うコンサル会社が関わって、脆弱性が盛り込まれないように管理する。
- サブ事業者が子会社の場合、親会社がサプライチェーンセキュリティを統制する形態が考えられるが、利益供与に注意する必要があることから、財務部門と IT 部門が関与して全体バランスを図る。
- 管理基準を改訂してもすぐには対応できない委託先企業に対して猶予期間を設ける。

このように、サプライチェーンセキュリティ要件に対応するにあたっては、プライム事業者、サブ事業者、販売代理店など、サプライチェーンの階層と各階層で取組レベルにバラつきがあり、現状を踏まえた基本的な取組のレベルアップが必要である。その際には、役割分担と実施事項を契約時に決めることが、ステークホルダー間の協力関係を深めるためにも重要となる。今後は、業界団体や公的機関とも議論を深めてガイドラインを整備し、関係者の将来的な取組を通じて、責任範囲の定め方、観点などを整理していくことが望まれる。（関連する要求事項：S(2)-3 全般）

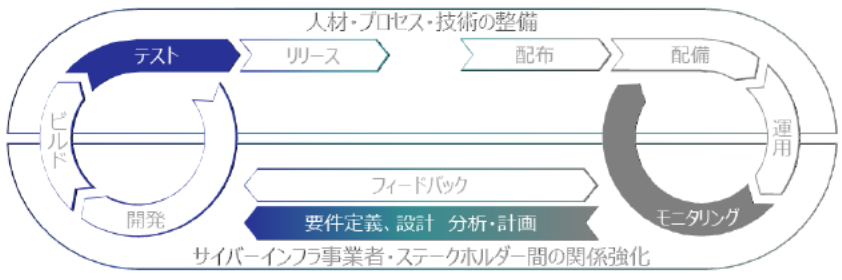


□ S(2)-4.1 セキュアな導入・設定・操作・変更・廃棄・終了 ソフトウェアをセキュアに導入・設定・操作するための情報、及び変更の影響・廃棄・提供終了・利用終了に係る情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	
取組例	- セキュアなデフォルト設定（又は該当する場合はデフォルト設定のグループ）を実装する。（sp800-218 PW.9.2 task） - ソフトウェア利用者（システム管理者など）向けガイダンスに以下の内容を含める。 - 初期インストール、追加コンポーネント、アップデート、及びパッチのインストールのためのセキュアな導入手順、及びセキュアな設定とするための手順 - ソフトウェアの完全性検証情報、及び構成ガイド - セキュアな設定情報の詳細（各設定の目的、デフォルト値、セキュリティ上の関連性、潜在的な運用上の影響、他の設定との関係など） - ソフトウェアのサポート終了の決定をユーザ（顧客）に明確に伝え、サポート終了予定日を特定する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 初期のシステム提供と並行して、製品サポートの内容と期間に関する現実的な想定を伝達する。 - サービスを提供するクラウド事業者は、利用者にわかりやすく情報提供し、運用者やシステムの構築・設置者に対して具体的な情報ガイドなどを提供する。
□ S(2)-4.2 整合性検証情報の提供 ソフトウェアの整合性・完全性の検証に必要な情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	
取組例	- ソフトウェア利用者（システム管理者など）向けに以下を提供する。 - 供給するソフトウェアの SBOM 又はこれと同等の情報 - 供給者から顧客への流通経路での改ざん対策が適切であることを検証するための情報（リリースファイルの暗号化ハッシュ、コード署名など） - ソフトウェア利用者（システム管理者など）向けに以下を提供する。 - 配付システムの保護対策（信頼できる認証局をコード署名に使用、コード署名プロセスの定期的な見直し、その他署名環境の保護対策など）

■ セキュアなガイダンスを求める要件

IT 製品のセキュリティ評価のための国際標準である Common Criteria（ISO/IEC 15408, ISO/IEC 18045）では、顧客である IT 製品の利用者がセキュアに導入・運用が開始できるように、マニュアルに対してセキュアなインストール・利用に関する利用者への適切な指示を記載することを要求している。また、CISA の「ソフトウェアサプライチェーン攻撃に対する防御」では、入手したソフトウェアが改ざんされていないことを顧客が確認できるよう、ソフトウェアのリリースの完全性を検証する仕組み（コード署名証明書の保護など）を提供することが示されている。（関連する要求事項：S(2)-4.1）

(3) 残続する脆弱性の速やかな対処

S (3)-1	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
継続的な脆弱性調査 ソフトウェアの脆弱性の開示と是正に関する方針を定め、その方針に必要な役割、責務、プロセスを定義し、実施する。		
□ S(3)-1.1 脆弱性対応体制の設置 ソフトウェア製品の脆弱性の開示と修復に対処するポリシーを定め、そのポリシーをサポートするための脆弱性対応（インシデント対応を含む）に関する体制を設置し、必要な役割、責務、プロセスを定義する。		
取組例	- ソフトウェアの製品セキュリティインシデント対応チーム（PSIRT）を設置し、製品セキュリティに関わるインシデント対応プロセスを整備する。（sp800-218 RV.1.3 implementation example） - ソフトウェアの製品セキュリティを侵害する一般的な脅威に対する明確な手順と手続、インシデント対応のトリガー、ステップ、復旧時間目標、サービスに関するコンティンジェンシープランを定める。 - インシデント対応プロセスの演習を定期的実施する。	
□ S(3)-1.2 コミュニケーション計画 全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を定める。		
取組例	- 全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を含む、脆弱性の開示プロセスを整備する。 - 開示した脆弱性情報への容易なアクセスと取り込みをサポートするメカニズム（メーリングリスト、ポータルなど）を整備する。	
□ S(3)-1.3 脆弱性情報の収集 公知情報の探索、ソフトウェア利用者からの通知、外部脅威情報の取得、システム構成データのレビュー、その他の方法を通じて、新たな脆弱性情報を収集する。		

取組例	- 脆弱性情報の収集プロセスを整備する。(statement から派生) - 公開情報源 (CVE やサードパーティのサポートチャネルを監視) から、ソフトウェア及びソフトウェアに組み込まれているサードパーティ製コンポーネントの脆弱性に関する情報を収集する。 - ソフトウェア及びソフトウェアに組み込まれているサードパーティ製コンポーネントのベンダー、ソフトウェアの取得者/ユーザ (顧客など)、第三者の研究者が特定したソフトウェアの脆弱性の疑いに関する情報を収集し調査する。 - ソフトウェアに組み込まれたサードパーティ製コンポーネントを特定し、修正の有無とサポートの終了期限を定期的に確認する。 - 脅威インテリジェンスからの情報源を使用して、一般的な脆弱性がどのように悪用されているかをよりよく理解する。 - 全てのソフトウェアコンポーネントの出所とソフトウェア構成データを自動的にレビューし、それらに含まれる新しい脆弱性を特定する。(sp800-218 RV.1.1 notional implementation example) (システム・サービスのソフトウェアの場合) - 対処優先度に基づく脆弱性管理を行うにあたり、SSVC 等のツールの活用を検討する (自組織の資産管理と一体の取組として有効に活用する)。
□ S(3)-1.4 未検出の脆弱性の特定 継続的又は定期的に、ソフトウェアのコードのレビュー、分析、テストを実施し、今まで未検出の対処すべき脆弱性 (不適切な設定などを含む) を特定する。	
取組例	- ソフトウェアの潜在的な脆弱性に関する全てのレポートを記録及び追跡するシステムを維持する。 - S(1)-2.3 (検証とフィードバック) の慣行を適用する。 - サポートする全てのリリースに対して定期的又は継続的に自動コード分析とテストを実行するようにツールチェーンを構成する。(sp800-218 RV.1.2 notional implementation example)

■ 脆弱性対応と注意喚起に関する連携

脆弱性の注意喚起、及びパッチ作成と適用を含む脆弱性対応は、事業者の立場 (SIer、運用者、販売代理店など) に基づく対応や連携上の工夫が求められる。以下に例を示す。(関連する要求事項: S(3)-1.2)

- ソフトウェア製造業者・IoT 製造業者は、製品の重大な脆弱性対応 (修正パッチ作成) や顧客、SIer、販売代理店への注意喚起を実施する。
- SIer は、ソフトウェア製造業者・IoT 製造業者から顧客へ情報提供があった場合には、製品の重大な脆弱性対応 (修正パッチを顧客に渡し、顧客の求めに応じて適用) を実施する。
- 運用保守ベンダーは、ソフトウェア製造業者・IoT 製造業者又は SIer から情報提供があった場合には、製品の重大な脆弱性対応 (修正パッチを顧客に渡し、顧客の求めに応じて適用) を実施する。
- 販売代理店は、ソフトウェア製造業者/IoT 製造業者から情報提供があった場合には、製品の重大な脆弱性通知を顧客に行う。

■ システム・サービスのソフトウェアの脆弱性への対応が不十分な場合

クローズドな環境で運用されるレガシーシステムの中には、構成要素であるソフトウェアの脆弱性情報の収集や脆弱性への対策の必要性が認識されていないケースがある。また、システムを構成するソフトウェアの脆弱性管理に前提として必要なソフトウェア構成要素等の資産管理が不十分なケースも見受けられる。

このようにシステム・サービスにおいて、ソフトウェアの脆弱性対応が不十分な場合、既存のインシデント対応やコンティンジェンシープランの対応とあわせた脆弱性対応への取組が考えられる。（関連する要求事項：S(3)-1 全般）

- 供給者とのインシデント対応計画の提供、実装、テストに関する連携の体制を整備する。
- 提供するサービスの継続性を確保するためのコンティンジェンシープラン（電力などユーティリティの安全性を確保するための手段を含む）や継続性戦略を策定し、体制を整備する。
- これらの体制の中に、脆弱性情報の収集や脆弱性への対応を統合する。

S (3)-2	開発者	人材・プロセス・技術の整備 テスト リリース 配布 配備 運用 モニタリング フィードバック 要件定義、設計 分析・計画 ビルド 開発 サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化
	供給者	
	運用者	
	顧客	
検知した脆弱性への対処 リリースしたソフトウェアに残存する脆弱性に対するリスク対応を定期的に計画し、実施する。		
□ S(3)-2.1 脆弱性の分析 残存する各脆弱性の影響に伴うリスクを把握するために必要な情報を収集し、修復又はその他のリスク対応を計画するために、各脆弱性を分析する。		
取組例	- 残存する各脆弱性について、悪用可能性、悪用された場合の影響、その他の関連する特性の推定に基づいてリスクを定量的に分析する。 - 各脆弱性を記録するために、利用可能な問題追跡ソフトウェアを使用する。（sp800-218 RV.2.1 notional implementation example） （システム・サービスのソフトウェアの場合） - リスク対応に伴う修正の実効性を確保するため、コード生成者以外でも改修が可能のように共通仕様書、設計書及び中間生成物を残すとともに、瑕疵担保期間を具体的に合意し、改修費用は個別に契約する。	

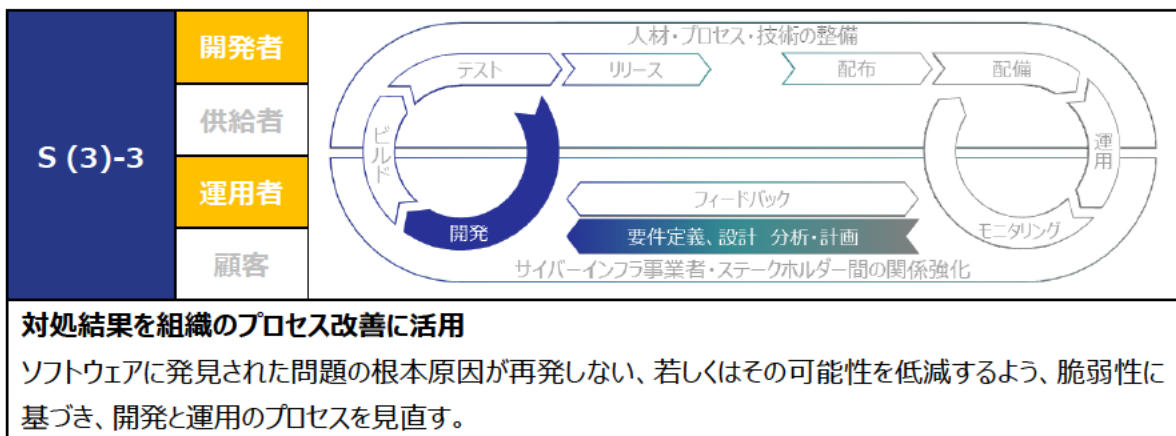
□ S(3)-2.2 脆弱性へのリスク対応 各脆弱性に対するリスク対応を計画し、実装する。	
取組例	- リスク対応は、脆弱性の回避策とするか、又はソフトウェアを修復する実装を伴う対策（恒久的な解決策が提供されるまで脆弱性を一時的に緩和する方法を含む）とするか、などリスクベースで決定し、実行する対応に優先順位を付けて計画する。（sp800-218 RV.2.2 notional implementation example） - 実装を伴う対応の場合、テスト及び検証結果を文書化する。 - 公的機関等から悪用された脆弱性等の情報提供があった際には、必要なパッチ開発等を含めて適正かつ積極的に対応する。
□ S(3)-2.3 セキュリティ勧告 セキュリティ勧告を作成し、リリースしたソフトウェアの供給先にその情報を提供するとともに、関連する制度の指定にしたがって当局に報告する。	
取組例	- ソフトウェアに含まれる脆弱性とコンポーネントを特定し、ソフトウェア構成情報とともに文書化する。（CRA Annex I 2） - 脆弱性に対処するために必要な、ソフトウェアの修正セキュリティアップデートを作成する。（CRA Annex I 2） - セキュリティアップデートが利用可能になった後、脆弱性の説明、影響を受けるソフトウェアをユーザが特定できる情報、脆弱性の影響、脆弱性の重大性、及びユーザが脆弱性を修正するのに役立つ情報を含む、修正された脆弱性に関するセキュリティ勧告を作成し、開示する。（CRA Annex I 2） - セキュリティ勧告に示されたパッチ・対策手続を含むセキュリティアップデートは、完全性と信頼性を確保するためにセキュアに配布する。（S(3)-2.3, CRA Annex I 2） - インシデントの影響を軽減するために、ユーザが実施可能な是正措置について、不当な遅滞なくユーザに通知する。 - 脆弱性届出制度に基づいて情報提供を受けた脆弱性については、情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインを踏まえた対応を行う。 - セキュリティ分析官がプログラムを分析し、起こり得る脆弱性について報告できるようにする。（sp800-218 RV.1.3 notional implementation example） - 開示した脆弱性情報及びセキュリティアップデートへの容易なアクセスと取り込みをサポートするセキュアな配信メカニズムを整備する。 - 脆弱性を迅速に是正するために、脆弱性によるリスク評価、対応の優先順位付け、是正のサイクルを適性かつ効率化するアプローチを確立するとともに、顧客の更新戦略に基づいて設定可能なソフトウェアの自動的な更新メカニズムを提供する。 - 報告された一般的な脆弱性、ゼロデイ脆弱性の報告、実際に悪用されている脆弱性、及び複数の関係者とオープンソースソフトウェアコンポーネントが関与する重大な進行中のインシデントを処理するセキュリティ対応のプレイブックを用意する。（sp800-218 RV.1.3 notional implementation example）

■ システム・サービスのソフトウェアの脆弱性対応の課題と対応

システム・サービスを構成するソフトウェアの脆弱性対応にはさまざまな課題が考えられ、状況に応じた対策を講じることが求められる。

- サービスを提供するシステムの場合、サービスが停止できるタイミングが限られるため、パッチ適用などを即時実施することが困難な場合がある。対策としては、パッチ適用は（許容される場合）定期的なバージョンアップとともに実施し、それまではサービスの周辺対策によって脆弱性が悪用できないように保護するなどが考えられる。
- 古いソフトウェアパッケージを維持する場合、互換性等の観点からパッチ適用が困難なため、あらかじめサポート期間を設けるなどして対策が可能なソフトウェアパッケージへの移行を促す。
- EOL（End of Lifecycle）が短いソフトウェアを採用する場合、技術の追従とバージョンアップが困難なケースもある。このような場合を見越して、中長期的にコンテナ等の技術を活用しながら、手間をかけずにバージョンアップするための環境整備を進めることなどが対策として考えられる。

セキュリティ対策に伴うソフトウェアの修正には、委託先へ修正を依頼することを含めて、必要なリソース確保が課題となる。例えば、コストの準備が十分でず、本番環境にパッチを適用する前の検証環境が準備できないことは、リスクを高める要因にもなる。このようなリスクを考慮して、必要な内容とコストの手当を行い、適切な検証環境を整備する。セキュリティ対策の予算化を申請する際には、経営層に対して、コストだけでなくリスクとその影響を説明することが不可欠であり、リスクと影響を踏まえたコストの必要性・妥当性の根拠を示すことが望まれる。その際、関係者と費用配分の考え方についても事前に合意しておくことが肝要である。（関連する要求事項：S(3)-2 全般）



□ S(3)-3.1 根本原因の特定 根本原因を決定するために、識別された脆弱性を分析し、プロアクティブに対策する。	
取組例	• 特定済みの識別された脆弱性を分析し、発見された問題の根本原因を分析し、記録する。 (sp800-218 RV.3.1 task/notional implementation example) • 特定のセキュアコーディング規則が一貫して守られていないなどのパターンを特定するために、原因となり得る事象の発生を自動的に検出する仕組みをツールチェーンに追加するなどして、根本的な原因が何かを時間をかけて分析する。 • 自動化されたツールを使用して、可読コードがリポジトリにチェックインされるときに検証されたセキュアでないソフトウェア慣行を継続的に観察する。 • 特定のシステムの脆弱性を根絶するために、類似の脆弱性がないかソフトウェアをレビューし、外部からの報告を待たずに事前に修正する。
□ S(3)-3.2 プロセス改善 ソフトウェアの更新又は作成された新しいソフトウェアにより、根本原因の再発を防止又はその可能性を低減するために、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて見直す。	
取組例	• 根本原因の再発を防止・低減するために、自組織への影響の調査、及び脆弱性の緩和策を実施する。 • 根本原因の分析を通じて学んだ教訓を元に、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて更新する。(sp800-218 RV.3.4 task/notional implementation example) • 特定した根本原因及び是正処置は、開発者の能力向上につながるトレーニングに活用する。

■ 脆弱性対応のために開発と運用が協調すべきこと

開発したソースコードを更新した場合やミドルウェアを更新した際にソースコードに影響が出る場合などに備えて、対象ソフトウェアの十分な動作検証が必要になる。開発と運用を異なる組織で構成する企業では、この動作検証における役割分担などが課題となる。特に、運用フェーズに引き継ぐ際には、運用体制を十分なスキルやノウハウを持つ人員で構成するように整備することが求められる。また、開発組織が作成した構成管理情報を、運用組織が引き継いで管理するための標準（テンプレートやフレームワーク）の整備も必要となる。（関連する要求事項：S(3)-3.2）

(4) 人材・プロセス・技術の整備

S (4)-1	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
人材：経営層のコミットメントと人員の整備 ソフトウェアのライフサイクル全体を網羅した役割と責務を定義する。セキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、セキュリティ対策のための人材を確保し、セキュアな開発・運用に関連する全要員に、要員の習熟度と役割に応じたトレーニングを提供し、定期的に見直す。		
□ S(4)-1.1 役割と責務の定義 ソフトウェア開発ライフサイクルを網羅する役割と責務を定義する。		
取組例	- ソフトウェア開発チームにセキュリティの役割を統合する。（statement から派生） - サプライチェーン管理及びリスク管理を、ソフトウェア開発プロセスに統合するように、役割と責務を整備する。 - サイバーセキュリティスタッフ、セキュリティチャンピオン、プロジェクトマネージャとリーダー、上級管理職、ソフトウェア開発者、ソフトウェアテスター、ソフトウェア保証リーダーとスタッフ、製品オーナー、運用とプラットフォームエンジニア、調達と在庫管理リーダーとスタッフなど、ソフトウェア開発ライフサイクルに関与する全ての役割と責任を定義する。	
□ S(4)-1.2 経営層のコミットメント 全要員に対してセキュア開発に対する経営のコミットメントを周知し、組織にとってのセキュアな開発・運用の重要性を教育する。		
取組例	- 経営層（経営トップ、上級マネジメント、承認権限者など）によるセキュアな開発・運用に対するコミットメントを、開発・運用に関連する役割と責任を持つ全てのの人に周知・理解させるための教育を実施する。（sp800-218 PO.2.3 task） - セキュアなソフトウェア開発プロセス全体を担当するリーダー又はリーダーシップチームを任命し、リスク及びリスク軽減に対する認識を高めるための教育を実施する。（sp800-218 PO.2.3 notional implementation example） - セキュアな開発・運用を実現するための経営層の取組と、組織としてのセキュアな開発・運用の重要性について、開発・運用関連の役割と責任を持つ全ての担当者に教育を実施する。（sp800-218 PO.2.3 notional implementation example）	
□ S(4)-1.3 役割と責務の同意 各要員が、役割と責務を認識・同意していることを確認する。		
取組例	役割を任命した個人、及び役割と責任に関する近々の変更について影響を受ける個人に対して教育を実施し、個人が役割と責任を理解しそれにしたがうことに同意することを確認する。（sp800-218 PO.2.1 notional implementation example）	

□ S(4)-1.4 各役割のトレーニング 各役割のトレーニング計画を作成し、全要員が習熟度と役割に応じてトレーニングを実施できるように提供する。	
取組例	- セキュアな開発に寄与する責任を持つ全ての要員に対して、役割ベースのトレーニングを提供する。(sp800-218 PO.2.2 task) - セキュリティ対策に関わる要員の候補者とその要員の経歴を継続的に確認する。 - ソフトウェア開発者には、コードの所管を割り当て、セキュアなソフトウェア開発手法（標準化された開発手法、自動化を活用した開発ツールの使用法、AI を活用したプログラミング手法を含む）、セキュアコーディング標準、ロール固有のベストプラクティス、AI サポートによる自動化支援（品質向上）の手法などを理解・共有するためのトレーニングを計画する。 - トレーニング計画には、習熟度と役割に応じた目標と成果の測定プロセスを含める。
□ S(4)-1.5 役割とトレーニングの見直し 役割やトレーニングは定期的に見直す。	
取組例	- 定義された役割と責任を定期的（年次等）にレビューし、必要に応じて更新する。(sp800-218 PO.2.1 task) - 要員の習熟度と役割ベースのトレーニング及びその成果の測定結果を定期的に見直し、必要に応じてトレーニングを更新する。(sp800-218 PO.2.2 task/notional implementation example) - DevSecOps 開発パラダイムをベースとする CI/CD パイプラインなど新たな開発手法やツールチェーンを実装して利用する前に、ソフトウェアサプライチェーンのセキュリティ保証対策とツールの使用法に関するトレーニングを見直す。

■ 開発者へのセキュア開発に関するトレーニングの重要性

自動化を活用することで人の労力を減らし、ライフサイクル全体の取組の正確性、再現性を向上させる。自動化による効果を得るためには、要員によるアクションは自動化を前提とする必要があり、各役割のトレーニングも自動化効果を最大化するように調整していく必要がある。

開発者は、ソフトウェアのセキュリティ対策に直接関与することから、各役割のトレーニングの中でも開発者へのセキュア開発に関するトレーニングは特に重要である。ウォーターフォール開発の場合、設計の上流工程でのセキュリティ対策の見逃しは、下流工程からの手戻りに多くのコストが発生するリスクが残る。一方、アジャイル開発において、専任者や十分にトレーニングされた要員の配置が困難であると、開発チェックを必要なフェーズに割り当てるのが困難になり、ウォーターフォール開発と比較して、技術者個人の能力や判断による意図しないライブラリを使用するなどのリスクが懸念される。

（関連する要求事項：S(4)-1.4）

S (4)-2	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
プロセス：開発ポリシーの確立と法令順守 法令を遵守し、組織の開発インフラ及びプロセスに関するセキュリティポリシーを文書化・維持し、セキュリティ確保に必要な予算を確保する。		
□ S(4)-2.1 ソフトウェア開発ポリシーの定義 ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOL に係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下 SDLC 全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。		
取組例	- SDLC 全体でソフトウェア開発インフラとそのコンポーネント（開発エンドポイントを含む）を保護し、そのセキュリティを維持するためのポリシーを定義する。（sp800-218 PO.1.1 notional implementation example） - SDLC 全体でソフトウェア開発プロセスとそのコンポーネント（他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントを含む）を保護し、そのセキュリティを維持するためのポリシーを定義する。（sp800-218 PO.1.1 notional implementation example） - 組織の開発インフラ及びプロセスを維持、復旧するための計画（情報セキュリティ管理策、支援システム、既存の情報セキュリティ管理策を維持するためのプロセス、維持できない情報セキュリティ管理策を補う管理策）を策定し、実施の試験、レビュー及び評価を行う。 - 国内及び事業を行う地域の法的要求事項、業界のベストプラクティスや標準に対する社内ポリシーの適合性をチェックし、実施するための方針を整備する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - システム・サービスの取得に関するポリシー（目的、範囲、役割、責務、組織間の調整、コンプライアンスへの対処など）を定義する。	

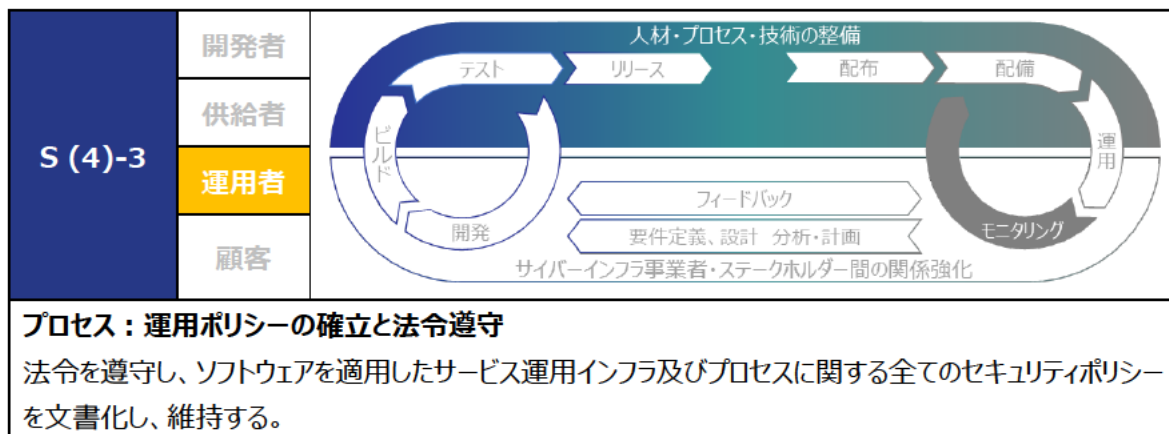
□ S(4)-2.2 ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持 組織が開発するソフトウェアが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件を SDLC 全体にわたって維持する。	
取組例	- ソフトウェアが満たすべきセキュリティ要件には、リスクを緩和するアーキテクチャ及び設計要件、ライフサイクルの適切なゲート（チェックポイント）における検証フロー要件、技術スタック（言語、環境、配備モデル等を含む）のリスク対応要件などを含める。 - ソフトウェアのリリースごとにアーカイブすべきもの（コード、ソフトウェアパッケージファイル、サードパーティライブラリ、設定、文書、データインベントリ等の関連成果物）、及び SDLC モデルやソフトウェアの寿命（EOL）、その他の要因に基づいて保存する必要がある期間などをポリシーとして定める。 - 定期的、あるいは追加の要件やインシデントの発生（組織、リリースソフトウェアの脆弱性発見を含む）にあわせてポリシーを見直し、関係者に周知する。 - 要件の例外要求の処理プロセス（承認された例外の定期的なレビューを含む）、及びサプライチェーンの弱点を特定し対処するプロセスを確立する。 - 要件には、将来的にパッチを適用できるようなアーキテクチャとすることを含める。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - セキュリティ要件を検討する際には、内部（組織の方針、ビジネス目標、リスク管理戦略など）及び外部（適用される法令や規制など）からの要件を含める。
□ S(4)-2.3 費用認識の共有と予算化 ポリシーに基づいてセキュリティを確保するために必要な予算を確保する。	
取組例	- サイバーセキュリティに関する残存リスクを許容範囲以下に抑制するための方策を検討し、その実施に必要な資源（予算、人材等）を確保した上で、具体的な対策に取り組む。（サイバーセキュリティ経営ガイドライン v3 指示 3） （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 関係者間で費用認識の共有を促進する前提として、脆弱性の放置が将来的な負債（サイバー攻撃による損害など）につながることを共通の経営リスクとして把握する。

■ ポリシーとして整備すべき重要なポイント

ポリシーとして整備すべき重要なポイントとしては以下が挙げられる。

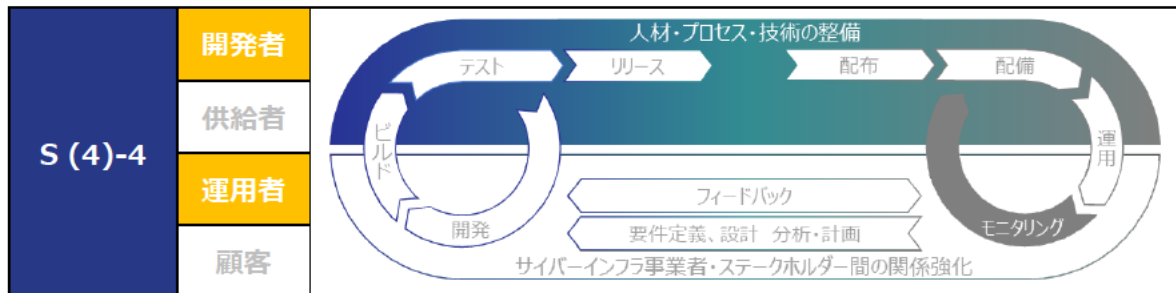
- 外部組織から提供を受けた情報の自組織内での取り扱いに係るプロセスを決定する（情報の受け取り窓口の整備、受け取った情報と自社資産との関わり度合いや緊急度などの判断、対処方針の策定などの情報取扱いなど）。
- 自組織で活用する情報資産を管理する（自組織の状況を踏まえたリスク管理に基づき、受け取った情報の優先度を決定する）。
- セキュリティ投資などの業界別統計情報を整理する（経営層が、他社との比較を通じて自社取組の位置付けを把握することができ、取組を一層推進させることが期待される）。
- セキュリティ投資の有効性に関する評価指標を定義する（投資したツールのレポーティング機能を活用し投資効果の可視化を進めるなど、顧客と事業者間で効果を定量的に共有できることが期待される。ただし、わかりやすい「投資・コストの見える化」は、現時点では検討課題となることが多い）。

達成すべき数値目標が整理されれば、より現実的で精緻な費用算出が可能となることから、CISAによる拘束力のある運用指令（BOD）や IT ベンダーが共同で策定したセキュリティチェックリストである「実用最小限の製品（MVSP）」のような、セキュリティ要求の公的な数値目標やセキュリティベースラインへの適合を根拠に、コスト見積の妥当性を高める取組なども、今後は重要になると考えられる。（関連する要求事項：S(4)-2 全般）



□ S(4)-3.1 ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義 ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOS 及び廃棄に係る要件を含む）を特定し、法令遵守の下 SDLC 全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。	
取組例	- SDLC 全体でソフトウェアを適用したサービス運用インフラ、プロセス、及びそのコンポーネント（他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントを含む）を保護し、そのセキュリティを維持するためのポリシーを定義する。（sp800-218 PO.1.1 notional implementation example から派生） - 組織のサービス運用インフラ及びプロセスを維持、復旧するための計画（情報セキュリティ管理策、支援システム、既存の情報セキュリティ管理策を維持するためのプロセス、維持できない情報セキュリティ管理策を補う管理策）を策定し、実施の試験、レビュー及び評価を行う。 - 国内及び事業を行う地域の法的要求事項、業界のベストプラクティスや標準に対する社内ポリシーの適合性をチェックし、実施するための方針を整備する。 - 企業規模や業種を踏まえたリスク分析に基づき、保護対策を実施するための方針を整備する。 - 顧客が他のデジタルサービスと連携し、必要に応じて同様のサービスを提供する他のプロバイダに移行することを可能にするプロセスも含む。
□ S(4)-3.2 サービスのセキュリティポリシーの定義と維持 ソフトウェアを適用したサービスが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件を SDLC 全体にわたって維持する。	
取組例	- セキュリティ要件を検討する際には、内部（組織の方針、ビジネス目標、リスク管理戦略など）及び外部（適用される法令や規制など）からの要件を含める。 - 定期的、あるいは追加の要件、インシデント発生（組織、リリースしたソフトウェアサービスの脆弱性発見を含む）にあわせてポリシーを見直し、関係者に周知する。 - 要件の例外要求の処理プロセスを確立し、それにしたがう（承認された全ての例外の定期的なレビューを含む）。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 関係者間で費用認識の共有を促進する前提として、脆弱性の放置が将来的な負債（サイバー攻撃による損害など）につながることを共通の経営リスクとして把握する。
□ S(4)-3.3 運用ポリシーに基づく監査 ポリシーに基づくガバナンスにより、サービス運用インフラ及びプロセスの保護、及びサービスのセキュリティ要件が SDLC 全体にわたって維持されていることを監査により確認する。	
取組例	- 監査が形骸化しないよう、体制を整備し予算を確保する。最重要かつ必須の監査項目の監査を通じて受けた指摘に対応することで、ガバナンスの確立を図る。 - ガバナンスの観点から、監査人の技能及び能力の検証のためのメカニズムを整備する。

※S(4)-2 の参考情報「ポリシーとして整備すべき重要なポイント」を参照。



プロセス：開発・運用基準の策定

ソフトウェアの開発に関わるセキュリティ上の確認基準を定め、基準の裏付けに必要な情報を収集し、適合するためのプロセス、仕組みを実装する。ライフサイクル全体を通じて適合状況を追跡する。

□ S(4)-4.1 セキュリティ確認基準の定義と追跡

ソフトウェアのセキュリティ確認基準を定義し、SDLC 全体を追跡する。

取組例	- セキュリティエンジニアリングに基づいたソフトウェアのセキュリティ評価指標（重要業務評価指標（KPI）、重要リスク指標（KRI）脆弱性深刻度スコアなど）を定義し、開発プロセスに導入する。 - 過去のプロジェクトの脅威、脆弱性情報、及び教訓をセキュリティ確認基準に取り込む。 - 品質指標（コンパイラエラーなしなど）をあわせて定め、品質基準を満たしていることのエビデンスを残す。 - ワークフロー及び追跡システムの一部として、セキュリティ点検の承認、拒否、及び例外要求を記録する。（sp800-218 PO.4.1 notional implementation example） - 開発ワークフローの終了判断にセキュリティの確認基準を組み込み、成果物の準拠状況を確認し、確認結果を、開発プロセス全体の改善に活用する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 重要なサービスを支えるシステムにおいて、常に有効性を評価できるような KPI を導入する。
-----	---

□ S(4)-4.2 セキュリティ確認基準に基づく意思決定のサポート

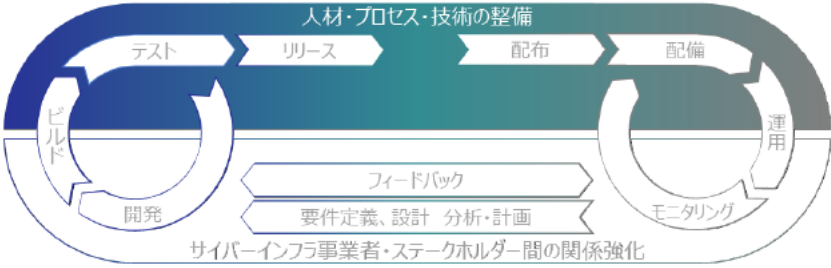
セキュリティ確認基準に基づく意思決定をサポートするために必要な情報を収集し保護するためのプロセスや仕組みなどを実装する。

取組例	- ツールチェーンを利用して基準クリアの確認に必要なデータを収集し、セキュリティ上の意思決定に活用するプロセスを整備する。（S(4)-4.2） - 基準をサポートする情報の生成と収集をサポートするために、必要に応じて追加のツールを配備する。（sp800-218 PO.4.2 notional implementation example） - 承認された担当者のみが収集した情報にアクセスできるようにし、情報の変更又は削除を防止する。（sp800-218 PO.4.2 notional implementation example） - 意思決定プロセスを自動化し、これらのプロセスを定期的に見直す。
-----	---

□ S(4)-4.3 セキュリティ確認基準に基づく監査

セキュリティ上の確認基準への適合を遵守するためのガバナンスにより、SDLC 全体を追跡し意図する効果を得ていることを監査による確認する。

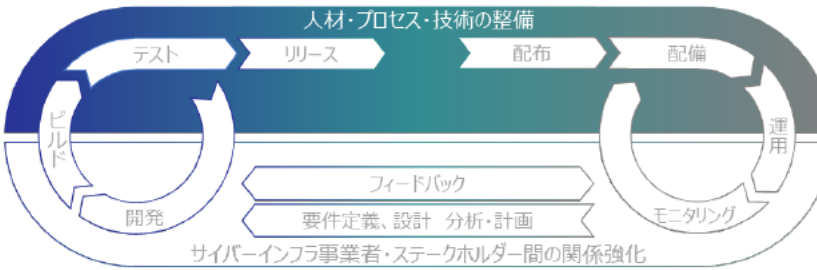
取組例	- 監査が形骸化しないよう、体制を整備し予算を確保する。最重要かつ必須の監査項目の監査を通じて受けた指摘に対応することで、ガバナンスの確立を図る。 - ガバナンスの観点から、監査人の技能及び能力の検証のためのメカニズムを整備することを含める。
-----	--

S (4)-5	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
技術：セキュアな開発ツールの整備 ソフトウェアの開発ライフサイクル全体のリスクを分析し、開発ツールにセキュリティ対策を実施する。		
□ S(4)-5.1 ツールとツールチェーンの指定 特定されたリスクを軽減するために有効なツールを特定し、どのツールチェーンに含めることが必須若しくは必要であるか、及びツールチェーンのコンポーネントを相互に統合する方法を指定する。		
取組例	- ツールチェーンのカテゴリを定義し、各カテゴリに使用する必須ツール又はツールの種類を指定する。 (sp800-218 PO.3.1 notional implementation example) - セキュリティツールをプロセスとツールチェーンに統合する。 - ツール間で受け渡される情報と使用されるデータ形式を定義し、ツールチェーンや既存のソフトウェア開発プロセス及びワークフローと統合する。 - ビルドの再現性を実現するなど、目的に応じてツールの管理やオーケストレーションに自動化技術を採用する。	
□ S(4)-5.2 ツールとツールチェーンの配備、運用、保守 セキュリティ慣行にしたがってツールとツールチェーンを配備、運用、及び保守する。		
取組例	- ツール及びツールチェーンにより組織が定める要件を満たしていることを定期的にレビューする。 - ツールのセキュリティ実現への効果を評価し、有効性を判断する。期待する効果としては、コードベースの構成を使用するツールチェーンの実現可能性、ビルドの再現性、脆弱性対応などのアップグレード対応、出所情報など整合性の検証に必要な情報の有無、ツールチェーンの自動化への対応、過去のプロジェクトの脅威、脆弱性情報及び教訓への対応など、適用目的に合わせて定める。 - ツールの出所、整合性、脆弱性や新機能を継続的に調査及び検証し、必要に応じてツールを更新する。 - ツールを評価する際には、脅威モデリングと脆弱性分析を実施する。 - ツールのセキュリティ対策として、セキュアなサードパーティ製ソフトウェアのツールチェーンとの互換性ライブラリを使用する。	
□ S(4)-5.3 ツール構成と証跡生成 組織によって定義されたセキュアなソフトウェア開発の慣行のサポートに関する証跡を生成するようにツールを構成する。		
取組例	- ツール利用時のログを継続的に生成・監視し、ポリシー違反や異常な動作を含む運用上及びセキュリティ上の潜在的な問題を発見する。 - 継続的な改善の目的で実行されるセキュアな開発関連の活動の監査証跡を作成するために、既存のツール（ワークフロー追跡、問題追跡、バリューストリームマッピングなど）を使用する。 - 収集した情報を監査する頻度を決定し、必要なプロセスを実装する。(sp800-218 PO.3.3 notional implementation example)	

■ 開発ツールに対するセキュリティ慣行の補足

開発ツールに対するセキュリティ慣行について、以下に補足的なポイントを示す。（関連する要求事項：S(4)-5.2）

- 開発環境（開発ツールを含む）として OSS などのサードパーティ製ソフトウェアコンポーネントを使用する際には、脆弱性情報の収集や出所の確認を実施する。
- 受託開発の場合、委託先が保有する開発機材の利用制限などの統制上の課題をクリアにする。
- 構成や設定を一元的に管理・活用するツールを使い、使いこなす技術を開発チームとして醸成する。

S (4)-6	開発者	 人材・プロセス・技術の整備 テスト リリース 配布 配備 運用 フィードバック 要件定義、設計 分析・計画 モニタリング サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化
	供給者	
	運用者	
	顧客	
技術：セキュアな開発環境の整備 ソフトウェアの開発ライフサイクル全体のリスクを分析し、開発に関わる環境を保護強化する。		
□ S(4)-6.1 環境の分離保護 ソフトウェア開発に関係する各環境を分離して保護する。		
取組例	- 開発環境と運用環境を分離する。 - ソフトウェア開発のための環境やネットワークを分離する（開発環境、ビルド環境、テスト環境、配付環境など）。 - 本番環境のソフトウェア及びサービスの、非本番環境からの使用を最小限に抑える。（sp800-218 PO.5.1 notional implementation example） - 環境間及び各環境内のコンポーネント間の認可とアクセスについて、信頼関係を定期的にログに記録、監視、及び監査する。（sp800-218 PO.5.1 notional implementation example） - 環境の動作のアーティファクトを生成するために、環境の分離と保護に関連するセキュリティコントロールとその他のツールを構成する。（sp800-218 PO.5.1 notional implementation example） - 各環境に展開されたコンポーネントの脆弱性を継続的に監視し、環境ごとにリスクベースの対処を行う。 - ゼロトラストアーキテクチャに準拠した環境のホスティングインフラストラクチャを保護するための対策を構成し実装する。	

□ S(4)-6.2 開発用エンドポイントの保護 リスクベースのアプローチを使用して開発関連のタスクを実行するために、各開発者向けのエンドポイントを保護、強化する。	
取組例	- ソフトウェア開発のための環境やネットワークを分離するために、リスク分析に基づき適切なシステムの保護方法（適切なアーキテクチャ、技術など）を選定する。 - 開発環境・開発用エンドポイント（ソフトウェアの設計者、開発者、テスター、ビルダー向けなど）のセキュリティ保護を堅牢化し（環境ごとに多要素認証、リスクベース認証、条件付きアクセスを使用、機密データの標準準拠に基づく暗号化、など）、特権アクセスやアクセス試行などを監視し、サイバーインシデントを検出、対応、回復する。 - 開発環境は、ユーザやサービスが必要とする最小限の機能を提供し、最小特権の原則を実施するように構成する。 - 開発環境への接続を厳格に制限する（インターネットへのアクセスを必要最小限に制限することを含む）。 - 構成管理、変更管理、及び開発・維持環境及び管理者権限の保護などのハードニングを実施し、悪意のあるソフトウェアの作成、混入を防止する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 開発・事務作業の効率化のため、構成管理を含む共通開発基盤を用意し、委託事業者を提供する（事業部門に費用負担が発生することを考慮）。

コラム	ソフトウェア開発運用における AI 活用のメリット
2023 年の米国の調査では、米国を拠点とする開発者の 92%は、すでに仕事の内外で AI コーディングツールを使用しており、生成 AI がソフトウェア開発運用の現場でも広く活用されていることが確認できる。 また、米国でのリサーチ会社による GitHub Copilot ユーザの分析結果では、最初の 1 年間で、平均して GitHub Copilot からのコード提案を 30%近く受け入れ、この受け入れによって生産性が向上したと報告されている。さらに、開発者がツールに慣れるにつれて、受け入れ率が上昇していることが判明しており、ユーザが GitHub Copilot を使ったソフトウェア開発に慣れるにつれて、開発者の生産性に影響を与え続ける可能性が大きいことが示唆されている。 また、別の調査では、経験の浅い開発者ほど GitHub Copilot の恩恵を受けることも報告されており、生成 AI をソフトウェア開発運用にうまく活用することが望まれる。	

コラム	ソフトウェア開発運用における AI 活用の負の側面
米国スタンフォード大学の調査では、AI アシスタントに権限を与えすぎる（例えば、パラメータ選択を自動化する）と、セキュリティ脆弱性への取組の熱意が低下する可能性があること、AI アシスタントは、開発者がライブラリドキュメントから API やセキュアな実装の詳細を注意深く検索する積極性を低下させる可能性があると報告している。 セキュリティ脆弱性の要因の一部が、不適切なライブラリの選択や使用に関連することを踏まえると、開発者は AI アシスタントの取扱い（プロンプトを含む対話方式等）に注意を払うとともに、生成物のテスト方法等についての学びが必要であると考えられる。	

コラム	AI 活用における倫理的・法的・社会的な課題への対応
1980 年代の「ヒトゲノム計画」において、ELSI（Ethical, Legal and Social Implications）という取組が進められた。これは、技術的な課題とともに、倫理的・法的・社会的な影響をあわせて対応していく考え方を示すものであり、現在、急速に進展する AI 活用においても重視されるべき観点である。AI 活用の ELSI で議論が進められている一つに、「信頼できる責任ある AI」への取組がある。 例えば、機械学習モデルの精度には、学習データの量とともに質（バリエーション）が大きく影響するため、データの偏りがいないか、予測したい事象への網羅性は十分か、ノイズが含まれていないか、といった性能やセキュリティに影響するデータの質に関する特性が重要であるが、これらの学習データの収集、あるいは機械学習モデルの活用の前に、倫理的（人権侵害など）、法的（著作権、不正競争防止、営業秘密、個人情報とプライバシーなど）、社会的（AI の公平性、透明性、説明責任への対応など）な影響をリスクと捉え、「信頼できる責任ある AI」の開発・維持に対して適切なリスクマネジメント体制を整備することが求められる。 EU では、AI を包括的に規制する法案（Artificial Intelligence Act）について、2023 年 12 月時点で暫定的な合意が得られた。今後は EU 域内で開発・利用される AI システムに対してリスクベースの対応が求められ、違反への高額な罰金が定められるなど、各主体においても対策が迫られる状況になってきた。 また、米国の NIST では、AI に関連する個人、組織、社会へのリスクをより適切に管理するためのフレームワーク（NIST AI Risk Management Framework（AI RMF））を開発し、Trustworthy and Responsible AI Resource Center（NIST AIRC）がその活用のサポートを開始している。 https://airc.nist.gov/Home	

コラム	生成 AI の安全なソフトウェア開発のプラクティス例
米国の NIST は、SP800-218 で規定するセキュアなソフトウェア開発のフレームワーク（SSDF）の派生として、SP800-218A（生成 AI とデュアルユースの基盤モデルのための安全なソフトウェア開発プラクティス）を公開している。これは、AI モデル開発に特有のタスク、プラクティス、推奨事項等を SSDF に補足し、AI モデルの開発者、AI システムの開発者、及び AI システムの購入者が AI モデルの安全なソフトウェア開発手法をより深く理解するために有用な情報として提供するものである。 以下のような事項が、SSDF に補足されている。 - データの保護（PS.1.2 タスクとして追加） 全てのトレーニング、テスト、ファインチューニング、アライニング（調整）のためのデータを不正なアクセスや変更から保護する。 - モデルの保護（PS.1.3 タスクとして追加） 全てのモデルの重みと構成パラメータのデータを不正なアクセスや変更から保護する。 - ソフトウェアアーティファクトのサプライチェーンレベル（SLSA）を通じた SBOM（PS.3.2 タスクの変更） 各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する（例:SLSA を通じた SBOM）。 - 実行パフォーマンスと動作の継続的監視（PO.5.3 タスクとして追加）	

ソフトウェア開発環境におけるソフトウェアの実行パフォーマンスと動作を継続的に監視し、潜在的な不審なアクティビティやその他の問題を特定する。

- データの分析（PW.3.1 タスクとして追加）

AI モデルのトレーニング、テスト、ファインチューニング、アライニングの目的でデータを使用する前に、データポイズニング、バイアス、均質性、タンパリングの兆候がないかデータを分析し、必要に応じてリスクを軽減する。

- データの出所の追跡（PW.3.2 タスクとして追加）

AI モデルに使用される全てのトレーニング、テスト、ファインチューニング、アライニングのためのデータの出所を追跡する。

- 敵対的サンプル（PW.3.3 タスクとして追加）

攻撃の検出を向上させるために、トレーニングデータとテストデータに敵対的なサンプルを含める。

これらのタスク及びプラクティス例を参考に、生成 AI モデルの開発をセキュアに行うための体制、プロセス、手順の策定に活用することができる。

<https://csrc.nist.gov/pubs/sp/800/218/a/final>

（５）サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化

S (5)-1	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
情報連携のための組織体制 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。		
□ S(5)-1.1 情報連携のための組織体制の構築 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。		
取組例	- ソフトウェアに関連する法的要求事項、業界のベストプラクティス、及び標準に対する社内ポリシーの適合性をチェックし、実施するための方針を整備する。 - ソフトウェアのセキュリティに関する民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携を活用するために、CSIRT と連絡責任者（POC）を設置するとともに、関係者のスキルアップ、コミュニケーションツールの普及による効率化を進める。	
□ S(5)-1.2 重要なセキュリティ関連情報の提供 業界固有の必須かつ重要なセキュリティ関連情報を選別・識別して、サプライチェーン先に提供する。		
取組例	- サイバーインフラ事業者（開発者、供給者、運用者）と顧客（発注者）の間に、ソフトウェアセキュリティに関する情報連携の仕組みを構築する。供給者は、開発者と顧客の間の連絡役又は仲介者として情報連携に寄与する。 - 同じ被害が繰り返されないように、被害事例（特に脅威と対処の情報）を積極的に共有する。 （システム・サービスのソフトウェアの場合） - 顧客のセキュリティ向上のための関係ベンダー間での情報共有の仕組みを構築し、インシデント発生時の対応は、契約に基づいて実施する。	
□ S(5)-1.3 脆弱性情報の通知サービスの利用 効率的に脆弱性情報の共有を図るため、脆弱性情報の通知サービスを利用する。		
取組例	- 発見された脆弱性がどのような攻撃と影響を受けるのか等の情報連携は、業界団体などが運営する仕組みを活用する。 - 設定の脆弱性等の情報連携は、専門組織などが運営する制度・仕組みを活用する。 - 業界団体経由で、業界の共通的な構成管理ツールなどの推奨情報の利用を促進する。	

■ 関係者間で情報共有する仕組みへのニーズ

顧客のセキュリティ向上に資するインシデント発生時の対応に関する契約のあり方など、専門組織間、関係ベンダー間又は関係者間で情報を共有化できるような仕組みへのニーズが高まっている。以下にその例を示す。

- ソフトウェアの設定に起因する脆弱性などの情報連携は、現状では企業間と人のつながりの中での個別共有に留まる場合も多いため、公的機関（例えば IPA など）への届出制度のような共有の仕組みを活用する。
- 発見された脆弱性がどのような攻撃と影響を受けるのか、といった情報は、一般的に開発者は入手が難しいため、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」（2023 年 3 月 8 日 サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会策定）などを利用できるようにする。（「情報の共有」とは、非公開にて情報共有活動の場や専門組織との間で行われる、主にサイバー攻撃の手法等に関する技術的情報のやりとりのことを指す。一方、「公表」とは、被害組織が、自組織が受けたサイバー攻撃被害の状況や対応内容について広く外部に示すものを意図する。なお、同ガイダンスは、対策の重要度や期限を付すことで利便性が向上すると考えられる。）
- サイバー攻撃が高度化し、単独組織による攻撃の全容解明は困難となっている中、被害拡大の防止等の観点から、「情報の共有」は被害組織自身ではなく、被害組織を支援する専門組織を通じて、他の専門組織等との間で速やかに行われることが重要である。
「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」における提言の趣旨に沿って、「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」（2024 年 3 月 11 日 同検討会策定）も活用しつつ、専門組織同士の円滑な情報共有及びその促進のための枠組みを構築する。
- サイバーインフラ事業者（開発者、供給者、運用者）と顧客（発注者）全てを対象とした官民連携による情報共有の仕組みを構築する。

このような仕組み構築するためには、情報を共有する場において情報共有の資格をどのように定めるのか、また、情報を有効活用するためのフォーマットやマニュアルの整備などが課題として挙げられる。（関連する要求事項：S(5)-1.2）

S (5)-2	開発者	
	供給者	
	運用者	
	顧客	
協力体制の強化 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との協力体制と枠組みを活用する。		
☐ S(5)-2.1 協力体制の活用 ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、外部の事業者、顧客、及び専門機関が参加するソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。		
取組例	・ セキュリティに関する情報を共有・分析する ISAC などの業界団体へ参加する。	
☐ S(5)-2.2 協力体制への貢献 コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。		
取組例	・ 被害情報の共有にとどまらず、以下のような幅広い協力の枠組みを活用する。 ➢ 親会社が CSIRT 協議会に参加し、親会社の CSIRT にグループ会社の従業員を派遣し、情報を共有 ➢ グループ会社内で、MISP を活用し IoC 情報を共有 ➢ ISAC（SoftwareISAC など）や CSIRT 協議会に参加 ➢ 民間企業の有志団体が集まったコミュニティ、地域のセキュリティコミュニティを通じた連携政府機関等が立ち上げた会議体に参加し、地域の企業、商工団体、自治体との脆弱性情報を共有 ➢ 進行中のプロジェクトがない委託先とも、勉強会を開催し、情報を共有 ➢ プライム事業者が主催するユーザ会、インシデント事例やその原因に関する業界を横断した説明会 ➢ IPA などの国主導の状況共有枠組みの活用	

■ 関係者間の協力体制を強化する取組への期待

関係者間に跨って製品やサービスのセキュリティを改善するための協力体制を強化するためには、以下のような取組が期待される。（関連する要求事項：S(5)-2.2）

- 業界団体の協力は不可欠であり、業界団体において課題を取り上げることなどを通じて、事業者の積極的な参加を促し、さまざまな面で貢献することが期待される。
- 守秘義務を飛び越えてサイバー脅威に対応する情報を共有する、できる仕組み、インシデント発生時の契約のあり方、情報開示のレベルとルール整備等のサプライチェーンの情報の共有方法、また、既知となった脆弱性や対処情報を顧客あるいは保守運用側へ迅速に報告、共有する枠組みの構築が期待される。
- セキュリティ要件の実装に関する事業者レベルアップのサポート方法の一つとして、ガイドラインの整備、業界単位でのセキュリティベースラインの整理などが期待される。

（６）顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用

S (6)-1	開発者	供給者	運用者	顧客
顧客経営層のリーダーシップによるリスク管理 顧客経営層のリーダーシップにより、顧客独自のリスク管理をサイバーインフラ事業者と協力して実施するリスク管理を統合する。				
□ S(6)-1.1 リスク管理 顧客の独立した主体的な取組とサイバーインフラ事業者との契約に基づく取組を統合したリスク管理を実施する。				
取組例	- 顧客はオーナーシップを持つシステム全体のリスク管理に責任を持つ。その上で、システム全体のリスクを踏まえた適切な対策（管理者権限のあるユーザに対する多要素認証の適用、シングルサインオンの適正運用による効率化実現など）を実施する。 - 組織のセキュリティ態勢を支える重要なサイバーインフラ事業者を重要なビジネス機能とみなし、サイバーインフラ事業者からの提案及び費用内訳の妥当性の確認結果などを踏まえ、組織の成功にとっての重要性に応じて、対象とするシステム及びソフトウェアの運用及びリスク対応に係るライフサイクル全体の資金拠出を行う。 - サイバーインフラ事業者に対して、内部統制に関する態勢やセキュアバイデザインとセキュアバイデフォルト慣行を取り入れるためのロードマップに対する透明性を要求する。 - 顧客がオーナーシップを持つシステムの運用においてインシデントが発生する場合を想定し、そのシステムの保守を委託するサイバーインフラ事業者とインシデント対応とその役割分担を含む保守契約を締結する。 - セキュアバイデザインやセキュアバイデフォルトの慣行を取り入れるサイバーインフラ事業者を活用するための能力向上に向けた計画を作成する。 - サイバーセキュリティスタッフ、セキュリティチャンピオン、セキュリティテスター、運用とプラットフォームのエンジニア、調達スタッフなど、ソフトウェア運用ライフサイクルに関与する全ての役割と責任を定義する。 - クラウドシステムを利用する場合、責任共有モデルに基づいて顧客と供給者のセキュリティに関する責任を明確にし、セキュリティ態勢、内部統制、責任共有モデルの下で責任を果たす能力について、透明性の高いクラウド事業者を優先する。			

□ **S(6)-1.2 リソース整備**

既知の脆弱性への対処、及び緩和策を主体的に実施するためのリソースを割り当て、整備する（SBOM 活用を含む）。

取組例	- ソフトウェア製品のサポート期限を確認し、サポート切れのソフトウェアを使用しない運用計画とする。 - ソフトウェア製品のセキュリティ実装に係る証明情報（SBOM、SSDF の実装の適合性を証明する自己適合証明書など）を要求・検証する。 - ソフトウェアの受入、又は展開前に、整合性メカニズムチェック、セキュリティテスト、環境テスト、機能テストを実行する。 - 導入するソフトウェアの品質を担保するため、顧客とサイバーインフラ事業者の協議により品質の検証方法と基準を定め、エビデンスを要求する。 - 導入したソフトウェアのセキュリティ監視を継続的に実施し、ソフトウェアの脆弱性の疑いが特定された場合、サイバーインフラ事業者に報告する。 - ソフトウェアの更新戦略に基づく更新ポリシーを定め、必要に応じて自動化更新メカニズムを採用する。
------------	--

□ **S(6)-1.3 協力体制の活用**

ソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。

取組例	コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。
------------	---

■ **ライフサイクルの違い**

ソフトウェアを利用する顧客が認識するライフサイクル（利用期間）と、ソフトウェアを提供するサイバーインフラ事業者が認識するライフサイクル（サポート期間）は、異なるものである。ソフトウェアを利用する際には、利用するソフトウェアのバージョンのサポート期限を定期的に確認し、サポート期限が終了したソフトウェアを利用することがないようなソフトウェアの運用計画とすることが肝要である。

（関連する要求事項：S(6)-1.2）

S (6)-2	開発者	供給者	運用者	顧客
顧客経営層のリーダーシップによるソフトウェアの調達、運用				
顧客経営層のリーダーシップにより、セキュアにソフトウェアを調達、運用する。				
□ S(6)-2.1 セキュリティ要件の定義				
ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件を定義し、ソフトウェアを調達・導入する前に、サイバーインフラ事業者に提示する。				
取組例	・ 業界のカウンターパートと協力し、サイバーインフラ事業者が今後セキュアバイデザインとセキュアバイデフォルトの取組を優先するように要望を提示する。			
□ S(6)-2.2 セキュリティ慣行の要求開示				
ソフトウェアの調達・導入前に、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を開示する。				
取組例	・ IT 部門に、セキュアバイデザインとセキュアバイデフォルトの慣行に力点を置いた購入基準を作成する権限を与える。			
□ S(6)-2.3 リスク評価に基づく意思決定				
ソフトウェアを調達・導入する際に、リスク評価に基づいた意思決定を行う。				
取組例	・ IT 部門がソフトウェア購入前にそのセキュリティを評価すること、及び必要な情報源を要求することを定めたポリシーを作成し、IT 部門に必要に応じて拒否する権限を明確に与える。 ・ 特定の技術製品に関するリスクを受け入れる決定を行う場合には、正式に文書化し、経営層幹部が承認し、定期的に取り締役に報告する。 ・ デジタルサービスを導入する際には、他のデジタルサービスへの移行可能性をリスクの観点から評価し、導入の意思決定を行う。			
□ S(6)-2.4 予算確保				
ソフトウェアのライフサイクルを考慮した導入・運用・移行・廃棄、リスク対応、及び関連する契約に係る予算を継続的に確保する。				
取組例	・ サイバーセキュリティに関する残存リスクを許容範囲以下に抑制するための方策を検討し、その実施に必要な資源（予算、人材等）を確保した上で、具体的な対策に取り組む。（サイバーセキュリティ経営ガイドライン v3 指示 3） (システム・サービスのソフトウェアの場合) ・ 関係者間で費用認識の共有を促進する前提として、脆弱性の放置が将来的な負債（サイバー攻撃による損害など）につながることを共通の経営リスクとして把握する。			

5.5. 統一基準群と本ガイドライン（案）との関係

(1) 統一基準群の利用の枠組み、統一基準の位置付け

国の行政機関及び独立行政機関（以下、政府機関等という）は、内閣官房サイバーセキュリティセンター（NISC）から公開される「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」¹³（以下、統一基準群という）の利用の枠組みに則り、それぞれの組織の情報セキュリティを確保することとしている。

この枠組みにおいて、政府機関等は、統一規範及びその実施のための要件である統一基準に準拠するために、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」（以下、対策基準策定ガイドラインという）を参照しつつ、組織及び取り扱う情報の特性を踏まえて情報セキュリティポリシーを策定し、ポリシーに定めた対策事項に係る運用規程や実施手順を定め、計画的に対策を実施することが求められる。

統一基準群は、統一規範、統一基準、対策基準策定ガイドラインにより構成される。統一基準は、政府機関等が実施すべき対策について、目的別に 3 階層（部、節、款）の対策項目を分類し、3 階層目（款）に対して目的、趣旨、遵守事項を示している。対策基準策定ガイドラインは、遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項を例示し、情報セキュリティポリシーの策定や実施に関する考え方を解説している。

(2) 統一基準群が扱うソフトウェアとの関係

本ガイドライン（案）が扱う「ソフトウェア」とは、本ガイドライン（案）の目的である「ソフトウェアを対象とした効果的なサプライチェーン上のサイバーセキュリティ対策を進める」に則り、サイバーインフラ事業者が扱う以下のソフトウェアを対象としている。（詳細は本ガイドライン（案）の「1.3. 適用対象（1）ソフトウェアの範囲」を参照）

- ソフトウェア製品
- ソフトウェアサービス
- 組込みソフトウェア
- システム・サービスを構成するソフトウェア

一方、統一基準群が外部委託の調達や情報システムの開発・運用の委託において対策強化を求めるソフトウェアの範囲は以下としており、本ガイドライン（案）が対象とするソフトウェアに合致しているものと想定する。

<外部委託（調達）>

- クラウドサービス
- 機器等（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）

※ソフトウェアについては特にサプライチェーン・リスクに対応する必要があると判断されるソフトウェアを<情報システムの基盤を管理又は制御するソフトウェアの例>として以下を例示

¹³ <https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

なお、統一基準群のうち「統一規範」及び「統一基準」は内閣官房セキュリティセンターのサイバーセキュリティ戦略本部が決定する。

- 端末やサーバ装置、通信回線装置等を制御するソフトウェア
- 統合的な主体認証を管理するソフトウェア
- ネットワークを制御・管理するソフトウェア
- 資産を管理するソフトウェア
- 監視に関連するソフトウェア
- 情報システムのセキュリティ機能として使用するソフトウェア

＜情報システム（開発・運用の委託）＞

- アプリケーション・コンテンツ

また、直近の統一基準群の改定においては、ソフトウェアのセキュリティ対策やサプライチェーン・リスク対策に関する強化が進められている。統一基準群（令和 5 年度版）改定のポイントとして、以下の項目が示されていることから、本ガイドライン（案）の目的にも合致する。

- 統一基準群（令和 5 年度版）改定のポイント¹⁴
 - 情報セキュリティに関するサプライチェーン対策の強化
 - クラウドサービスの利用拡大を踏まえた対策の強化
 - ソフトウェア利用時の対策の強化
 - サイバーレジリエンスの強化や脅威・技術動向を踏まえての対策の強化
 - 組織横断的な情報セキュリティ対策の強化と情報システムの重要度に応じた対策の確保

(3) 統一基準群と本ガイドライン（案）との関係性

本ガイドライン（案）は、ソフトウェアのサイバーセキュリティの確保とレジリエンスの向上のためのサイバーインフラ事業者と顧客の適切な役割分担と責務の在り方を示すものである。統一基準群との関係性において、顧客とは政府機関等であり、統一基準群を遵守・参照する主体そのものである。一方、サイバーインフラ事業者は、政府機関等からみると外部委託者となるため、主体である政府機関等（顧客）から、情報システムの開発・運用あるいは機器等の調達先としてソフトウェアを含む業務委託を請ける立場となる。統一基準群は、顧客が遵守事項を実施できるようにするために、サイバーインフラ事業者が受託者として果たすべき役割と責務を直接明示しているわけではないため、統一基準群の内容を受託者の立場で読み替えて理解する必要がある。

統一基準の 1 階層目の部の分類は第 2 部から第 8 部の 7 分類であり、本ガイドライン（案）が示す責務に直接関係する内容を含む部（以下の表で「○」とする部分）、及び本ガイドライン（案）が示す責務としての要求事項に関連する記載を含む部（同表で「△」とする部分）が存在する。

表 8 統一基準の 1 層目（部）との対応関係

統一基準の 1 層目（部）	サイバーインフラ事業者	顧客
第 1 部 総則		
第 2 部 情報セキュリティ対策の基本的枠組み		○

¹⁴ https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/rev_pointr5.pdf

統一基準の1層目（部）	サイバーインフラ事業者	顧客
第3部 情報の取扱い		△
第4部 外部委託	○	○
第5部 情報システムのライフサイクル	○	○
第6部 情報システムの構成要素	○	○
第7部 情報システムのセキュリティ要件	○	○
第8部 情報システムの利用	△	△
付録		

また、2階層目の節の分類は、統一基準と本ガイドライン（案）との関係において、統一基準の以下の節（以下の表で赤枠で示す部分）は、顧客とサイバーインフラ事業者がともに「○」であることから、本ガイドライン（案）が示す責務と役割分担について特に深い関係性が認められる。

- 4.1 業務委託
- 4.2 クラウドサービス
- 4.3 機器等の調達
- 5.2 情報システムのライフサイクルの各段階における対策
- 6.5 ソフトウェア
- 6.6 アプリケーション・コンテンツ
- 7.2 情報セキュリティの脅威への対策

表 9 統一基準の2層目（節）との対応関係

統一基準の2層目（節）	サイバーインフラ事業者	顧客
第1部 総則		
1.1 本ガイドラインの目的等		
1.2 情報の格付の区分・取扱制限		
1.3 統一基準における用語定義		
1.4 一般用語の解説		
1.5 基本対策事項及び解説の読み方		
第2部 情報セキュリティ対策の基本的枠組み		○
2.1 導入・計画		○
2.2 運用		○
2.3 点検		△
2.4 見直し		△
2.5 独立行政法人及び指定法人		△
第3部 情報の取扱い		△
3.1 情報の取扱い		△
3.2 情報を取り扱う区域の管理		△
第4部 外部委託	○	○

統一基準の2層目（節）		サイバーインフラ事業者	顧客
	4.1 業務委託	○	○
	4.2 クラウドサービス	○	○
	4.3 機器等の調達	○	○
第5部 情報システムのライフサイクル		○	○
	5.1 情報システムの分類		△
	5.2 情報システムのライフサイクルの各段階における対策	○	○
	5.3 情報システムの運用継続計画	△	△
	5.4 政府共通利用型システム	△	△
第6部 情報システムの構成要素		○	○
	6.1 端末	△	△
	6.2 サーバ装置	△	△
	6.3 複合機・特定用途機器	△	△
	6.4 通信回線	△	△
	6.5 ソフトウェア	○	○
	6.6 アプリケーション・コンテンツ	○	○
第7部 情報システムのセキュリティ要件		○	○
	7.1 情報システムのセキュリティ機能	△	△
	7.2 情報セキュリティの脅威への対策	○	○
	7.3 ゼロトラストアーキテクチャ	△	△
第8部 情報システムの利用		△	△
	8.1 情報システムの利用	△	△
付録			

5.6. 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針と本ガイドライン（案）との関係

(1) 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針の利用の枠組みと位置付け

重要インフラ事業者等は、当該事業分野に関する法制度の下、関係する基準にしたがい、業を営んでいる。「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」¹⁵（以下、「行動計画」という。）において、重要インフラ事業者等は、後述の安全基準等を踏まえ自組織の障害対応体制の強化等に努めるものとされており、これらを通じて、重要インフラに関わる情報セキュリティ対策が総合的に進められている。「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」¹⁶（以下、「策定指針」という。）においては、サイバーセキュリティの確保に関して、各重要インフラ事業者等の判断や行為に関するこれらの基準又は参考となる文書類を「安全基準等」¹⁷と定義し、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティ確保に向けた取組が分類されて整理されており、これらの取組を原則として重要インフラの業界別に策定される安全基準等に記載することが期待されている。

また、策定指針の参考文書として手引書が整備されており、リスクマネジメントといったセキュリティ対策を進める際の基本的な考え方や具体的な手順を解説している。

(2) 策定指針が扱うソフトウェアとの関係

本ガイドライン（案）が扱う「ソフトウェア」とは、本ガイドライン（案）の目的である「ソフトウェアを対象とした効果的なサプライチェーン上のサイバーセキュリティ対策を進める」に則り、サイバーインフラ事業者が扱う以下のソフトウェアを対象としている。（詳細は本ガイドライン（案）の「1.3. 適用対象（1）ソフトウェアの範囲」を参照）

- ソフトウェア製品
- ソフトウェアサービス
- 組込みソフトウェア
- システム・サービスを構成するソフトウェア

一方、策定指針を通じて安全基準等に規定すべき対象範囲は、行動計画「別紙 1 対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例」に記載された「対象となる重要システム例」や、「別紙 2 重要インフラサービスとサービス維持レベル」に記載された「重要インフラサービス（手続を含む）」、「重要インフラサービス障害の例」、「サービス維持レベル」等の内容を踏まえることとされている。対策すべきサプライチェーンの事例としてクラウドサービスが示されており、リスク管理の対象として、情報システム、制御システムや汎用機器が示されている。ソフトウェアはシステムを構成する要素であることを踏まえると、対象とするソフトウェアとして以下が想定される。したがって、本ガイドライン（案）が対象とするソフトウェアのうち、ソフトウェア製品以外は、合致しているものと想定する。

¹⁵ https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2024.pdf

¹⁶ <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/shishin202307.pdf>

¹⁷ 関係法令に基づき国が定める「強制基準」、関係法令に準じて国が定める「推奨基準」及び「ガイドライン」、関係法令や国民からの期待に応えるべく業界団体等が定める業界横断的な「業界標準」及び「ガイドライン」、関係法令や国民・利用者等からの期待に応えるべく重要インフラ事業者等が自ら定める「内規」に分類される。

＜外部委託（調達）＞

- クラウドサービス
- 制御システム（汎用機器を含む）

＜情報システム（開発・運用の委託）＞

- 情報システム

また、策定指針において以下のとおり記載されており、本ガイドライン（案）の目的にも合致する。

4.4. サプライチェーン・リスクマネジメント
自組織の重要システムや機能とサプライチェーンの依存関係の把握、供給者のセキュリティ対策の状況の把握を行う。 サプライチェーン・リスクに関するリスクアセスメント及びリスク対応を行う。（中略） 直接の供給者を対象に、事業者間の契約において、サイバーセキュリティリスクへの対応に関して担うべき役割と責任範囲を明確化する。さらに、リスクに応じて直接の供給者に連なる供給者への関与の程度を決定しつつ、各供給者がその先の供給者を対象にサプライチェーン・リスクマネジメントの実施状況を把握することで、サプライチェーン全体のリスクマネジメントを実施することが望ましい。また、セキュリティ対策の導入支援や共同実施等により、サプライチェーン全体での方策の実効性を高めることが望ましい。

(3) 策定指針と本ガイドライン（案）との関係性

本ガイドライン（案）は、ソフトウェアのサイバーセキュリティの確保とレジリエンスの向上のためのサイバーインフラ事業者と顧客の適切な役割分担と責務の在り方を示すものである。策定指針との関係性において、顧客とは重要インフラ事業者等であり、策定指針を踏まえた安全基準等に基づき対策を実施する主体そのものである。一方、サイバーインフラ事業者は、重要インフラ事業者等からみると通常は外部委託者となる¹⁸ため、主体である重要インフラ事業者等（顧客）から、情報システムの開発・運用あるいは機器等の調達先としてソフトウェアを含む業務委託を請ける立場となる。策定指針は、顧客が各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティ確保に向けた取組を実現できるようにするために、サイバーインフラ事業者が受託者として果たすべき役割と責務を直接明示しているわけではないため、策定指針の内容を受託者の立場で読み替えて理解する必要がある。

策定指針は、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティ確保に向けた取組が分類されている。本ガイドライン（案）が示す責務に直接関係する内容を含む章（以下の表で「○」とする部分）、及び本ガイドライン（案）が示す責務としての要求事項に関連する記載を含む章（同表で「△」とする部分）が存在する。

¹⁸ ただし、重要インフラ事業者が自組織において開発、供給を実施する場合は、重要インフラ事業者自身が責務区分「サイバーインフラ事業者」としての各役割である「開発者」、「供給者」の責務を自ら（主体）として負うものと考えられる。具体例は「1.4 役割分担の考え方」の表4のeを参照。

表 10 策定指針の 1 層目との対応関係

策定指針の 1 層目	サイバーインフラ事業者	顧客
1. 目的及び位置付け		
2. 総則		△
3. 組織統治におけるサイバーセキュリティ		△
4. リスクマネジメントの活用と危機管理	○	○
5. 対策項目	○	○

2 階層目の節の分類は、策定指針と本ガイドライン（案）との関係において、策定指針の以下の節（以下の表で赤枠で示す部分）が顧客とサイバーインフラ事業者がともに「○」であることから、本ガイドライン（案）が示す責務と役割分担について特に深い関係性が認められる。

- 4.2 リスクアセスメント
- 4.3 サイバーセキュリティリスク対応
- 4.4 サプライチェーン・リスクマネジメント
- 4.8 平時の運用
- 5.1 組織的対策

表 11 策定指針の 2 層目との対応関係

策定指針の 2 層目	サイバーインフラ事業者	顧客
1. 目的及び位置付け		
1.1. 重要インフラにおけるサイバーセキュリティの確保の重要性		
1.2. 「安全基準等」とは何か		
1.3. 安全基準等策定 指針の位置付け		
2. 総則		△
2.1. 策定目的		
2.2. 対象範囲		
2.3. 関係主体の役割		△
3. 組織統治におけるサイバーセキュリティ		△
3.1. 組織方針		△
3.2. 組織内外のコミュニケーション		△
3.3. 経営リスクとしてのサイバーセキュリティリスクの管理		○
3.4. 責任及び権限の割当て		△
3.5. 資源の確保		△
3.6. 監査・モニタリング		△
3.7. 情報開示		
3.8. 継続的改善		△
4. リスクマネジメントの活用と危機管理	○	○

策定指針の2層目		サイバーインフラ事業者	顧客
	4.1. 組織状況の理解	△	△
	4.2. リスクアセスメント	○	○
	4.3. サイバーセキュリティリスク対応	○	○
	4.4. サプライチェーン・リスクマネジメント	○	○
	4.5. 事業継続計画等		
	4.6. 人材育成・意識啓発		△
	4.7. CSIRT 等の整備	△	△
	4.8. 平時の運用	○	○
	4.9. 危機管理	△	△
	4.10. 演習・訓練	△	△
5. 対策項目		○	○
	5.1. 組織的対策	○	○
	5.2. 人的対策	△	△
	5.3. 物理的対策		
	5.4. 技術的対策	△	△
	5.5. 動向を踏まえた対策	△	△

5.7. 参照情報

(1) 参照情報のリスト

略称	文書名
NSA	SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN / Recommended Practices Guide for Developers https://media.defense.gov/2022/Sep/01/2003068942/-1/-1/0/ESF_SECURING_THE_SOFTWARE_SUPPLY_CHAIN_DEVELOPERS.PDF
NSA-S	SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN / Recommended Practices Guide for Suppliers https://media.defense.gov/2022/Oct/31/2003105368/-1/-1/0/SECURING_THE_SOFTWARE_SUPPLY_CHAIN_SUPPLIERS.PDF
NSA-C	SECURING THE SOFTWARE SUPPLY CHAIN / Recommended Practices Guide for Customers https://media.defense.gov/2022/Nov/17/2003116445/-1/-1/0/ESF_SECURING_THE_SOFTWARE_SUPPLY_CHAIN_CUSTOMER.PDF
SP800-218	NIST SP800-218 Secure Software Development Framework (SSDF) Version 1.1: Recommendations for Mitigating the Risk of Software Vulnerabilities https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/SpecialPublications/NIST.SP.800-218.pdf
BSA	The BSA Framework for Secure Software: A New Approach to Securing the Software Lifecycle https://www.bsa.org/files/reports/bsa_software_security_framework_web_final.pdf
CISA-D	Defending Against Software Supply Chain Attacks https://www.cisa.gov/sites/default/files/publications/defending_against_software_supply_chain_attacks_508_1.pdf
CISA-SBD	Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software https://www.cisa.gov/sites/default/files/2023-10/SecureByDesign_1025_508c.pdf
SP800-161	NIST SP800-161 Cybersecurity Supply Chain Risk Management Practices for Systems and Organizations https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/SpecialPublications/NIST.SP.800-161r1-upd1.pdf
ISMS	ISO/IEC 27002:2022 - Information security, cybersecurity and privacy protection Information security controls https://www.iso.org/standard/75652.html

略称	文書名
ISO 15408	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ISO/IEC 15408:2022 - Information security, cybersecurity and privacy protection Evaluation criteria for IT security Part1～3 https://www.iso.org/standard/72891.html https://www.iso.org/standard/72892.html https://www.iso.org/standard/72906.html
DSP	ENISA Guidelines on assessing DSP and OES compliance to the NISD security requirements https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/78f2a620-f909-11e8-9982-01aa75ed71a1/language-en
総務省	クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン https://www.soumu.go.jp/main_content/000771515.pdf クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針 https://www.soumu.go.jp/main_content/000477838.pdf
CRA	The European Cyber Resilience Act https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/739259/EPRS_BRI(2022)739259_EN.pdf REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on horizontal cybersecurity requirements for products with digital elements and amending Regulation (EU) 2019/1020 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402847
統一基準群	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr5.pdf 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kihanr5.pdf 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider6.pdf
策定指針	重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_abst_2024.pdf 重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針 https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/shishin5.pdf
日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ	日米豪印首脳会合共同声明（QUAD 共同原則） https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001188.html
UN-R155	UN Regulation No. 155 - Cyber security and cyber security management system https://unece.org/sites/default/files/2023-02/R155e%20%282%29.pdf
ISO 21434	ISO/SAE 21434:2021 - Road vehicles Cybersecurity engineering https://www.iso.org/standard/70918.html
UN-R156	UN Regulation No. 156 - Software update and software update management system https://unece.org/sites/default/files/2024-03/R156e%20%282%29.pdf

略称	文書名
ISO 24089	ISO 24089:2023 - Road vehicles Software update engineering https://www.iso.org/standard/77796.html ISO 24089:2023/Amd 1:2024 https://www.iso.org/standard/87522.html
OMB M-23-16	Update to Memorandum M-22-18, Enhancing the Security of the Software Supply Chain through Secure Software Development Practices https://bidenwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2023/06/M-23-16-Update-to-M-22-18-Enhancing-Software-Security.pdf Secure Software Development Attestation Form Instructions https://www.cisa.gov/sites/default/files/2024-03/Self-Attestation-Common-Form-03082024-FINAL.pdf
SP800-218A	NIST SP 800-218A Secure Software Development Practices for Generative AI and Dual-Use Foundation Models An SSDF Community Profile https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/SpecialPublications/NIST.SP.800-218A.pdf
DSIT	DSIT – The Code of Practice for Software Vendors https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/a-code-of-practice-for-software-vendors-call-for-views/call-for-views-on-the-code-of-practice-for-software-vendors
サイバーセキュリティ経営ガイドライン	サイバーセキュリティ経営ガイドライン https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide_v3.0.pdf

(2) 他の標準・ガイドライン等との関係

本ガイドライン（案）は、ソフトウェアのセキュリティやソフトウェア開発保証を対象とする各種ガイドラインやフレームワークとの間に、次のような関係を有する。具体的な取組において、方針検討及び実現する手段をさらに検討する際に、これらのガイドラインも活用することが可能である。本ガイドライン（案）のベースとなる範囲と主な他の標準・ガイドラインとの関係を 図 8 に示すとともに、主な標準・ガイドライン等との関係を以下に説明する。

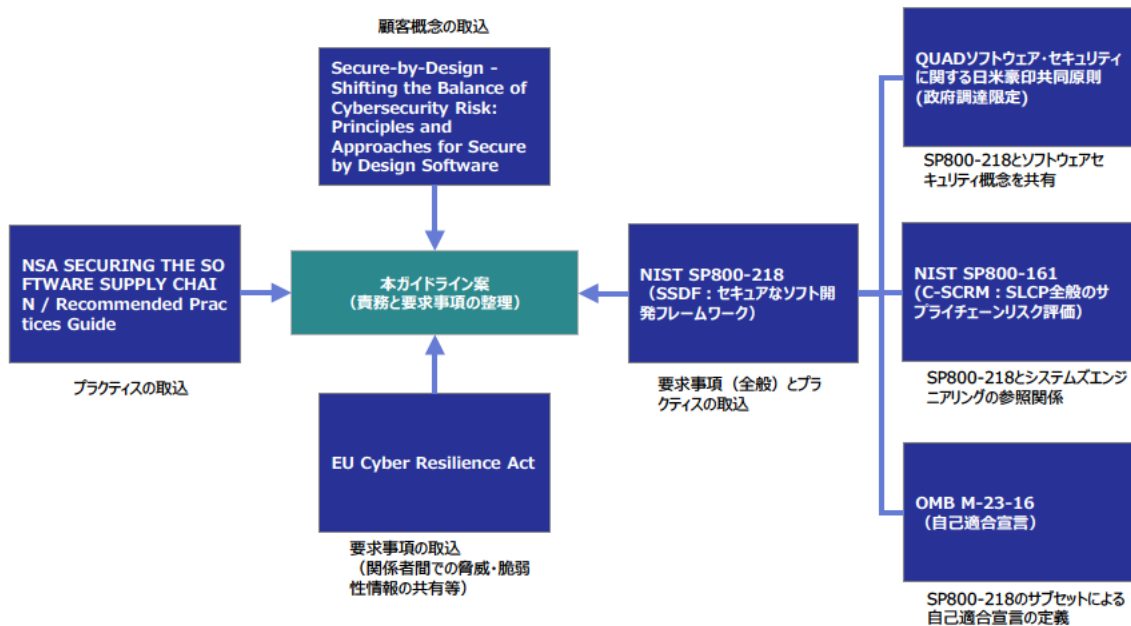


図 8 本ガイドライン（案）と他の標準・ガイドライン等との関係

① NIST SP800-218

NIST が発行した SP800-218 は、ソフトウェアサプライチェーンのセキュリティを強化するためのガイダンスである。ソフトウェア開発ライフサイクル（SDLC）モデルに対して、開発中のソフトウェアのセキュリティを確保するために、セキュアなソフトウェア慣行を追加する SSDF: Secure Software Development Framework と呼ばれるフレームワークを提唱する。本ガイドライン（案）では、SP800-218 に示された各慣行を実行するために必要なタスクを「要求事項」として網羅的に扱い、各タスクに対する実装例を「取組例」の一部の参考としている。

② NSA Software Supply Chain Guidance (for Developers, Suppliers, Customers)

NSA が発行した 3 つのソフトウェアサプライチェーンガイダンス（開発者編、供給者編、顧客編）は、ソフトウェア開発者、ソフトウェア供給者、及び顧客が参照すべき業界のベストプラクティスと原則を提供するガイダンスである。開発者編に示される原則には、セキュリティ要件の計画、セキュリティの観点からソフトウェアアーキテクチャの設計、セキュリティ機能の実装、ソフトウェア開発の基盤（開発環境、ソースコードレビュー、テストなど）のセキュリティ維持が含まれる。本ガイドライン（案）では、3 つの文書に示された原則及びベストプラクティスのエッセンスを主に「取組例」の一部の参考としている。

③ CISA Secure-by-Design - Shifting the Balance of Cybersecurity Risk: Principles and Approaches for Secure by Design Software

CISA が発行したセキュアバイデザインの原則とアプローチに関するガイダンスは、ソフトウェア開発者に対して製品の設計、開発、提供の際にセキュリティを最優先に求めることを目的としたガイダンスである。3 つの原則「顧客のセキュリティ成果のオーナーシップを持つ」、「根本的な透明性と説明責任を受け入れる」、「トップからリードする」を提唱し、セキュアバイデザイン、セキュアバイデフォルトの観点から、それぞれの原則の解説と主要なプラクティス、及びタクティクス（手法）を示している。本ガイドライン（案）では、セキュアバイデザイン及びセキュアバイデフォルトの主旨に則った責務の要求事項を構成するとともに、ソフトウェア製品のセキュリティ原則のプラクティス及びタクティクス（手法）のエッセンスを「取組例」の一部の参考としている。

④ EU Cyber Resilience Act.

欧州サイバーレジリエンス法は、EU 域内におけるデジタル要素を備えたハードウェア及びソフトウェア製品に対するサイバーセキュリティ要件を規定した法的枠組みであり、2024 年に発効、2027 年に全面的に施行予定である。この法的枠組みは、一部の例外を除いたデジタル要素を備えた広範な製品を対象としており、欧州市場に製品を投入する製造業者は、製品のライフサイクル全体を通じてセキュリティ要求への適合（SBOM の作成、セキュリティ更新の提供、脆弱性発見時やインシデント発生時の当局への報告など）を保証する義務を負うことになる。本ガイドライン（案）では、サイバーセキュリティ必須要件（製品の特性に関する要件、及び脆弱性処理要件）及びユーザへの情報と指示の一部を「個別要件」又は「取組例」の一部の参考としている。

⑤ その他の標準・ガイドライン

本ガイドライン（案）では、上記の他にも以下の標準・ガイドラインを参考としている。

- The BSA Framework for Secure Software: A New Approach to Securing the Software Lifecycle
- CISA Defending Against Software Supply Chain Attacks
- NIST SP800-161 Cybersecurity Supply Chain Risk Management Practices for Systems and Organizations
- ENISA Guidelines on assessing DSP and OES compliance to the NISD security requirements
- Common Criteria for Information Technology Security Evaluation (ISO/IEC 15408)
- ISO/IEC 27002:2022
- 総務省 クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン
- 総務省 クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針
- NISC 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準
- NISC 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン
- NISC 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画

- NISC 重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針
- 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ（日米豪印首脳会合共同声明:QUAD 共同原則）
- UN-R155
- UN-R156
- ISO/SAE 21434:2021
- ISO 24089:2023
- OMB M-23-16
- NIST SP800-218A
- DSIT The Code of Practice for Software Vendors

その他、CISA から公開されている、ソフトウェアに関するサイバーサプライチェーンのリスク管理（C-SCRM）のフレームワークと SSDF に基づいてリスクを特定、評価、軽減する方法に関する推奨事項なども参考としている。

(3) NIST SP800-218 との対応関係

要求事項	NIST SP800-218 の対応する箇所
S(1)-1	PW 1.1, PW 1.2, PW 2.1
S(1)-2	PW 5.1, PW 6.1, PW 6.2, PW 7.1, PW 7.2, PW 9.2
S(1)-3	PW 8.1, PW 8.2, PW 9.1
S(1)-4	PW 9.1, (PS 1.1, PO 5.1, PO 5.2)
S(2)-1	PW 1.3, PW 4.1, PW 4.2, PW 4.4, (RV 2.1)
S(2)-2	PS 1.1, PS 3.1, PS 3.2
S(2)-3	PO 1.3, (PW 4.4)
S(2)-4	PS 2.1, PW 9.2
S(3)-1	RV 1.1, RV 1.2, RV 1.3
S(3)-2	RV 2.1, RV 2.2
S(3)-3	RV 3.1, RV 3.2, RV 3.3, RV 3.4, PW 7.2
S(4)-1	PO 2.1, PO 2.2, PO 2.3, (PO 3.1, PO 3.2, PO 3.3)
S(4)-2	PO 1.1, PO 1.2, (PO 2.3)
S(4)-3	(PO 1.1, PO 1.2, PO 2.3)
S(4)-4	PO 4.1, PO 4.2
S(4)-5	PO 3.1, PO 3.2, PO 3.3
S(4)-6	PO 5.1, PO 5.2
S(5)-1	—
S(5)-2	—
S(6)-1	—
S(6)-2	—

(4) NSA Software Supply Chain Guidance の 3 文書との対応関係

要求事項	NSA (for Developers)	NSA-S (for Suppliers)	NSA-C (for Customers)
S(1)-1	2.3.2	2.3.1	—
S(1)-2	2.2.1.4, 2.2.2, 2.2.6, 2.2.3.2, 2.3.2, 2.3.3, 2.4.1	2.2.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.3.6	—
S(1)-3	2.2.1.3, 2.2.3.2, 2.3.2, 2.4.1	2.2.2, 2.3.5, 2.3.6	—
S(1)-4	—	—	—
S(2)-1	2.2.3, 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.3.5	2.3.1, 2.3.2	2.1, 2.2
S(2)-2	2.2.1.1, 2.2.1.2, 2.2.1.4, 2.2.6, 2.3.2, 2.3.3, 2.4.1, 2.5.3	2.2.1, 2.2.2, 2.2.3	—
S(2)-3	2.2.3	2.1.1	—
S(2)-4	—	—	—
S(3)-1	2.3.4, 2.4.1	2.4.1	—
S(3)-2	—	—	—
S(3)-3	—	—	—
S(4)-1	—	—	—
S(4)-2	2.2.3	2.1.1	—
S(4)-3	2.2.3	2.1.1	—
S(4)-4	—	—	—
S(4)-5	—	—	—
S(4)-6	—	—	—
S(5)-1	—	—	—
S(5)-2	—	—	—
S(6)-1	—	—	2.1, 2.2, 2.3
S(6)-2	—	—	2.1

(5) CISA Secure-by-Design- Shifting the Balance of Cybersecurity Risk

との対応関係

要求事項	原則 1	原則 2	原則 3	セキュアバイデザイン の手法	セキュアバイデフォルト の手法
S(1)-1	[SBD]-1 [SPD]-5	—	—	11,12	—
S(1)-2	[SBD]-5	—	—	1,4,5,6,7	1
S(1)-3	[SBD]-2	—	—	6	—
S(1)-4	—	—	—	—	4
S(2)-1	[PSB]-3,4 [SPD]-4	—	—	3	—
S(2)-2	—	[SPD]-5	—	8	—
S(2)-3	—	—	—	—	—
S(2)-4	[SBD]-1,4	—	—	—	1,5,8
S(3)-1	—	[SPD]-6	—	9	—
S(3)-2	[PSB]-4	—	—	10	6
S(3)-3	[SPD]-3	—	—	10	—
S(4)-1	[SPD]-6	[PSB]-1	3,5	—	—
S(4)-2	[SPD]-1	—	—	—	—
S(4)-3	[SPD]-1	—	—	2	—
S(4)-4	[SPD]-5,6	—	—	12	—
S(4)-5	—	—	—	1,6	—
S(4)-6	—	—	—	—	—
S(5)-1	—	—	—	—	—
S(5)-2	—	—	6	—	—
S(6)-1	—	—	[RFC]	—	2,3
S(6)-2	—	—	[RFC]	—	—

※[SBD] : SECURE BY DEFAULT PRACTICES

[SPD] : SECURE PRODUCT DEVELOPMENT PRACTICES

[PSB] : PRO-SECURITY BUSINESS PRACTICES

[RFC] : RECOMMENDATIONS FOR CUSTOMERS

(6) EU Cyber Resilience Act. ANNEX I/II との対応関係

要求事項	ANNEX I Part I	ANNEX I Part II	ANNEX II
S(1)-1	(1), (2)-a/g/h/i/j/k	(3)	—
S(1)-2	(1)	—	—
S(1)-3	(1)	—	—
S(1)-4	(1), (2)-d/e/f	—	—
S(2)-1	—	(6)	—
S(2)-2	(2)-l	(1)	—
S(2)-3	—	—	—
S(2)-4	(2)-b/f/m	(7)	4,5,7,8-a/b/d
S(3)-1	(2)-a/j	(1),(2),(3),(6)	2
S(3)-2	(2)-a/c/j/l	(2),(4),(5),(7),(8)	8-c
S(3)-3	(2)-a/j/k	(2)	—
S(4)-1	—	—	—
S(4)-2	(2)-a/d/e/f/g/h/i	—	—
S(4)-3	(2)-a/g/h/i	—	—
S(4)-4	—	—	—
S(4)-5	—	—	—
S(4)-6	—	—	—
S(5)-1	—	—	—
S(5)-2	—	—	—
S(6)-1	—	—	—
S(6)-2	—	—	—

(7) その他の文書との対応関係

各要求事項に付記した取組例は、以下の文書も参考としている。

要求事項	その他の関連する文書
S(1)-1	BSA
S(1)-2	BSA, CISA-D
S(1)-3	SP800-161, CISA-D, ISO15408
S(1)-4	ISMS, DSP
S(2)-1	SP800-161, CISA-D, BSA
S(2)-2	BSA, CISA-D, NSA
S(2)-3	BSA, SP800-161, 総務省, CISA-D, ISO15408, DSP, ISMS
S(2)-4	BSA, ISO15408, CISA-D
S(3)-1	SP800-161, BSA, ISMS, DSP, CISA-D
S(3)-2	CISA-D, BSA
S(3)-3	SP800-161, ISMS
S(4)-1	SP800-161, ISMS, CISA-D, BSA
S(4)-2	SP800-161, CISA-D, DSP, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(4)-3	DSP, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(4)-4	SP800-161, CISA-D, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(4)-5	SP800-161, CISA-D, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(4)-6	SP800-161, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(5)-1	NSA, DSP, ISMS
S(5)-2	DSP, 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ
S(6)-1	CISA-D
S(6)-2	BSA, CISA-D

5.8. 用語

アジャイル開発	ソフトウェア開発ライフサイクル（SDLC）のフェーズを複数の開発サイクルに配置し、各フェーズを迅速に繰り返すことで、ソフトウェアを段階的に更新する開発プロセスのこと。
回帰テスト	プログラムを変更したことで、変更していない箇所に不具合が出ていないかを確認するためのテストのこと。
システム・サービス	電子機器等のハードウェア制御などを行うソフトウェアのこと。
ソフトウェア開発ライフサイクル SDLC (Software Development Life Cycle)	短期間で、高品質、低コストのソフトウェアの生産を可能にする開発プロセスのこと。ウォーターフォール開発や、アジャイル開発等の種類がある。
ソフトウェアサプライチェーン	ソフトウェアの設計、開発、供給、運用の全てに関わるライフサイクルと、関連する組織及びソフトウェアの相互依存関係のこと。
脆弱性深刻度スコア CVSS (Common Vulnerability Scoring System)	情報システムの脆弱性に対するオープンで汎用的な評価手法のこと。CVSS を用いることで、特定の条件下で、脆弱性の深刻度を定量的に比較することができる。
セキュアバイデザイン SBD (Secure by Design)	ソフトウェアの設計段階から情報セキュリティを確保するための理念又は方策のこと。セキュアバイデザインと表現する場合もあるが同義である。セキュアバイデザインの用語は、セキュアバイデフォルトを包含する。セキュアバイデザインの原則を通して主体的に顧客のセキュリティ確保に取り組むために、CISA が NISC を含む国際的パートナーと提携して発行した「Secure by Design ソフトウェアの原則とアプローチ」では、以下の3つのソフトウェア製品のセキュリティ原則が提起されている。 原則1：顧客にもたらされるセキュリティの結果に責任を負う 原則2：徹底的な透明性と説明責任を果たす 原則3：トップ主導 なお、類似用語である「シフトレフト」は、ソフトウェア開発の上流でセキュリティ対策を組み込むことである。
セキュアバイデフォルト	ソフトウェアのセキュリティ機能や設定を最初から（デフォルトで）組み込んだ状態にする理念又は方策のこと。 例えば、製品を購入し使用開始する最初の段階で、十

セキュリティ要件	分な強度のパスワードを設定しなければ他の機能を利用できないようにする、一般ユーザが通常使う必要のない機能は、デフォルトでは利用できないようにする、などは、セキュアバイデフォルトの理念に則った具体例である。製品やシステムの開発時や導入時などに満たすことが求められるセキュリティの目標に対する具体的な要求のこと。
ツールチェーン	ソフトウェア開発において必要となる機能を有するソフトウェアツールの一連のセットのこと。各ツールを連携させることで、開発作業の効率化を図ることを目的とする。
ハードニング	システムの脆弱性や、不要な機能を減らすことを通じて、セキュリティを強化すること。
バリューストリームマッピング VSM (Value Stream Mapping) ビルドパイプライン	ソフトウェアなどの製品を顧客に提供するための開発・運用プロセスにおける必要な材料と情報等の流れを分析、設計、管理するためのリーン生産方式の手法のこと。ビルド作業を複数のテスト等のプロセスに分割し、段階的に実行すること。CI：継続的インテグレーション（DevSecOps 参照）のプラクティスの1つ。
ピアレビュー・リードレビュー	経験やノウハウを活用しながら、同レベルの開発者やリーダーが成果物を診断、評価する活動のこと。
ウォークスルー	仕様書等の成果物の品質向上のため、成果物の作成者に加えて、開発関係者などを集めて行う机上のレビューのこと。システムの仕様やプログラムの問題を発見する手法。
リスクモデリング	発生する可能性のある脅威、危険、イベントなどの見込みを把握し、その望ましくない結果や問題を特定する分析手法のこと。ソフトウェアのリスクモデリングでは、脅威モデリング（情報資産を保護する観点から、ソフトウェアの特性や潜在的な攻撃者、攻撃手法を仮定した分析によりセキュリティ対策を検討する手法）を活用し、その過程で攻撃モデル（攻撃者、攻撃サーフェス、攻撃手法などによる攻撃者が取りうる行動のモデル）を用いる。
レジリエンス	「弾力」「回復力」「復元力」「耐久力」などと訳される用語。サイバーセキュリティにおいては、システムが攻撃を受けても、適切な対応により、被害を限定しそこから復旧できる能力のこと。
CSIRT (Computer Security Incident Response Team)	インシデント発生に対応する組織のこと。

DevSecOps	開発（Development）、セキュリティ（Security）、運用（Operations）の頭文字を組み合わせた造語であり、ソフトウェア開発プロセスのあらゆるフェーズでセキュリティテストを統合するプラクティスのこと。
	「CI/CD パイプライン」は、その概念の一部を実装しており、ソフトウェアを継続的・段階的に更新し、自動的なビルドとテストによる検証を経て、自動的に配備される仕組みである。なお、CI/CD は（Continuous Integration / Continuous Delivery 又は Deployment）の略。
IaaS （Infrastructure as a Service）	情報システムを稼働するために必要なネットワーク、ストレージなどの基盤をインターネットを介してサービスとして提供すること。
ICT （Information and Communication Technology）	情報や通信に関する技術の総称。
統合開発環境	効率的にソフトウェアコードを開発するために必要な機能を統合したソフトウェアのこと。
IDE （Integrated Development Environment）	
IoC （Indicator of Compromise）	サイバー攻撃などの侵害痕跡や指標のこと。
IoT （Internet of Things）	センサー機器などの「モノ」をインターネットに接続する仕組みのこと。
ISAC （Information Sharing and Analysis Center）	米国で国家の重要情報ネットワークを保護するために、重要インフラを構成する民間の各業種において設置が促されたのが始まりで、業界ごとのセキュリティなどの情報共有の推進を図る組織のこと。日本では、SoftwareISAC、金融 ISAC や交通 ISAC などが設立されている。
KPI （Key Performance Indicator）	組織の目標の達成度合いを観察するために用いられる定量的な指標のこと。
重要リスク指標	組織内のリスクレベルを観察するために用いられる指標のこと。
KRI （Key Risk Indicator）	
MISP （Malware Information Sharing Platform）	マルウェアの通信先の IP アドレス等のサイバー攻撃の痕跡である IoC（Indicator of Compromise）の蓄積と共有を目的としたオープンソースの脅威共有プラットフォームのこと。
	https://www.misp-project.org/

OSS (Open Source Software)	ソースコードが公開され、改変等が認められているソフトウェアのこと。
OT (Operational Technology)	工場、プラント、ビルなどの物理的なシステムや設備を制御し運用する技術の総称。
PaaS (Platform as a Service)	情報システムを稼働するために必要なアプリケーション用のプラットフォーム機能を、インターネットを介してサービスとして提供すること。
PSIRT (Product Security Incident Response Team)	自社で開発する製品やサービスのセキュリティの向上及びインシデント対応に取り組む組織のこと。
SaaS (Service as a Service)	情報システムサービスを、インターネットを介してサービスとして提供すること。
SBOM (Software Bill Of Materials)	ソフトウェアを構成するコンポーネントや互いの依存関係、ライセンスデータなどの一連の関連要素をリスト化して管理する手法のこと。
SLA (Service Level Agreement)	サービスを提供する事業者とサービス利用者間で、サービスの範囲、内容、達成目標等について合意した内容のこと。
SOC (Security Operation Center)	ネットワーク機器やサーバのログ等を監視し、サイバー攻撃やその予兆を検知、分析する専門組織のこと。

6. 本ガイドライン（案）の検討体制

サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会

「サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」は、産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ1 分野横断サブワーキンググループ 及び サイバーセキュリティ戦略本部 重要インフラ専門調査会 の合同ワーキンググループとして、2024 年 9 月より開催し、ソフトウェアサプライチェーンのレジリエンス向上を図ることを目的としたサイバーインフラ事業者に求められる役割等に関して幅広い議論を行ってきた。

検討会での議論を通じ、ソフトウェアの開発・供給・運用に関わるサイバーインフラ事業者と顧客に求められる責務、及び責務を果たすための要求事項（役割別の具体的な取組の在り方）をまとめたガイドライン（案）の策定を進めるとともに、その普及策（自己適合宣言の仕組み化等）の検討を進めた。

<構成員一覧>

※敬称略、五十音順、2025 年 2 月 18 日時点

阿部 恭一	ANA システムズ株式会社セキュリティマネジメント部エグゼクティブマネージャー 兼 株式会社レオンテクノロジー相談役
稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所 弁護士
鴨田 浩明	株式会社 NTT データ ソリューション事業本部セキュリティ&ネットワーク事業部長
木谷 浩	一般社団法人 情報サービス産業協会 サイバーセキュリティ部会 部会長 (キヤノン IT ソリューションズ株式会社 サイバーセキュリティ技術開発本部先進技術グループ)
立石 聡明	一般社団法人 IT 団体連盟理事 (日本インターネットプロバイダー協会副会長・専務理事)
津田 宏	富士通株式会社 富士通研究所 フェロー
座長 土居 範久	慶應義塾大学 名誉教授
板東 直樹	一般社団法人 ソフトウェア協会 (SAJ) フェロー (Software ISAC 共同代表)
日高 昇治	一般社団法人 日本クラウド産業協会 (ASPIC) 執行役員
淵上 真一	日本電気株式会社 Corporate Executive CISO 兼 サイバーセキュリティ戦略統括部長
古田 朋司	トヨタ自動車株式会社 情報セキュリティ・トラスト部長
山口 雅史	NRI セキアテクノロジーズ株式会社 コンサルティング事業統括本部長

(事務局)

経済産業省、内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

(オブザーバー)

警察庁、総務省、厚生労働省、防衛装備庁、デジタル庁、一般社団法人 日本医療機器産業連合会

<各回概要>

検討会日程	主な議題及び会議要旨
第1回検討会 (令和6年9月24日)	【議題】 責務と要求事項、及び検討の進め方に関する議論 【会議要旨】 サイバーインフラ事業者に求められる「責務」と「要求事項」、及びガイドライン（案）としての検討の進め方の議論を実施。
第2回検討会 (令和6年12月17日)	【議題】 文献調査及びヒアリング結果を踏まえたガイドライン（案）の審議、及びガイドライン附属書方針に関する議論 【会議要旨】 ガイドライン（案）、及びガイドラインの普及施策の議論を実施。
第3回検討会 (令和7年2月18日)	【議題】 ガイドライン（案）の承認、及び今後の普及方針の検討に関する議論 【会議要旨】 ガイドライン（案）の更新内容に関する審議、及びガイドライン（案）の活用促進に向けた取組及び普及施策の議論を実施。

要求事項チェックリスト									
	要求パッケージ		責務を果たすための要求事項						
Check!	最低限	標準	要求ID	個別要求タイトル	個別要求	開発者	供給者	運用者	顧客
☐	○	○	S(1)-1.1	リスクベースのセキュリティ要件の定義	開発するソフトウェア、あるいはソフトウェアで構成されるシステム・サービスに対して、リスクベースの分析・評価を実施し、緩和策となるセキュリティ要件を定義する。	✓			
☐	○	○	S(1)-1.2	設計レビュー	ソフトウェアの設計のレビューを通じて、全てのセキュリティ要件を満たし、識別されたリスク情報に十分に対応していることを確認し、レビュー結果を反映する。	✓			
☐		○	S(1)-1.3	リスク対応記録	設計上の決定事項、リスクへの対応、承認された例外措置に関する記録を保持し、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じて監査や保守の目的で使用できるように維持する。	✓			
☐		○	S(1)-1.4	リスクベースの定期的確認	セキュリティ要件に対して承認された全ての例外とソフトウェア設計、及びソフトウェアの設計時に作成したリスクベースの分析・評価結果をレビューし、リスクへの対処が適切に定期的に確認する。	✓			
☐	○	○	S(1)-2.1	セキュア開発プロセスの定義	セキュアコーディングの観点、ビルド実施タイミングと方式、自動化ツールの利用、トレーニングなど、セキュアコーディング、セキュアビルド及びデフォルトセキュアに関するプロセスを定義する。	✓			
☐	○	○	S(1)-2.2	セキュアビルド	実行可能形式のセキュリティを向上させる機能を提供するコンパイラ、インタプリタ、及びビルドツールを使用し、コードを生成・ビルドする。	✓			
☐	○	○	S(1)-2.3	検証とフィードバック	レビュー及び分析による検証により発見された問題の根本原因を特定し、その対応結果をプロセスにフィードバックする。	✓			
☐	○	○	S(1)-2.4	コードベース	レビュー及び分析の対象は、ソースコードのみでなく、可読性があると組織が決定したさまざまな形式のコード（設定ファイル等）も対象とする。	✓			
☐	○	○	S(1)-3.1	テスト計画	脅威モデルとリスク分析に基づき、テスト範囲及びテスト方式を決定し、テスト計画を立案する。	✓			
☐	○	○	S(1)-3.2	テスト方式	テスト方式には、機能テスト、脆弱性テスト、ファジング、侵入テストなどを含める。	✓			
☐	○	○	S(1)-3.3	テスト実施	テスト計画にしたがってテストを設計、実施し、結果を文書化する。	✓			
☐	○	○	S(1)-3.4	問題への対応	テストの結果、発見された全ての問題と推奨される対応策を開発チームのワークフローに組み込み、対処する。	✓			
☐	○	○	S(1)-4.1	資産管理	運用者は、システム・サービスが扱う資産、及びシステム・サービスを構成する資産に関する資産管理手順と資産リストを整備する。			✓	
☐		○	S(1)-4.2	モニタリング環境の整備	運用者は、リスク発生時の潜在的な影響を最小化するためにシステムを適切に分離し、ソフトウェアによる資産保護上重要なリスクを監視するモニタリング環境を整備する。			✓	
☐		○	S(1)-4.3	セキュリティメカニズムの整備	ソフトウェア及びソフトウェアを適用するシステム・サービスが、動作環境またはデジタルインフラなどのリソース上にある情報資産及びデータの機密性・完全性を保護し、監視可能とするための適切なセキュリティメカニズムを整備する。	✓		✓	
☐	○	○	S(1)-4.4	モニタリングと評価	運用者は、重要なサービスを提供するソフトウェアに適用したメカニズムの動作状況をモニタリングするとともに、定期的にセキュリティ評価を実施し、組織のリスク管理の枠組みに統合する。			✓	
☐	○	○	S(2)-1.1	ソフトウェアコンポーネントの手配	外部から手配する商用、オープンソース、その他のサードパーティのソフトウェアコンポーネントは、組織が定義した要件を満たす安全性の高いものを採用する。	✓			
☐	○	○	S(2)-1.2	ソフトウェアコンポーネントの開発・維持	外部からソフトウェアコンポーネントを手配しない場合、組織で確立されたセキュリティ基準・慣行にしたがい、安全性の高いソフトウェアコンポーネントを社内で開発、維持する。	✓			
☐	○	○	S(2)-1.3	ソフトウェアコンポーネントのリスク評価	各ソフトウェアコンポーネントの出所情報を取得・分析し、そのコンポーネントがもたらすリスクを評価する。	✓			
☐	○	○	S(2)-1.4	ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の確認	各ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性、サポート期間を定期的にチェックする。	✓			
☐	○	○	S(2)-1.5	ソフトウェアコンポーネントの更新	各ソフトウェアコンポーネントを新しいバージョンにセキュアに更新するプロセスを導入する。	✓			
☐	○	○	S(2)-2.1	コードベースの保護	全ての形式のコードベースを不正アクセスや改ざんから保護するために、リポジトリにコードや設定情報を保管し、承認された担当者、ツール、サービスなどのみがアクセスできるよう最小権限の原則に基づいたアクセス制御を実施する。	✓	✓		
☐	○	○	S(2)-2.2	リリースのアーカイブ	リリース後に発見された脆弱性を分析、特定できるようにするために、各ソフトウェアのリリースをアーカイブ化して保護する。	✓	✓		
☐	○	○	S(2)-2.3	リリースの出所データの共有	各ソフトウェアリリースの全てのコンポーネントの出所データを収集、保護、維持、共有する。	✓	✓		
☐	○	○	S(2)-3.1	セキュリティ要件の合意	IT製品（自社のソフトウェアで再利用するための商用ソフトウェアコンポーネントを含む）またはサービスを提供するサードパーティとの契約または共有するポリシーに、明示的なセキュリティ要件を盛り込む。	✓	✓	✓	
☐		○	S(2)-3.2	サプライチェーンセキュリティ要求への対応	提供するIT製品またはサービスを受領・取得する組織が採用するサプライチェーンセキュリティ要件と同等のサプライチェーンセキュリティ要件に対応する。	✓	✓		
☐		○	S(2)-3.3	セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスの整備	受領・取得するサードパーティ製のIT製品またはサービスが満たさないセキュリティ要件がある場合のリスクに対処するプロセスを整備する。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(2)-4.1	セキュアな導入・設定・操作・変更・廃棄・終了	ソフトウェアをセキュアに導入・設定・操作するための情報、及び変更の影響・廃棄・提供終了・利用終了に係る情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	✓	✓		
☐	○	○	S(2)-4.2	整合性検証情報の提供	ソフトウェアの整合性・完全性の検証に必要な情報をソフトウェア利用者が継続的に利用できるようにする。	✓	✓		
☐	○	○	S(3)-1.1	脆弱性対応体制の設置	ソフトウェア製品の脆弱性の開示と修復に対処するポリシーを定め、そのポリシーをサポートするための脆弱性対応（インシデント対応を含む）に関する体制を設置し、必要な役割、責務、プロセスを定義する。	✓		✓	
☐	○	○	S(3)-1.2	コミュニケーション計画	全ての利害関係者に対するコミュニケーション計画を定める。	✓		✓	
☐	○	○	S(3)-1.3	脆弱性情報の収集	公知情報の探索、ソフトウェア利用者からの通知、外部脅威情報の取得、システム構成データのレビュー、その他の方法を通じて、新たな脆弱性情報を収集する。	✓		✓	
☐	○	○	S(3)-1.4	未検出の脆弱性の特定	継続的または定期的に、ソフトウェアのコードのレビュー、分析、テストを実施し、今まで未検出の対処すべき脆弱性（不適切な設定などを含む）を特定する。	✓		✓	
☐	○	○	S(3)-2.1	脆弱性の分析	開発者は、残存する各脆弱性の影響に伴うリスクを把握するために必要な情報を収集し、修復またはその他のリスク対応を計画するために、各脆弱性を分析する。	✓			
☐	○	○	S(3)-2.2	脆弱性へのリスク対応	開発者は、各脆弱性に対するリスク対応を計画し、実装する。	✓			
☐	○	○	S(3)-2.3	セキュリティ勧告	開発者は、セキュリティ勧告を作成し、リリースしたソフトウェアの供給先にその情報を提供するとともに、関連する制度の指定にしたがって報告する。また、運用者はセキュリティ勧告にしたがった配備を実施する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(3)-3.1	根本原因の特定	根本原因を決定するために、識別された脆弱性を分析し、プロアクティブに対策する。	✓		✓	
☐		○	S(3)-3.2	プロセス改善	ソフトウェアの更新または作成された新しいソフトウェアにより、根本原因の再発を防止またはその可能性を低減するために、ソフトウェアライフサイクル全体の開発と運用のプロセスをレビューし、必要に応じて見直す。	✓		✓	
☐		○	S(4)-1.1	役割と責務の定義	ソフトウェア開発ライフサイクルを網羅する役割と責務を定義する。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(4)-1.2	経営層のコミットメント	全要員に対してセキュア開発に対する経営層のコミットメントを周知し、組織にとってのセキュアな開発・運用の重要性を教育する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(4)-1.3	役割と責務の同意	各要員が、役割と責務を認識・同意していることを確認する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(4)-1.4	各役割のトレーニング	各役割のトレーニング計画を作成し、全要員が習熟度と役割に応じてトレーニングを実施できるように提供する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(4)-1.5	役割とトレーニングの見直し	役割やトレーニングは定期的に見直す。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(4)-2.1	ソフトウェア開発ポリシーの定義	ソフトウェア開発のインフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOLに係る要件を含む）を特定し、法令遵守のもとSDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。	✓			
☐	○	○	S(4)-2.2	ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持	組織が開発するソフトウェアが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。	✓			
☐	○	○	S(4)-2.3	費用認識の共有と予算化	ポリシーに基づいてセキュリティを確保するために必要な予算を確保する。	✓			
☐		○	S(4)-3.1	ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義	ソフトウェアを適用したサービス運用インフラ及びプロセスの全てのセキュリティ要件（EOS及び廃棄に係る要件を含む）を特定し、法令遵守のもとSDLC全体を通じて維持するためのセキュリティポリシーを定義する。			✓	

要求事項チェックリスト									
	要求パッケージ		責務を果たすための要求事項						
Check!	最低限	標準	要求ID	個別要求タイトル	個別要求	開発者	供給者	運用者	顧客
☐		○	S(4)-3.2	サービス・セキュリティポリシーの定義と維持	ソフトウェアを適用したサービスが満たすべき全てのセキュリティ要件を規定したポリシーを定義し、これらの要件をSDLC全体にわたって維持する。			✓	
☐		○	S(4)-3.3	運用ポリシーに基づく監査	ポリシーに基づくガバナンスにより、サービス運用インフラ及びプロセスの保護、及びサービスのセキュリティ要件がSDLC全体にわたって維持されていることを監査により確認する。			✓	
☐	○	○	S(4)-4.1	セキュリティ確認基準の定義と追跡	ソフトウェアのセキュリティ確認基準を定義し、SDLC全体を追跡する。	✓		✓	
☐	○	○	S(4)-4.2	セキュリティ確認基準に基づく意思決定のサポート	セキュリティ確認基準に基づく意思決定をサポートするために必要な情報を収集し保護するためのプロセスや仕組みなどを実装する。	✓		✓	
☐		○	S(4)-4.3	セキュリティ確認基準に基づく監査	セキュリティ上の確認基準への適合を遵守するためのガバナンスにより、SDLC全体を追跡し意図する効果を得ていることを監査により確認する。	✓		✓	
☐	○	○	S(4)-5.1	ツールとツールチェーンの指定	特定されたリスクを軽減するために有効なツールを特定し、どのツールチェーンに含めることが必須もしくは必要であるか、及びツールチェーンのコンポーネントを相互に統合する方法を指定する。	✓			
☐	○	○	S(4)-5.2	ツールとツールチェーンの配備・運用・保守	セキュリティ慣行にしたがってツールとツールチェーンを配備、運用、及び保守する。	✓			
☐	○	○	S(4)-5.3	ツール構成と証跡生成	組織によって定義されたセキュアなソフトウェア開発の慣行のサポートに関する証跡を生成するようにツールを構成する。	✓			
☐	○	○	S(4)-6.1	環境の分離保護	ソフトウェア開発に関係する各環境を分離して保護する。	✓			
☐	○	○	S(4)-6.2	開発用エンドポイントの保護	リスクベースのアプローチを使用して開発関連のタスクを実行するために、各開発者向けのエンドポイントを保護、強化する。	✓			
☐		○	S(5)-1.1	情報連携のための組織体制の構築	ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、民間企業同士、関係当局、専門組織との情報連携のための組織体制を構築する。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(5)-1.2	重要なセキュリティ関連情報の提供	業界固有の必須かつ重要なセキュリティ関連情報を選別・識別して、サプライチェーン先に提供する。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(5)-1.3	脆弱性情報の通知サービスの利用	効率的に脆弱性情報の共有を図るため、脆弱性情報の通知サービスを利用する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(5)-2.1	協力体制の活用	ソフトウェアの製品及びサービスのセキュリティを改善するために、外部の事業者、顧客、及び専門機関が参加するソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。	✓	✓	✓	
☐		○	S(5)-2.2	協力体制への貢献	コミュニティや協力体制に参加する場合には、積極的に活動に関与し、協力体制に対して貢献する。	✓	✓	✓	
☐	○	○	S(6)-1.1	リスク管理	顧客の独立した主体的な取組とサイバーインフラ事業者との契約に基づく取組を統合したリスク管理を実施する。				✓
☐	○	○	S(6)-1.2	リソース整備	既知の脆弱性への対処、及び緩和策を主体的に実施するためのリソースを割り当て、整備する（SBOM活用を含む）。				✓
☐		○	S(6)-1.3	協力体制の活用	ソフトウェアセキュリティの改善を目的とするコミュニティや協力体制を活用する。				✓
☐	○	○	S(6)-2.1	セキュリティ要件の定義	ソフトウェア設計計画にセキュリティ機能を組み込むためのセキュリティ要件を定義し、ソフトウェアを調達・導入する前に、サイバーインフラ事業者に提示する。				✓
☐	○	○	S(6)-2.2	セキュリティ慣行の要求開示	ソフトウェアの調達・導入前に、サイバーインフラ事業者に求めるセキュリティ慣行の要求を開示する。				✓
☐	○	○	S(6)-2.3	リスク評価に基づく意思決定	ソフトウェアを調達・導入する際に、リスク評価に基づいた意思決定を行う。				✓
☐	○	○	S(6)-2.4	予算確保	ソフトウェアのライフサイクルを考慮した導入・運用・移行・廃棄、リスク対応、及び関連する契約に係る予算を継続的に確保する。				✓

要求事項チェックリスト（役割・フェーズ）

要求事項チェックリスト（役割・フェーズ）									ライフサイクルフェーズ														
									要件定義	設計	開発	ビルド	テスト	リリース	配布	配備	運用	モニタリング	フィードバック	分析	計画	人材・プロセス・技術の整備	サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化
	要求パッケージ		責務を果たすための要求事項																				
Check!	最低限	標準	要求ID	個別要求タイトル	開発者	供給者	運用者	顧客															
☐	○	○	S(1)-1.1	リスクベースのセキュリティ要件の定義	✓				✓												✓		
☐	○	○	S(1)-1.2	設計レビュー	✓					✓													
☐		○	S(1)-1.3	リスク対応記録	✓					✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓		
☐		○	S(1)-1.4	リスクベースの定期的確認	✓															✓	✓		
☐	○	○	S(1)-2.1	セキュア開発プロセスの定義	✓							✓	✓										
☐	○	○	S(1)-2.2	セキュアビルド	✓								✓										
☐	○	○	S(1)-2.3	検証とフィードバック	✓							✓	✓										
☐	○	○	S(1)-2.4	コードベース	✓							✓	✓										
☐	○	○	S(1)-3.1	テスト計画	✓								✓								✓		
☐	○	○	S(1)-3.2	テスト方式	✓								✓										
☐	○	○	S(1)-3.3	テスト実施	✓								✓										
☐	○	○	S(1)-3.4	問題への対応	✓								✓										
☐	○	○	S(1)-4.1	資産管理				✓									✓						
☐		○	S(1)-4.2	モニタリング環境の整備				✓									✓	✓					
☐		○	S(1)-4.3	セキュリティメカニズムの整備	✓			✓									✓	✓					
☐	○	○	S(1)-4.4	モニタリングと評価				✓										✓	✓	✓			
☐	○	○	S(2)-1.1	ソフトウェアコンポーネントの手配	✓					✓	✓	✓											
☐	○	○	S(2)-1.2	ソフトウェアコンポーネントの開発・維持	✓							✓											
☐	○	○	S(2)-1.3	ソフトウェアコンポーネントのリスク評価	✓							✓									✓		
☐	○	○	S(2)-1.4	ソフトウェアコンポーネントの公知脆弱性の確認	✓															✓	✓		
☐	○	○	S(2)-1.5	ソフトウェアコンポーネントの更新	✓							✓											
☐	○	○	S(2)-2.1	コードベースの保護	✓	✓							✓										
☐	○	○	S(2)-2.2	リリースのアーカイブ	✓	✓							✓	✓							✓		
☐	○	○	S(2)-2.3	リリースの出所データの共有	✓	✓							✓	✓									
☐	○	○	S(2)-3.1	セキュリティ要件の合意	✓	✓	✓			✓													
☐		○	S(2)-3.2	サプライチェーンセキュリティ要求への対応	✓	✓				✓	✓												
☐		○	S(2)-3.3	セキュリティ要件を満たさないリスクへの対処プロセスの整備	✓	✓	✓			✓	✓												
☐	○	○	S(2)-4.1	セキュアな導入・設定・操作・変更・廃棄・終了	✓	✓							✓	✓	✓								
☐	○	○	S(2)-4.2	整合性検証情報の提供	✓	✓							✓	✓	✓								
☐	○	○	S(3)-1.1	脆弱性対応体制の設置	✓			✓													✓		
☐	○	○	S(3)-1.2	コミュニケーション計画	✓			✓													✓		
☐	○	○	S(3)-1.3	脆弱性情報の収集	✓			✓											✓				
☐	○	○	S(3)-1.4	未検出の脆弱性の特定	✓			✓			✓										✓		
☐	○	○	S(3)-2.1	脆弱性の分析	✓														✓	✓			
☐	○	○	S(3)-2.2	脆弱性へのリスク対応	✓						✓	✓	✓	✓						✓	✓		
☐	○	○	S(3)-2.3	セキュリティ勧告	✓	✓	✓						✓	✓		✓							
☐		○	S(3)-3.1	根本原因の特定	✓			✓			✓	✓									✓		
☐		○	S(3)-3.2	プロセス改善	✓			✓													✓	✓	
☐		○	S(4)-1.1	役割と責務の定義	✓	✓	✓															✓	
☐	○	○	S(4)-1.2	経営層のコミットメント	✓	✓	✓															✓	
☐		○	S(4)-1.3	役割と責務の同意	✓	✓	✓															✓	
☐		○	S(4)-1.4	各役割のトレーニング	✓	✓	✓															✓	
☐		○	S(4)-1.5	役割とトレーニングの見直し	✓	✓	✓															✓	
☐	○	○	S(4)-2.1	ソフトウェア開発ポリシーの定義	✓																	✓	
☐	○	○	S(4)-2.2	ソフトウェア・セキュリティポリシーの定義と維持	✓																	✓	
☐	○	○	S(4)-2.3	費用認識の共有と予算化	✓																	✓	
☐		○	S(4)-3.1	ソフトウェアサービス運用ポリシーの定義				✓														✓	
☐		○	S(4)-3.2	サービス・セキュリティポリシーの定義と維持				✓														✓	
☐		○	S(4)-3.3	運用ポリシーに基づく監査				✓										✓				✓	

[illegible]